

第354回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
6月25日	木	本会議	開会 会期の決定（15日間） 議案の上程64件（予算1、条例9、その他54） 提出者の説明 濱田知事
26日	金	休 会	議案精査
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
29日	月	休 会	議案精査
30日	火	本会議	質疑並びに一般質問 明神議員 上田(周)議員 中根議員
7月1日	水	本会議	質疑並びに一般質問 山崎議員 大石議員 金岡議員
2日	木	本会議	質疑並びに一般質問 野町議員 桑名議員 委員会付託
3日	金	休 会	委員会審査
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	休 会	委員会審査
7日	火	休 会	委員会審査
8日	水	休 会	
9日	木	本会議	委員長報告 採決 議案の上程（議発第1号） 採決 議案の上程（議発第2号） 採決 議案の上程（議発第3号） 採決 議案の上程（議発第4号） 討論 吉良議員 採決

			議案の上程（議発第5号） 討論 坂本議員 採決 継続審査の件 閉会
--	--	--	--

第354回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（6月25日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
濱田知事	8

第2日（6月30日）

出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
事務局職員出席者	18
議事日程	18
諸般の報告	20
質疑並びに一般質問	
明神議員	21
1 全世代型社会保障への改革について	21
2 介護保険制度（特別養護老人ホームへの入所待機者、人材の確保、国への提言）について	23
3 新たな過疎対策（過疎問題懇談会の国への提言と今後の取り組み）について	24
4 新型コロナウイルス感染症対策について	25
5 避難所における新型コロナウイルス感染症対策（市町村における進捗状況と支援、南海トラフ地震対策）について	26

6	地産地消の取り組み（経緯とプロジェクトへの思い、農畜産物の販売拡大キャンペーン、水産業分野での推進）について……………	27
7	観光振興（独自の取り組み）について……………	27
8	高知龍馬空港国際線ターミナルビルの整備（スケジュールと進捗状況、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた整備の進め方）について……………	28
9	ふるさと納税（奈半利町の不適切な取り扱いへの所見、市町村の運用状況）について……………	29
10	孤独な育児のない社会（高知市への支援）について……………	29
	濱田知事……………	31
	福留地域福祉部長……………	36
	西岡農業振興部長……………	36
	田中水産振興部長……………	37
	岩城副知事……………	37
	君塚総務部長……………	38
	伊藤教育長……………	38
	明神議員……………	39
	上田(周)議員……………	39
1	政治姿勢（新型コロナウイルス感染拡大防止の受け止め、令和2年度の県政運営、財政運営のかじ取り、市町村との連携、職員を時限的に3,400人以内の体制に見直す考え方、光ファイバーの整備状況と課題・施策の展開）について……………	39
2	人口減少対策（社会減が解消されない要因と社会増減ゼロに向けた施策の展開、関係人口の裾野を広げる取り組み、シニア世代の多様な働き方、移住促進策、さらなる少子化の現状分析）について……………	41
3	経済の活性化（雇用維持特別支援給付金の申請受け付けから給付までの見通しと手続きの簡素化、持続化給付金の支給対象拡充の周知、国が展開する観光キャンペーンまでの観光の活性化、中山間地域等直接支払制度の第5期対策の進め方）について……………	43
4	日本一の健康長寿県づくりなど（介護サービスと感染予防の両立、感染予防を踏まえた介護予防、健康二次被害回避の具体的な取り組み、荷おろし鬱病の注意喚起、帰国者への検疫手続の丁寧な説明）について……………	44
5	教育政策（朝食の大切さの理解への取り組み、学習遅れの挽回の具体的取り組みや県立学校入試への影響と感染再拡大時の入試対応、中学校の県総体における保護者の観覧）について……………	46
6	地域防災（自主防災組織の現状と課題を踏まえた取り組み、消防団員の確保に向けたポイント、住宅耐震化率の地域差解消への取り組み、避難所におけるクラスター発生を防ぐための市町村職員の対応力強化に向けた積極的な支	

援と3密回避に向けた避難所のスペース確保) について……………	47
濱田知事……………	49
沖本商工労働部長……………	54
吉村観光振興部長……………	54
西岡農業振興部長……………	55
福留地域福祉部長……………	55
鎌倉健康政策部長……………	57
伊藤教育長……………	57
堀田危機管理部長……………	59
村田土木部長……………	60
上田(周)議員……………	60
濱田知事……………	61
堀田危機管理部長……………	62
上田(周)議員……………	62
中根議員……………	62
1 米軍機の低空飛行、夜間飛行(要請書への政府の回答、県民に説明できる情報確認、県民からの情報収集の充実、自治体のネットワークづくり) について……………	62
2 持続化給付金(事務事業のあり方と国への改善要求、再委託に関する方針、申請・給付に関する国への要望) について……………	63
3 新型コロナウイルス感染症対策(民間機関によるPCR検査体制、医療機関の経営状況と支援、医療費削減政策の転換、介護・障害福祉事業所の経営状況と支援、国の慰労金の対象外とされた保育所・児童福祉施設への対策、安全保障戦略としての保健・公衆衛生及び医療体制の充実、医療・介護・保育分野の抜本的な処遇改善、支援を必要とする人へのさらなる国の財政支援、生活保護の周知、国保料減免制度の市町村への周知、減免の推進、学生への影響と国の学生支援緊急給付金の申請・推薦人数、独自の支援策、ジェンダー平等の視点、県版特別定額給付金の創設と必要な予算) について……………	64
4 ポストコロナ時代(進むべき方向と方策の再検討、全国一律の最低賃金の確立、心のケアに取り組む教育、柔軟な教育課程の奨励、学級人数の分散、日本教育学会の提言の実現) について……………	69
5 飼養衛生管理基準(策定のあり方、見直しへの見解と対応) について……………	71
濱田知事……………	72
堀田危機管理部長……………	77
井上会計管理者……………	78
鎌倉健康政策部長……………	78
福留地域福祉部長……………	79

伊藤教育長	79
西岡農業振興部長	82
中根議員	82
濱田知事	83
堀田危機管理部長	84
中根議員	84

第3日（7月1日）

出席議員	85
欠席議員	85
説明のため出席した者	85
事務局職員出席者	86
議事日程	86
諸般の報告	88
質疑並びに一般質問	
山崎議員	89
1 政治姿勢（コロナ禍における多元的なリスク観の重要性の認識と対策、ふるさと納税制度に対する認識と市町村のあり方、仕事と育児の両立）について	89
2 新型コロナウイルス感染症対策（ホテルや旅館を活用した避難所の増設と財政的支援、家庭学習支援動画の取り組みと方向性、県立学校における換気対策と支援、修学旅行の実施の判断基準、高知県立大学と高知工科大学の学生寮での対策、遠隔授業の状況とデジタル技術の環境整備）について	90
3 教育問題（不登校への取り組みの可視化、高知北高等学校の通級による指導の現状と方向性、夜間中学設置の進捗状況）について	93
4 ひきこもり支援（市町村におけるケース会議、自立相談支援機関のアウトリーチ支援員の増員）について	96
5 相談員の配置の強化（正職員による相談窓口業務、強化と育成）について	97
濱田知事	98
堀田危機管理部長	101
伊藤教育長	101
岡村文化生活スポーツ部長	104
福留地域福祉部長	105
山崎議員	106
伊藤教育長	107
濱田知事	107

山崎議員	108
大石議員	108
1 政治姿勢（新型コロナウイルス影響下における可能性、政策実行の優先順位 の変化と次年度以降の考え方、自主財源の乏しい県の財政運営、ふるさと納 税制度を総括しての地方間の税収格差の是正効果、財政調整的基金、今後の イベント開催の方針）について	108
2 高知県経済（県内事業者の現状、事業承継に関する現状と課題及び今後の方 針、ウイズコロナ時代における移住促進策の強化、経費支援の制度の創設、 IT系企業等の誘致を進める市町村への支援、高知港長期構想における潮江 地区のにぎわい創出事業、高知市との連携、INAPの評価と今後の方向性、 シンガポール事務所の評価と期待、県内事業者との情報共有の強化と県民へ の広報機能）について	112
3 教育（私立学校の授業料減免措置の迅速な周知、支援の拡大、タブレット導 入における格差と国への支援策継続の要望、インターネットに関連する人権 教育と情報モラルの向上、閲覧制限、私立学校も含めた教員や学校間の情報 共有、専門人材による相談体制づくり）について	115
4 文化政策（県史編さんにおける進め方の優先順位と進捗状況、県立文化施設 のオンライン活用に向けた体制整備、県有施設のキャンセル料還付措置の延 長）について	116
5 観光政策（県内観光客へのリカバリーキャンペーンの周知、ウトコ オーベル ジュ&スパと足摺テルメが立地する両市への支援）について	117
6 市町村との連携（地域支援企画員制度に期待する役割）について	118
7 エコサイクルセンター（日高村の地域振興策の実績と評価及び今後の考え方、 日高村の皆様への思い）について	119
濱田知事	119
沖本商工労働部長	125
井上産業振興推進部長	126
村田土木部長	127
岡村文化生活スポーツ部長	128
伊藤教育長	129
吉村観光振興部長	131
大石議員	131
濱田知事	132
沖本商工労働部長	133
大石議員	134
金岡議員	134
1 経済対策（新型コロナウイルス感染症の終息、第2波・第3波への経済対策	

と財源、新しい生活様式の普及啓発、直販所の強化とネット販売の拡充、四国4県の連携、換気設備の整備促進、飲食店やホテル・旅館などにおける感染予防対策) について……………	134
2 医療提供体制(第2波・第3波への対策、民間医療機関の経営対策、オンライン化、公衆衛生医師の確保、早目のインフルエンザ予防接種の啓発、高知あんしんネットの進捗状況) について……………	137
3 高齢者福祉(施設で想定される対応、オンライン面会の整備、中山間地域のIT整備) について……………	139
4 教育政策(児童生徒の様子、タブレット端末配備の予定、不十分なインターネット環境への対処、不登校へのオンライン授業の活用、県立高校におけるタブレット端末の整備、休校による学習格差の是正、全ての学校での遠隔授業、教員の機器操作の向上) について……………	140
5 避難所における新型コロナウイルス感染症対策について……………	141
6 中山間対策(スーパーシティ構想の展開) について……………	141
濱田知事……………	141
西岡農業振興部長……………	144
沖本商工労働部長……………	145
鎌倉健康政策部長……………	145
福留地域福祉部長……………	148
伊藤教育長……………	149
堀田危機管理部長……………	152
金岡議員……………	153
鎌倉健康政策部長……………	153
金岡議員……………	154

第4日(7月2日)

出席議員……………	155
欠席議員……………	155
説明のため出席した者……………	155
事務局職員出席者……………	156
議事日程……………	156
諸般の報告……………	158
質疑並びに一般質問	
野町議員……………	159
1 新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止対策(取り組みの総括、PC	

R検査の実施状況と検査体制の強化策、受け入れ体制と人員確保及び人材育成への支援、いわて感染制御支援チームの取り組み、差別や誹謗中傷の実態と防止策、院内感染対策の実態と医療従事者及びその家族への感染リスク軽減策、福祉施設内感染時における人員確保と人材育成)について……………	159
2 コロナ禍の経済への影響及び対策（本県への影響と対策の効果、市町村との連携、特別経済対策プロジェクトチームの設置目的と取り組み、県内モニターツアー造成支援事業、東部地域での県内観光客誘致、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」の期間延長、宿泊業・飲食業の現状と支援策の周知、高知固有の文化の継承、商店街への支援策、花卉における消費拡大対策、高収益作物次期作支援交付金及び経営継続補助金の周知と県の役割、特産品目への支援、本年産ユズの作柄・販売の見通しと対応策、県産品の輸出への影響と新たな輸出戦略）について……………	161
3 国土強靱化の推進（西日本豪雨災害の復旧の進捗状況、コロナ禍における避難意識の変化と対応、国土強靱化地域計画の策定状況、次年度公共事業予算の確保）について……………	166
濱田知事……………	167
鎌倉健康政策部長……………	169
岡村文化生活スポーツ部長……………	171
福留地域福祉部長……………	171
君塚総務部長……………	171
井上産業振興推進部長……………	172
吉村観光振興部長……………	173
沖本商工労働部長……………	174
西岡農業振興部長……………	174
村田土木部長……………	176
堀田危機管理部長……………	177
野町議員……………	178
桑名議員……………	178
1 政治姿勢（新型コロナウイルス感染症への対応策、財政出動の考え方、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する朝日新聞のアンケート、緊急事態時における国や県のあり方についての憲法上の考え方、特別定額給付金の申請におけるオンライン手続の混乱原因、マイナンバーカードの必要性和展開、新型コロナウイルスと向き合った行政を進める覚悟）について……………	178
2 新型コロナウイルス感染症対策（経営健全化特別支援金制度の推進、県におけるマスクの取り扱い枚数、備蓄量と今後の対応、県庁におけるテレワークの推進、警察署内でのクラスター発生時の対応、コロナ禍に便乗した犯罪の発生と防止、留置施設の対応、術科教養への対応）について……………	181

3	人口問題（人口流出、まち・ひと・しごと創生総合戦略における若者定着政策）について……………	183
4	農業問題（種苗法改正の影響と農家への負担、主要農作物種子法廃止の影響、ため池耐震化工事の進捗状況と防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の成立による今後の見通し）について……………	184
5	公共事業（コロナ禍における早期発注、工事の平準化、改正公共工事の品質確保の促進に関する法律における目標値の設定）について……………	185
	濱田知事……………	185
	沖本商工労働部長……………	190
	堀田危機管理部長……………	191
	君塚総務部長……………	191
	熊坂警察本部長……………	192
	西岡農業振興部長……………	193
	村田土木部長……………	194
	桑名議員……………	195
	沖本商工労働部長……………	197
	濱田知事……………	197
	君塚総務部長……………	198
	桑名議員……………	198
	議案の付託……………	198
	請願の付託……………	199

第5日（7月9日）

	出席議員……………	201
	欠席議員……………	201
	説明のため出席した者……………	201
	事務局職員出席者……………	202
	議事日程……………	202
	諸般の報告……………	205
	委員長報告	
	浜田危機管理文化厚生委員長……………	205
	黒岩商工農林水産委員長……………	207
	田中産業振興土木委員長……………	210
	横山総務委員長……………	212
	採決……………	215

議案の上程、採決（議発第1号 意見書議案）	215
議案の上程、採決（議発第2号 意見書議案）	216
議案の上程、採決（議発第3号 意見書議案）	216
議案の上程、討論、採決（議発第4号 意見書議案）	217
吉良議員	217
議案の上程、討論、採決（議発第5号 意見書議案）	219
坂本議員	220
継続審査の件	222
閉会の挨拶	
三石議長	222
濱田知事	223

巻末掲載文書

委員会報告書	225
意見書に関する結果について	230
議案の提出について	234
人事委員会回答書	238
議案付託表	239
請願文書表	246
意見書議案の提出について	
議発第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案	248
議発第2号 国際保健衛生分野及び我が国との経済・文化的交流における台湾の重要性に関する意見書議案	251
議発第3号 林業分野における人材確保を求める意見書議案	254
議発第4号 河井両国会議員の議員辞職と真相究明、安倍首相・自民党総裁の政治責任を求める意見書議案	257
議発第5号 新型コロナウイルス感染症対策に「災害対応」を求める意見書議案	260
継続審査調査の申出書	263
委員会審査結果一覧表	265
議決一覧表	270

招 集 告 示

高知県告示第468号

高知県議会定例会を、令和2年6月25日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和2年6月18日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	上 治 堂 司 君	2番	土 森 正 一 君
3番	上 田 貢太郎 君	4番	今 城 誠 司 君
5番	金 岡 佳 時 君	6番	下 村 勝 幸 君
7番	田 中 徹 君	8番	土 居 央 君
9番	野 町 雅 樹 君	10番	浜 田 豪 太 君
11番	横 山 文 人 君	12番	西 内 隆 純 君
13番	加 藤 漠 君	14番	西 内 健 君
15番	弘 田 兼 一 君	16番	明 神 健 夫 君
17番	依 光 晃一郎 君	18番	梶 原 大 介 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	22番	山 崎 正 恭 君
23番	西 森 雅 和 君	24番	黒 岩 正 好 君
25番	大 石 宗 君	26番	武 石 利 彦 君
27番	田 所 裕 介 君	28番	石 井 孝 君
29番	大 野 辰 哉 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	上 田 周 五 君	32番	坂 本 茂 雄 君
33番	岡 田 芳 秀 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

第354回高知県議会定例会会議録

令和2年6月25日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君

34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君
 36番 米 田 稔 君
 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長 井 上 浩 之 君
 産 業 振 興 推 進 部 長 尾 下 一 次 君
 中 山 間 振 興 ・ 交 通 部 長 沖 本 健 二 君
 商工労働部長 吉 村 大 君
 観光振興部長 西 岡 幸 生 君
 農 業 振 興 部 長 川 村 竜 哉 君
 林 業 振 興 ・ 環 境 部 長 田 中 宏 治 君
 水産振興部長 村 田 重 雄 君
 土 木 部 長 井 上 達 男 君
 会 計 管 理 者 橋 口 欣 二 君
 公 営 企 業 局 長 伊 藤 博 明 君
 教 育 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 長 原 哲 君
 人 事 委 員 会 長 小 田 切 泰 禎 君
 事 務 局 長 熊 坂 隆 君
 公 安 委 員 長
 警 察 本 部 長

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 中村 知 佐 君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 行宗 昭 一 君
事務局 次長 織田 勝 博 君
議事課 課長 吉岡 正 勝 君
政策調査課長 川村 和 敏 君
議事課長補佐 馬殿 昌 彦 君
主 査 久保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 1 号)

令和2年6月25日午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
 - 第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算
 - 第 2 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第 3 号 高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
 - 第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
 - 第 5 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第 6 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 7 号 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 12 号 安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 13 号 土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 14 号 須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 15 号 宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 16 号 土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 17 号 四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 18 号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 19 号 東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 20 号 奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の

	受託に関する議案		
第 21 号	田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 33 号	越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 22 号	安田町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 34 号	構原町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 23 号	北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 35 号	津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 24 号	馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 36 号	四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 25 号	芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 37 号	大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 26 号	本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 38 号	三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 27 号	大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 39 号	黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 28 号	土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 40 号	高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 29 号	大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 41 号	香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 30 号	仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 42 号	香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 31 号	中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 43 号	高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 32 号	佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 44 号	香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
		第 45 号	幡多広域市町村圏事務組合と高知県

- との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 46 号 高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 47 号 幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 48 号 津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 49 号 高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 50 号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 51 号 津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 52 号 高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 53 号 幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 54 号 幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 55 号 嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 56 号 高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

- 第 57 号 安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 58 号 高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 59 号 高知縣市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 60 号 南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 61 号 中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 62 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 63 号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 64 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案



午前10時開会 開議

○議長(三石文隆君) ただいまから令和2年6月高知県議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告がありましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から高知県債権管理条例第15条の規定に基づく非強制徴収債権の放棄の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、去る6月11日に四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末225、230ページに掲載〕



会議録署名議員の指名

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

2番 土 森 正 一 君

20番 森 田 英 二 君

27番 田 所 裕 介 君



会 期 の 決 定

○議長（三石文隆君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から7月9日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月9日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末234ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第64号「町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上64件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員の皆様のご出席をいただき、令和2年6月県議会定例会が開かれますことを厚くお礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

県内におきましては、本年4月末以降県民の皆様のご協力により、新型コロナウイルスの新たな感染は確認されておられません。また、全国では一定数の感染は見られるものの、段階的に移動制限の緩和や経済活動の再開が進められているところです。

このような状況を踏まえ、本県としては、引き続き感染防止対策に努めながら、この間感染症の影響でおくれていた5つの基本政策と3つの横断的な政策に係る取り組みを鋭意進めてまいります。その際には、新しい生活様式への対応など、感染拡大後の社会構造の変化も見据えた各政策のさらなる強化を図ってまいります。

県政運営の基本姿勢であります共感と前進の実現に向け、県民の皆様との対話を行う県民座談会「濱田が参りました」についても、感染症の影響で延期をしておりましたが、今日1日の土佐市を皮切りにスタートいたしました。当日は、地域の実情や県民の皆様のご率直な御意見を直接お聞きすることができ、私自身、大変勉強になったと感じております。このほか、県内の市町村長との信頼関係をより一層深めるため、順次皆様と直接お会いして、県政などに関する意見交換をさせていただいております。

今後も、こうした機会をできるだけ多く設けるとともに、頂戴した御意見をしっかりと受けとめ、県政運営に生かしてまいります。

国においては、今日12日新型コロナウイルス感染症対策に関する第2次補正予算が成立しま

した。この中に含まれている地方創生臨時交付金については、本県が強く求めてきた総額の大幅な増額や基金造成などが認められることとなり、本県が行う経済対策などへの大きな後押しになるものと高く評価をしております。

今後の国の動きを見ますと、我が国の経済財政運営の指針となる骨太の方針の決定と、それを踏まえた来年度予算の概算要求が予定されておりますほか、中山間地域を数多く抱える本県にとって大きな影響を及ぼす新たな過疎対策法の制定に向けた議論も進んでまいります。

引き続き、国の施策が本県の取り組みの後押しとなるよう、全国知事会などとも連携しながら、時期を捉えた積極的な政策提言を行ってまいります。

今議会では、主に新型コロナウイルス感染症への対応を図るため、総額197億円余りの歳入歳出予算の補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、感染予防、感染拡大防止に関しては、事態の長期化や次なる流行の波に対応するため、医療や福祉サービスの提供体制の強化を図ります。具体的には、医療機関や介護施設などが実施する感染拡大防止対策を支援するとともに、罹患リスクに直面している医療従事者や介護職員などに慰労金を給付することとしております。

次に、経済影響対策に関しては、事業の継続と雇用の維持を図るとともに、本県経済のV字回復に向けた取り組みを本格的に展開します。具体的には、特に経営状況が厳しい事業者に対して、雇用の維持にかかる経費を支援するとともに、文化芸術団体の活動再開や公立大学の授業料の減免についても支援いたします。

加えて、学校給食を通じた地産地消の取り組みや、オンライン商談会の開催などによる外商活動を推進するほか、体験観光事業者への協力

金の支給や、貸し切りバスの利用を促進する取り組みなどを行います。さらには、中山間地域の集落活動センターにアドバイザーを派遣し、新しい生活様式の実践、定着などを支援いたします。

こうした取り組みに加え、引き続き感染拡大防止や経済影響対策に機動的に対応するため、予備費を増額計上しております。その一方で、新型コロナウイルス感染症への対応にかかる財源やマンパワーを確保する観点から、既に中止または延期が確定をしているよさこい祭りやオリンピック・パラリンピックなどに関連する事業を見直し、予算を減額しております。

続いて、5つの基本政策の現状などに関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

先月25日に、全都道府県で緊急事態宣言が解除され、感染拡大防止対策を徹底しつつ、経済活動を本格的に再開させていく段階となっております。このため本県としましては、第1の局面である事業の継続と雇用の維持の対策を引き続き実施しながら、今後は経済活動の回復を図っていくという第2の局面、さらには社会の構造変化への対応を行っていくという第3の局面に、一層の重点を置いた経済対策を展開してまいります。

まず、事業の継続と雇用の維持については、数カ月にわたる売り上げの大幅な減少や固定費などの負担から、国の持続化給付金を受けてもなお経営が厳しい事業者を対象に、社会保険料の負担に着目した本県独自の給付金を新たに創設することとしました。

次に、経済活動の回復と社会の構造変化への対応については、まずは県内の消費拡大、需要喚起を図るため、先月末以来県民の皆様へ、地元での買い物や飲食、県内観光といった地産地消への御協力をお願いしてまいりました。さらに、こうした活動を県全体の大きなうねりとし

ていくため、予備費の活用などにより、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」を今月15日からスタートさせたところです。

具体的には、まず第1弾として、県産食材を用いた料理や県内観光地の写真をSNSに投稿いただいた方に抽選で県産品や宿泊ギフト券のプレゼントを行うなど、食や観光の地産地消を誘発するための5つのキャンペーンを始めております。続いて、第2弾として、直販所や飲食店と連携した農林水産物の販売拡大につなげるキャンペーンのほか、県内の量販店や飲食店などが行う地産地消イベントへの支援も計画しているところです。

さらに、国内旅行が本格的に動き出す8月以降は、県外観光客による県産品の購入拡大にもつなげていきたいと考えており、引き続き関係者の皆様のお知恵と御協力を賜りながら、本プロジェクトを進化させてまいります。

一方、経済活動の本格的な回復を図るためには、こうした県内での取り組みに加え、県外における県産品の消費拡大や販路拡大にも取り組んでいく必要があります。このため、高知家の魚応援の店と連携したフェアの開催や、県外量販店での農産物の販売キャンペーンなどを進めてまいります。あわせて、県内事業者のテレワーク導入や感染防止対策といった新しい生活様式に対応するための取り組みに対する支援を強化し、本県経済の早期回復につなげてまいります。

本年4月からスタートした第4期産業振興計画については、新型コロナウイルス感染症の影響により、県外での県産品の展示・商談会や移住相談会などが中止または延期となり、観光のイベントやプロモーションも自粛するなど、全体的に事業の進捗がおくれています。今月に入ってから、徐々に全国的な経済活動が再開されており、今後はオンラインによる商談会や相談会などの手法も取り入れ、本年度の目標達成

に向けて、少しでもおくれを取り戻せるよう注力してまいります。

地産の強化、外商の強化、成長を支える取り組みの強化という3つの施策群から成る産業振興計画の取り組みを一層進化させ、県経済を再び成長軌道に乗せていくことができるよう、精いっぱい努力いたします。

まず、地産の強化に関しては、各産業分野において担い手不足を克服し生産性を高めるとともに、新しい生活様式への早急な対応を図るため、デジタル技術と地場産業の融合など、デジタル技術を生かした取り組みを一段と加速させてまいります。

このうち、水産業分野においては、水産物の生産・流通・販売にデジタル技術を活用する高知マリンイノベーションの取り組みを進めており、先日オンラインで開催した運営協議会では、4つのプロジェクトチームの本年度の進め方について議論し、承認をいただいたところです。今後、AIを活用したメジカの漁場予測手法について検討を行い、来年度からシステムの開発に取り組むなど、大学や研究機関、関係団体と連携して各プロジェクトを進めます。

また、複数の企業や大学などが有する技術やアイデアなどを組み合わせて新たな製品やサービスの開発につなげるオープンイノベーションプラットフォームの取り組みについては、現在さまざまな分野の課題の抽出を進めているところです。今後、抽出された課題の解決に向けたプロジェクトを立ち上げ、専門家のきめ細かな伴走支援により、IoTやAIなどのデジタル技術を活用した新たな製品開発につなげてまいります。

次に、外商の強化に関しては、地産外商公社の活動を契機とした昨年度の成約件数が9,896件、成約金額は対前年度比9.4%増の46億3,800万円となり、いずれも過去最高を更新いたしま

した。しかしながら、新型コロナウイルスの影響で、国内外の展示・商談会が相次いで中止や延期になり、飲食店向けの県産品の売り上げも大幅に減少するなど、県内の食品関係事業者は非常に大きな影響を受けております。

このような厳しい状況にある事業者の外商活動をサポートするため、5月臨時会で議決いただいた補正予算により、インターネット上での販売サイトの構築などを支援する補助金を創設し、販売機会の確保に努めているところです。

また、感染拡大が一定落ちついてきてからも、国内外での外商活動に際しては、非対面で商談を行うなど、新しい生活様式に対応した取り組みが求められております。このため、県内事業者を対象に、オンラインでの商談を効果的に実施するための手法やノウハウを学ぶことのできる研修なども行ってまいります。

さらに、食料品などの輸出に関しても、海外での需要の減少や展示・商談会の延期などが生じており、感染症の影響下であってもプロモーションを効果的に行うことができるよう、県貿易協会において、県産食材を紹介する多言語サイトの作成に取り組みます。

他方、ものづくり分野においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、部品の調達遅延による生産量の減少を初め、見本市の中止や営業活動の自粛による影響が生じていることから、事業者の生産性向上と国内外での販路拡大をより一層支援してまいります。

特に、防災関連産業に関しては、産学官民による防災製品開発ワーキンググループの活動を通じて、避難所における感染拡大防止に資する新たな製品の開発を積極的に進めるとともに、国内外の商社などとのオンラインによる商談機会の創出に取り組みます。

次に、成長を支える取り組みの強化について御説明申し上げます。

今般の感染拡大を機に、大都市部への過度な一極集中に伴うリスクが顕在化するとともに、ICTを活用したテレワークなど時間や場所にとらわれない働き方が広がっております。

今後、こうした状況を背景に、地方での暮らしや仕事に対する関心が高まってくるものと期待しており、オンラインによる移住相談会を開催するなど、移住促進の取り組みをさらに強化します。あわせて、都市部から地方に移住してテレワークを実践する人材への支援や、シェアオフィスの整備に対する支援の拡充などを国に提言してまいります。

また、大学生などの県内就職に関しては、感染症の影響から、企業と学生とが直接面談できない状況が生じております。このため、SNSなどを通じた企業情報の発信を進めるとともに、企業向けにオンライン面接の実施に向けたセミナーを開催するなど、感染症の影響下であっても学生と企業の双方がスムーズに活動できるようサポートいたします。

このほか、企業の求人数の減少などにより、一層厳しい状況にある就職氷河期世代に関しては、今月官民一体で取り組みを推進するためのプラットフォームの設置に向けた準備会を開催したところです。今後、このプラットフォームにおいて事業計画の策定を進め、氷河期世代の就職や多様な社会参加の実現に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、観光分野では、感染症の事態収束を見据え、本県観光需要の早期回復を図ることを目指して、このほど高知県観光リカバリー戦略を策定いたしました。

この戦略のもと、まず今月15日からは、先ほど御説明いたしました高知家応援プロジェクトの一環として、県民の皆様を対象としたモニターツアーの造成や、県内の宿泊施設で利用できる割引クーポンの発行など、県内観光の振興に向

けたキャンペーンを実施しております。

続いて、今月19日からは県をまたぐ観光が徐々に可能となったことを受け、近県向けのキャンペーンとして、中国・四国地方の方々を対象とした宿泊施設の割引クーポンの発行を開始したところです。さらに、来月10日からはクーポンの対象を全国に広げることとしております。

あわせて、5月臨時会で予算を議決いただいた本県独自の交通費用助成についても、国のGo To キャンペーンの開始も見据えて、速やかに実施できるよう準備を進めているところです。

こうした中、来月18日にははいよいよ、新しい県立足摺海洋館SATOUMIが開館する運びとなりました。これに合わせて、幡多エリアにおいてさまざまなイベントを開催するほか、8月以降も物部川流域や奥四万十地域といった広域エリア単位での誘客イベントなどを切れ目なく実施することとしております。

また、感染症対策を行うとともに、県の策定した体験プログラム安全管理ガイドラインに沿って観光客のおもてなしに取り組んでいただける事業者への協力金を創設し、官民協働で早期に観光需要を取り戻すべく、関連の補正予算を今議会に提出しております。

こうした一連の施策を組み合わせ、全国に向けてプロモーションを行い、より多くの県外観光客の皆様の本県にお越しいただけるよう取り組んでまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みなどについて御説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症については、先ほど申し上げましたとおり、県内の感染状況は落ちつきを見せておりますが、依然として油断はできない状況にあります。次の感染拡大の波に備え、検査体制と医療提供体制を一段と強化してまいります。

検査体制については、今月9日から県の衛生

環境研究所においても唾液によるPCR検査が実施できるようにいたしました。また、患者数が大幅に増加した場合でも円滑にPCR検査の検体採取が行えるよう、ドライブスルー方式による検体採取場を増設することとしております。あわせて、妊娠中の方については、新型コロナウイルスの症状がない場合であっても、本人が希望する場合には、医師と相談の上でPCR検査が実施できる体制を整えてまいります。

また、医療提供体制については、これまでの取り組みにより、入院患者を受け入れるための病床として166床を確保しております。さらに、軽症者向けの宿泊療養施設についても、応募のあった中から4施設を選定し、受け入れ条件の調整などを行っているところです。今後は、感染が疑われる方への円滑な対応を強化するため、救急医療機関などにおける院内感染防止に向けた設備の整備や診療体制の確保を支援してまいります。

本年3月に策定した第4期日本一の健康長寿県構想については、数値目標を明確に定めた3つの柱を立て、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指し、それぞれの取り組みをスタートさせております。

まず、1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進については、糖尿病性腎症患者の重症化予防対策の強化に向け、県内の専門医や医療機関の協力を得ながら、新たな予防プログラムづくりに着手したところです。

また、こうした取り組みに関しては、血糖値の高い方が増加している要因の分析などを行うとともに、本年8月をめぐりに、これまでの生活習慣病対策や糖尿病重症化予防対策を検証する有識者会議を立ち上げることにしております。このように、PDCAサイクルをしっかりと回

すことのできる体制を構築し、一連の施策を強化してまいります。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化については、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅療養体制の充実などに取り組んでおります。この4月には、県外の有識者や県内の関係団体による高知県在宅療養推進懇談会を設置したところです。今後、この懇談会において、在宅療養に関する施策の検証などを行い、いただいた御意見を関連施策に反映するとともに、国への提言にも生かしてまいります。

また、ひきこもりの方への支援の充実に向けては、家族会の方々にも御協力をいただき、相談対応や適切な支援機関へのつなぎを行う、ひきこもりピアサポートセンターを本年4月に設置し、御本人や御家族に寄り添った支援を進めております。あわせて、民生委員・児童委員の皆様御協力を得て、県内のひきこもりの実態把握を行っているところです。今後は、その結果をもとに、社会参加を促進するための居場所づくりや就労支援の取り組みをさらに強化してまいります。

3つ目の柱の、子どもたちを守り育てる環境づくりについては、妊娠期から子育て期まで切れ目なく総合的な支援を行う高知版ネウボラの取り組みを推進しているところです。本年度に入り、新たに7カ所で子育て世代包括支援センターが設置され、合わせて26市町村27カ所となるなど、住民に身近な場所で妊娠期から支援を行う体制の整備が進んできております。さらに、10月からは全ての市町村と分娩取扱医療機関において、医師や助産師が産後の心身の状況を確認する産婦健康診査を始めるなど、妊産婦のメンタルヘルス対策の強化にも取り組みます。

また、発達障害のある子供への支援に関して

は、現在言語聴覚士などの専門職によるアセスメントの充実に向けて、関係機関との調整を進めております。今後、本年秋ごろからこうした専門職の方を乳幼児健診に派遣し、より早い段階で適切な支援が受けられるよう体制を強化してまいります。

本県の合計特殊出生率については、昨年は1.47と、全国の平均である1.36を上回ったものの、2年連続で前年を下回る残念な結果となりました。このため、総合戦略に掲げた令和6年の出生率1.7という目標の達成に向け、県民の皆様との出会い・結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた取り組みをもう一段強化する必要がありと考えております。

県庁においては、子供を産み育てやすい環境づくりに向け、率先して男性の育児休業取得に取り組むため、令和6年度末までに取得率を50%とする高い目標を掲げております。私自身、イクボス宣言を行うとともに、直接部局長と面談して職員の育休取得を促しているところであり、今後も目標達成に向け先頭に立って取り組んでまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休業期間を経て、先月下旬から県内の各学校が再開し、子供たちが元気に学校で学ぶ日常が戻ったことを私もうれしく思っております。今後は、各学校における新しい生活様式に沿った感染予防対策や学習のおくれを補う取り組みなどをしっかりとサポートし、第2期教育大綱に基づき、知・徳・体の調和がとれた子供たちの生きる力を育むことを目指して施策を進めてまいります。

現在、小中学校においては、長期にわたる臨時休業によって生じた学習のおくれをいかにして取り戻すのが喫緊の課題となっております。

このため、夏季休業期間の短縮や学校行事の縮小などにより授業時間数の確保を図るとともに、各学校における放課後等学習支援員の追加配置などを支援することとしております。

その上で、昨年度小学校に導入したメンター制を中学校にも広げ、若年教員の育成を進めます。さらに、公開授業や教材研究を通じて教員が授業づくりについて学ぶ講座を拡充するとともに、県内各地で学ぶことができるよう、拠点校を27校から43校に増加することなどにより、教員の授業力向上を図ってまいります。

県立学校においては、小中学校と同様、休業期間の短縮などにより授業時間数を確保するとともに、個々の生徒に対するきめ細かな指導をさらに充実させるため、学習支援員を増員することとしております。あわせて、感染予防対策として教室や体育館の換気を効率よく行うためのサーキュレーターを設置などを進めるほか、感染拡大が懸念される場合には教室を分散して授業が実施できるようプロジェクターなどの機器の整備を行います。

さらに、再度の感染拡大への備えの観点からも、新たに教育大綱の柱として位置づけた教育のデジタル化を推進し、タブレットを活用したオンライン授業や家庭学習などを早急に実現したいと考えております。このため各県立学校において、日常的にICTを活用した授業を実践できる環境整備を進めます。

以上のような取り組みとあわせて、学校再開後の子供たちの不安定な心に寄り添い、不登校の未然防止や早期対応につなげる取り組みも大変重要であります。このため各学校では、アンケートやスクールカウンセラーによる面談などを通じて、子供たちの悩みや不安などの把握に努めているところです。

中でも小中学校においては、本年度から職務として位置づけた不登校担当教員が中心となり、

3日連続の欠席などが見られた早期の段階で家庭訪問や本人との面談を実施するなど、不登校の未然防止や早期対応に向けた組織的な取り組みを強化しております。引き続き、こうした取り組みを通じて、市町村や関係機関と緊密に連携し、子供たちが安定した学校生活を送れるようサポートしてまいります。

本県では初開催となる全国高等学校総合文化祭、2020こうち総文につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、生徒の移動を伴わないインターネット上での開催とすることが先月決定されました。生徒たちの健康と安全を最優先に考えれば、このような形にならざるを得なかったものと理解をしております。

来月31日から開かれる本文化祭では、全国の予選を勝ち抜いた約3,000校、2万人の高校生の作品や演奏などを特設サイトに掲載するとともに、ウェブを通じた生徒同士の交流も予定されております。このほか、県内の生徒たちによる実施報告発表会も、8月2日から高知市内で開催されることとなりました。こうした催しに多くの高校生が参加し、これまでの努力の成果を存分に発揮されることを心から期待しております。

次に、南海トラフ地震対策を初めとする災害対策について御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今後は新しい生活様式に対応するとともに、感染症の流行下で災害が発生することも想定して対策を進める必要があると考えております。特に避難所については、災害時に多くの方が避難し、いわゆる3密の環境が生じるおそれがあることから、台風や洪水の発生が多くなる時期の前に早急に感染症対策を進めなければなりません。

このため、市町村に対し、災害発生時に可能な限り多くの避難所を開設することや、避難所内の衛生環境対策を実施することについて、地

域別の説明会などを通じて早期の対応を求めてきたところです。

さらに、避難所におけるマスクや消毒液、間仕切りといった資機材の整備のほか、避難者用の宿泊施設の確保などに取り組む市町村を支援するために、本年度の予備費を活用し、県の補助制度を拡充いたしました。

今後は、市町村における対策の実施状況を踏まえながら、必要に応じて地域本部や福祉保健所による助言を行うなど、市町村と連携して、避難所における感染症対策を徹底してまいります。あわせて、南海トラフ地震に備え、避難所の確保を進めるとともに、本年度から新たな重点課題に位置づけた受援態勢の強化などのソフト対策や住宅耐震化などのハード対策を着実に進めてまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

四国8の字ネットワークについては、来月5日に中村宿毛道路が全線開通する運びとなり、年度内には高知東部自動車道の高知南国道路も全線開通を控えております。これにより、県西部と中央部とのアクセスが向上し、地産外商や観光振興の推進に大いに寄与するとともに、災害時における地域の防災力の向上につながるものと期待しております。さらに、本年度は阿南安芸自動車道の野根安倉道路が直轄権限代行事業として新規事業化されました。

また、宿毛市及び四万十市の中筋川流域における治水などを目的に建設が進められてきた横瀬川ダムについては、着手から30年を経て工事が完了し、先月から運用が開始されたところです。

このように、県内のインフラ整備は着実に前進しておりますものの、浦戸湾の三重防護や中小河川の治水対策、中山間地域の道路整備などを含め、整備すべき箇所はまだ数多くあります。

引き続き、地域の生活を守り、南海トラフ地震対策にも資するインフラ整備を全力で進めてまいります。

特に本年度は、県経済の厳しい状況を踏まえ、景気の下支えとなるように、県工事の早期発注についてもしっかりと取り組んでまいります。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場については、施設整備に向けた各種の調査や、長竹川の増水対策を初めとする周辺安全対策の取り組みを進めております。

このうち、建設予定地の地質調査では、地下に大きな空洞は確認されないとの結果が明らかとなり、専門家の御意見もお聞きした上で、施設整備には支障がないものと判断をいたしました。

こうした県の判断や、施設への進入道路のルート案の絞り込み結果などについて整理した資料を、佐川町加茂地区の全戸にお配りしたところです。今後は、感染症防止対策を十分に講じた上で住民説明会を開催するとともに、いただいた御意見や御質問などへの回答を改めて文書でお配りし、住民の皆様の不安解消に努めてまいります。

また、先月28日には公益財団法人エコサイクル高知の理事会において、財団が新たな施設の整備運営主体となることが承認されました。

引き続き、財団とも連携し、加茂地区の皆様はもとより、佐川町、佐川町議会、さらには県内市町村や関係団体などの皆様の御理解と御協力を賜りながら、着実かつ丁寧に事業を進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和2年度高知県一般会計補正予算の1件です。

条例議案は、職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例議案など9件です。

その他の議案は、市町村からの行政不服審査に係る事務の受託に関する議案など54件です。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明26日から29日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月30日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月30日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時39分散会

令和2年6月30日（火曜日） 開議第2日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 井 上 浩 之 君
 推 進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部長
 商工労働部長 沖 本 健 二 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 中 村 知 佐 君
 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主 幹 春井真美君
主 査 久保淳一君



議事日程(第2号)

令和2年6月30日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第12号 安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第13号 土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第14号 須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第15号 宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第16号 土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第17号 四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第18号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第19号 東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第20号 奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第21号 田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

第 22 号	安田町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 35 号	津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 23 号	北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 36 号	四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 24 号	馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 37 号	大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 25 号	芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 38 号	三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 26 号	本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 39 号	黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 27 号	大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 40 号	高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 28 号	土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 41 号	香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 29 号	大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 42 号	香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 30 号	仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 43 号	高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 31 号	中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 44 号	香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 32 号	佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 45 号	幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 33 号	越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 46 号	高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事
第 34 号	禰原町と高知県との間の行政不服審		

<p>務の受託に関する議案</p> <p>第 47 号 幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 48 号 津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 49 号 高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 50 号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 51 号 津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 52 号 高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 53 号 幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 54 号 幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 55 号 嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 56 号 高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 57 号 安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 58 号 高幡広域市町村圏事務組合と高知県</p>	<p>との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 59 号 高知県市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 60 号 南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 61 号 中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 62 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 63 号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 64 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 2 一般質問 (3人)</p> <p>————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p>午前10時開議</p> <p>○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。</p> <p>————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p>諸般の報告</p> <p>○議長(三石文隆君) 御報告いたします。</p> <p>第2号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求め</p>
--	--

てありましたところ、国の規則改正の趣旨を考慮したものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末238ページに
掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第64号「町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上64件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

16番明神健夫君。

（16番明神健夫君登壇）

○16番（明神健夫君） それでは、自由民主党を代表し、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、全世代型社会保障への改革についてであります。

日本は、急速な高齢化の進展を背景に社会保障給付費の増加が続いており、平成29年度には120.2兆円となっています。社会保障給付費の内訳を見ると、金額が最も大きいのは年金、医療であります。介護、生活保護費等は、年金や医療ほど規模は大きくないものの、最近5年間の平均増加率は年金や医療を上回るペースで増加しております。

社会保障給付費の増加を受けて、年金、医療、介護では保険料率が引き上げられており、それと同時に公的負担も増加が続いています。社会保障制度改革は、基礎的財政収支の黒字化実現

の観点からも課題となっています。年金、医療、介護では、基本的には現役世代が納める保険料が給付の財源としての役割を果たしており、今後も高齢化の進展に伴い社会保障給付の増加とともに、現役世代の負担も上昇してまいります。

人生100年時代と言われる高齢社会が本格化している。一方で、少子化により社会保障の支え手である現役世代は、平成27年に7,728万人おりましたが、10年後の令和7年には人数にして558万人、率にして7.2%減少すると推計されています。また、多くの職場は人手不足に窮しています。このまま放置すれば、暮らしを支える社会保障制度は立ち行かなくなります。

このため、政府は令和元年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけではなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護など、社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討してきた成果について中間的な整理を行い、令和元年12月19日に中間報告として公表されました。中間報告の中では、全世代型社会保障への改革の基本的な考え方を次のように述べております。

若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も含め、一人一人が個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を發揮できる、それぞれが生きがいを感じ活躍することができる社会、それが一億総活躍社会である。

一億総活躍社会を掲げる安倍内閣にとって、全世代型社会保障への改革は最重要課題である。少子高齢化が急速に進む中で、新しい時代の日本に求められているのは多様性である。みんなが横並び、画一的な社会システムのあり方

を根本から見直し、多様性を認め合い、全ての人が個性を生かすことができる社会をつくることで、少子高齢化という大きな壁を克服する。日本には、元気で意欲にあふれ、豊かな経験と知識を持っている高齢者がたくさんおられる。年齢にかかわらず、学び、働くことができる環境を整備すれば、生産年齢人口が減少する中でも就業者数を維持できる。

これまでの社会保障改革といえば、年金、医療、介護が主要なテーマとなってきたが、今回の全世代型社会保障改革は、人生100年時代の到来を踏まえて、働き方を含めた改革を行っていくものである。働き方改革を進め、元気で意欲ある高齢者に就業の機会を確保し、社会保障制度の担い手をふやす。人生100年時代の到来をチャンスとして前向きに捉えながら、働き方の変化を中心に据えて、年金、医療、介護、社会保障全般にわたる改革を進める。これにより、現役世代の負担上昇を抑えながら、令和の未来をしっかりと見据えた、全ての世代が安心できる社会保障制度を構想する必要があるとしています。

こうした基本的な考え方にに基づき、安倍内閣では、まず消費税の使い道を見直し、子供たち、子育て世代への支援を強化することを決定し、昨年10月から、3歳から5歳まで全ての子供たちの幼児教育・保育の無償化を行いました。そしてことしの4月から、真に必要な子供たちの高等教育の無償化を行い、全世代を支援する社会保障に転換されました。

現役世代の負担上昇の抑制については、令和4年にかけて団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現行の社会保障制度を前提とすると、現役世代の負担が大きく上昇することが想定されます。人生100年時代の到来をチャンスと捉え、社会保障制度の担い手となってもらうために、希望する人が70歳まで働けるよう企業に就業機

会確保の努力義務を課すことを柱とした関連法が、令和2年3月31日、参議院本会議で可決、成立しました。

年金制度の改革については、年金受給タイミングを自分で選択できる範囲を拡大するため、60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始時期について、その上限を75歳に引き上げる。また、働いて一定の収入がある場合に年金を減らす在職老齢年金制度は、60歳から64歳の労働者の賃金と年金の合計月額が47万円以下なら年金が減らされないようにすることなどを盛り込んだ年金改革関連法が、令和2年5月29日、参議院本会議で可決、成立しました。

厚生年金の適用範囲の拡大については、低年金で低所得に陥る高齢者の増加を防ぐために、受取額の比較的手厚い厚生年金に、非正規やパートで働く短時間労働者の多くが加入できるようにする。これまで、501人以上の大企業で働く人は一定時間以上働けば厚生年金に加入できましたが、これを順次拡大し、最終的には51人以上の中小企業まで対象を広げることを盛り込んだ年金改革関連法が、令和2年5月29日、参議院本会議で可決、成立しました。

医療制度の改革については、令和4年にかけて団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、中間報告では、現役並み所得の方を除く、75歳以上の後期高齢者であっても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする方針が盛り込まれました。

具体的には、全世代型社会保障検討会議において、今後検討を進める。同時に、社会保障審議会において検討を開始し、ことしの6月に成案を得て速やかに必要な法制上の措置を講ずるとしていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で議論が進まないため、最終報告の取りま

とめを半年延期することになりました。

予防・介護分野については、人生100年時代、今後は国民一人一人がより長く健康に活躍することを応援するため、病気になってからの対応だけではなく、社会全体で予防・健康づくりへの支援を強化する必要があるとして、保険者——都道府県と市町村の予防・健康づくり等への取り組み状況について評価を加え、保険者に交付金を交付する保険者努力支援制度の抜本強化、また、保険者や都道府県の介護予防等への取り組み状況について評価を加え、保険者や都道府県に交付金を交付する介護インセンティブ交付金を抜本強化することなどの方針が盛り込まれました。

この全世代型社会保障への改革に対し、次のような世論の声があります。

日本は、中福祉、低負担と言われ、給付と負担の乖離が社会保障制度の根本的な問題である。負担増と給付費抑制の両面で痛みを伴う改革に真正面から向き合う必要があるのに、打ち出された内容を見ると、一定所得以上の後期高齢者の医療費の自己負担割合を2割に引き上げることを除けば、多くの人にとって負担が大きくふえるようなものは含まれていない。総じて甘さが目立つ。

高齢者が使い勝手のよい労働者として利用されないよう、安心して働ける制度を確立すべきである。また、政府は、全世代型社会保障の構築に向けた改革を実施した場合に、将来の社会保障給付や負担がどのようなことになるかについても示すべきである。さらには、社会保障と財政を一体のものと捉えて、財政収支の見通しについてもあわせて試算すべきであるといった声があります。

政府は、全世代型社会保障制度の構築に向けて、現在改革の内容を検討しており、近々最終報告をまとめる予定であります、現時点での

改革に対する知事の御所見をお伺いします。

関連して、介護保険制度についてであります。

介護保険制度は、平均寿命の延びに伴って、介護が必要になる高齢者数は増加し、また3世代世帯の急激な減少や高齢単身・夫婦世帯の増加に伴って、家族の手に負えない要介護高齢者も増加する中で、介護が必要になっても家族に過大な負担をかけずに生きていけるよう、社会全体で高齢者介護を行うという理念に基づいて制度設計され、平成12年4月に始まり、ことしの4月で20年を迎えました。

しかし、制度の浸透と高齢化の進展で、65歳以上の高齢者は、スタートの年2,204万人でしたが、令和元年度には3,601万人と約1.6倍になりました。要介護認定者数は、スタートの年218万人でしたが、令和元年度には659万人と約3倍になりました。介護サービス利用者は、スタートの年149万人でしたが、令和元年度には559万人と約3.8倍になりました。介護保険総費用は、スタートの年3兆6,000億円でしたが、令和元年度には11兆7,000億円と約3倍になりました。一方、65歳以上が負担する毎月の全国平均保険料は、スタートの年2,911円でしたが、令和元年度には5,869円と2倍以上になりました。

このように、介護サービス利用者の増加で給付費も急増し、スタートから数年で給付の抑制を迫られる事態となり、平成17年には介護の必要度が軽い人には筋力トレーニングなどを促す介護予防が導入されました。

特に、平成27年10月に予定されていた消費税の8%から10%への引き上げを延期したことによる介護保険財政の逼迫を受けて、平成27年には特別養護老人ホームの利用資格が要介護3以上になりました。また、自己負担割合を、一定の収入がある人は2割に、さらに平成30年からは現役並みに所得の高い人は3割に引き上げました。

在宅介護では、平成27年に介護保険から要支援者の切り離しが開始され、平成30年4月からは全市町村で要支援1、2を対象とした訪問介護と通所介護は、市町村が実施する総合事業へ移行されました。介護の社会化がうたわれながら、特養への入所を申し込んでも入れない待機者は、平成31年4月時点で約32万6,000人に上ります。

そこで、平成31年4月時点における本県の特養への入所待機者の現状について地域福祉部長にお伺いします。

特に、介護現場の人手不足は深刻で、団塊の世代全員が75歳以上になる令和7年には245万人程度が必要と見込まれますが、現状のままでは約34万人も不足するとされています。

そこで、本県の介護現場での人材確保の実態について、また令和7年に必要と見込まれる介護人材数と、現状のままではどれほど不足するのかについて、地域福祉部長にあわせてお伺いいたします。

介護人材不足の背景には、介護職員は重労働の割には賃金が安いことがあります。実際、賞与込みの月給ベースで、全産業平均が37万円に対し、介護職員の平均は28万3,000円と、9万円程度下回っています。介護人材の確保のため、国は平成21年度以降、数回にわたって処遇改善を実行しましたが、賃金はほぼ横ばいのままであります。

厚生労働省の推計によりますと、国内には平成30年度末で、介護福祉士登録者数は156万人で、ホームヘルパー1級、2級の訪問介護サービスの専門資格を持つ介護人材は380万人を数えると推計されています。しかし、介護施設職員やホームヘルパーとして就業しているのは、それぞれ80万人程度です。介護人材は育成されているのに、多くの資格保有者は低賃金のため、介護分野以外に就業しています。

我が国はこの先、団塊の世代全員が75歳以上になる令和7年には65歳以上の高齢者が全人口の30%に当たる3,677万人に、高齢者人口がピークを迎える令和24年には3,935万人に達すると予測されています。また、認知症の高齢者もふえ続け、令和7年には65歳以上の5人に1人に当たる700万人に達するとの政府の推計もあります。

平成24年に、厚生労働省の資料を用いて国立社会保障・人口問題研究所が作成した年齢別の要介護高齢者比率によりますと、どんなに健康に気を使っても、介護予防策をとっても、80歳代後半の高齢者の50%、90歳代前半で70%、95歳を超えれば84%が何らかの介護を必要とするようになります。

介護保険制度は私たちの暮らしに根つき、高齢者やその家族にとって介護職員の存在なくして、もはや日常生活は成り立たなくなりました。介護職員のとうとい働きをもっと正しく評価し、また新型コロナウイルスの感染リスクにさらされながら、苛酷な現場で働く職員の働き方を評価して、日本人の知識を持つ介護人材を確保するためには賃金の引き上げ、つまり介護報酬の引き上げが必要であります。介護報酬を上げるためには、増税と保険料の引き上げを受け入れる必要があります。

この介護保険制度を介護人材不足によって、保険あって介護なしとしないために、今どのように制度を見直して持続発展させていくのかについて、全国知事会で改善点を探り、その取りまとめを国に提言すべきではないかと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

続きまして、新たな過疎対策に向けてであります。

過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月末で適用期限を迎えることを踏まえ、過疎対策のあり方を検討してきた総務省の過疎問題懇

談会は令和2年4月17日、国への提言をまとめ公表されました。

提言によりますと、過疎地域の価値・役割と過疎対策の必要性では、過疎地域が有する都市にはない自然環境、景観、生活文化、ライフスタイル等の価値・役割は、過疎地域との共生のもとでの都市の発展、我が国全体の発展にとっても重要であるとしています。また、過疎地域の人口減少、少子高齢化は、これからさらに急激に進むことが見込まれており、このような人口構造の変化を背景として、産業等の担い手不足の深刻化、農地や森林の多面的機能の低下、災害リスクの上昇、景観等の住民の生活環境への悪影響、公共交通や地域医療など生活サービスの供給力の低下、集落の持続可能性の低下が課題となっている。これらの課題を解決するためには、令和3年4月以降についても引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要であるとしています。

新たな過疎対策の理念としては、国連の掲げる持続可能な開発目標、SDGsの考え方は、過疎地域の豊かで多様な価値観・文化、地域のつながり、地域経済循環、都市との共生といった価値・役割との親和性が極めて高い。これらのことから、新たな過疎対策においては、これまでの過疎地域の自立促進という理念を尊重しつつも、過疎地域を持続的に発展させていくという理念を新たに位置づけ、より少ない人口で広大な空間を活用する先進的な少数社会の構築を目指すべきとしています。

新たな過疎対策の目標としては、過疎地域の持続的発展のために、以下の目標を掲げて施策を講じることが重要であるとしています。

地域資源を生かした内発的発展では、地域にある魅力あふれる資源を磨き上げ、国内外で販路開拓を進め、地域の価値を発展させていく。一方、関係人口の取り組みなど地域外の人材と

の交流・連携などにより、地域内の資源や人材の潜在的な可能性を顕在化させ、地域の付加価値を高めていく。

条件不利性の改善では、交通の利便性を高めるための道路整備や、IoT、ICTなどの革新的技術の活用前提となる情報通信基盤の整備など条件不利性を改善するためのハードのインフラ整備と、ソフト面では、スマート農林水産業などといったIoT、ICTなどの革新的な技術の活用、都道府県の補完による生活サービスの確保を挙げています。

住民の安心な暮らしの確保では、子育て環境や高齢者福祉の向上、地域医療の確保や教育の振興は、引き続きこれらの取り組みを推進していく。また、買い物環境の確保、地域公共交通の確保、集落の維持・活性化などの課題は、小さな拠点など複数の集落の広域連携、機能の再編によって克服する。

豊かな個性の伸長では、それぞれの地域の地理、産業、歴史に根づいた地域文化や多様な生態系を持つ自然環境、美しい景観など、豊かな個性を伸ばしていく。一方、これらの継承に当たっては、地域住民のみならず外部の人の参入により担い手や後継者を確保するの4点を、理念をなし遂げるために提示しています。

新たな過疎対策の施策の視点としては、新たな過疎対策の目標を達成するため、地域、住民、学校の連携による人材の育成などを示しました。特に、現行の過疎法にない人材の育成の大切さを強調しています。

この過疎問題懇談会がまとめた国への提言に対する御所見と今後の県の取り組みについて知事にお伺いします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

まずは、これまでの間、患者の治療に当たってこられました医療関係者の皆様、関係機関の

皆様の御尽力に対しまして、心から敬意を表させていただきます。

本県におきましては、2月29日に初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されて以来、これまで74名の方の感染が確認をされております。

本県におけるいわゆる第1波は、1例目の患者が確認された2月29日から、12例目の方が確認された3月8日までの間でありました。その後、感染の状況は落ちついておりましたが、3月27日に13例目の方の感染が確認され、以降徐々に感染者の数がふえてまいりました。とりわけ4月9日には、本県で1日当たりの感染者数として最も多い10名の方の感染が確認され、それ以外の日でも5名以上の感染を確認した日が3日を数えるなど、4月29日までに62名の方の感染が確認されたところでありました。いわゆる第2波が大きな山として訪れました。

その間、本当に残念に、3名の方がお亡くなりになりました。改めて、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りしますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

また、入院患者数の急増により病床が逼迫したとの話も伺っており、この逼迫した状況は、入院する病室を工夫したり、宿泊療養施設やまももを活用したりして何とか乗り越えることができたとのことですが、本当に医療関係者の皆様の御尽力に感謝するものであります。

一方で、本県では、入院されていた方は全員退院されており、4月30日以降約2カ月の間、感染が確認された方もおらず、感染状況は落ちついております。また、他の都道府県では、医療機関や高齢者施設などで規模の大きなクラスターが数多く発生をいたしました。本県においては、カラオケやバーでクラスターが発生したものの、比較的小規模なクラスターにとどまったのではないかと考えております。

こうした結果は、連日の記者発表によるマスコミ報道を通じた情報の提供や、それを受けた県民の皆様の行動自粛、積極的なPCR検査など、これまでの県の努力が功を奏したのではないかと考えております。

他の都道府県に比して本県の新型コロナウイルス感染症が比較的大きな広がりにならなかった要因をどのように捉えているのか、知事にお伺いします。

続きまして、避難所における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

これから大雨や台風シーズンを迎えるに当たり、避難所の感染症対策は、まさしく喫緊の課題であると考えます。災害が発生すると、避難所には多くの住民が集まり、密閉、密集、密接のいわゆる3密の環境になるため、仮に避難者が感染していた場合、クラスター化という最悪の事態となるおそれがあります。このような事態は何としても避けなければなりません。

県内の市町村では、避難所における感染症対策のために必要なマスク、消毒液、パーティション等の資機材の備蓄を進めるとともに、避難所が不足することを想定したホテル等の活用の検討や、新型コロナウイルス感染症対応のための避難所運営訓練を実施しているところもあると伺っております。

そこで、市町村の避難所における感染症対策の進捗状況がどのようになっているのか、また今後県としてどのように市町村を支援していくのか、あわせて知事にお伺いいたします。

さらに、今後は新型コロナウイルスを含めた感染症の流行下において、南海トラフ地震が発生するという最悪のシナリオを想定することも重要ではないでしょうか。これまで取り組んでこられた南海トラフ地震対策に感染症対策が加わり、対応も複雑になるため、十分な対応ができない事態が生じるのではないかと心配されま

す。

そこで、感染症が蔓延している状況下における南海トラフ地震対策についてどのように取り組まれるのか、知事にお伺いいたします。

続きまして、地産地消の取り組みについてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本年4月16日には全都道府県が緊急事態措置の対象区域となり、人の外出や都道府県をまたぐ移動の自粛などが求められました。全国的に、飲食店の休業や人が多く集まるイベントの自粛などが行われ、観光客も激減するなど経済活動が停滞し、さまざまな産業が大きな影響を受けております。本県におきましても、観光客の激減やよさこい祭りなど大規模イベントの中止などにより、特に宿泊業や運輸業、飲食業といった分野に深刻な打撃を与えているほか、その影響は第1次産業や製造業などにも及んでおります。

本県は、5月14日に緊急事態措置の対象区域から除外、同25日には国において緊急事態宣言が解除され、さらに6月19日からは都道府県をまたぐ往来自粛も全面的に解除されました。事態は収束に近づきつつあると思いますが、一方で、県産品の外商や県外からの観光客の回復には、ある程度の時間を要するのではないかと考えています。

そのような中、濱田知事は5月26日の記者会見の中で、6月、7月を高知家の地産地消を進める月間にしようではありませんかと発言され、その具体化として6月15日から、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」がスタートしました。このプロジェクトは、非常に厳しい状況にある県経済の回復を目指し、県民が一体となって地産地消を進めるもので、県産品の購入や情報発信、県内観光を促進するプレゼントキャンペーンや、小売店や飲食店など民間事業者が自

発的に行う地産地消の取り組みへの支援などを実施することとなっております。

このように官民が協力し合い、地産地消に取り組むことは大きな意義があり、このプロジェクトが大きく盛り上がることを期待しています。

そこで、濱田知事に改めて、地産地消の取り組みを県民に呼びかけるに至った経緯とプロジェクトにかける思いをお伺いいたします。

また、今回の地産地消プロジェクトでは、地域に密着した直販所での農畜産物の販売拡大キャンペーンを実施するとのことですが、その狙いと効果について農業振興部長にお伺いします。

関連して、水産物の地産地消の取り組みについてお伺いします。水産物についても、緊急事態宣言に伴う外出自粛や営業自粛により、重要な販売先である飲食店などの需要が大幅に減少して、魚価の下落や養殖魚の出荷が滞るなどの影響が生じているところです。緊急事態宣言は解除され、徐々に経済活動が再開し、人のにぎわいが戻りつつありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の状態には戻っておらず、まだまだ水産物の消費動向は厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、水産業分野では地産地消の推進に向けてどういった取り組みを進めていくのか、水産振興部長にお伺いします。

続きまして、観光振興についてであります。

さまざまな分野に影響が及ぶ中で、特に観光分野は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛要請などによりまして、深刻な影響を受けております。

私は、県議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の副委員長という立場で、旅館ホテル生活衛生同業組合の皆様からヒアリングをさせていただく機会を頂戴しました。組合の皆様からは、「宿泊業は、地元の1次産品の利

用だけではなく、クリーニングや清掃、写真等取引先も広く、感染拡大の影響でこの循環が滞り、取引先にもダメージがあらわれてきたことに責任を感じる」、また「社員の雇用の安定維持に使命を感じる」という心境を切実に語っていただき、国や県の資金繰り対策や雇用調整助成金など各種の支援策を活用しながら、大変な御苦勞をされていると受けとめたところでありませぬ。

先ほど申し上げましたような外出自粛などの段階的な緩和は、本県観光にとって潮目が変わるタイミングであったと考えますし、高知家応援プロジェクトの一環として複数の対策を即座にスタートされたことは、まさに機を捉えた取り組みであると考えます。

いよいよ国も、今月16日から「Go To Travel キャンペーン」を受託する事業者の公募を開始し、国内観光の本格的な需要喚起に取り組みます。本県では、これに連動する形でリカバリーキャンペーンを展開することとしており、本県観光のV字回復を期待するところであります。観光関連事業者の皆様も、今後の展開に期待を寄せられておりますが、国のキャンペーンは全国一律の取り組みですので、国内観光客の皆様から本県を観光地として選んでいただく必要があると考えます。

そこで、本県観光のV字回復に向け、国のキャンペーン期間中、国内観光客に本県を観光地として選んでいただく独自の取り組みについて知事にお伺いします。

続きまして、高知龍馬空港国際線ターミナルビルの整備についてであります。

外国人観光客の受け入れ拡大によるインバウンド観光を推進するために検討を重ねておりました高知龍馬空港国際線ターミナルビルにつきましては、本年2月に整備の指針となる基本構想が策定され、さらにこうした構想に基づく施

設の基本設計と実施設計にかかる経費が令和2年度当初予算に計上されましたことで、整備に向けて大きく一步を踏み出しました。

国際線ターミナルビルの整備によりまして、外国人観光客がもたらす高い経済波及効果を直接県内に波及させることが可能となり、県民所得の向上はもとより、新たな産業の創造や雇用の創出など、2次的、3次的な効果も期待できます。また、県民の皆様にとっても、高知龍馬空港と海外が直接つながることにより移動時間の短縮や経費の節減などが図られ、観光面やビジネス面の利便性向上などのメリットも多いことから、私としても新たに整備されます国際線ターミナルビルには、県勢浮揚の切り札として大きな期待を寄せているところであります。

しかしながら、未曾有とも言われる今回の新型コロナウイルス感染症の全世界への拡大や、それに伴う入国制限等により、世界の航空業界を取り巻く環境が一変いたしました。現在も、海外と日本を往来する国際便はほぼ休止の状態が続いておりますし、日本政府観光局が6月17日に公表したデータによりますと、5月の訪日客の数は、4月に続き2カ月連続で前年同月比の99.9%減となり、また1,700人という数字は、1964年の統計開始以来過去最少を記録するなど、これまでにない想像を絶するほどの落ち込みを見せております。

さらに、いまだに終息の兆しが見えない新型コロナウイルスの感染症の長期化が予想される中、世界の航空会社で構成される業界団体であります国際航空運送協会が、国際線の需要がコロナ禍以前の水準に回復するのは2024年になるとの見通しを表明されるなど、ここ数年は国際旅客需要の底ばい状態が続く可能性が高く、航空業界にとりまして、明るい展望が開けない状況にあると言えます。

一方、県政に目を向けると、待ったなしの新

型コロナウイルスの感染症予防や経済影響対策に対しても、スピード感を持って重点的に予算を投資することが不可避な状況となっており、県財政は大変厳しい局面を迎えています。

今回、28億円とも言われております多額の予算を投じて進めようとしております国際線のターミナルビルの建設についても、こうした県の置かれている状況も考慮して国際旅客の需要回復などの動向を見定めながら、整備計画については一度立ちどまって考えるべきではないかといった声も耳にするようになってまいりました。また、地元紙によると、県は目標としていた2022年夏の供用開始を断念する方針を固めたとも報道されています。

そこで、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議の会長として、国際線ターミナルビルの整備の検討にかかわってこられた岩城副知事にお伺いします。

国際線ターミナルビルの建設について、完成までの整備計画やスケジュールはどうなっているのか、現在の進捗状況についてもあわせてお伺いします。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今後の整備について、事業の延期といった選択肢も含め、どのように進めていくのか、お考えをお伺いします。

次に、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税制度は、納税者がふるさとや地方自治体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを寄附という形にする仕組みとして平成20年度に創設され、寄附を受けた自治体は、そのお礼やPRのために地場の特産品などを送るものとして始まりました。

その後、寄附控除限度額の拡大もあり、その寄附額は特に近年増加しております。本県の市町村の状況を見ますと、平成20年度には約4,800万円であった寄附額が、平成30年度には約113億8,600万円と最高額になり、各自治体の貴重な収

入源として、産業振興や子育て支援など地域の活性化に活用されております。

その中でも、奈半利町は、平成26年度から寄附額が急増し、平成28年度は約20億円、平成29年度は約39億円で全国9位、平成30年度は約37億円の寄附を集めるなど、全国的にも注目されてきました。

私としては、この制度自体は、生まれたふるさとはもちろん、頑張っている地域などを応援するすばらしいものと考えております。一方で、この間、返礼品の高額化や地場産品以外の返礼品によって寄附を募るなど、自治体間の競争が過熱し、さまざまな問題が生じています。国では、返礼品の割合や地場産品に限るなどのルールを通知により示しておりましたが、法律が改正され、昨年6月からルールが制度化されました。

今回の奈半利町の問題は、担当職員の業者との癒着と贈収賄、国の定めたルールに対する違反、さらに総務省に対し実態と異なる報告をしていたことが取り上げられております。いずれも、公務に携わる者として許される行為ではありませんが、これにより、ふるさと納税の趣旨までもが否定されるべきではないと考えております。そのためにも、原因究明や再発防止に努め、奈半利町はもちろん、他の自治体でも同様のことが起こらないように注意していくことが必要であります。

そこで、このたびの奈半利町の不適切な取り扱いについて、これまでの県のかかわり方もあわせて知事に御所見をお伺いします。

また、奈半利町のみならず、県内の他の市町村において、ふるさと納税の適正な運用がなされているのか、その状況について総務部長にお伺いします。

続きまして、孤独な育児のない社会についてであります。

子供を持つか持たないかは、他人や国、自治体が口を出すことではありません。しかし、子供を持ちたいと望む人たちがその望みをかなえることができる社会、若い世代が安心して子育てできる社会、そうした社会に変わることが、結果として深刻な少子化を改善することになります。社会が変わるためには保育制度を、まず行政の都合で利用者を足切りする旧来の運用を改め、親子の希望やニーズを中心に置いた、当事者本位の仕組みに転換することが最初の一步になると思います。

主要国では、1990年代以降子供にかかわる政策が大きく前進しました。具体的には、保育所は全ての子供に良好な育ちの環境を保障するための公共財と位置づけられており、質のよい保育、教育を希望者に提供することが、国や自治体の責任となっています。このように保育改革が進んだ国々は、女性の就労率が高く、出生率も高い例が多く、スウェーデンやフランスのように少子化問題を過去の話にした国が含まれています。

かつては、親族や地域の人たちに支えられていた妊娠、出産、育児の営みですが、核家族化で親族や近隣の助け合いが薄れた今、若い世代だけで行う孤独な営みとなっております。そして、困難な問題が発生しています。

子供や子育てを取材してきた記者の榎原智子さんの著書の中に書かれている実話を紹介しますと、Aさんは、1人目の子供を産み、最初の育休中に重い産後鬱になりました。産後で体調がよくないのに、家事も育児も一人でやらなければと考え、精神状態がおかしくなりました。精神科医から鬱と診断され、回復するまでに7年かかりました。子育てで孤立すると大変なことになると知りました。以前は、児童虐待のニュースを聞いて、虐待するなんてひどい親と思ったけれど、せっぱ詰まった子育ては狂気と

背中合わせだとわかりました。一つ間違うと、自分だって虐待しかねないと気づきました。

孤独な育児と鬱から救ってくれたのが保育所でした。精神科医の勧めで育休を早く切り上げて職場復帰し、子供は保育所で子育てを支えてもらい、安定した環境で暮らす中で、鬱から回復していきました。保育所が持つ子育て支援の機能がいかに重要かを実感しましたと言っています。

Bさんは、最初の育休で、夫は泊まり勤務が多く、赤ちゃんと2人きりの孤立した毎日は、体力的にも精神的にもきつかった。体重のふえ方はこれでいいのか、離乳食の進みぐあいは正常なのか、何をすればこの子にいいのか、このやり方でいいのかを迷い悩み続ける日々でした。

閉塞感に満ちた生活を変えてくれたのが保育所でした。いつでも保育士に相談でき、担任の保育士からは、お母さん、頑張っていますね、それでいいですよと声をかけてくれ、励まされ、またママ仲間とも子育ての悩みや楽しさを共有できるようになり、保育所に通い始めて、地域の人たちと初めてつながった安心感がありました。そして、もう一人産んでも大丈夫と思うようになり、妊娠しましたと言っています。

子育てで家庭の変化は、保育所の役割も変えつつあります。保育所は、単なる託児の施設ではなく、若い世代だけで行う孤独な育児から親と子を解放し、育児のスタート期から子育て家庭に伴走し、若い父母を支え、親としての成長をサポートしつつ、子供の人生の最も最初から成長や発達にかかわるようになりました。子育てで家庭が孤立して産後鬱や児童虐待がふえる中、保育所は育児には欠かせない現代の社会インフラになっています。

こうした中、厚生労働省の保育所等利用待機児童数調査では、平成31年4月1日現在、高知市で待機児童が34人となっています。国が待機

児童ゼロ作戦を掲げてから20年近くになりますし、また第4期日本一の健康長寿県構想の妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援の中では、課題として保育所における待機児童の発生を挙げています。

保育行政を担うのは市町村であります。待機児童ゼロに向けて、県は高知市に対してどのような支援を行っていくのか、教育長にお伺いいたしまして、私の1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 明神議員の御質問にお答えをいたします。

まず、全世代型社会保障への改革について、現時点での改革に対する所見についてお尋ねがございました。

現在、国では、全世代型社会保障検討会議を設置し、人生100年時代の到来を見据えた社会保障全般にわたる持続可能な改革が検討されています。議員のお話にもありましたように、昨年12月の中間報告では、年金・労働・医療・予防・介護分野における具体的な方向性が示されました。それ以降、高齢者の活躍を促進するための制度や介護予防の取り組みの強化など、改革が順次実行されています。

少子高齢化が進行している本県にとって、元気で意欲のある高齢者の活躍の場を広げていくことは、地域の活力を保ちつつ担い手を確保していくという点で、大変評価をいたしているところであります。

一方、高齢者をめぐる大きな論点の一つに、後期高齢者の医療費の窓口負担の見直しがあると承知いたしております。今後、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる中、現役世代の負担上昇を抑えようとするものですが、負担増が必要な医療を控えることにつながらないか、心配をされています。そのため、見直しによって受診抑制につながることはないよう、特に低所得者

に十分配慮した制度設計となるよう、全国知事会として提言しているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、最終報告は本年末まで見送られましたが、国と地方が方向性を共有し、一体となって全世代型社会保障制度の構築に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。そのため、全国知事会とも連携しながら、引き続き必要に応じて国に対して政策提言を行ってまいります。

他方で、そうした制度改正は国が担うといたしまして、保健・医療・福祉など社会保障分野の実行の大半は地方自治体が担っており、本県におきましても、現在第4期日本一の健康長寿県構想に基づき取り組みを進めているところでございます。

例えば、1つには、生活習慣病予防に向けましたポピュレーションアプローチや血管病の重症化予防対策を強化し、健康寿命の延伸を図っていくということ。また、2つには、フレイル予防や介護予防の取り組みによりまして、多くの高齢者が生涯にわたって健やかに生活ができるようにすること。3つには、在宅療養体制の整備を進めることによりまして、在宅での生活を希望される方の希望をかなえていくこと。こういったことに取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みは、県民の皆様の生活の質、いわゆるQOLでございますが、この向上を目指すものではありませんが、結果として社会保障にかかる費用の負担の軽減にもつながるものでありまして、その意味で制度の持続可能性を高めるものであるというふうに考えております。

そうした努力を続けまして、県としても、持続可能な社会保障制度の構築に向けまして、地方としての責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度の見直しに関する提言に

ついてお尋ねがございました。

本県では、今後も高齢化が進み、介護サービスを必要とする方が一層増加すると見込まれております。こうした中、将来にわたって介護サービスを提供していく上で、御指摘がありましたように、介護人材の確保は喫緊の課題であります。

県では、これまで介護人材の確保を重点施策と位置づけまして、魅力ある職場づくりと介護職員の処遇改善の両面から、人材確保の好循環の実現に向けて対策を強化してまいりました。このうち、魅力ある職場づくりに関しましては、本県が先駆的に取り組んでおりますノーリフティングケアの推進や、認証評価制度の認証取得への支援などに取り組んできたところでございます。

また、介護職員の処遇改善については、これまで国において介護報酬の加算が充実をされるなど、さまざまな支援策が講じられてまいりました。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応などを踏まえますと、もう一段の処遇改善が必要であると考えております。

介護職員は、高齢者やその御家族の生活を支える上で、なくてはならない存在となっております。そうした役割を正しく評価し、処遇に反映をしていくことが求められています。こうしたことから、今後におきましても介護保険制度の持続的な発展に向けまして、介護人材の確保策の充実について、全国知事会とも連携をいたしまして、国に提言をしてまいります。

次に、過疎問題懇談会がまとめた国への提言に対する所見及び今後の県の取り組みについてお尋ねがございました。

議員からもお話がございましたように、この提言では、過疎地域の持続的発展を基本理念としまして、地域資源を生かした内発的発展など4つの新たな目標を掲げております。また、今

後の過疎対策では、働く場の創出を初め、革新的な技術の活用や地域運営組織と小さな拠点の推進など、8つの施策の視点が重要であるというふうにされております。

提言に先立ちます、昨年10月の令和元年度第4回過疎問題懇談会におきましては、市町村間の広域連携と都道府県による補完をテーマに、本県の取り組みに対するヒアリングが行われました。ヒアリングにおきましては、本県の過疎地域の現状とあわせまして、地域支援企画員や集落活動センターなど本県の特色ある取り組みも紹介をしながら、県の果たす役割、さらに財源対策について提案を行ったところであります。

今回の提言の理念や視点は、昨年度、市町村を構成員とする地域振興総合協議会と県で検討を重ね取りまとめました、今後の過疎対策に関する提言の方向性と一致するものでありまして、ヒアリングなどを通じて我々の思いや意向を、この懇談会の委員の皆様にも酌み取っていただいたものと、大変心強く感じております。

また、特に地域、住民、学校の連携による人材の育成や、ヒアリングのテーマとなりました過疎対策における都道府県の役割といった視点が新たに盛り込まれております。このことは、これまで本県が推進してまいりました中山間地域の特色ある学校づくりや集落活動センターの取り組みを後押しするものであり、大いに期待をしているところであります。

今後、来年4月の新たな過疎対策法の施行に向けまして、国会議員や関係省庁によります本格的な議論が展開されていくこととなります。県といたしましても、新たな過疎対策法が本県の過疎地域の実情に沿った制度となりますよう、私が先頭に立ちまして、政策提言や要望活動などを重ねてまいります。

次に、本県における新型コロナウイルス感染症が比較的大きな広がりにならなかった要因に

についてお尋ねがございました。

本県において74人の方が感染しながらも、爆発的な感染者数の増加といった状況には至らなかった原因といたしましては、まずは感染された方々が、真摯に保健所の調査に協力して下さったことで、早期に感染の広がりを把握でき、対策が講じられたことが挙げられます。その際、感染者が発生した医療機関などが、直ちに休業などの措置を行った上で、その名前を公表することに同意して下さったことも、調査を進める上で重要でございました。

また、感染の広がりの調査に際して、本県では濃厚接触者については、当初から無症状の方であっても、積極的にPCR検査を行ってまいりました。さらに、発熱の有無にかかわらず、医師が検査が必要と判断した場合には、漏れなく検査を行うという体制、方針をとってまいりました。このように関係者や、いわゆる疑い患者に対してPCR検査を積極的に行ってまいったことも、この要因の一つだというふうに考えております。

加えて、マスクの着用、手洗いの励行を初めといたしまして、外出などの自粛、さらには休業の要請などに県民の皆様が真摯に協力をして下さったことも、大変大きな要因であったというふうに考えております。

しかしながら、新型コロナウイルスについてはいまだ解明されていない部分も多く、次の感染の波に向けて油断はできない状況にございます。そのため、引き続き県民の皆様には、マスクの着用、手洗いの励行、いわゆる3密の回避など、新しい生活様式を意識した行動をとっていただくことが重要であるというふうに考えております。

次に、豪雨時の避難所におけます感染症対策の進捗状況と今後の県の支援についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の流行下におきましては、避難所での3密の環境を避けることに加えまして、事前準備といたしまして、感染症対策用の資機材の確保、運営マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練などを実施していくということが必要でございます。

まず、避難所のスペースにつきましては、これまで南海トラフ地震の際に必要な収容能力の確保に向けて取り組んできました結果、豪雨時におけます3密対策の必要性を踏まえたとしても、全ての市町村で十分に確保できるということを確認いたしております。また、感染の疑いのある方が多く避難してきた場合も想定をいたしまして、宿泊施設などの活用を検討している市もあるところでございます。

次に、資機材についてでございますが、マスクや体温計など個人で使うものにつきましては、住民の皆さんにみずから持参をしていただくということを基本としております。しかしながら、これが不足をすることも想定いたしまして、全ての市町村におきまして、過去の風水害におけます避難者数をもとにいたしまして、マスク、消毒液、体温計などを確保することといたしております。現在の確保の状況は、マスクは17市町村、消毒液は12市町村、体温計は11市町村で準備が完了いたしております。残りの市町村においても早期の完了に向けて取り組んでいる最中でございます。

避難所運営マニュアルにつきましては、今月中に全ての市町村で策定が完了する予定でございまして、一部の市町村では、マニュアルに基づいた避難所の運営訓練も始まっているところであります。

これまで県では、市町村が必要な資機材を早期に確保できますよう補助制度を拡充いたしました。また、防災部局と福祉保健所が連携いたしまして、地域ごとの説明会を開催いたしまし

たり、訓練の支援を行ってまいったところでございます。

今後、市町村の取り組みの進捗状況を把握いたしまして、おこなっている市町村については、地域ごとの担当者会などを通じまして、他の市町村の取り組み内容を情報提供いたすとともに、感染症対応についての技術的助言を行うなど、引き続き支援に取り組んでまいります。

次に、感染症が蔓延している状況下における南海トラフ地震対策についてお尋ねがございました。

県では、新型コロナウイルスなどの感染症の流行下におきまして、南海トラフ地震が発生した場合を想定して、今月3日の南海トラフ地震対策推進本部会議におきまして、感染症対応の必要がある26の取り組みの洗い出しを行いました。これらの取り組みには、避難所におけます資機材、あるいは社会福祉施設におけます保健衛生用品の確保、福祉避難所のマニュアルのガイドラインの見直し、医療機関におけます資機材の確保や医療従事者の受け入れ体制の充実などといった取り組みがございます。

感染症対策と地震対策は、基本的に、それぞれの計画やマニュアルに基づいて対応するということとなります。しかし、同時に発生した場合には、御指摘もございましたように、医療体制の逼迫ですとか職員のマンパワーあるいは資機材の不足といった事態が想定されるところでもございます。このため現実には、緊急度や優先度を踏まえた対応が必要となってくる場面も生じようと考えております。

今後は、これらの取り組みについて、各部局で具体的な対策を検討いたしまして、目標期間をあらかじめ設定した上で、南海トラフ地震対策行動計画へ位置づけまして、着実に進めてまいります。

次に、地産地消を県民に呼びかけました経緯

と、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」への思いについてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症によりまして、本県でも観光関連産業を初め、第1次産業や製造業など、さまざまな産業が大きな打撃を受けております。そうした中、緊急事態宣言が解除されまして、都道府県をまたぐ往来も段階的に可能となってまいりました。このことを受けまして、県経済の回復に向けた動きを本格的に進める局面に入ったというふうに考えているところでございます。

他方で、地産外商を本格化するには、一定の時間を要することがございますので、まずは県民の皆様による県内観光や県産品の購入、すなわち地産地消を進めることが本県経済の回復に向けた第一歩になると考えまして、県民の皆様呼びかけをさせていただいた次第であります。そして、この高知家応援プロジェクトは、そうした県民の皆様の地産地消の取り組みを後押しし、県全体の大きなうねりとしていくためにスタートさせた、そういった趣旨のものでございます。

県民の皆様には、このプロジェクトを通じて地産地消の具体的な行動を起こしていただきまして、県内事業者の皆様を応援していただきたいと思っております。あわせて、本県の産品や観光資源のよさを再確認していただき、継続的に地産地消の取り組みを進めていただきたいと考えております。

一方で、本県経済の持続的な発展のためには、今後も地産外商を拡大していくということが必要であります。今後、オンライン商談の活用といった新たな生活様式への対応を進めるなど、県内事業者が再び積極的に地産外商に取り組みますよう、支援をしてまいります。

次に、国の観光キャンペーンにおきまして、本県を観光地として選んでいただく独自の取り

組みにつきましてお尋ねがございました。

本県では、観光関連事業者の支援と本県観光のチャンスロスの挽回を目標といたしまして、観光リカバリー戦略を策定いたしております。この戦略では、目標の実現のために事業の継続、観光基盤の維持、国内観光需要の回復などといったフェーズごとに施策を組み上げまして、実行に移しております。

お尋ねがございました本県を観光地に選んでいただくための取り組みにつきましては、ただいま申し上げました国内観光需要の回復を図るフェーズにおきまして、展開をしております。

まず、お話にございましたように、国のキャンペーンに連動いたしまして、本県独自の交通費用を助成するリカバリーキャンペーンを上乗せをするということによりまして、まず価格面でのインパクトを持たせようと考えております。

また、直近の旅行者の方々のニーズといたしまして、多くの方が自然の多い地域への旅行あるいは安心・安全な旅行を望まれているという調査結果が、大手の旅行会社から公表されているところでもあります。

本県では、ちょうど自然&体験キャンペーンを展開している最中でございます。また、この夏には、四万十川を横断するジップラインでございますとか、新足摺海洋館SATOUMIといった施設のオープンもいたします。加えまして、宿泊事業者、交通事業者、体験観光事業者などの皆様を中心に、新しい生活様式とおもてなしの実践に取り組んでいただくことといたしております。こうした本県の取り組みは、ただいま申し上げました直近の旅行者の方々のニーズにも沿うものと考えておりますので、この点は全国に訴求できるポイントだというふうに考えております。

こうした一連の県独自の取り組みをしっかりとアピールをしながら、旅行会社へのセールス

あるいはメディアを活用した情報発信を行って、多くの観光客を誘致してまいりたいと考えております。

最後に、ふるさと納税に関する奈半利町の事案につきましてお尋ねがございました。

ふるさと納税は、議員のお話にもございましたように、税制を通じまして、ふるさとへ貢献する仕組みができないかという思いのもと導入をされた制度でございます。各自治体は、納税者の思いに応えられる施策の向上を図り、納税者は、地方行政への関心と参加意識を高める。これによりまして、地域に活力が生まれるということが期待されている制度だと考えております。

一方で、返礼品競争が過熱をしていく中で、奈半利町は、全国でも上位となる多くの寄附を集めておりましたけれども、ことしに入りまして、職員などが贈収賄で逮捕されるという事態に至りました。また、町が設置いたしました第三者委員会におきまして、国の定めたルールに反して返礼品を取り扱っていたこと及び国に対しまして事実と異なる報告をしていたことも明らかになりました。これらのことにつきましては、率直に申し上げまして大変残念に思っております。

今回、県としましては、国から町に対する調査の求めに関し、国への趣旨確認や県職員の派遣などを行って、町が実施する調査を支援いたしました。また、第三者委員会に委員として職員が参画するといったことなどを通じまして、全面的に協力をしてきているところでございます。

これまで、第三者委員会からは、調査結果が国への報告と大きく異なり遺憾であること、原因究明と再発防止策の徹底を強く求めることなどの意見が出されております。奈半利町においては、今後第三者委員会の取りまとめる報告書

や町議会特別委員会での指摘なども踏まえまして、自浄作用を発揮していただくということを心から期待いたしております。

私も議員と同様に、奈半利町での事案をもって、ふるさと納税の制度趣旨自体が否定されるべきものではないというふうに考えております。このため、県として、奈半利町の再発防止策の検討に当たり、他県の優良事例を紹介するなどの支援をいたしますとともに、今回得られました知見を他の市町村にも共有してまいります。

こうした取り組みによりまして、法改正後の基準に沿いまして、ふるさと納税が適正に運用されるように努めてまいります。

私からは以上であります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** まず、特別養護老人ホームの待機者の現状についてお尋ねがございました。

県内の特別養護老人ホームの入所待機者数につきましては、要介護度が3以上の方は、昨年の4月1日現在で2,219名となっております。そのうち、老人保健施設など他の施設に入所されている方や病院に入院されている方などを除いて、在宅で待機をされている方が517名となっております。

本年度は、次期介護保険事業支援計画の策定年度となっておりますことから、こうした待機者の状況を踏まえるとともに、市町村と中長期的な介護サービスに関するニーズを見通しながら、施設サービスを初め、居宅介護や居住系などのサービスの整備計画を検討してまいりたいと考えております。

次に、介護現場での人材確保の実態と、令和7年の介護人材数の不足の見込みについてお尋ねがございました。

県が、昨年度実施しました人材確保に係る介護事業所実態調査では、63%の事業所が人員不

足を感じていると回答しています。調査を始めた平成25年度は、不足を感じている割合は49%となっていましたことから、不足感は増している状況です。不足の理由としては、採用が困難であるが最も多く、次に離職率が高いとなっています。

また、令和7年度の介護人材の見通しにつきましては、平成29年度の第7期介護保険事業支援計画の策定の際に、約1万5,700人が必要となり、約1,000人の介護人材の不足が生じると推計しております。このため県では、介護人材の確保を重点施策と位置づけ、魅力ある職場づくりと介護職員の処遇改善の両面で対策を強化してまいりました。

具体的には、本県が他県に先行して取り組んでおりますノーリフティングケアの普及を初め、介護福祉機器やロボット、ICTなどの導入を支援し、介護業務の効率化を進めています。加えまして、福祉・介護事業所の認証評価制度においては、こうした魅力ある職場づくりとあわせて、事業所の処遇改善の取り組みの後押しをしております。

引き続き、こうした一連の対策を進め、新たな人材の参入と定着を図ることにより、介護人材の確保に努めてまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○**農業振興部長(西岡幸生君)** 直販所での農畜産物の販売拡大キャンペーンの狙いと効果についてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、業務需要の多い野菜や高級果実において消費が低迷をしております。外商を本格化するまでにはしばらく時間を要することから、まずは県内における地産地消を強化することが必要です。このため、地産地消の場として県民の皆様の生活に密着しております直販所を通じて、県内の農畜産物の販売拡大と地産地消の定着を図りたい

と考えております。

具体的には、まず第1弾としまして、JAグループ高知と連携し、今月15日から本日まで、JAの直販所においてプレゼントキャンペーンを実施しているところです。さらに、切れ目なく第2弾としまして、あすから92店舗の直販所において、GoTo農林水産物直販所キャンペーンを10月末まで実施することとしております。

このキャンペーンは、直販所で1,000円の買い物ごとに配布するシールを5枚集めて応募していただくと、抽せんで合計4,000名の方に、5,000円相当の地域食材を使用した加工品や土佐茶などがプレゼントされるものです。

これらのキャンペーンを、県産農畜産物や加工品などの地場産品を県民の皆様にご存知いただく絶好の機会と捉えて、しっかりとPRし、あわせて地産地消の強化を図ってまいります。

(水産振興部長 田中宏治君登壇)

○水産振興部長(田中宏治君) 県経済の回復に向けた水産分野の地産地消の取り組みについてお尋ねがございました。

県産水産物の販売状況は、外食産業を主な販売先とする養殖魚やキンメダイなど比較的単価の高い天然魚を中心に、出荷が滞り価格が低下するなど、大変厳しい状況にあると認識しています。そのため、まずは県内における地産地消を推進し、消費の回復を図ってまいりたいと考えています。

具体的には、まず第1弾の取り組みでは、御家庭でより多くの県産水産物を食べていただくことを目的に、6月15日から魚を使った料理の写真をSNSに投稿していただき、抽せんでブリやマダイといった養殖魚などをプレゼントする、今日はさかなにしよう ハッシュタグキャンペーンを実施しています。また、あす7月1日からは、量販店で県産水産物を5点以上御購入いただいた方に、抽せんで養殖魚などをプレゼ

ントする、今日はさかなにしよう 買って応援キャンペーンを実施いたします。

第2弾では、8月から多くの方に飲食店やホテルで魚や肉などの県産の食材を食べていただくことを目的とした、高知家のおいしい食材 食べて応援キャンペーンを実施いたします。キャンペーンでは、飲食店などに県産の食材を使ったキャンペーンメニューを提供していただき、御注文いただいた方に、抽せんで県産の魚や肉、果物などをプレゼントすることとしています。

加えて、国の経済対策を活用し、ブリやマダイなどの養殖魚を県内の学校給食に提供する取り組みも行いたいと考えており、今議会に補正予算案を提出させていただいているところです。

このような地産地消の取り組みをしっかりと進め、さらに高知家の魚応援の店などと連携して地産外商を推進することで、県産水産物の消費の回復、拡大を図ってまいります。

(副知事 岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 国際線ターミナルビルの整備計画とそのスケジュール、現在の進捗状況や今後の整備の進め方についてのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

国際線ターミナルビルの整備につきましては、本年度当初の予定では、令和2年度に建物の基本設計と実施設計を行った上で、令和3年度には建設工事に着手し、令和4年夏の供用開始を目指す計画で進めてまいりました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、県民の皆様のご健康や生活を守ることを第一に考え、感染症対策や経済影響対策などに緊急かつ最優先で取り組むこととし、既に中止が決定している事業や、幾つかの事業で実施を先送りするなど、大幅な事業の見直しを行っております。今年度実施を予定しておりました基本設計、実施設計の業務

につきましても、プロポーザル方式による委託事業者選定のための審査を保留しており、現在今後の整備の進め方を検討しているところでございます。

国際線ターミナルビル整備につきましても、新型コロナウイルス感染症で大きなダメージを受けております国際航空路線における需要回復の見きわめが大変重要だと考えております。こうした状況の中、政府が感染状態が落ちついている国や地域との出入国制限の緩和に向けた協議を進めるなど、国際航空路線の需要回復につながる動きもわずかではありますが見えてまいりました。

さらに、これまで県が地道に展開してまいりました国際チャーター便の誘致活動を通じまして、高知龍馬空港への就航に前向きなお話もいただいておりますので、こうした航空会社の現状や意向についても再度しっかり確認をし、9月県議会までに、今後の整備の進め方について判断したいと考えております。

いずれにいたしましても、現在の各国の航空会社や国際航空路線の運行状況を見たとき、今年度の基本設計、実施設計、来年度からの建設工事、令和4年夏の供用開始は難しい状況だと考えております。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 県内の市町村における、ふるさと納税の適正な運用についてお尋ねがございました。

ふるさと納税の状況については、総務省において、全ての地方自治体におけます制度の運用を把握し、検証するための調査が行われております。この調査では、年間の寄附総額に対する調達費用が3割以下、調達費用や送料などを含む募集経費全体が5割以下であること、寄附額上位10品目について地場産品であることなどを確認しているところです。

令和元年度の調査の結果、年間の寄附総額を見た場合、調達費用が3割を超えるものが奈半利町を含め8団体、募集経費が5割を超えるものが同じく11団体ございました。この要因としては、前年度の寄附額が多く、その返礼品に係る支払いが翌年度になっている場合や、移行期ということもあり、意図せず送料などの経費が大きくなってしまった場合があると認識しております。なお、地場産品以外の取り扱いについては、奈半利町以外には該当する団体はございませんでした。

今回の調査結果も受けまして、県内市町村においてふるさと納税の適正な運用がなされていくよう、適切に支援してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 保育所の待機児童ゼロに向けて、高知市に対してどのような支援を行っていくのかとお尋ねがございました。

高知市の待機児童数は、昨年4月1日現在で34人、ことし4月1日現在で26人という状況で、特にゼロ歳から2歳までの低年齢児に多く発生をしております。

本県において、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進する上では、県内の市町村の中で待機児童数が多い高知市において、その解消のための取り組みを進めていただく必要があることから、県として昨年8月の県・市連携会議の議題として取り上げ、高知市からは、令和3年度当初の待機児童解消に向けて取り組みを進めていくとの方向性が示されました。

その後、高知市においては、昨年11月に低年齢児の受け皿として見込んでいた認定こども園の閉園が明らかになりましたが、令和3年度当初の待機児童解消に向けて、保育ニーズの高い地域での小規模保育事業所の新設や、保育士の負担軽減を図るため保育補助員を配置する園に対する支援に取り組んでいるとお聞きしており

ます。

県教育委員会としましては、待機児童の解消のためには保育士の確保が重要であるというふうに考えており、これまで返還免除規定のある修学資金の貸与や、福祉人材センターに委託して求職者と雇用者のマッチングを実施するとともに、保育士の給与の増額等の処遇改善についても国に提言するなど取り組んでまいりました。

今年度は、保育現場の働き方の見直しや処遇の改善により、保育士の確保と定着が図られるよう、市町村や保育士会、保育所経営管理協議会などの関係団体の皆様方と、労働環境の改善や業務負担の軽減に向けて協議を行い、経営者側における主体的な取り組みも促してまいりたいというふうに考えております。

このような取り組みを通じまして、高知市の令和3年度当初の待機児童の解消に向けて支援を行ってまいります。

○16番（明神健夫君） それぞれ詳細で行き届いた御答弁をいただきまして、再質問はありません。

地産地消を誘発するための、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」が功を奏し、本県経済が早期に回復することを願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩



午後1時再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

31番上田周五君。

（31番上田周五君登壇）

○31番（上田周五君） 県民の会の上田でございます。議長のお許しをいただきました。会派を代表し、通告に従いまして、順次質問いたします。

高知県内で新型コロナウイルス感染が初めて確認されてから、きのうでちょうど4カ月。一時期は、感染拡大の連鎖が起きるのではとの不安がありましたが、県民の皆様が危機感を共有され、一致協力、コロナ感染拡大の防止に立ち向かってくれました。外出自粛の要請にしっかりと応え、手洗い、消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンス、3密の回避、そして他県への移動自粛の徹底など、今回とられた行動はすばらしいと感じています。こうしたことから県内においては、5月、6月の2カ月の間、新たな感染者はゼロの状態を継続しています。今回、私は県民の力を相当感じました。

そこで、県内において新型コロナウイルスの感染拡大が防止されているのは、県民の総合力が発揮されたことによるものだと思いますが、知事はどのように受けとめられているのか、お聞きをいたします。

さて、本日6月30日で令和2年度の第1・四半期が終了いたします。例年ですと第1・四半期は、年度当初がスタートするといったことで、県職員の皆様には気持ちも新たに県政運営に臨まれるところであったと存じます。特に、知事にとって実質的な初年度になるといったことで、そうした思いが強かったのではないかと存じます。しかしながら、本年度は2月からのコロナ感染拡大のさなかでのスタートとなり、この問題に集中せざるを得ない異例の事態となったと感じています。

これまでは、感染拡大の予防・防止対策が中心でしたが、これからは、コロナ感染症が再び拡大する第2波に備えた施策と経済活動の回復

策を中心とした取り組みとなります。同時に、知事が県民の皆様にご約束されました関西圏の経済活力の取り込みや南海トラフ地震対策などに力を注がなければなりません。その意味で、あしたからの第2・四半期が、真のスタートになるのではないかと考えています。当然、コロナ感染拡大の防止対策や新しい生活様式を徹底していく中でのスタートとなります。

そこで、令和2年度の県政運営における知事の思いを、改めてお聞かせください。

次に、高知県では、平成21年4月に産業振興計画の取り組みをスタートさせ、これまで経済の活性化など5つの基本政策を柱に、10年以上にわたりさまざまな施策を展開されてきました。結果として、有効求人倍率及び製造品出荷額等あるいは県民所得など各種の経済指標に見られるように、下降、縮小傾向にあった県勢は明確に上昇傾向に転じるようになってきたと、一定の成果を強調されています。

一方で、本県の平成30年度の主要財政指標では、財政力指数は全国46番目、人口1人当たりの借金残高は122万3,000円で、平成20年度と比べおよそ20万円増加し、全国11位から3位に上昇、自主財源比率も低く、財政力は全国水準から大きく低迷しており、依然として、地方交付税など依存財源に多くを頼らざるを得ないのが現実であります。加えて、今般のコロナ禍で本年度以降の県税収の落ち込みが懸念され、今後の予算編成が相当窮屈になることが予測されます。

そこで、こうした逆境を乗り越え、県民にご約束された県政の課題解決に向けて前進していくため、また、県民サービスを低下させないためにも、知事は、今後の県財政運営についてどのようにかじ取りをされていくのか、お聞きいたします。

次に、2018年度の全国市町村税の決算状況は、

全国の伸び率が4.3ポイントに対し、高知県内34市町村の伸びはわずかに0.4ポイントにとどまっております。高知市初め19市町村でマイナスの伸び率となっており、全国に比べて厳しい状況が続いております。

また、頼みの綱でございます地方交付税も、先細りの状況は否めません。さらに、先ほども申し上げましたが、コロナ禍で県税と同様に市町村税も落ち込みが懸念されることに加え、対策には多額の経費が必要となりますことから、2021年度以降の予算編成がきつくなるなど、今後の財政運営に大きな不安がよぎります。

そうしたことで、県勢浮揚のためには、財政運営に関する助言など、これまで以上に市町村との連携が必要になってくるものと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、県政運営のよりどころとなります県政運営指針が5年ぶりに改定されました。改定された指針では、簡素で効率的な組織を構築しつつ課題に真正面から取り組むためのマンパワーを確保するといった基本方向を掲げています。その取り組みの一つとして、これまでの知事部局の職員3,300人体制を時限的に見直し、令和6年4月時点において3,400人以内での職員体制にすることが明記されています。

職員体制のあり方については、「県政運営指針」検証委員会で、「職員体制3,300人については、どれくらいが適当な規模なのか、何を物差しで見たらいいのかわからない。時間外勤務は1つの指標ではあるけれど、それだけではない」、「職員の個性の多様性を前提とした適材適所により、県庁全体として最高のパフォーマンスを発揮できる体制を」あるいは「再雇用のOBを活用して若手職員の育成に取り組むべき」などの意見が出されています。

そこで、これまでの職員3,300人体制を時限的に3,400人以内の体制に見直す考え方について、

知事の御所見をお聞きいたします。

次に、光ファイバー回線の整備計画についてであります。コロナ禍で、地域活動や住民活動のコミュニケーション手段として、オンライン化が県内で急速に進んでいます。コロナ感染症対策で会合や催しができなくなったのに対応した措置でございますが、遠隔地との交流も深まるなど活動の幅を広げることにつながり、社会活動の形が変わりつつあります。しかし、過疎地や離島など、通信環境が未整備で遠隔授業が受けられない地域があり、課題となっております。

そうしたことで、総務省は、コロナ感染症への対応を進めるため、全国への光ファイバー回線の整備計画を2年前倒しし、2021年度末までにほぼ全世帯で利用できるようにと、12日成立した国の2次補正予算に502億円を盛り込みました。自治体などによる整備を支援し、未整備地域を早期に解消することで、必要な情報通信基盤を提供するものでございます。これにより、高知県内の未整備地域での光ファイバー整備が加速化されることが予測されます。

そこで、県内の光ファイバー整備の現状と課題、そして今後の施策の展開について、知事にお聞きをいたします。

次に、人口減少対策についてでございます。

コロナ禍においても、当面する主要な県政課題への取り組みに後退が生じてはなりません。高知県にとって最大の課題は、県外への人の流出を食い止めることでございます。

総務省が本年4月に公表した昨年10月1日時点の人口推計によると、日本の総人口は前年より27万6,000人少ない1億2,616万7,000人でありました。高知など40道府県の人口が減少する一方、増加は東京圏を含む7都県にとどまり、一極集中傾向も変わっておりません。

本県の人口は、前年より8,000人減って69万8,000人となっております。減少率1.15%は、秋田、

青森に次いで全国3番目であります。そして、死亡数が出生数を上回る自然減の人口に対する割合は0.84%で全国で3番目、転出者が転入者を上回る社会減は0.31%で6番目の高さでございます。また、2019年住民基本台帳人口移動報告では、県内における社会減は2,458人であり、転出超過は25市町村に上っています。

そこで、これまで人口減少を食いとめるために地道に施策を重ねてきたにもかかわらず、人口の社会減が解消されていない要因と、令和5年度に人口の社会増減をゼロにするという目標達成に向けた施策の展開について、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、関係人口づくりについてでございます。人口減少が進む地方で、都市部の住民が、移住しないで地域の支え手になる関係人口という考え方が注目されています。地域に住み続ける定住人口と、観光などで訪れる交流人口の中間的な概念であります。都会に出た出身者や、旅行や趣味で訪れた人など、地域に愛着を持ち、外部にいながらかかわりを続ける人を指します。都会に住みながら地域や産業の活性化に関与する人をふやそうと、地方創生に取り組む自治体などの間で数年前から提唱され始めました。

過疎化に悩む自治体は、地域を衰退から守ろうと、外部にいながらまちづくりを担う人材の育成に汗をかき、知恵を絞っています。こうした関係人口づくりに取り組む自治体が全国的にも相当増加しています。移住せずインスタグラムで魅力発信、祭りやイベント手伝い、都会のマンションごととの交流事業等々であります。

こうした中、総務省は関係人口に取り組む自治体を対象に上限1,000万円を支援されています。本県においても、津野町や土佐町などがこの制度を活用し、関係人口づくりを行っています。加えて、コロナ禍において働き方が見直され、副業や兼業という形で地方とかかわろうと

する都市部人材も増加傾向だと聞きます。

そこで、今後は移住政策と並行して、関係人口の裾野を広げる取り組みを積極的に推進すべきと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、コロナで、地方の暮らしに関心が高まるのが想定されています。そこで、団塊の世代を中心としたシニア世代をターゲットにした移住促進策を提案いたします。高齢化が進行し、人口減少に歯どめがかかっていない日本では、あらゆる世代がこれまで以上に活躍できる社会にすることが強く求められております。特に、シニアと呼ばれる世代の人たちを、単に支えられる側の存在とみなすのではなく、実態に即した形でよりよく活動できるようにすることが重要だと思います。

シニアという言葉の定義でございますが、一般的に65歳以上の人をシニアと捉えています。超高齢化社会に突入した我が国では、シニア世代もまた、その能力を十分に生かして社会を支えることが求められているものと存じます。今こそ、シニア世代の能力を生かすときだと考えます。

シニアにマニュアルどおりの働き方を求めるのではなく、働き手の個々の事情を許容する弾力性があれば、シニア自身が現場で工夫しながら、持っている能力や機能で力を十分発揮できると思います。つまり、職場環境が決め手となります。また、若者との協働の環境をつくり出していくことも有効な手段だと存じます。例えば、新しい機器を使うのが苦手とされるシニアも、若者と一緒に作業しながら使っているうちに、自分なりの使い方が見出せるようになっていくと思いますし、若者の側にも、高齢者との共同作業で自己評価が高くなり、積極性が高まるメリットがあると考えます。

以上述べてきましたが、シニア世代は現在の

少子高齢化の中で一定の労働力を担える存在でございます。

そこで、シニア世代の能力を最大限に発揮できるようにするためには、多様な働き方の実現が重要であると考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、都会に居住するシニア世代が、地域にとっては大切な住民力になっていただけないかと考えます。本県に移住された方の年代を見ますと、60代以上は非常に少ないですが、この世代は、総じてさまざまな興味や関心を持つ活動派で、豊富な知識や技術と経験を持っています。また、出身地への回帰や田舎暮らしへの志向も強いとの調査データもございます。

今後は、定年され職場を離れた第二の人生は、自由な生活の場として田舎を選択される比率が高まるのではないのか。今般のコロナ禍で、田舎志向が相当強くなることも予測されます。本県においても、中山間地域への移住や第1次産業への就業も期待されます。

都会で定年退職を迎えたシニア世代を高知県に呼び込み、彼らの培ってきた高い能力を発揮していただいではどうでしょうか。地域の若者と交流していただくことで、それぞれの活動が活性化するなど相乗効果も期待できると思います。

そこで、シニア世代を対象とした相談会を行うなど、シニア世代をターゲットにされた移住促進策を検討されてはとありますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、昨年12月厚労省から日本の出生数が1899年の統計開始から初めて90万人を割り込み、過去最少の86万4,000人になるとの発表がありました。この発表後に安倍首相がこれは国難だと語りました86万ショックでございます。衝撃的な数字であり、深刻化する少子化に歯どめがかかっていない状況が、改めて浮き彫りになりました。

そして、今月5日厚労省から発表された2019年の人口動態統計で、高知県の合計特殊出生率は前年より0.01ポイント下がり1.47となりました。2年連続の減少は、2009年以降初めてでございます。

少子化対策については、私はもともと国策として取り組むべき事柄だとの考え方を持っております。政府は、結婚して子供を望む人の希望がかなった場合の出生率を1.8として、2025年度までの実現を目指しています。内閣府の2018年の調査では、未婚の20代から40代の男女の7割以上が結婚を希望されています。結婚を望むのにためらう人がいるのはなぜか。国は要因を分析し、障壁をなくす施策を進めてほしいと存じます。また、非正規で働く若者の待遇改善、出産や子育てに関する経済支援などで、これまでの論点や施策が正しかったか、再検証が必要ではないでしょうか。

本県においては、5つの基本政策に横断的にかかわる政策として、少子化対策の充実強化を図ってきましたし、議会としても、少子化対策・子育て支援特別委員会を設置し、たびたび議論をしてきました。

そこで、これまでの取り組みで何が不足しているのか、結婚や出産を望んでいるのにためらう人がいるのはなぜか、経済的不安だけではないと思います。その具体的な理由を分析し、少子化対策につなげていくべきだと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、経済の活性化についてです。

今回の補正予算のうち、県内の事業者を支援するため、県独自で創設された制度、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金19億7,800万円についてお聞きいたします。支援給付金は、国が最大200万円を手当てする持続化給付金に上乘せるもので、従業員の規模は設けず、連続する3カ月の売上合計が前年同期

比で5割以上減るなどの要件を満たせば、最大1,000万円が支給されます。本事業の対象となる想定事業者数は約1,700事業者を数えます。

そこで、申請に当たっては、手続に多くの労力が必要となることが予測されますが、窓口となる県の執行体制はどうなるのか、また、申請受け付けから給付までにどれくらいかかる見通しなのか、さらに迅速な給付のためには手続の簡素化、スピード化を図るべきだと思いますが、あわせて商工労働部長にお聞きをいたします。

また、雇用維持特別支援給付金は、国の持続化給付金を受給することが要件の一つとなっています。この持続化給付金については、国の2次補正において、フリーランスが対象に追加されるとともに、本年1月から3月までに開業した事業者も対象となったところでございます。しかし、この拡充内容を知らない県内事業者も多いと思われまます。

そこで、国の持続化給付金の支給対象が拡充したことについて、県としても周知を図るべきだと考えますが、商工労働部長に所見をお聞きいたします。

次に、観光振興についてです。コロナの打撃から県経済回復が当面の課題となっています。外出自粛中の個人消費の落ち込みが続いています。最も痛手をこうむっておりますのが、観光分野ではないでしょうか。

訪日外国人旅行者らの減少や航空機の減便、県外移動自粛で観光バスや貸し切りバスの利用激減、緊急事態宣言の全国拡大による県内観光施設の利用者の大幅な減少、さらに7月から秋口にかけて県内で開催が予定されておりましたよさこい祭りなど多くのイベントの相次いででの中止が、重立った要因でございます。

政府は、コロナの感染拡大でダメージを受けた国内観光の需要喚起策を8月以降に始める方針でございますが、旅行者には慎重な姿勢が目

立っています。大手旅行会社が5月に公表した旅行に関する意識調査によると、年内の旅行を検討しているとの回答は32.2%で、2月時点の48.1%から大幅に減少し、国内旅行の開始時期については、9月から10月までが34.4%で最も高くなっています。

こうした中、県では6月と7月を高知家の地産地消を進める月間とし、県民に、県内のいろいろな観光名所や施設を再発見するという面で県内観光を進めています。これには大いに賛同いたします。今後は、新しい生活様式が取り入れられる中で、旅行、観光のあり方も変わってくるのではないのでしょうか。地元において地元のことを知らない、高知にいる子供が高知のことを知らないといった大人や子供たちが多くいるのではないかと思います。児童生徒の遠足や修学旅行については、ふるさと再発見という視点に立って、県内にすることも一考ではないのかと思います。

いずれにしても、国が8月以降展開する観光キャンペーンまでの間、本県観光の活性化をどのように図っていくのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

次に、農業政策でございます。コロナ危機の中で日本の農業を守り、世界に比べ余りにも低い食料自給率を高めることの大切さを痛感しています。そこで、中山間地の農地の保全についてお聞きをいたします。

中山間地の耕作放棄地の発生防止や解消に向けて、傾斜地などの農道の草刈りや水路の泥上げ、施設整備といった営農を支援する中山間地域等直接支払制度の第4期対策の最後の年度である2019年度高知県の交付実績によると、交付金の支払い対象となった農用地面積は前年度比55.5ヘクタール増の6,815.1ヘクタール。また、2019年度の交付金総額は579万9,000円増の10億4,276万3,000円。そして、県内で本制度の対象

となる農用地は1万350ヘクタールで、全市町村が対象となっており、うち交付面積は65.8%を占めています。交付の前提となる農家などの協定締結数は2件増の599件であります。

また、農林業センサスの2015年調査結果では、県内の農業就業人口は2万7,161人で、5年前の調査に比べ6,967人、20.4%と大きく減少。その平均年齢は全国平均の66.4歳をやや下回っているものの65.0歳で、前回より0.6歳上がっています。一方、耕作放棄地面積は3,921ヘクタールで、前回調査に比べ1ヘクタール増加しています。

このように、農業者の高齢化や担い手不足などにより、県内の農業を取り巻く現状は厳しいものがございしますが、中山間部の農地は、保水機能などから防災面でも有効でございします。

そこで、中山間地域の農地保全にとって重要な役割を有する本制度の利用を促して、耕作放棄地をこれ以上ふやさず、山間部の農地の保全につなげていくべきだと考えますが、本制度の第5期対策の今後の進め方について、農業振興部長の御所見をお聞きいたします。

次は、日本一の健康長寿県づくりなどについてでございます。

保健・福祉の分野においてもコロナショックは大きく、これまでの高齢者の通いの場の活動や介護サービス事業所の運営などに支障が出るなど、高齢者福祉のあり方が課題となっております。

デイサービスなど介護サービス事業所では、休業、縮小の連鎖の中で新たなサービスのあり方に苦心されています。施設利用者には、送迎車に乗る前にアルコール消毒と検温を求め、室内の活動は2メートル以上距離をあけ、ゲームや工作は中止、飲食時の会話は遠慮してもらうようにしている。本来のサービス目的である人との触れ合いが思うようにできず、認知機能の低下につながりはしないかなど心配があります。

介護サービスそのものの根幹が揺らいでいます。加えて、これまでの利用者が利用を控えたり、マスクなど新たな物資の確保など、経営面でも不安が募っています。

そこで、これらの課題を踏まえた上で、今後介護サービスと感染予防を両立させるため、行政としてどう対応されていくのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、新しい生活様式が取り入れられる中で、地域で行われている高齢者の通いの場の活動に支障が生じています。人と人との間隔を2メートルあけることや、近くで話すときはマスクの着用などに注意しなければならず、活動に制限が加わり、窮屈な思いの中で本来の交流ができず、気持ちがそがれてしまい、参加者も少なくなっていると聞きます。

関係者によりますと、この先ひきこもりの高齢者がふえはしないかとの心配をされています。こうした介護予防の活動は、健康寿命の延伸に向けた大切な保健活動だと思います。

そこで、県として感染予防を踏まえた介護予防をどう進めていくのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、新型コロナウイルスの影響による健康二次被害への対応でございます。2カ月から3カ月にわたる長い期間の外出自粛生活が続いたため、健康における3つのリスクが高まっていると言われてしています。

1つは、運動不足が人々の免疫力を低下させることとございます。この免疫力を維持するためには、運動不足に陥らないことが必要であります。2つ目は、外出自粛中は、巣ごもりとかコロナ飲酒といった言葉がよく聞かれました。運動不足により体重が増加する人がふえつつございますが、これは将来の生活習慣病発症のリスクを高めています。また、糖尿病や認知症など基礎疾患のある人は、重症化するリスクが高

まります。特に高齢者は他の世代に比べて、後者のリスクがより顕在化しやすいです。そして3つ目は、趣味や運動サークルなどへの参加制限による社会性の低下に伴いメンタルヘルスが悪化することとございます。

特に2つ目と3つ目が、健康二次被害と呼ばれています。コロナ禍を克服したときに、この被害が顕在化し、多くの国民、県民がさらに厳しい期間を過ごすことは絶対に避けなければならないと、専門家は警鐘を鳴らしています。

そのためには、国や自治体が率先して健康二次被害予防を政策として位置づけ、具体的な施策を実施すべきと考えます。高知県として、健康二次被害を回避するための具体的な取り組みについて、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、新型コロナウイルス禍で、発生しやすくなると言われております荷おろし鬱病についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の緊急事態宣言が全面解除され、日常生活が戻りつつあります。解除後に、それまでの緊張感が緩むことで懸念されますのが、精神的重荷から解放されたときに生じやすい鬱状態、荷おろし鬱病の増加であります。

その症状は、鬱病と同じで抑鬱気分、睡眠障害、食欲の減退など、一般的に全力を注いで大仕事をやり遂げた後、燃え尽きたような状態になると発症しやすい。専門家は、「今回のコロナ禍で、多くの人は感染しないよう外出自粛をするなど、不安とストレスを感じながら2カ月以上生活してきました。緊急事態宣言が解除されて生活が落ちつき、緊張の糸が切れればこの病が発生しやすくなる」と警鐘を鳴らしています。また、宣言解除前は大半の人が外出自粛などに取り組み、みんな同じという意識があった。解除後は、自分と他者との差が気になり始める。例えば、コロナ禍で収入の減った人が影響のなかった人を見ると、自分が不利な状況にあると

感じてストレスがたまるといった、鬱病の要因となる新たなストレスも心配されています。

実際、高知県においても心のケア相談窓口には、5月に入りまして、食欲不振、倦怠感が強くなった、今後のリストラへの不安が強いなど、鬱病の予兆と思われる相談内容が多く寄せられていると伺っております。具体的な予防策には、情報を入手し過ぎないことや、体を動かすことも重要だと言われております。

いずれにしましても、こうした相談も踏まえ、荷おろし鬱病への注意喚起が必要だと思いますが、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、国の水際対策についてでございます。6月7日、県政記者クラブ配付資料において、検疫所で実施した新型コロナウイルスに係るPCR検査の結果、無症状病原体保有者であることが判明した事例について発表がございました。翌日の高知新聞記事によると、海外在住の本県出身者がペルー共和国から成田国際空港に帰国し、成田空港検疫所で実施したPCR検査において陽性が確認されました。この感染確認された方は無症状であったため、国の通知などに従い、公共交通機関を使用せずに本県へ移動中に陽性の連絡を受け、高知医療センターに入院したとのことでした。

成田空港から入国する際の検疫手続については、出入国管理及び難民認定法に基づく入国制限対象地域に滞在歴のある人に対してPCR検査を実施します。帰国から14日間までは、公共交通機関は使えず、検疫所長が指定する場所に待機していただくことになっています。

帰国者が、公共交通機関を使わずに自宅に帰ることが可能な場合については、検査結果が判明するまでの一時的な待機場所を自宅としています。公共交通機関を使わずに自宅に帰ることが不可能な場合は、空港内の待機スペースか、検疫所長が指定した宿泊施設で検査結果を待つ

こととされています。検査結果が陰性の場合でも、14日間は自宅及び帰国者自身で確保したホテル等で待機することになっています。

今回のケースは無症状であり、本人が海外在住であるため、公共交通機関を使わずに滞在予定の本県親族宅に向かうことが許されたと考えられます。その後の14日間の待機場所は親族宅となる予定だったのでしょう。

世界の感染者数は、28日時点で1,000万人に上り、国別では、米国が約251万人、ブラジル約131万人、ロシア約63万人となっています。ちなみに、ペルー共和国の感染者は27万人以上です。6月に入り、各航空会社の海外定期便再開の動きが出始めた中、水際としての空港検疫は、第2波防止の観点からも大変重要だと考えます。

そこで、国の水際対策として、帰国者に対して、待機場所やそこまでの移動手段などについて丁寧に説明することが重要であると考えますが、健康政策部長の御所見をお聞きいたします。

次に、教育政策についてお聞きをいたします。

初めに、健康教育の推進についてでございます。日本一の健康長寿県構想は具体的な施策として、健康寿命の延伸に向けて、子供のころからの健康づくりの推進を重要施策の一つに掲げています。

本県においては、朝食を毎日食べる子供の割合が、全国平均より低い現状があります。小学5年生と中学2年生を対象にした高知県の子供の生活習慣の状況調査では、男女とも全国平均より低く、特に中学2年生の女子の割合が5.1ポイントも低くなっています。朝食を食べない主な理由は、時間がない、食欲がない、そして用意がないの順となっています。朝食を抜いて学校に通うことは、健全な食生活を送る上で大きなマイナスになるとともに、学業の面でも集中力などが欠ける要因となります。

県では、これまで望ましい生活習慣を身につ

けるため、実践につながるような健康教育の推進に取り組んできたとは存じますが、さきに述べましたような実態があることも踏まえ、子供自身、そして保護者に対し、朝食の大切さをいま一度理解していただくため、もう一步踏み込んだ形で取り組むことが必要だと思いますが、教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、新型コロナウイルスの影響で県内の小中学校が一時休校したことによる学習のおくれが心配されております。4月から5月にかけての休校に伴い、小中学校では1年間に必要な授業時間のうち最も長く休業した学校では、約13%に当たる約150時間が失われています。特に、次年度にカリキュラムを繰り越しできない小学6年生と中学3年生の学習のおくれを挽回するため、例えば、少人数で授業を受けられるよう非常勤講師を新たに配置するなど、よりきめ細やかなサポートが必要ではないでしょうか。

そこで、小学6年生、中学3年生の学習のおくれを挽回するための具体的な取り組みと、一時休校したことによる県立学校入試への影響はないのか、再び感染が広がった場合の入試の対応はどうか、あわせて教育長の御所見をお聞きいたします。

この項最後となりますが、コロナの影響で今夏のインターハイが中止となったことを受け、各県において代替大会の開催が模索され、発表の場を失った高校生を独自に支援する取り組みが広がっています。

5月臨時会において、我が会派の坂本議員から、部活動などの成果発表の場を設けられないかとの質問に対し、県教委から開催を検討するとの前向きな御答弁をいただき、高校生は、県体が、3密を回避できない競技を除いた競技を、今月27日を皮切りに分散開催が決定され、先日ソフトボール大会などが行われました。また、中学生は、県総体が7月21日から一部の競技を

除いた競技で一斉開催されます。この間、子供たちの発表の場をつくっていただき、大会の開催準備や運営に御尽力いただいております関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

実施に当たっては、県の指針に基づき、県高体連及び中体連と県教委が作成された開催要領や感染防止ガイドラインにより、選手や関係者は大会2週間前から検温などを実施し、健康確認を徹底した上で出場となります。大会は無観客であり、一般生徒や保護者の応援は原則禁止でございます。

一方、保護者の間では、これまで子供たちが流してきた汗や涙の集大成を見届けたい思いがあります。これまで子供たちを愛情を持ってサポートされてきた保護者にとって、その集大成を何としても見たいと思うのは、誰もが同じ心境ではないでしょうか。そうした声から、高等学校の一部の競技では、会場規模や健康管理など諸条件を満たせば、保護者の観覧が可能となっています。しかし、中学校の県総体では、保護者の観覧は認められていません。

やむを得ず、そのような対応をとられているとは存じますが、どのような検討がなされたのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、地域防災について何点かお聞きをいたします。

地球温暖化の影響で気象条件が激甚化し、巨大地震も予測されています。「行政主導の防災から住民主体で行政がサポートする防災へ」、2018年7月の西日本豪雨災害を受け、内閣府の中央防災会議のワーキンググループがまとめられた提言でございます。行政がやるべきことは適切にした上で、行政主導の防災対応を根本的に見直し、国民がみずからの命はみずからで守る行動を主体的にとり、行政が全力で支援するといったインパクトの強いメッセージとなっているものと感じています。

行政の財源やマンパワーに限りがある中で迎えた災害多発時代でございます。国民も一人一人が防災意識を高め、行政と一体で取り組まないと人命を守れない超高齢・少子化社会に突入しています。互いに命を守るための仕組みづくり、地域づくりが急務となっているのではないのでしょうか。

改めて、自主防災組織の充実強化、そして必要性を認識させられました。県内には、いまだ結成されていない地域がございます。高齢化で担い手がいなかったり、コミュニティーが希薄だったりすることが要因となっているようございます。

そこで、県内におけます自主防災組織の現状と課題を踏まえた今後の取り組みについて、危機管理部長にお聞きをいたします。

次に、地域の消防団についてでございます。消防団は、地域の安全・安心を守るために欠かせない存在でございます。消防団員は、全国的に地域コミュニティーの希薄化などで減少傾向にあります。高知県内の消防団員の現況は、平成31年4月1日現在8,020名、うち女性団員が305名おいでます。条例定数8,805名に対して785名不足しております。充足率は91.1%となっております。そして、本県の団員の年齢別割合は、39歳までが32.0%、55歳以上が22.8%となっており、若い世代の団員確保が急務となっております。

全国の消防団では、団員の減少傾向に歯どめをかけようと、現状では少ない学生や女性の入団促進に努めるほか、任用時の年齢上限50歳を撤廃するとともに、団員の定年60歳を引き上げて65歳とし、組織の維持につなげようと腐心されています。一方、若い世代で地元消防団へ入団意向はあるが、処遇面などに不安があるため、入団をためらっているとの話も伺います。

いずれにしても、消防団は地域防災のかなめでございます。地域の消防団という支えがある

からこそ、自主防災組織も不安なく自主活動ができるのではないのでしょうか。南海トラフ地震等自然災害などに備え、本県の危機管理体制を盤石にする上において、消防団員の確保は大きな課題と考えます。

そこで、消防団員の確保に向けてのポイントは何か、危機管理部長にお聞きをいたします。

次に、住宅耐震化促進事業についてでございます。南海トラフ地震による死者数を限りなくゼロに近づけるためには、ハード面、ソフト面とも、より一層の対策を強化する必要があります。命を守るためには、何といたっても地震対策の一丁目一番地である住宅の耐震化を進めることだと考えます。

高知県内の住宅耐震化は2019年3月時点で進捗率が82%となっておりますが、いまだに耐震化が必要な住宅は数多く存在しております。県は、2年後の2022年3月までに住宅の耐震化率を87%に引き上げる目標を掲げて取り組みを進めておりますけれども、県内での住宅耐震改修の進捗状況に、地域差があるのではないかと考えます。

そこで、南海トラフ地震による死者数を限りなくゼロに近づけるためには、このような地域差の解消も必要だと思いますが、今後の取り組みについて、土木部長にお聞きをいたします。

この項最後に、コロナ警戒下の出水期における避難所運営のあり方についてでございます。コロナ感染症の脅威がおさまらない中、水害リスクが高まるシーズンに入っています。県内の自治体が災害時の避難所のあり方について見直しを迫られています。住民が押し寄せて、3密を避けられない場面が想定されるため、国はことし4月上旬通常より多く避難所を開設するなどの対処方針をまとめて自治体に通知しています。

各自治体は、避難所の運営面での対応を模索

するとともに、民間施設活用による増設や駐車場での車中泊を検討する動きが出ています。地域によっては、すぐの避難所の増設などは困難なこともあり、その対応として、まずは在宅避難、あるいは親戚、友人宅への避難など分散避難で、少しでも密度を下げようと苦心されています。

また、出水期を前に、県と市町村が連携されてウェブ会議での情報交換など水害訓練を実施し、3密回避へ対応確認されている地域もございます。

そこで、避難所におけるクラスターの発生を防ぐためには、市町村職員の対応力の強化に向けた県の積極的な支援が必要だと考えますが、どうか。また、感染が収束しない中での避難所運営は、3密回避が求められています。このため、1世帯ごとの間隔を1メートルから2メートル確保するのが目安となっており、従来より多くのスペースが求められています。3密回避に向けた避難所のスペース確保について、あわせて危機管理部長にお聞きいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県内で新型コロナウイルスの感染拡大が防止されていることへの受けとめについてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、本県では4月以降県民の皆様への外出自粛や、あるいは飲食店などへの休業、あるいは営業時間短縮の要請といったさまざまな御協力をお願いしてまいりました。要請期間中は、かつてないほど大幅に人の流れが減少するなど、県民の皆様一人一人が感染防止に対する強い思いを持って、要請に御協力をいただいたものと考えております。

県民や事業者の皆様、そして医療従事者など多くの関係者のお力が総合力として発揮され、新たな感染者はゼロが続く結果につながっているというふうに考えます。この場をおかりしまして、改めて心から感謝を申し上げたいと存じます。

今後は、新しい生活様式の実践と定着に努めるなど、感染拡大防止対策を徹底しつつ、社会経済活動を本格的に再開させていくということが重要であります。県といたしましても、大きな打撃を受けました県経済のV字回復に向けまして、県民の皆様とともに、この難局を乗り越えていきたいと考えております。

次に、本年度の県政運営への思いについてお尋ねがございました。

本年度は、私が県政運営に当たります実質的な初年度となります。県勢浮揚の実現に向け、これまでの政策の継承と発展を図り、施策の実効性をさらに高めてまいりたいと考えていたところでございます。しかしながら、御指摘もございましたように、本年2月以降新型コロナウイルスへの対応に注力してきたことに加えまして、予定していた取り組みが延期になったということもございまして、事業の進捗におくれが生じております。

足元では、県内外の感染状況が落ちついてきておりますことから、第2・四半期以降は5つの基本政策などについて、少しでもおくれを取り戻せるように鋭意取り組んでまいります。その際には、政策ごとに社会構造の今後の変化も見据えまして、新しい生活様式への対応を進めますとともに、これまでの戦略や手法について検証し、施策を進化させたいと考えております。

今後、次なる感染拡大の波に備えた対策を着実に実施しながら各政策の取り組みを軌道に乗せ、令和3年度の事業の充実につなげてまいります。さらに、その結果として、県民の皆様

目に見える形で成果がお示しできるように、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、今後の財政運営についてお尋ねがございました。

県の財政運営に当たりましては、県勢の浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることが重要であると考えております。

新型コロナウイルス感染症対策では、県民の健康と生活を守るとともに、県経済へのダメージを最小限に食いとめるために必要な取り組みを全力で講じてまいりました。その際には、国の補正予算を最大限に活用するほか、既存の事務事業の見直しを行うなどによりまして、財源の確保に努めているところでございます。

今後は、ただいま申しましたように、感染症の影響でおくれておりました5つの基本政策と3つの横断的な政策に沿いました各種の政策についても、県勢浮揚に向けて前へ前へと取り組みを進めてまいり所存であります。

一方で、議員の御指摘のとおり、今後は税収の減も想定されるところであります。したがって、引き続き国の有利な財源を積極的に活用していくこと、あるいは既存の事業のスクラップ・アンド・ビルドなどを徹底してまいりたいと考えております。

また、本県の財政運営は、地方税財政に関します国の動向などの外的要因に大きく左右されます。したがって、国に対しましては、地方交付税などの財源確保をしっかりと提言してまいります。

次に、これまで以上の市町村との連携の必要性についてお尋ねがございました。

県勢浮揚を図るためには、市町村と県が施策の基本的な考え方や方向性をあわせまして、連携・協調を図りながら取り組みを進めていくということが重要であります。その際、各市町村におきましては各施策に取り組むに当たり、財

政面の負担が懸念材料となることが多いというお話は、私も直接何度も伺っているところでございます。

このため、事業の財源確保に向けました情報共有あるいは助言のほかに、県単独の補助金によります財政支援などを通じまして、連携を図っていく必要があるというふうに考えております。例えば、このたびの新型コロナウイルス対応におきましては、地方創生臨時交付金の使途に関しまして、県内の各市町村の対応案を取りまとめまして、全市町村間で情報共有いたしましたし、また、活用策に係るアドバイスも行っているところでございます。また、予備費を活用いたしまして、避難所に対する県単独の補助金に感染症対策のメニューを追加いたしまして、市町村の取り組みを後押しいたしましたところでございます。

今後も、財政運営に関します情報を随時提供いたしますとともに、国や県からの補助金、交付金等の活用方法あるいは有利な地方債の紹介などを通じまして、市町村との、なお一層の連携に努めてまいります。

次に、県の職員3,300人体制の見直しの考え方についてお尋ねがございました。

職員体制に関しましては、デジタル技術の活用あるいは事業の見直しによりまして、簡素で効率的な組織を構築しながら、増加、多様化する行政需要に必要なマンパワーを確保するという方針で対処してきております。このため、効率化の取り組みの成果が本格化するまでの間、御指摘もありましたように、時限的に知事部局3,300人体制を見直すこととしております。

現在の状況を見ますと、今般の新型コロナウイルスの感染防止対策でございますとか経済影響対策などの新たな行政需要が生じてまいっております。一方で、社会の構造変化に対応しまして、業務の効率化にも資するようなデジタル

技術の活用を加速していくということが、今まで以上に求められている状況になっております。また、今後税収の減少も想定されることを考えますと、財政の安定性への配慮、これも欠くことができないと考えております。加えまして、国における公務員の定年延長の議論も、この職員体制のあり方に影響を与えますので、注視をしてみたい必要があります。

今後の職員体制につきましては、ただいま申し上げましたような状況の変化も見ながら、適切に対応していく必要があるというふうに考えております。

次に、県内の光ファイバーの整備の現状と課題、そして今後の施策の展開についてお尋ねがございました。

まず、国の発表によりますと、平成31年3月末におきまして、全国の光ファイバー整備率は98.8%となっておりますが、高知県内は96.1%という数字となっております。これは整備の費用や維持管理経費など採算性が課題となりまして、中山間地域などにおきましては、民設はもとよりでございますが、公設でありましても、整備が進みづらいということが大きな要因であると考えております。

この点、今回の国の補正予算におきましては、御指摘もありましたが、総額で約530億円の補助事業費が計上されておきまして、市町村が希望する全ての地域での光ファイバー整備を支援するという方針が示されているところでございます。また、市町村では、今回の地方創生臨時交付金などもあわせて活用することができますので、従来以上に手厚い支援を受けることが可能だという環境になっております。

したがって、県では、この機会を生かして、ぜひ未整備地域の残る市町村についても整備を促したいという考えに立っております。

こうした市町村を訪問いたしまして補助事業の活用について検討を促しますとともに、通信事業者に対しましても、工事体制の確保を要請したところでございます。加えまして、国に対しては、支援策をさらに充実させるために光ファイバーによります高速通信を、国で言いますいわゆるユニバーサルサービスの対象とすることなどについて、引き続き提言をしてみたいと考えております。

今後は、新しい生活様式への対応あるいは東京一極集中の是正のために、例えば、遠隔医療、遠隔教育の拡大でございますとか、ワーケーションなどによります働き方の変革が不可欠であり、また不可避であるというふうに考えております。こうしたことも踏まえまして、社会のあらゆる分野におきまして、デジタル技術の活用を一層進めるための基盤といたしまして、引き続き、県内におけます光ファイバー整備を促進してまいります。

次に、人口の社会減が解消されていない要因と、人口の社会増減の目標達成に向けての施策の展開についてお尋ねがございました。

本県の人口の社会減は、以前の景気回復期と比べますと、2分の1程度の水準に改善してきているとはいってまいりますが、直近5年間の平均で年間2,000人程度の減となっているところでございます。

プラス面の要因といたしましては、産業振興計画の取り組みなどを通じて多くの雇用が生み出されたこと、本県への移住者が年間1,000組を超えるまでに増加してきたことなどが挙げられます。一方で、マイナス面の要因といたしましては、正社員の有効求人倍率が依然1倍を下回っていること、事務系の仕事が少ないなど、都市圏に比べまして仕事の種類に限られるといったことなどが挙げられます。また、近年では全国的に人手不足が深刻化する中で、大都市

が地方に人材を求める圧力が一層強まってきたということも、大きなマイナス要因であるというふうに考えております。

こうした状況のもとで、人口の社会増減の均衡という目標を達成するためには、2つの点が大きなポイントであると考えております。

1点目は、特に若者が魅力を感じる仕事を数多くつくっていくということであります。最先端のデジタル技術を活用いたしまして、本県の強みであります第1次産業など地場産業の高度化を図る取り組みをさらに加速し、地場産業を若者に魅力ある産業として育ててまいります。また、若者の雇用の受け皿として期待ができますIT・コンテンツ関連産業の集積を図ってまいります。

2点目は、コロナ禍の影響によりまして、これまでの働き方、暮らし方が見直されまして、今後地方暮らしへの関心が一層高まってくるということが考えられます。こうした流れにしっかりと対応していくことが必要だという点でございます。こうした方々へのアプローチを強化いたしますとともに、受け皿となります県内企業のデジタル化あるいはリモートワークを進めることなどによりまして、県出身者のUターンも含めまして、移住者のさらなる増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、関係人口の裾野を広げる取り組みの推進についてお尋ねがございました。

御指摘がありました関係人口は、地域の担い手としての活躍にとどまらず、将来的には移住にもつながるものと期待をされます。したがって、その関係人口の創出、拡大に向けました取り組みを、第4期の産業振興計画の移住促進策の中でも新たに位置づけまして、推進をいたしております。

具体的には、本年度新たにウェブ上での会員組織の立ち上げを計画いたしております。高

知家プロモーションも活用して、高知ファンや本県とゆかりのある方、本県出身者などへの情報発信、アプローチを強化してまいりたいと考えております。

加えて、副業や兼業という形で地方とのかかわりを持つとする都市部の人材をふやしていくことが大変重要であると考えておまして、国に対しまして、全国規模のこういった方々と地方とのマッチングの仕組みの構築などを政策提言しているところでございます。

また、今後は会員同士の交流や、会員と地域との交流の場を設けるなど、本県への関心や本県とのつながりをさらに深める取り組みを進めてまいりたいと考えております。

加えて、コロナ禍によりまして、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするテレワーク、リモートワークが広がっております。このことは、地域とのかかわり方のバリエーションをさらに広げるものというふうに期待をいたしております。そのために、テレワークやリモートワークの拠点となるシェアオフィス等を、県内により整備してまいりたいというふうに考えております。

こうした取り組みを通じまして、関係人口の裾野を広げるとともに、こうした方々の移住意識の醸成もあわせて図ってまいります。

次に、シニア世代の能力が最大限に発揮できるような多様な働き方の実現についてお尋ねがございました。

本県におきましては、全国に先駆けて少子高齢化が進んでおります。労働力人口に占める65歳以上の割合が16.5%となっておりまして、全国平均の12.6%を大きく上回っているところでございます。そのため、シニア世代の方々にはさまざまな産業分野の貴重な担い手として、大いに期待をいたしているところでございます。

こうした中、来年4月には70歳までの定年の

引き上げや継続雇用制度の導入などが盛り込まれました高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が施行されます。このことによりまして、企業におけるシニア層の活躍の機会はさらに拡大していくものと考えております。

また、県におきましては、高知労働局と連携をしながら、生活維持や健康維持といたしましたそれぞれの働く目的に応じまして、雇用形態あるいは就業時間などの面で、多様な就業機会の創出にも取り組んでおります。このほか、高知県シルバー人材センター連合会への運営支援を通じまして、働く意欲のある高齢者の方々の能力を生かした就業の支援も行っているところでございます。

こうしたシニア世代の多様な働き方の実現は、豊かで充実した生活という観点のみならず、本県の喫緊の課題でございます1次産業の担い手の確保あるいは事業承継にもつながるものというふうに考えております。こうしたことから県といたしましてはシニア世代の方々がその能力を最大限に発揮できます多様な働き方の実現に向けまして、さらに積極的に取り組んでまいります。

次に、シニア世代をターゲットにした移住促進策についてお尋ねがございました。

議員からお話がございましたように、都会にお住まいのシニア世代に本県に移住をしていただきまして、お持ちの知識や御経験を發揮していただくことは、本県の活性化につながっていくものと考えております。

県内では、高知市が都会のアクティブシニアの本県への移住を推進する団体と協定を締結されまして、その活動を支援しております。また、県におきましても、こうした取り組みを進める市町村を後押しするための支援制度を設けているところであります。

今後、新しい生活様式の実践が求められる中

で、これまでの働き方や暮らし方が見直され、地方暮らしへの関心がさらに高まるということが見込まれます。また、本県はふるさと回帰支援センターの調査におきまして、シニア世代の移住希望地としても上位にランキングされているところでございます。

そのため、今回の事態を好機と捉えまして、シニア世代をターゲットとした効果的な情報発信や相談会の開催なども、今後検討してまいります。また、コロナ禍によりまして、定年退職を機に郷里へのUターンを検討される方も増加するものと思われまので、県人会や同郷会、あるいは高校の同窓会などへのアプローチも積極的に行ってまいりたいと考えております。

最後に、さらなる少子化の現状分析と対策の強化についてお尋ねがございました。

県民の意識調査によりまして、子育て世代の負担感といたしまして、経済的な負担のほか、仕事と子育ての両立が難しい、あるいは子育てによる精神的・肉体的な疲れといった点が挙げられております。また、本県では、平成24年から29年までの5年間で、育児をしている女性の有業率が15.3ポイント上昇いたしまして、80.5%となっております。

こうしたことから、本県では、出会いの機会の創出などとともに、働きながら子育てがしやすい環境づくりに向けた取り組みを強化してまいりました。具体的には、いわゆる高知版ネウボラの推進ですとか、企業などにおけます働き方改革、時間単位の年次有給休暇制度の導入促進などに取り組んでいるところでございます。

一方、昨年の本県の合計特殊出生率は1.47と、2年連続で前年を下回る結果となりました。この結果を受けまして、これまでの取り組みのもう一段の強化に向けまして、少子化の要因についての分析と施策の検証をさらに深める必要があるというふうに考えております。

このため、まずは県民意識調査につきまして、現在18歳以上としています対象を、特に結婚や子育てに直面する世代に絞って実施をしたいと考えております。結婚や出産を希望しているにもかかわらず、なぜためらうのかということなど、その世代の意識や置かれた環境につきまして、掘り下げて調査をしてまいりたいと考えております。そして、施策の検討に当たりましては、新型コロナウイルス感染拡大後の社会構造の変化も見据えながら、県民の皆様の意識や実情に応じた対策を強化してまいります。

私からは以上でございます。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) まず、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金の執行体制などについてお尋ねがございました。

宿泊業、飲食業を中心に、新型コロナウイルス感染症の影響により、大変厳しい経営状況に置かれている事業者の方々がおられます。こうした方々に対しまして早急に給付を行うため、まずは庁内のメンバーによります対応チームを組織して、各種相談を初め申請から給付までの事務に当たることとし、7月中の給付開始を目指してまいります。

一方で、受け付け期間は来年2月上旬までと長期にわたりますことから、庁内の応援体制で行うには限度がありますため、すぐれたノウハウを有する民間業者から御提案をいただき、最適な業者を選定し、8月中旬には委託に移行したいというふうに考えております。

また、今回の給付金では、できるだけ事業者の負担軽減を図りますとともに、審査事務を効率的に行い、早期の給付につなげたいというふうに考えております。具体的に申しますと、国の持続化給付金の決定通知書や年金事務所などからの納付書の写しを添付しますことで必要最小限の申請書類とし、簡素化、スピード

化を図りますとともに、オンラインでの申請にも対応してまいりたいと考えております。

給付までの日数につきましては、申請の集中ぐあいや書類の不備といった個別の状況にもよりますけれども、受け付け後おおむね2週間以内に給付できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国の持続化給付金の支給対象の拡充に関する周知についてお尋ねがございました。

国の持続化給付金については、本年に入って開業した事業者や、雑所得、給与所得で税務申告をしている個人事業主、いわゆるフリーランスの方々には支給の対象となっていなかったことから、国の2次補正におきまして、それらの方々も支給対象として追加をされました。

国においては、この内容をホームページにおいて広報しておりますが、議員御指摘のとおり、新たな事業者に対して情報が十分に行き届いていないことも考えられます。そのため、今議会に提案中の県の支援制度にあわせて、国の拡充内容等につきましても、さまざまな広報を通じて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) 国の観光キャンペーンまでの間、本県観光の活性化をどのように図っていくのかのお尋ねがありました。

本県観光の活性化に向けては、観光を目的とする人の流れと、にぎわいをつくり出すことが重要だと考えています。そのため、県民の皆様を対象とした県内観光の振興に続いて、中四国エリア、そして全国エリアへと段階的に、県をまたぐ観光振興の取り組みを展開してまいります。

まず、県内観光については、地産地消を推進する高知家応援プロジェクトの中で、県内観光ツアーの造成や、オンライン旅行会社などを活

用した宿泊割引事業の実施といったキャンペーンに取り組んでおります。このプロジェクトに多くの県民の皆様に参加していただけますよう、現在県内向けのテレビCMや公共交通機関を活用した広告、オンライン旅行会社でのPRなど、さまざまな媒体を通じたプロモーションを行っております。このほか、市町村などにおいても、主体的に域内の観光消費を促進する施策が企画されていますし、県としましても、地域のにぎわいづくりのための誘客イベントを実施してまいります。

県民の皆様には、これらの機会を通じて、ぜひ県内観光を楽しんでいただきたいと思います。例えば、仁淀川流域においては、遊歩道の整備によって利便性が増したにこ淵の景観や、渓谷ガイド、カヌーやラフティング、土佐和紙づくりなどさまざまな観光資源がありますので、これらを存分に体感していただくことで本県観光は盛り上がりますし、皆様のふるさとの魅力再発見にもつながるものと思います。

また、県をまたぐ観光振興については、国の施策に先行して今月から順次中四国や全国の方々を対象に、県内宿泊施設の割引クーポンを発行するキャンペーンを実施しているところです。

この夏には、四万十川のジップラインや新足摺海洋館といった施設のオープンが続きますので、こうした情報も含め県内外にしっかりと発信して、人の流れとにぎわいの創出につなげてまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○**農業振興部長(西岡幸生君)** 中山間地域等直接支払制度の第5期対策の進め方についてお尋ねがございました。

本年度から第5期対策がスタートしました本制度は、中山間地域での営農の継続と耕作放棄地の発生防止に大きな役割を果たしており、中

山間地域の生産基盤の下支えとなっております。

一方、昨年度に実施いたしました第5期対策に向けたアンケート調査では、高齢化や取りまとめ役の不在といった理由から取り組みの継続を断念する、または取り組みの面積を縮小させると回答した集落が全体の50%に上っており、第5期対策の取り組み面積が減少することが懸念されているところでございます。

県ではこれまで、本制度の充実に関する国への政策提言や、国の中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会の場を通じて、中山間地域における農地維持活動の厳しい現状を訴えてまいりました。

国においては、こうした地方の実態を踏まえ、第5期対策では、これまで集落が活動の継続をためらう要因となっていました交付金の遡及返還に関する規定の見直しや、営農ボランティアなどの新たな人材を確保するといった前向きな取り組みなどを支援します集落機能強化加算が創設されるなど、より取り組みやすい制度に改正をされました。

これらの制度改正を受けまして、県ではこれまで市町村と連携し、集落の代表者等に制度改正の内容を周知するとともに、集落個々の実情を踏まえた対応策の提案を行っているところです。

今後はさらに、昨年度から取り組んでおります継続が困難な集落に対する集落協定の広域化や事務支援の体制整備を進めますとともに、集落営農組織等による営農活動のサポート体制づくりなどによりまして、より多くの集落が本制度を活用し、中山間地域の農用地の持続的な維持管理がなされるよう、引き続き市町村とも連携し、取り組んでまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** まず、介護サービスと感染予防の両立についてお尋ねがござい

ました。

これからの介護サービス提供に当たっては、新しい生活様式を踏まえた身体的距離の確保や会話の制限などへの対応が求められています。このような感染防止対策を行いつつ、利用者サービスを提供するに当たっての課題としましては、会話等の制限による認知機能の低下や、運動量の減少による身体機能の低下などの影響が考えられます。

事業所の皆様からは、感染防止対策をしながら効果的な介護サービスを提供することは難しく、苦慮しているといったお話をお聞きしております。あわせて、今後の効果的なサービス提供のあり方などについて、県と一緒に研究、検討を行いたいとお話もいただいているところです。

県としましては、本県が先駆的に取り組んでおりますノーリフティングケアやICT機器の活用は、介護サービスの提供と感染予防の両立にも有効と考えられますことから、こうした分野の専門家や事業所の皆様の御意見をお聞きしながら、効果的なサービス提供のあり方を協議検討する場の早期設置に向けて取り組んでまいります。

次に、感染予防を踏まえた介護予防の取り組みと、高齢者の健康二次被害を回避するための取り組みについてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

高齢者が体操などを行う通いの場につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、県内全域で3月下旬から活動自粛を余儀なくされておりましたが、現在はほとんどの地域で活動が再開されております。

通いの場の活動自粛中は、高齢者の心身の機能低下が懸念されることから、自宅で運動の習慣を維持していただけるよう、いきいき百歳体操などをわかりやすく説明したチラシを制作し、

新聞への折り込み等により各家庭に配布したところです。あわせて、市町村からは、独自に作成した介護予防体操の動画をインターネット上で公開したり、心身の状態が気になる高齢者には、地域包括支援センターの職員が訪問支援などを行っていたとお聞きしております。

議員のお話にありましたように、高齢者は、加齢に伴う心身の機能低下に加え、感染を恐れ、社会参加の自粛など生活全般で活動が低下することで、要介護等の状態に陥るリスクが一層高くなると考えられます。こうしたことから、運動、栄養、社会参加の3つを柱とするフレイル予防の取り組みが重要となってまいります。

現在、県ではフレイル予防の取り組みを県内全域に展開するため、市町村向けのガイドラインを作成しているところです。このガイドラインには、感染を恐れて自宅に閉じこもっている高齢者に対するアプローチや支援のあり方などを盛り込むこととしており、今後とも市町村と連携して、高齢者の健康の維持向上と重症化予防に取り組んでまいります。

最後に、荷おろし鬱病の注意喚起についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響による不安や鬱に対する心のケアは重要であると考えております。議員からお話がありました荷おろし鬱病は、精神的な重荷から解放された後に新たな不安や緊張が増し眠れないなどの変化が生じるもので、誰にでも起こり得る自然な反応と言われております。

このため、変調を感じたり、不安や鬱などの症状が長引くときは、早目に専門の相談機関に相談したり、医療機関を受診していただくことが必要となります。本年3月に県立精神保健福祉センターに設置しました心のケア相談窓口では、荷おろし鬱病を含めた、いわゆるコロナ鬱の相談に対応しているところです。

県では、これまでも県民の皆様が一人で不安を抱え込むことのないよう、コロナ鬱の注意喚起や心のケア相談窓口の周知を行ってまいりましたが、感染拡大が一定落ちついたこの時期においても、不安や鬱の症状などへの注意が必要です。そのため、今後とも新聞広告や県のホームページなどのさまざまな媒体を活用して、一層の注意喚起を行っていきたいと考えています。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 新型コロナウイルス感染症対策に関して、帰国者への検疫における取り扱いについてお尋ねがございました。

お話にございましたように、現在国際線の到着空港では国の水際対策として、入国制限対象地域に滞在歴のある方全員にPCR検査を実施しており、帰国者は、その検査結果が判明するまでの間空港内スペース等で待機することとなっています。その際、無症状で、かつ公共交通機関を使用せずに自家用車やレンタカーで移動できる場合には、自宅等での待機も認められているところです。

また、検査結果が陰性の場合であっても、入国の次の日から起算して14日間は、不要不急の外出を避け、自宅などで待機することが要請されるとともに、保健所等が健康観察を行うこととなっています。ただ、こうした対応はあくまで要請であることから、感染拡大を防止するためには、帰国者本人に移動や待機の方法を丁寧に説明し、理解していただき、そして協力していただくことが極めて重要となります。

検疫所においては、帰国者全員に対して詳しい説明がなされているものと認識しておりますが、なお丁寧な説明をお願いしたいと考えており、国との意見交換の機会などを通じて、その旨を伝えていきたいと考えています。

また、保健所での健康観察の対象となった方には、保健所から、不要不急の外出を避け、自

宅などで待機していただくことを重ねて説明し、御理解と御協力を得るようにしたいと考えています。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、子供と保護者に、朝食の大切さを理解していただくための取り組みについてお尋ねがございました。

朝食の大切さに関する健康教育としましては、これまで、県が作成した健康教育副読本の授業での活用や、県内全ての小学生に対する生活リズムチェックカードの配付、また、保護者に対する啓発パンフレットの配付や、高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラムの開催など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

こうした取り組みの結果、本県では毎日朝食を食べる児童生徒の割合が、小学5年生で約80%となっておりますが、全国平均と比べると1から2ポイントほど低く、中学2年生女子を見ますと、議員の御指摘のとおり、全国より5.1ポイント下回る73.1%となっております。

朝食を食べない理由として挙げられた、時間がない、食欲がないなどは、単に食生活だけでなく、睡眠や運動なども含めた生活習慣全体の乱れが問題だと認識をしております。また、保護者が欠食すると子供の欠食率も高まる傾向があることも報告されており、保護者への啓発の継続は、就学前の子供の保護者も含めて、引き続き重要であると認識しております。

このため、保護者や親子を対象とした食育講座や朝ごはん教室など、市町村で取り組まれている家庭教育支援をさらに後押しするとともに、地域学校協働本部での食育等の活動を積極的に支援することで、学校教育だけでなく地域全体で子供の生活習慣を確立する機運を醸成してまいります。

加えまして、さらにもう一段、子供たちに対して、朝食を食べない原因である時間がない、

食欲がない、用意がないとなる真の理由を掘り下げる調査などを実施し、保健や福祉などさまざまな分野の機関と連携することで、より効果的な施策の展開につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、小学6年生、中学3年生の学習のおくれを挽回するための具体的な取り組みと県立学校入試への影響、また再び感染が広がった場合の入試の対応についてお尋ねがございました。

県内の各学校におきましても、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業によりまして、授業日数が不足することになりましたが、各学校や市町村では、夏休みの短縮や行事の精選など、教育活動の計画の見直しによりまして、現時点では、学習に必要な授業日数の確保についての見通しが立った状況にあるとお聞きしております。

こうした学校や市町村の体制面を支援するため、県教育委員会としましては、特に、進路指導面で配慮の必要な学年であります小学校第6学年、中学校第3学年の学習保障のために、本県の少人数学級の基準であります35人を超える学級がある学校に対しまして、加配教員を配置できるよう、市町村教育委員会と連携して退職教員等の掘り起こしを行うなど、現在その人材確保に努めているところです。加えて、放課後等学習支援員を8市町村に85人程度追加配置できるように、今議会に補正予算をお願いしております。

また、県立学校の入学者選抜、いわゆる入試につきまして、市町村教育長連合会や校長会に状況をお伺いしたところ、このような取り組みによりまして、現時点では臨時休業による学習のおくれは解消できる見通しであり、県立学校の入試についても影響はないだろうと回答をいただいております。

しかしながら、今後新型コロナウイルス感染

症が再び広がった場合には、小中学校におけます学習の進捗状況及び学校等の要望を把握しながら、受験生や小中学校等の対応に混乱が生じないタイミングで、入試の日程や出題範囲等を適切に判断していく必要があるというふうに考えております。

最後に、中学校の県総体における保護者の観覧への対応についてお尋ねがございました。

今年度、本県と山梨県、宮崎県の3県を除く都道府県では、中学校の県総体が中止となっておりますが、県教育委員会では、これまで頑張ってきた生徒たち、とりわけ3年生最後の発表の場を何とか確保したいとの思いから、事前対策を含め十分な安全確保対策を検討した上で、7月21日からの開催を決定しました。

開催に当たっては高知県中学校体育連盟と協議を重ね、地区予選が実施できず参加生徒がふえることに対し、例年より会場をふやし、日程を延長して対応することとしました。また、参加生徒や大会関係者には、大会2週間前からの体調管理の報告を求めるとともに、当日の検温の実施や競技中以外のマスクの着用、手指や競技用具の消毒、また、選手入れかえ時の椅子の消毒などの感染防止対策を徹底することとしております。

このため、本年度の中学校の県総体は、競技会場がふえることによる運營業務に加えまして、感染防止対策に多くの時間や人員が必要となります。約1万人の生徒の感染防止対策を確実に実施し、安全に大会を運営する必要があり、保護者など見学される方々の感染防止対策を徹底することまでは大変困難であるという判断をいたしました。

こうしたことから、保護者の皆様の子供たちへの思いは、私どもとしましても十分理解しておりますが、生徒の安全・安心を第一とし、無観客で大会を開催することといたしました。保

護者、関係者の皆様には、どうか御理解いただきたいというふうに考えております。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) まず、自主防災組織の現状と課題を踏まえた取り組みについてお尋ねがございました。

大規模な自然災害から県民の皆様を守るためには、公助だけでなく、住民の皆様一人一人の自助に加えて、地域で互いに支え合う共助の取り組みが重要となります。その中で自主防災組織は、共助のかなめとなるものと認識をしています。そのため、県では市町村と連携して、地域の皆様に自主防災組織の重要性を理解していただくための説明会を開催するなどして設立を促してまいりましたほか、学習会や訓練の実施、資機材の整備などについて財政支援を行ってまいりました。

その結果、東日本大震災発災直後に67.7%であった本県の組織率は、本年4月現在で96.8%にまで上昇しておりますし、活動についても、例えば、沿岸部の自主防災組織の避難訓練実施率は93.7%となっています。

一方で、一部の自主防災組織では、活動の停滞やマンネリ化、リーダーの不在といった課題が明らかになっています。このため県では、県内の先進的な取り組みや多くの方が参加されているような工夫を凝らした取り組みなどを集め、今年度自主防災活動事例集を改訂し、全ての自主防災組織に配付して、活動の活性化に役立てていただきたいと考えています。

また、引き続き、自主防災組織人材育成研修や防災士養成講座を開催するなど、組織のリーダーとなる方の育成にも取り組んでまいります。

次に、消防団員の確保に向けてのポイントは何かとお尋ねがございました。

県内の消防団員数は減少傾向にあり、市町村においては、地域防災力のかなめとなる消防団

員の確保に取り組んでいるところです。しかしながら、中山間地域では少子高齢化や過疎化により若者が少なくなってきたことや、市街地では共働き世帯や独身世帯が多く、地域活動への関心や意欲が低くなりがちなことから、団員の確保に苦慮されているとお聞きをしています。

県では、平成19年度から希望する市町村と協力して消防団員定数確保対策事業に取り組んでおり、これまでに21の市町村で実施し、団員の増加につながるなど一定の成果を上げています。昨年度は須崎市において、この事業を契機に消防団のPR動画を作成するなどして団員確保に取り組んだ結果、団員が6名増加しました。このほか、少年消防クラブの合同研修会や女性消防団員の交流の場を設ける取り組みなども行っているところです。

現状においては、団員確保の抜本的な解決策は見出せていませんが、消防団への理解を深める広報や、若い世代や女性への声かけ、小・中・高校生などを対象とした次世代の消防団を担う若者の育成、消防職員OBの活用といったさまざまな取り組みを、市町村と連携しながら複合的に行うことが効果的と考えられますので、引き続き市町村と協力して、地域の実情に応じた消防団員の確保対策に取り組んでまいります。

最後に、避難所でのクラスターを防ぐための市町村職員の対応力の強化と避難スペースの確保についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の流行下において、適切な避難所の開設、運営を行うためには、市町村職員の対応力を強化しておくことが必要です。そのため県では、感染症対応のための避難行動や避難所の開設、運営のあり方、住民の皆様事前に周知しておくべき事項などについて整理して通知するとともに、地域別の説明会を開催して、市町村に早期の体制整備を依頼してきました。また、国や健康政策部が作成した感

染症対応の留意事項や、各種団体が作成している対応マニュアルなど、参考にすべき資料も随時提供してまいりました。

こうした結果、今月中には全ての市町村においてマニュアルが策定されることとなっており、今後訓練や説明会などを通じて職員への徹底が図られていくこととなります。

一方、避難所でのスペースの確保については、これまで全ての市町村において南海トラフ地震による避難者数を目標にスペースの確保を進めてきたことから、風水害においては、3密回避のために多くのスペースが必要になることを考慮したとしても、十分確保できております。

また、国からは、発熱やせきなどがある人や濃厚接触者には、個人ごとにパーティションで区切るなど専用のスペースを確保することが求められており、こうした対応も徹底されるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 住宅耐震改修の進捗状況の地域差を解消する今後の取り組みについてお尋ねがございました。

県では、これまで耐震診断の無料化、設計費や改修工事費への補助などの支援体制の強化、耐震改修に携わる設計事務所や工務店等の事業者の育成、低コスト工法の普及などの供給能力の強化に取り組んでまいりました。

この結果、昨年度の住宅耐震改修の実績は、目標の1,500棟を超える1,638棟となりました。しかし、地域によっては取り組みの進捗にばらつきがあり、このことは課題の一つであると考えております。

実績が少ない自治体では、診断を実施した後改修設計や工事に進む率が低い傾向にあり、改修工事を行う住宅所有者の経済的負担の軽減につながる低コスト工法が、それらの地域に十分に普及していないことがその要因の一つと考え

ているところです。

このため、県では、特に実績の少ない自治体と協力して、低コスト工法をその地域で実施できる事業者の育成に取り組み、診断を受けた住宅所有者が改修工事に進みやすい環境整備を進めてきたところです。このことにより、診断から工事に進む率も徐々に改善されてきております。

まずは、早期に第4期南海トラフ地震対策行動計画の目標である87%を達成させ、さらにはそれを上回ることができるよう引き続き市町村と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

○31番(上田周五君) それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。2問目を少し行わせていただきます。

先ほど知事の答弁で、令和2年度の県政運営にかける熱い思いをお聞かせいただいたわけでございますけれども、これまでの職員3,300人体制の見直しの件についてでございますが、詳しく御説明いただいたんですが、一つ県政運営指針の考え方の中に、市町村支援の確保に向けてという文言がございます。今般のコロナ禍で一線で働く、いわゆる保健・福祉分野、保健師さんとか栄養士さん、こういったマンパワーが必要ではないかというような感じもいたしておりますが、そういったあたりで、少しそういった考え方をこの見直しに含めていただきたいと思います。そのあたりお聞きをいたします。

それから、光ファイバーの整備でございますが、知事から、財源がすごく有利になったという趣旨の御答弁をいただきました。今回、新聞報道ですけれど、国が回線を整備する自治体に対しては9割まで後押ししますよということがございまして、少し調べてみますと、例えば事業費が10億円でしたら、いわゆる補助裏に過疎債を充当した場合、結果として持ち出しが3%で済むという、大変、未整備地域を抱える自治

体の整備に当たっては、すごい大きなチャンスではないかと思えます。

そういった意味で、令和3年度末までに県内100%整備しますよということで、もう一度知事の整備に向けての意気込みをお聞きしたいと思います。

それから、危機管理部長でございますが、御答弁ありがとうございます。避難所運営について、せんだっての知事の提案説明の中に、県として市町村に対して、災害時に可能な限り多くの避難所を開設するよう早期の対応を求めています。そこで、数をふやして開設するには、やっぱりマンパワーを確保する必要があると思えますが、各市町村、職員数は確保できているのか。そのあたりの状況と、少し具体的なことでございますけれども、市町村支援として、午前中の御答弁にもございましたが、予備費を活用されて県の補助制度を拡充されているという御答弁があったと思えますけれども、この中に、例えば、具体的に段ボールベッドとか隔離テントとかございますが、そういったものが補助対象に含まれているかどうか、この2つのことをお聞きいたしますので、よろしくお願ひします。

2問目を終わります。

○知事（濱田省司君） 上田議員の再質問にお答えをいたします。

1つは、職員3,300人体制との関係で、特に市町村、あるいは保健師さんなどの現場の職員の確保が必要ではないかという点についてでございます。

今後、ただいま申し上げましたように、コロナウイルス後の社会ということを考えましたときに、御指摘のありましたような、特に市町村での対応、あるいは保健行政でのスタッフの確保、こうしたものも重要な課題の一つであると思えます。そういった行政課題への対応というのも、もちろん考えながら、片方で既存の事業

の見直しでございますとか財政運営への配慮、こういったものも考えて対応していかなければいけないと考えております。

3,300人体制見直しといたしましても、野方図にこれを上向きにということでは、これは県民の皆さんの御理解得られないと思っております、この行政方針の中でも、令和6年4月1日で3,400人以内という目安といたしますか、一定の上限は考えながら対応していくということでございますので、そういった中で、ただいまお話しありました市町村の現場支援ないしは保健・衛生体制の確保、こういった課題についてもしっかりと考慮してまいりたいと考えております。

2点目は、光ファイバーの整備に関してでございます。これは、議員御指摘にあったとおりでございます。今回国のほうも、例年の予算の規模からいいますと10年分の予算を積んでいて、今回未整備の市町村をなくすんだという決意で取り組まれているということでございます。御指摘もございましたように、いわゆる地方負担の分につきましても、今回のコロナ関係の地方創生の臨時交付金もかなり充当できますし、さらに過疎債も充当するというようなケースも考えますと、ただいま御指摘ありましたように、かなりの部分を国の財源で対応ができると。そういう意味では、またとない機会だと思います。

財源的にもそうでございますし、また新しい生活様式の中でオンラインでのリモートワーク、テレワークですとか、あるいは遠隔教育、遠隔医療、こういったものに対応していく、まさしく基盤になる分でございますから、これは今後地域間競争を勝ち抜くためにも、ぜひ必要な基盤整備であると思えます。そういった点をしっかりと市町村に、いわば膝詰め御説明をしまして、これまで採算面、あるいは財源面で二の足を踏んでおられた市町村にもぜひ再考していただきたいと思ひますし、この事業を進めるに

つきましては、国や通信事業者ともしっかり連携をとりまして、この機会に何とか県内の未整備区域の解消を図るという決意で、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○危機管理部長（堀田幸雄君） まず、避難所の件に関してでございますが、1点目、県としましては3密を避けるために、指定している避難所については、できるだけ多く開設していただきたいということを市町村にお願いしてございます。開設した上で、運営するためのマニュアルを今月末に全部つくるということで、これからそのマニュアルに従って市町村の職員に周知していくということになります。

現状では、職員が足りないというふうなことはお聞きをしていませんが、想定以上に避難者がふえるということがあれば、我々のほうとしても支援をしていきたいと思っております。

2点目の補助金のほうでございますけれども、段ボールベッドとかパーティションの間仕切りなんかについても、補助の対象としてございます。

○31番（上田周五君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

先ほど危機管理部長に対して行ったものは、隔離テントの分で、後で構いませんので、よろしく願いいたします。本当に御答弁ありがとうございました。

最後に、少し要請的なもので、先ほど商工労働部長、本当に特別支援給付金について前向きな御答弁ありがとうございました。8月以降は、業者の委託という話でございますが、それまで県庁の職員ね、マンパワーは限りがあると思っておりますけれども、ぜひ頑張ってよろしく願いします。

それから最後ですが、教育長ありがとうございました。この中学校の県総体での保護者の観覧の件ですが、本当に御答弁聞いておりまして、

学校側が御苦労されているということが、十分保護者の熱い思いというか、そういうことに伝わったと思いますので、ありがとうございました。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（西内健君） 暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩



午後3時10分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は日本共産党を代表し、質問をさせていただきます。

初めに、ことしになって急増している米軍機等の低空・夜間飛行についてお伺いいたします。

本県議会は昨年12月県議会でも、全会一致で米軍機による超低空飛行訓練の中止を求める意見書を可決し、政府に送付しました。ところが、ことしに入って、米軍機と見られる戦闘機やプロペラ機などが、昼夜を問わず高知市上空を初め四万十市、いの町などオレンジルート以外でも多数目撃をされています。市町村からの情報を集約している危機管理・防災課の資料によると、米軍機の可能性の高い低空飛行訓練は、昨年が116回、ことしは6月26日段階で既に155回と、大幅にふえている状況となっています。

これまでも、保護者会などで政府への中止要請を求めて活動してきている本山町立本山保育所でも、ことし何度も飛来し、時にはあざ笑うかのように保育所上空を2機が低空で旋回する

といったことが繰り返され、不安と怒りが渦巻いています。

5月12、13日と知事名で防衛大臣、外務大臣に、異常な訓練の中止や事前の情報提供、国による低空飛行訓練の実態把握を求める要請書を提出されていますが、その後も、全く問題にしていなと思われる50回を超える目撃情報が寄せられています。

そこで、知事に伺いますが、提出をされた要請書に対し、政府からどのような回答が来ているのか、具体的にお示しください。

これまで、オレンジルートを中心に目撃や爆音の被害情報が寄せられていましたが、さきに述べたように、ことしになって高知市、県西部での目撃情報も増加し、特に夜間の爆音に、一体何が何の目的で飛んでいるのかもわからず不気味だという不安の声が寄せられています。

県として、県民に説明のできる情報確認を行うべきだと考えますが、どのような対応をされているのか、危機管理部長に伺います。

ことし2月21日午前、本山町の土佐れいほく博推進協議会の玄関付近で、同協議会職員が飛来した2機の米軍機を撮影し、その動画を、低空飛行解析センターが現地測量などを実施し飛行高度を推計、その結果を3月25日に発表しています。報告によれば、1機目を追う2機目は、撮影したカメラから約240メートル上空を通過したと見られると計測。飛行ルート下には嶺北中央病院や本山小学校などがあり、日本の航空法最低安全高度300メートル以下の飛行で、明らかに日米合意に違反していると指摘をしています。

こうした実態を日本政府や米軍に示し、具体的な改善対策を求める必要があります。今は文書による報告が主流ですが、県として動画の収集を行えるよう、メールやラインなどの開設と充実を提案するものです。

現在の県民からの情報収集の方法と今後の充

実策について危機管理部長に伺います。

墜落や消防防災ヘリなどとの衝突事故が起こってからでは、取り返しがつきません。一刻も早く危険な飛行訓練を中止させるため、全国知事会との連携はもとより、低空飛行訓練の被害に抗議の声を上げている自治体とのネットワークをつくり、抗議と中止要請行動を強化する必要がありますと思いますが、知事にお伺いいたします。

次に、持続化給付金などに関して知事にお聞きします。

新型コロナウイルス危機を克服し乗り切る取り組みは、今正念場を迎えています。第2の波に備えて、医療や検査体制の抜本的強化、暮らし・営業への支援、教育の充実などの促進が必要です。同時に、国民の声や苦境に応える施策を、迅速に国民に届けることが重要であることは言うまでもありません。しかし、国の対応は、給付金にしても補助金にしても、余りにも遅過ぎます。また、コロナ対策が一部大企業の食物にされ、政官財の癒着があらわれています。この2つの深刻な問題を徹底的に明らかにし、改めることが急がれています。

その一つの象徴として、新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減った中小企業、個人事業主らに国が支給する持続化給付金の事務事業のあり方が大問題になっています。

持続化給付金をめぐる疑惑は、経済産業省が一般社団法人サービスデザイン推進協議会に769億円で委託、さらに委託費の97%、749億円で電通に再委託、さらには電通が104億円中抜きして645億円余りで子会社に外注、そしてさらに竹中平蔵氏が会長を務める人材派遣会社パソナや大日本印刷、トランスコスモス、今家賃支援給付金事業で電通が圧力をかけたとするテー・オー・ダブリュー等への外注などとなっていて、本当に驚きを禁じ得ません。電通やその子会社、パ

ソナ、トランスコスモスは、いずれも協議会を設立し、構成する企業でもあります。コロナ対策予算を身内で食べ物にする、国民の税金を一部の大企業が分け合うようなことは許されません。

2016年に設立以降、協議会は持続化給付金を含む14件、1,600億円を経産省から受託しており、その契約金額の9割に当たる事業が、現中小企業庁長官が幹部を務めていた部署からでした。また、電通は、自民党の政治資金団体国民政治協会に毎年献金をし、2012年から2018年の7年間で3,600万円に上り、自民党山口県の支部も献金をされています。事業の再委託を受けた広告大手電通と経産省、政府・自民党との癒着の真相解明が求められているのではないのでしょうか。

2006年に財務大臣が各省庁に出した通知、公共調達の適正化については、全部再委託を原則として禁止しています。また、協議会との今回の契約書でも、再委託をしてはならないと明記されています。

知事は、これらの事務事業のあり方をどう受けとめているのか、また国に対してしっかり究明と改善を求めるべきではないか、お伺いいたします。

また、高知県の委託業務における再委託に関する基本的な方針について会計管理者にお伺いいたします。

全国各地に申請サポート会場が設けられています。しかし、電話をしてもつながらない、予約がずっと先になってしまう、対応する人によってサポートが違う、国会での論戦による改善点や新たな決定などが反映されていないなど、不安や批判が強まっています。

必要な人が申請、給付にまで進めるように、国に対する要望や意見提出など、どう対応していくのか、知事にお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策につい

て伺います。

緊急事態宣言は解除されましたが、経済社会活動の再開は、感染抑止をしながら段階的に進めていかなければなりません。感染拡大を抑止するための医療と検査の体制を抜本的に強化して、安心して経済社会活動の再開に取り組めるようにすることと、自粛と一体の補償をの立場で、大打撃を受けている暮らしと営業を支えることを一体に進めることが強く求められています。

確かに、日本の新型コロナによる死亡者数は、欧米に比べ人口比で2桁の違いがありますが、これは日本だけでなく東アジアの沿岸地域全体の特徴です。その中で、日本はワーストなのです。日本モデルが成功したという根拠はありません。今こそ、この間あらわになった社会構造、感染防止策の弱点を直視しなければなりません。

その第1の柱は、感染流行の第2波に備え、医療と検査体制を抜本的に強化することです。県をまたいだ移動の制限も解除されましたが、ウイルスは消えたわけではありません。東京都は新規感染者の拡大が続いていますし、一旦は抑え込んだ韓国、中国でも、局所的な集団感染が発生しました。第2波へのしっかりした備えが今必要です。

まず、安心して経済社会活動を再開していく上で、感染者を早期に発見し、症状に応じた医療と隔離を行う必要があります。そのためには、検査のあり方を根本から見直し、大規模に行える体制を整えることが必要です。日本の人口当たりのPCR検査数は、諸外国に比べて桁違いの少なさです。韓国は日本の8倍、米国は14倍、欧州諸国は20倍から30倍となっています。

18道県の知事が、感染拡大を防止しながら経済社会活動を正常化する緊急提言を発表し、これまでの受動的な検査から、感染者の早期発見・調査・入院等による積極的感染拡大防止戦略へ

の転換を提言しています。ごく軽症も含む全ての有症者や全ての接触者への速やかな検査を行うとともに、症状の有無にかかわらず医療・介護・福祉施設の従事者及び入院者、入所者などに対して優先的に検査を行うことを求めています。そのために、PCR検査の検査能力を現在の2万件から、10万件から20万件に引き上げるとしています。

第2波に備え、再度の緊急事態宣言を回避する上でも、この緊急提言は積極的で合理的提案だと考えます。提案は、積極的検査への戦略的転換を政府が宣言し、進めるとしています。

知事は、6月初旬の全国知事会議でPCR検査の体制について、再び感染の波が来たときに備え、民間機関に検査を分担してもらう必要があると指摘し、人口規模が小さい地方でも民間が参入できるよう国が環境整備をしてほしいと求めたと報じられていますが、具体的にどのような体制をつくろうとしているのか、お示しください。

日本医師会の有識者会議は、PCR検査が進まなかった最大の理由は、国から財源が全く投下されていないことだと指摘し、PCR検査センターの設置・維持に必要な予算を4,694億円と試算しています。18道県緊急提言の記者会見で広島県知事は、2,000億円から3,000億円が必要としています。ところが、安倍政権の第2次補正予算案では、PCR検査体制の整備は366億円にすぎません。今後、どの程度の感染がどれくらい続くかにもよりますが、1桁違います。数千億円の規模で予算の確保が必要です。

次に、医療崩壊を起こさないために、医療・介護・福祉施設への財政支援を抜本的に強化することが必要です。医療崩壊ぎりぎりという訴えが、医療現場からも、政府の専門家会議からも相次いでいます。今の時期に、第2波に備えた医療体制を確立しなければなりません。その

大きな障害になっているのが、医療機関の経営危機です。

日本病院会など3団体の調査によれば、コロナ患者を受け入れた病院は、4月は平均1億円の赤字です。大学病院の調査でも、全国の80病院で年間5,000億円もの赤字になります。直接コロナ患者に対応していない病院や診療所でも、大規模な受診抑制によって経営危機が深刻化しています。東京保険医協会の調査では、4月、93%の診療所が収入減を訴え、そのうち30%を超える診療所が5割以上の減収です。

国の2次補正予算案で、コロナ対応の医療機関に1.2兆円規模の財政支援が盛り込まれましたが、一方、非コロナ医療機関、地域医療には、実際にかかった感染対策費の補償だけで経営危機に対する財政支援は全くありません。地域の診療所が倒産、閉鎖が相次ぐようなことがあれば、国民の命と健康は守れません。コロナ対応の医療機関と非コロナ医療機関は、役割分担を行って日本の医療を支えているのであり、その全体の経営を守り抜くための財政支援を行うことを強く求められています。

地域の医療機関の経営状況をどう捉えているか、抜本的な支援が必要ではないか、健康政策部長にお聞きします。

医療機関は、もともと厳しい経営状況に置かれていました。日本病院会などの調査では、全国の病院の利益率は昨年4月時点で1.5%、全体の45.4%が赤字です。その原因は、診療報酬が大きく削減されてきたからです。2002年から2020年まで、消費税補填分を除いた実質改定率はマイナス10.5%です。そこへ、コロナが直撃しているわけです。政府の対策は融資でしかありません。この間の医療費削減政策が新型コロナ拡大のもとで、医療崩壊として矛盾が噴出したわけです。

医療費削減政策の見直し、転換が求められる

と思いますが、知事に認識をお聞きします。

介護事業所、障害福祉事業所なども、感染リスクから利用を手控え、減収により介護基盤を崩壊させかねません。全国老人福祉施設協議会、日本障害者協議会など関係者は強く財政支援を求めており、これに応えることが必要です。

地域の介護事業所、障害福祉事業所の経営状況をどう捉えているか、抜本的な支援が必要ではないか、地域福祉部長にお聞きします。

国の第2次補正では、医療・介護従事者に20万円から5万円の慰労金が支払われることが決まりました。それ自体は評価できるものですが、先ほども触れたようにコロナの影響による減収で、日本医療労働組合連合会の調査では、夏のボーナスを半分にする、2割賃下げあるいは定期昇給見送りなど、既に影響が出ており、その改善、支援と一体でなければ意味をなさないことを改めて指摘した上で、問題意識を提起いたします。

この慰労金は、児童分野が排除されています。6月1日、全国社会福祉協議会は政府に対して、新型コロナウイルス感染症に対応する児童分野で働く職員にも慰労金の支給を求める緊急要望書を提出しました。高齢者や障害、救護分野で働く職員には、感染者が出ていなくても支払われる予定だが、保育所や児童養護施設は対象外となっており、要望書は強い憤りを感じると訴えています。

要望では、保育所については、緊急事態宣言以降も看護師や医師の子供を受け入れるなど保育を継続してきたことや、実際に全国で50カ所以上の保育所で感染者が出ている現状を訴えています。実際、感染してはいけない、感染者を出してはいけないと、非常な緊張とストレスの中で頑張ってきたという現場の声もお聞きしています。

慰労金から保育所が外されたということは不

当だとは思わないか、また県として独自の対策をとるつもりはないか、教育長にお聞きします。

また、社会的養育を担っている児童福祉施設についても、県として独自の対策をとるつもりはないか、地域福祉部長にお聞きいたします。

保健・公衆衛生、医療体制は、今後の社会の安定的な営みにとって不可欠なインフラです。新型インフルエンザを総括した2010年の政府報告書では、国立感染症研究所や検疫所、地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策にかかわる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化が提言をされました。

ところが、この間、自民党政治のもとで、医療費削減、社会保障費抑制が続けられ、我が国の保健・公衆衛生の体制は大きく弱体化してしまいました。保健所は、この30年間で約半分に減り、職員定員も減らされました。地方衛生研究所の予算、人員も、国立感染症研究所の予算、人員も、連続的に削減をされました。

こうした削減路線を転換し、保健・公衆衛生、医療体制を充実させること、今回のように、まさに感染拡大という有事に対応できる余裕を備えていくことを、国の安全保障戦略として位置づける必要があると思うが、知事にお聞きいたします。

今回、コロナ対策の前線に立って奮闘された医者、看護師、介護従事者、保育士等は、以前からきつい労働と重い責任、見合わない処遇の低さから人手不足が深刻な分野でした。

新型コロナウイルス感染症対応のもとで、命の危険、強いストレスに直面して奮闘された医療・介護・保育分野での抜本的な処遇改善がないと、人手不足が一層深刻となることが危惧されます。知事に認識をお聞きいたします。

第2の柱は、新しい自粛要請と一体の補償を急いで現場に届けることの必要性です。自粛と一体の補償をという大きな国民の声が政治を動

かし、一律10万円給付、雇用調整助成金の上限額引き上げ、家賃支援などで一連の前進が打ち取られてきましたが、なお改善すべき問題点が残されています。最大の問題は、支援が現場に届くのが決定的に遅く、失業や倒産、廃業がふえ続けていることです。

政府の新しい生活様式の呼びかけとは、新しい自粛要請にほかなりません。大きなダメージを受けている中小企業、個人事業主、フリーランスで働く人たちに、新しい自粛要請による経営難が加わります。緊急事態宣言の解除や休業要請の解除、緩和を理由に、必要な支援を1回限りにし、打ち切ることは許されないと考えます。

また、このように支援を必要とする方々に対して、自治体においても、よりきめ細やかな対策を打っていくことが重要と考えます。その際には、さらなる国の財政支援が必要だと思いますが、知事にお聞きをいたします。

コロナ禍のもとで急速に生活が悪化し、今後、みずから命を絶つ人が増加するのではないかという懸念が指摘されています。

いのち支える自殺対策推進センターの清水康之代表理事は、今は国民全てが生命の危機を感じ、社会全体に乗り切ろうという連帯感が生まれ、以前から自殺を考えていた人の中にも、ほかの人たちも同じ状況にあると感じてほっとしている人もいる、ただしこの状況は長くは続かないと東日本大震災の事例を示し、時間がたつにつれ、もとの生活に戻れる人と戻れず取り残される人との格差が広がるのが心配と言い、追い込まれた末の死を防ぐために生活保護の受給要件緩和などを求めています。

しかし、経済的に苦しんでいるのに、生活保護の申請に結びつかない人は多くいます。この是正が必要です。ドイツでは、誰ひとりとして最低生活以下に陥ることがあってはならないと、

新型コロナ対応で120万人の生活保護利用を見込んでいます。長野県ではパンフレットで、生活が立ち行かなくなることは誰にでも起こり得ること、憲法第25条の生存権の理念に基づく最後のセーフティーネットが生活保護などと、わかりやすく市民に伝えていきますし、ホームページのコロナ対策個人支援の項目にも、しっかりと生活保護がパンフと同趣旨で紹介をされています。

高知県のコロナ禍に対する支援制度を紹介するホームページには、残念ながら生活保護の記述はありません。

誰ひとりとして最低生活以下に陥ることがあってはならないという立場から、生活保護は憲法第25条に基づく権利であることを知事が宣言し、県民に周知していくことが必要と思いますが、知事にお聞きいたします。

コロナ対策として、国民健康保険料の減免制度が実施されていますが、連絡文書が複雑で、通常減免との違いについて明確に認識できていない自治体が、全国的にも少なからず発生しています。

減免は、2月から減免申請の月までで最も収入の低い1カ月の収入を基準として、前年の月額平均収入と比べ3割以上減少していれば対象となります。横浜市や京都市は、この基準で実施しています。また、北海道の後期高齢者医療広域連合も、同様の基準で減免判定を行うと明言しています。

それが可能なのは、3割以上の減少の要件について、広く救済する観点で運用されているからです。我が党の倉林参議院議員の、減少見込みで減免し、結果として3割以上減らなかった場合でも減免取り消しはせず、返金は求めないかとの質問に対して、厚生労働省保険局長は、その場合も国の財政支援の対象になると明確に答弁をしています。

最も収入の低い1カ月の収入を基準とする、見込み違いとなっても返金を求めない、国が財政に責任を持つ事業であること、これを県内の市町村に周知徹底しているか、健康政策部長に伺います。

前年の所得が300万円以下なら、全額免除となります。条件の合う県民に、漏れなく申請してもらうことが重要です。それは、県民の暮らしを支援することにもなりますし、市町村にとっても収納率アップにつながり、調整交付金増となって国保財政に貢献します。逆に申請漏れが多いと、県民の苦しみも財政的デメリットも拡大します。

誰ひとり取り残さない姿勢で、国保料減免をしっかりと推進すべきだと思いますが、いかがですか、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、県内の学生支援の必要性について伺います。感染症の影響を受けて、県内学生に深刻な状況が広がっています。高知大学の会見によれば、大学独自の困窮学生への高知大学緊急学生支援金制度1人当たり3万円には、1,308人から申請があり、496人に支給しました。国の学生支援緊急給付金に対しても545人から申請があり、452人を大学として推薦したと発表されています。これだけを見ても、支援が届かない学生が広範に残されている状況です。

5月臨時議会で知事は、県内の大学や専門学校に御協力いただき、学生の生活実態、支援の状況などについて、各大学などで把握されている内容を集約すると答弁しました。

集約の結果、県として、感染症の県内学生への影響をどのように把握し分析しているのか、また国の学生支援緊急給付金について県内の申請・推薦人数はどうなっているのか、あわせて知事にお聞きいたします。

この間、学生の深刻な実態は、県内各地で大学生などを対象とした食料配付などのボラン

ティアの取り組みが広がって、多くの学生が支援を受けていることにもあらわれています。食料を受け取ったある大学院生は、飲食店での毎月七、八万円の収入がなくなり、家賃の支払いもできず待ってもらっている、実家からの仕送りはお米のみで、4月、5月はふりかけと御飯、おかゆだけでしのいだと、悲痛な実態を訴えたとのこと。

知事は5月臨時議会で、実態も踏まえ、必要な取り組みを検討したいと述べていますが、食料配付等ボランティアに学生が多数支援を受けている生活実態は深刻で、非常事態と言わざるを得ません。

深刻な実態を受けて、県として学生に対する独自の支援策を講じ、学生の生活を支える必要があると思いますが、知事にお伺いいたします。

世界保健機関は、新型コロナウイルスのパンデミックを3月11日に宣言し、国連女性機関が、新型コロナ対策のためのチェックリストを3月20日に、女性と新型コロナという提言を3月26日に、立て続けに公表しました。各国政府の対応が、女性を取り残したものになっていないか注意喚起すると同時に、具体的な対策を講じるように求めたものです。

非常時にこそ、社会的、文化的、政治的につくられた性差であるジェンダーの視点で、女性も男性もそれ以外の性の人も、誰もが生きやすく、公平で公正な社会を目指すジェンダー平等の視点で対策をとっていかうとする提言です。

日本は、世界の先進国の一つでありながら、世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダー平等指数である男女平等度ランキングは大変低い国で、2019年は何と153カ国中121位でした。政治、経済、教育、健康の4つの分野の指標で見ますが、日本社会では政治、経済の分野で大きくおくれをとっています。このことを認識しながら提言を受けとめることは、とても重

要だと考えます。

ジェンダー平等の視点で新型コロナウイルス対策に取り組む認識を知事にお伺いいたします。

この間、国民の中から、国の1人10万円を支給する特別定額給付金について、基準日となる4月27日までに生まれた子供だけを対象にするのではなく、誕生日のわずかな違いで給付対象にならなかった新生児も支援できないかという声が起こっています。新型コロナウイルス対策の中で、感染予防に神経を使い、里帰り出産や立ち会い出産を初め、さまざまな制限を受けながら赤ちゃんが誕生してきています。胎児も一人の人間として給付金の制度の枠からこぼれないようにしようと、4月27日以降来年3月末までに生まれた子供まで給付に踏み切る自治体や、商品券を配布する自治体も生まれています。

今、出産育児一時金は42万円です。出産後に病院を退院するときは、何万円かを足して支払うのが常態となっています。これに、まず車に義務づけられているベビー・チャイルドシートなど、最低限必要になる出費がかさみます。

6月5日、厚生労働省が発表した日本の2019年合計特殊出生率は1.36で4年連続減、高知県では前年より0.01ポイント下がって1.47となりました。出生数は289人減の4,270人で、2年連続過去最少を更新しています。

高知県の少子化対策として、新型コロナウイルスが収束し、安定したワクチンが供給されるまでなどと日切りをしないで、生まれてくる赤ちゃんについて、4月27日以降、県版特別定額給付金を創設してはどうかと考えますが、いかがですか、今年度中を概算すれば必要な予算はどの程度になるのかも含めて知事にお伺いします。

ポストコロナの時代に向けて、幾つか指摘をしたいと思います。

今回のコロナ禍で明らかになったことは、自

国に必要なものを過度に他国依存する危険性です。マスク、医療機器の不足も、主に他国でつくられていることが原因でした。また、一部の国で農産物の輸出を規制する動きも出てきました。グローバル化した世界では、一旦感染爆発が起これば、人と物の移動が寸断されることを突きつけられました。改めて、食料自給率の向上、地産地消、国産国消の重要性が示されました。

また、インバウンドについては、各国での新型コロナの抑制とともに、広範な検査体制の確立を抜きに復活することはあり得ません。ソーシャルディスタンスという新しい生活様式を保つての取り組みは、コロナ以前に考えられていた取り組みと質を異にします。

大都市が感染症に対して脆弱であることも示されました。近年、自然豊かな地域への移住が全国的にも注目され、本県も力を入れているところですが、今回のコロナ危機を受けて、大都市が危ないという認識が強まるとともに急速に拡大したテレワークは、このような動きを促進すると考えられます。

新型コロナに代表される感染症と向き合う社会を築くためには、テレワークの全面的な活用、学びの場の確保、医療・福祉の充実と処遇改善、地域に根差した1次産業の推進、豊かな自然と文化の活用など、東京ではなく地元や自分の住みたい場所に住める時代になることを展望したパラダイムシフトが求められています。

ポストコロナの時代を見据えて、産業振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略など高知県の進むべき方向と方策について根本から再検討する作業に取り組むべきではないか、知事にお聞きします。

もう一つ指摘をしたいのは、全国知事会も提案をしている全国一律の最低賃金の確立です。東京など大都市への一極集中を是正するために、

私たちは、全国一律の最低賃金の確立は不可欠だと繰り返し提起してきました。残念ながら、濱田知事のこの間の答弁は、都市部とは経済的格差があり厳しいというものでしたが、コロナ禍を経験し、認識の発展が求められているのではないのでしょうか。

第一生命経済研究所の首席エコノミストの試算では、コロナ感染リスクの影響に伴う経済損失額は、5月31日までで合計額が45兆円にもなっています。その損失に比べれば、全国一律1,500円最低賃金を実施するために、中小企業への支援策にかかわる予算は限定的です。例えば、日本共産党は、中小企業の賃上げ支援予算を7,000億円へと抜本的にふやし、社会保険料の事業主負担分を賃上げ実績に応じて減免する制度をつくることを提案しています。

今回、高知県が、コロナ禍への事業所支援として、恐らく全国初と言える社会保険料の事業主負担に着目した給付金を創設したことは、画期的な取り組みと評価しています。この観点を平時に、そして全国で実施させようではありませんか。

ポストコロナ時代の全国一律の最低賃金の確立について、高知県こそ積極的に発信すべきだと思いますが、改めて知事の認識を伺います。

次に、子供たちの実態について伺います。全日本教職員組合は、この5月から6月にかけて、新型コロナウイルス感染拡大にともなう子どもと学校実態調査アンケートを行い、6月11日、本県30校の途中集計が発表されています。それによると、休校中は友達に会えない、行きたいところに行けなくて地獄の日々だったという声とともに、再開の日はとても早く登校してくる児童が多かった、マスクなしで遊びたい、みんなで歌を歌いたいと学校再開を心待ちにしていた様子が語られる一方で、自宅待機でストレスがたまっている、いらいら、生活リズムの狂いを強く感

じる、授業中机にべたっと伏せる子が多い、再開2週間後から長く自宅にいたことも影響し登校渋りが始まっている、学習が嫌になっている、学習のスピードが速く学校のリズムがしんどいなどと回答するなど、子供たちの心への影響の深刻さが語られています。学習を進める前に、こういった子供の心をケアすることが求められています。

一人一人の子供に丁寧に寄り添い、心のケアに取り組む手厚い教育が必要だと考えるものですが、教育長はどう認識されているのか、お聞きします。

また、保護者が学校に寄せた声として、おくれた部分の学習内容を子供に押しつけずにゆっくり教えてほしい、運動会、参観日の中止、修学旅行延期への問い合わせもあり、思い出づくりをしてほしいと、延期がさらに中止になることを不安視しているとの回答が見られます。学習のおくれを取り戻そうと7時間授業など詰め込み教育をすれば、子供に新たなストレスを与え、不登校などが危惧されます。

子供たちをゆったり受けとめながら、学びとともに遊びや休息を保障し、単元の精選など学校現場が創造性を発揮できるよう、柔軟な教育課程を奨励することが大切だと考えるものですが、教育長のお考えをお聞きします。

5月22日、文科省はコロナ感染に対する、学校の新しい生活様式と題した衛生管理マニュアルを全国の教育委員会に通知しています。ここでは、地域の感染レベルを3段階に分けて、それぞれのレベルに応じた身体的距離のとり方、実施できる教科、部活、給食や休み時間のとり方などを示しています。

身体的距離のとり方について、文科省初等中等教育局の平山直子健康教育・食育課長は、第2波、第3波の感染が起きるリスクを考えれば、児童生徒の人数や教室などの施設環境によって

分散登校が可能な学校は、レベル1であっても分散登校や時差登校で学校を再開したほうが安心だと述べ、できるだけ2メートルあけて、1教室の人数を40人の半分、20人を推奨しています。

5月22日、日本教育学会は20人ほどで授業するために必要な教員人数増は、1校につき小学校3人、中学校3人、高校2人の教員増で全国合計10万人、ICT支援員、学習指導員を小中学校4人、高校に2人配置で合計13万人であり、それは政府の2次補正予備費10兆円のわずか1割で実現できると提言を行っています。

さきの5月臨時議会の総務常任委員会での委員長報告では、文科省の学校の新しい生活様式実践の具体的手だてとして、保健室や20人学級への対応例を示し、教員増の必要性を問うたことに対し、県教育委員会は、教員増員は市町村から要望が上がってくれば、国に確認しながら検討したいと、市町村教委待ちの姿勢を示す答弁がなされています。文科省通知に積極的に応え、感染リスクを避けるべきです。

本県での身体的距離をとるための学級人数の分散等の取り組みをどう進めるおつもりなのか、教育長にお聞きします。

また、コロナの後には、子供たちに少人数学級をプレゼントしたいと心から思います。日本教育学会の提言を実現するよう国に働きかけるべきだと思いますが、教育長にお聞きいたします。

最後に、家畜伝染病予防に資する、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準の問題についてお聞きします。

農林水産省は、2018年9月に国内で26年ぶりに発生が確認された豚熱の感染拡大や、一昨年以降、アジア地域において発生が拡大したアフリカ豚熱の国内への侵入防止のため、ことし4月に家畜伝染病予防法が一部改正されたことを

受けて、ことし7月までに豚、イノシシだけでなく、牛、ヤギなどの他畜種まで含めて、飼養衛生管理基準の見直しを目指すとしています。

この見直し案には、放牧の停止または制限があった場合に備え、家畜を飼養できる畜舎の確保または出荷もしくは移動のための準備措置を講じること、大臣指定地域については、放牧場、パドック等における舎外飼育を中止することなどと明記されていました。

農家にとっては、今回の話は寝耳に水の事態です。豚や牛などの放牧制限につながることから、放牧飼育をしている農家から、放牧を危険視する科学的な根拠を示してほしい、国は放牧を推進してきたのに矛盾する、負担がふえ経営が成り立たなくなるといった疑問と不安の声が上がりました。

農水省は今年12日、パブリックコメントを踏まえて、飼養衛生管理基準の最終案を示しました。それによると、防疫対策を強化する大臣指定地域の、舎外飼育の中止の文言が削除されて、放牧停止や制限があった場合の、畜舎の確保の文言は避難用の設備の確保に変更され、放牧する農家全てが畜舎を建てる必要はないとしています。

大臣指定地域には、豚熱に感染した野生イノシシがいる都府県及び豚熱ワクチンを打っている地域が指定される見込みです。また、同地域は、野生動物が豚熱やアフリカ豚熱、口蹄疫に感染した場合にも設定されます。豚は新たに、大臣指定地域の放牧場の取り組みとして、給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保が盛り込まれました。必要設備の補助は検討中とされています。

このように、放牧している農家は、畜舎の確保という表現がなくなったことにひとまず安堵していますが、今回の政策策定の動きは、改正案の内容の周知も、生産者からの意見聴取も、

放牧農家への影響調査も全く不十分です。

こうした法案策定のあり方をどのように受けとめているのか、農業振興部長に伺います。

放牧は、近年多面的機能や持続可能な循環型農業の実践として、またアニマルウェルフェアや良質の畜産ブランドとしても大きく注目をされています。食の安全は最も重要ですが、放牧のこうした重要な役割を希薄な根拠で否定するのではなく、家畜伝染病に脆弱な近代の畜産のあり方を多面的に検証することこそ、家畜伝染病予防に資する飼養衛生管理につながるものと考えます。

今回の飼養衛生管理基準の見直しについての県の見解と今後の対応について農業振興部長のお考えをお聞きして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、米軍機の低空飛行に関しまして、県の要請に対する政府の回答についてお尋ねがございました。

昨年10月末以降、米軍機と見られる低空飛行の目撃回数の増加が続いておりますことから、昨年12月に外務、防衛両大臣宛での要請書を提出いたしました。しかしながら、要請書の提出後も目撃回数は減少せず、むしろ増加傾向にありましたため、先月にも再度の要請を行ったところです。

当時は、新型コロナウイルス感染症に关しまず緊急事態宣言下でございましたために、東京事務所長が外務、防衛両省に要請書を持参いたしました。その際に、防衛省の担当者からは、所管の課へ伝える旨の回答があり、また外務省の担当者からは、米軍に伝える旨の回答がございました。

今後、私自身も上京の機会に合わせて、異常な訓練を行わないよう米国に強く要請すること

あるいは訓練ルートや時期を事前に情報提供することなどについて、改めて要請をしていきたいと考えております。

次に、低空飛行訓練が行われている自治体とのネットワークづくりについてお尋ねがございました。

これまで、米軍機の訓練に関しましては、本県単独の要請に加えまして、全国知事会においても平成25年度以降、国に対して、訓練情報の事前提供を行うことなどを要望しているところであります。

全国知事会では、平成30年7月に、基地のない都道府県も含めた総意として、米軍基地負担に関する提言を取りまとめております。この提言の中で米軍機の低空飛行訓練などに関しましては、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行うこと、地域住民の不安を払拭した上で実施されるように十分な配慮を行うことといった内容を盛り込んだものとなっております。

米軍機の低空飛行訓練は全国各地で行われております。自治体のネットワークとしては、全国知事会の枠組みを通じまして要望していくということが効果的であるというふうに考えているところであります。

次に、持続化給付金などの事務事業のあり方、また国に究明と改善を求めるとのことについてお尋ねがございました。

持続化給付金などの事業の再委託などの問題に関しましては、国会で審議が行われてきたところですが、手続の透明性あるいは公平性がしっかりと確保されるということが重要だと考えております。あわせて、必要とされる方々に速やかに給付が行われることも大変重要であります。

いずれにいたしましても、この件については、国会の閉会後も閉会中の審査が行われております。こうした中で、国民に対する説明が行われ、

必要な改善が図られるべきものだというふうに考えているところでございます。

次に、持続化給付金の国に対する要望、意見提出などの対応についてお尋ねがございました。

国の持続化給付金は、多くの事業者の事業継続を後押しし、地域経済への負の波及を食い止めるために有効な制度であるというふうに考えております。このため県では、迅速かつ確実に給付がされますように、関係省庁あるいは県選出の国会議員の先生方に、手続の簡素化あるいは電子申請が困難な事業者への支援の緊急提言を今まで繰り返してまいったところでございます。

現在、県内には6カ所に申請サポート会場が開設されるといったことで、事業者への支援体制が順次整備をされてきておると考えております。今後も、必要に応じまして、申請が困難な事業者へのさらなる支援あるいは手続の簡素化などにつきまして、全国知事会と連携を図りながら、提言を行ってまいります。

次に、いわゆるPCR検査への民間検査機関の参入についてお尋ねがございました。

現在、民間のPCR検査機関は東京などの大都市圏に集中しております。したがって、地方から検査を依頼しようとしたとしても、検体の搬送に時間がかかり、検査結果が判明するまでに数日間程度を要するという課題がございます。そのため、本県のように、地理的に大都市部から離れていて人口規模の小さな県では、医療機関から依頼されるPCR検査のほとんどを地方衛生研究所が担っているというのが現状でございます。

ただ、次の感染の波が訪れた場合を考えますと、こうした場合には、同時に多数の検査をしなければならないということが想定をされるわけでございます。こうした事態を想定いたしますと、地方でも、公的な地方衛生研究所だけで

はなくて民間検査機関も役割分担をしていただいて、あわせて対応していく必要があると考えております。

具体的には、無症状の人も含めて感染の広がりを把握するための濃厚接触者のPCR検査については地方衛生研究所が担い、その他のいわゆる新規に当たる有症状者の検査は民間検査機関にも担っていただくということが、望ましい体制ではないかというふうに考えております。

このため、現在複数の民間検査機関の高知営業所の方などと医療機関からの検体搬送の方法も含めて協議をしております、このための体制を整えつつあるという段階でございます。

次に、医療費削減政策の見直しへの認識についてお尋ねがございました。

御指摘がございました近年の診療報酬の改定につきましては、医療機能の分化あるいは地域包括ケアシステムの推進、医療従事者の負担軽減など、地域医療を維持あるいは充実させていくために必要な課題に的確に対応するために行われてきた、そういうものであると考えております。

したがって、ただいまマイナスが連続しているという御指摘がございましたが、薬価の引き下げ分を除きました医療従事者の人件費あるいは技術料に当たりますいわゆる本体部分に関しましては、ここ10年ほどプラス改定が続いているというのが、その実情であるというふうに考えております。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大が予断を許さない現在の状況におきましては、医療機関の経営環境あるいはオンライン診療など診療体制が大きく変化し、またしようとしている状況にあると考えております。その意味で、今回の診療報酬改定時には、単に診療報酬の見直しにとどまらずに、アフターコロナあるいはウイズコロナという状況を見据えました医療提供

体制あるいは医療保険制度など医療全般のあり方を再検討していく、そうした中でこの診療報酬の見直しが検討される必要があるというふうに考えております。

次に、保健・公衆衛生などの体制を充実させることなど、感染症対策を国の安全保障戦略として位置づけるということについてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症に対応する中で、一部の地域におきましては、地方衛生研究所に処理能力を超える検査依頼がございましたり、あるいは保健所機能が危機的な状況に陥ったところがあったというふうにも聞いております。

こうした状況も踏まえまして、全国知事会におきましては、次の感染拡大の波に備える有効な検査体制あるいは医療提供体制を構築するという目的で、今月12日に新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチームを立ち上げております。その中では、PCRの検査体制や相談、疫学調査などの体制強化など、保健所の体制強化についても検討を進めていくこととしており、8月中の報告書の取りまとめを目指しまして、今議論が進められているところでございます。

この全国知事会のワーキングチームを通じて、PCR検査や健康危機管理に備えます保健所などの体制のあり方を検討いたしまして、国に対して必要な措置を提言してまいりたいと考えております。

次に、医療・介護・保育分野での処遇改善につきましてお尋ねがございました。

今回の感染症の状況の中で、医療や介護などの現場で感染リスクを抱えながら従事しておられる方々の処遇改善については、しっかりと図られるべきだというふうに考えております。

県といたしましては、5月の補正予算におきまして、感染者や濃厚接触者の診療に携わられました医療従事者の方々に特殊勤務手当――

種の危険手当が支給されるように医療機関への財政支援を行うこととしたところでございます。あわせて、介護従事者につきましては、感染リスクを伴います利用者に対してサービスを提供した場合の介護報酬加算の創設につきまして、5月に国に対して、緊急提言を行うというような取り組みをしてまいりました。

今後におきましても、現場の実情などを踏まえまして人材確保という観点から、医療・介護・保育分野のさらなる処遇改善について、全国知事会とも連携いたしまして、国に提言を行ってまいります。

次に、さらなる国の財政支援の必要性についてお尋ねがございました。

これまで、県民の健康と生活を守るために思い切った規模で、かつスピード感を持って県独自の融資制度あるいは休業等要請協力金などの施策を実行してまいりました。

こうした中で、国の第2次補正予算におきまして、本県が強く求めてまいりました地方創生臨時交付金の総額の大幅な増額が認められました。このような国の対応は、本県を初め地方団体が行います経済対策などへの大きな後押しになるものと高く評価しているところでございます。

今後は、この地方創生臨時交付金を最大限活用いたしまして、社会の構造変化への対応を初めといたしました、地域の実情を踏まえた実効性ある施策をさらに展開してまいりたいと存じます。

今後のさらなる国の財政支援につきましては、状況に応じまして全国知事会などとも連携しながら提言や要望などを行ってまいります。

次に、生活保護の制度の周知についてのお尋ねがございました。

生活保護制度につきましては、これまでもホームページなどを活用いたしまして、制度の概要、

相談窓口などの周知を行ってまいりました。また、今般の新型コロナウイルス感染症に際しましては、国の通知を受けまして、福祉事務所に對して速やかな保護決定あるいは生活困窮者の支援機関との連携などを求めてまいったところでもあります。

今回の感染症の影響を受けた方々の中には、就労の場の確保や収入がもとに戻るまでに、今後一定の期間を要する方々がおいでになるということは想定されるところでございます。このため、生活保護制度あるいは生活困窮者自立支援制度などにつきましても、ホームページ上の表記に関する工夫も含めまして、さらに周知に努めてまいります。

次に、今回の新型コロナウイルス感染拡大に関します学生への影響の把握、分析あるいは国の学生支援緊急給付金の申請人数などについてのお尋ねがございました。

県内の各大学からいただきました情報を集約いたしますと、県内の大学生1万613人のうち、お尋ねのありました学生支援緊急給付金への申請人数は1,334人、全学生の12.6%となっております。このうち、給付対象とされた人数は1,033人、今後予定されております第2次配分枠に向けて審査中の人数が248人となっております。これによりまして、経済的に困窮する学生の相当部分がカバーされることになるのではないかと、いうふうに考えております。

他方で、高知大学、高知県立大学及び高知工科大学では、授業料の減免に関する相談がふえているというふうにお聞きしております。この点について、各大学において対応が図られているところであるというふうにお承知しております。

次に、学生への県独自の支援を考えてはどうかというお尋ねがございました。

学生の皆さんが利用可能な制度につきまして、国において、この間さまざまな制度が準備

されてきていると思います。先ほど申し上げました学生支援緊急給付金のほかにも、これは一般的な制度になりますが、生活福祉資金貸付金でございますとか、あるいは今回雇用調整助成金と同様の内容を就労者の方に直接お支払いするという休業支援金も、アルバイトの収入が減ったというような場合には適用の対象になり得るということだと思いますし、さらには10万円の特別定額給付金、こういった支援措置も、学生の皆さんにも届くという形での支援が行われているというふうに考えております。

これに加えまして、国立高知大学では、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変をいたしました学生からの相談に応じまして、授業料の減免を実施しているというふうにお聞きしております。

県といたしましても、高知県立大学及び高知工科大学が行います授業料の減免につきまして、両大学を運営いたします法人の設立者として支援をすることといたしております。このため、これに要する経費として、今6月補正予算案に2億2,000万円余りを計上させていただいて、御審議をお願いしているところでございます。

次に、ジェンダー平等の視点で新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことへの認識はどうかというお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴います生活不安やストレスなどから、全国的に女性に対するドメスティック・バイオレンス、DVでございますが、被害の大幅な増加が指摘をされております。本県におきましても、改めて相談窓口の周知などを行い、被害の相談にしっかりと対応いたしているところでございます。

また、配偶者やその他の親族からの暴力などを理由に別居されている方々に対しましては、世帯主でなくても国の特別定額給付金を受給できるといった制度の周知も、あわせて行ってま

いました。

県といたしましては、今後とも、女性がさらに困難な状況に置かれることのないように十分配慮しながら、新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいります。

次に、県版の特別定額給付金を創設してはどうか、また必要な予算額についてどうかというふうなお尋ねがございました。

議員御提案の、生まれてくる赤ちゃんに対する一時金の給付につきましては、子育て支援の一つの手法ではあるというふうに考えます。仮に、新生児1人当たり10万円を給付いたしますと、昨年と同じ出生数でありますと、毎年県内全体で4億円を超える予算が必要となるということでございます。

しかしながら、少子化対策といたしましては、一時的な現金給付という形ではございませんで、安心して妊娠・出産・子育てができるような環境を整備していくということがより重要ではないかというふうに考えております。その意味で、引き続き限られた財源の中で費用対効果を見きわめながら、施策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産業振興計画などについて、計画の根本からの見直しが必要ではないかとお尋ねがございました。

産業振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などの県の各種の計画は、これまでPDCAサイクルによります検証あるいはその時々々の社会情勢の変化などを踏まえまして、不断の見直し、いわゆるローリングの作業を行っております。

御指摘がございましたように、今回の新型コロナウイルス感染症によりまして、本県の経済はこれまでにないような大きなダメージを受けております。ただ、これは感染症という、経済活動とは直接関係のない要因によるものと考え

ております。この一方で、本県経済は、これまで地産外商の取り組みによりまして、人口減少下においても拡大する経済へと、構造あるいは基調を転じてきておるということでございまして、こうした効果をもたらしております産業振興計画におけます取り組みを根本から変えてしまうという必要はないのではないかとこのように考えております。

今なすべきこととしましては、感染症の影響が和らぐまでの間、大きなダメージを受けております県内事業者を幅広く支援していくことが中心になると考えます。あわせて、産業振興計画におきましては、県経済を再び成長軌道に乗せていくことができますように、これまでの取り組みは、これは土台としておきまして、この土台の上に、御指摘ありましたコロナ後の価値観の変化あるいは新しい生活様式への対応、さらには社会・産業構造の変化、こういったものも見据えて、施策の強化を図り、進化をさせていくことが必要ではないかというふうに考えておる次第でございます。

こうした観点から、今月産業振興計画フォローアップ委員会を開催いたしました。この会議は感染症によります経済影響対策に、まずは特化して開催し、今後の強化の方向性として、例えばデジタル技術の活用あるいは移住促進を強化する、こういったことなどについての御提言、御意見をいただいたところでございます。

今後も引き続きまして、市町村や関係団体あるいは外部の有識者などの方々の御意見もお聞きしながら、施策に反映をさせてまいりたいと考えております。

最後に、ポストコロナの時代におけます全国一律の最低賃金制度の導入についてお尋ねがございました。

最低賃金は、労働者の賃金や生計費を考慮い

たしまして、労働者側、使用者側などからの御意見もお聞きしながら、地域の実情を踏まえて、地方最低賃金審議会を経て決定されるものでございます。

現状で申しますと、地域ごとに賃金水準が異なりますのは、この背景といたしまして、労働生産性に地域差があるという事情がございます。こういった状況のもとでございますから、最低賃金をいきなり全国一律にしてしまうということは、現状ではやはりいささか無理があるのではないかというふうに考えております。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、大都市部への過度な一極集中に伴いますさまざまなリスクが顕在化してまいりました。また、テレワークの急速な普及など働き方にも変化がもたらされております。今後、こうした変化を背景に、時間や場所にとられない働き方が進むということを通じまして、大都市部と地方の労働生産性の格差が縮小していく、そうした可能性はあるというふうに考えております。

ただ、こうしたテレワークなどになじまない仕事も片方ではたくさんございますので、この労働生産性の地域差は縮小されたとしても、全くこれが解消されて同じ水準になっていくということは、現時点で見通すことは大変難しいのではないかというふうに考えております。

お話にありました、今回の補正予算で提案をさせていただきました県独自の給付金につきましては、賃金ですとか労働生産性のこうした地域間格差を穴埋めするという目的をお願いをしようというものではございません。あくまで、コロナ禍において経営状況が厳しい事業者に対しまして、固定費の一つとして人件費の負担に着目した給付を行う、このことによりまして、事業の継続と雇用の維持を図っていくための臨時的な対策として御提案申し上げた次第でございます。

県といたしましては、企業の経営基盤の強化なども含めまして、産業振興計画などを着実に実行していく、そして労働生産性を高めていくということで、地域間の賃金格差の縮小に向けて取り組んでまいります。そうしたことが、最低賃金の地域差を縮小に向けていくところの後押しにもなっていくというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) まず、米軍機の低空飛行について、県民に説明できる情報確認を行うべきと考えるが、どのような対応をしているのかのお尋ねがございました。

県では、住民からの情報などをもとに市町村から報告された米軍機の目撃情報を、その都度速やかに集約し、中国四国防衛局に伝えております。これに対して、中国四国防衛局からは、県からの情報を全国の自衛隊に照会の上、自衛隊機の該当がない場合に、米軍機であった可能性があるという回答が得られるにとどまっております。米軍はこれまでも、個別の米軍機の飛行の有無などについては、運用上の理由から明らかにしておりません。

県といたしましては、今後も国に対して、低空飛行訓練の状況を把握する方策を講じることなどを、引き続き要請してまいりたいと考えております。

次に、現在の県民からの情報収集の方法と今後の充実策についてお尋ねがございました。

市町村から県に報告をいただく米軍機の目撃情報については、飛行場所のほか、機体の形状や飛行高度、飛行音の大小など、可能な限り詳細な情報を提供いただくようお願いしているところです。

また、いわゆるオレンジルート上にあります嶺北地域の4町村と香美市については、騒音測

定器を設置しており、その測定値もあわせて報告していただいております。こうした報告の中には、市町村の職員や住民が撮影した写真や動画データが添付されている場合もあり、これらについても、県から中国四国防衛局に報告をしているところです。

低空飛行の実態把握に当たっては、動画の収集も有効な選択肢であると考えられますが、提供された動画の真贋の見きわめや、撮影された方が大容量のデータを送るための手段の確保が課題であると考えております。

一方、防衛省からは本県に対して、現地における状況を詳細に把握すべくどのような方策をとるべきか、現在鋭意検討しているとの御説明をいただいているところです。

県といたしましては、国の責任のもとで実態調査を行っていただくことも含めて、国や関係市町村の意見もお聞きしながら、引き続き情報収集の手法を検討してまいりたいと考えております。

(会計管理者井上達男君登壇)

○会計管理者(井上達男君) 本県の委託業務における再委託に関する基本的な方針についてお尋ねがございました。

県では、委託契約書の標準書式を定めており、その中で、各種調査やイベント開催など一般的な業務の委託において、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないと規定しています。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合はこの限りでないとし、契約締結後に相手方から再委託を行いたい旨の申し出があった場合は、再委託の業務範囲やその理由等を書面により提出させ、その妥当性や履行能力などの審査を行うこととしております。

このように県では、不適切な再委託により業務の効率性や経済的合理性が損なわれないよう

に、委託業務の適正な履行の確保を図っているところです。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、地域の医療機関の経営状況や支援の必要性についてお尋ねがございました。

本年4月の県内の国民健康保険及び後期高齢者医療制度における医科、歯科合計の診療報酬の状況は、昨年の同時期と比較して、請求件数で14.6%の減少、請求額でも4.7%の減少となっており、新型コロナウイルス感染症が医療機関の経営にも影響を与えているものと認識しております。

また、今月25日には、高知県医師会を初めとする県内の4つの医療関係団体連名で、医療機関等の実態に即した財政的支援や医療物資の安定供給に関する要望もいただいたところです。

そうした中、今議会の補正予算案に計上している国の2次補正予算には、支援金として医療機関等の院内感染防止対策に要する費用や、救急医療、周産期医療等の診療体制を確保するための費用などへの新しい補助事業が盛り込まれました。現在聞いている国からの説明によると、これは一概に感染対策に限らず、比較的幅広い用途に活用が可能とのことですので、一定、医療機関等に対する財政的支援にも資するのではないかと考えているところです。

県としましては、この補助事業を最大限活用するとともに、引き続き5月以降の診療報酬や医療機関の経営状況などを注視し、関係団体の皆様から御意見もお聞きしながら、必要に応じて全国知事会を通じるなどして、国への政策提言を行ってまいりたいと考えています。

次に、新型コロナウイルスによる国保料の減免制度の市町村への周知徹底と、国保料の減免の推進についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

新型コロナウイルスにより収入が減少した国保の被保険者の保険料の減免については、まず5月1日に国から示された減免に要する費用の全額を国が財政支援する際の基準を各市町村に通知し、基準に沿った減免であれば、費用の全額を国が財政支援することを周知いたしました。

また、その後5月11日には国から、財政支援の基準等の取り扱いに関するQ&Aが示されましたので、これも各市町村に周知しております。その上で市町村からの質疑を取りまとめ、国に照会し、その結果も各市町村に情報提供しています。

また、お話にありました最も収入の低い1カ月の収入を基準としている他の保険者での取り扱い例や、見込み違いとなっても返金を求めないことを厚生労働省保険局長が答弁した厚生労働委員会での発言概要などについても、情報提供を行っているところです。

引き続き、各市町村には情報提供をしっかりと行うとともに、対象となる方が漏れることがないように、そしてできる限り速やかに保険料減免に係る申請受け付けや決定を行うことができるよう、市町村からの問い合わせに丁寧に対応することなどを通じて、市町村を支援してまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** まず、地域の介護事業所、障害福祉事業所の経営状況に関する認識と抜本的な支援についてお尋ねがございました。

本県の事業所の経営状況については、現在把握できている4月分の国民健康保険団体連合会への報酬請求資料によりますと、デイサービスなどの通所事業所1カ所当たりの平均請求額は前年同期と比べて、介護事業所はマイナス3%、障害福祉事業所はマイナス5.8%となっております。いずれも、収入が減少していますが、直ち

に事業継続に支障を来すような状況ではないと考えているところです。

こうした通所事業所については、感染症の影響で利用を自粛した方に対して、訪問や電話による代替サービスを提供した場合にも、通所の報酬を算定する臨時的な取り扱いが可能となっていますが、利用自粛に伴う利用者数の減少は、小規模な事業所ほど影響が大きいと考えられます。

特に、障害福祉サービスは小規模な事業所が多いことから、県では、財務基盤の弱い障害福祉事業所に対する支援について、5月に国に対し緊急提言を行ったところです。今後も、事業所の経営状況を把握するとともに、事業者の皆様のお御意見をお聞きしながら、必要に応じて国に提言を行ってまいります。

次に、社会的養育を担う児童福祉施設の職員に対する慰労金についてお尋ねがございました。

今回の国の慰労金は、感染すると重症化リスクの高い高齢者や障害者に対して、密の状態でも継続的にサービス提供を行っていただいた職員を対象としたものとお聞きしています。

今回の慰労金の支給対象から外れている児童養護施設などは、緊急事態宣言期間中においても、高齢者や障害者の施設などと同様に事業の継続が求められていたところです。このため慰労金の支給については、国において対応すべきものと考えています。

県としましては、こうした社会的養育を担う施設も支給の対象となるよう、全国知事会等と連携して国に働きかけてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○**教育長(伊藤博明君)** まず、保育所が慰労金から外されたことへの所見と、県として独自の対策をとるつもりはないかのお尋ねがございました。

国の説明では、今回の慰労金については、感

染すると重症化するリスクが高い患者や利用者に対して、接触を伴いながら継続的にサービスを提供してきたことなどの理由から、医療機関や介護施設の職員を対象としたものとお聞きをしております。

保育所においても、開所を継続し、子供たちの安全を最大限確保しながら受け入れてきたものですので、こうした点に対する配慮も必要ではないかと考えております。

こうした慰労金の必要性や対象範囲については、国の責任において検討されるべきものと考えておりますので、保育所の職員も支給対象となるよう、全国知事会などを通じて働きかけてまいります。

次に、子供たちの心のケアに取り組む手厚い教育の必要性についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、臨時休業の長期化により、児童生徒の不安やストレスなど心身への影響が懸念されることから、電話相談や家庭訪問などの支援を行うこと、また学校再開時に児童生徒の状況把握のための面談等を実施することを、4月16日付で市町村教育委員会や県立学校に依頼しました。各学校では、この通知を受けて面談等を実施したところ、勉強についていけないか心配、部活の大会やイベントが中止になり目標がなくなりショックだなどの報告が上がってきております。

こうしたことから、県教育委員会としては関係機関と連携しながら、この目標となる中学・高等学校の各種体育大会、全国高等学校総合文化祭の実施報告発表会などもそうですが、こういったものを可能な限り開催し、部活動などの成果発表の場を確保する方向で取り組んできたところです。また、学習保障に向けては、学習支援員の追加配置なども進めてまいりました。

加えて、議員のお話にもありましたように、今まで以上に子供に寄り添った心のケアが必要

となってまいります。県教育委員会では、今年度から新たに心の教育センターの日曜日の開所、東部・西部地域のサテライト相談活動など、相談体制を拡充させてまいりました。また、不登校担当教員を全ての小中学校に配置し、情報収集と校務支援システムを活用した出欠状況の早期把握や継続的な家庭訪問の実施など、心のケアに向けた組織体制の充実にも努めております。

こうした体制の十分な活用を各学校に促すとともに、ネット依存などの生活習慣の乱れや感染症に関する誹謗中傷などを防ぐため、PTAや補導センター、県警察等との関係者会議を開き、より一層の見守りを強化することを保護者や県民の皆様へ呼びかけてきたところです。

今後も、各学校において校内支援会を中心に、児童生徒のささいな変化にも気づき、早期に対応することや、スクールカウンセラーや医療・福祉等の関係機関と専門的な支援を必要とする児童生徒をつなぐことを徹底し、一人一人の児童生徒の心のケアに努めていくよう、県教育委員会として取り組んでまいります。

次に、学校現場が創造性を発揮できるよう、柔軟な教育課程を奨励することについてお尋ねがございました。

学校や市町村教育委員会においては、学習内容の過度な詰め込みにならないよう注意しながら、学習のおくれを取り戻すため、長期休業期間の短縮や2学期制の導入、また行事の精選など教育活動の計画の見直しを図り、授業日数の確保に努められてきております。

県教育委員会においては、今年度から教員の働き方改革の観点から、夏季休業中における集合研修の大幅な削減や、調査・照会の精選及び見直しを実施しております。さらに、新型コロナウイルス感染症対策のために臨時休業となりましたので、教員が教育活動に専念できるよう研修のオンデマンド化や、さらなる中止また延

期なども実行し、可能な限り教員の負担軽減に努めてまいりました。加えて、放課後の個別指導など、きめ細やかな学習指導が行えるよう学校スタッフの追加配置も行うようにしております。

一人一人の子供たちの知・徳・体の力を最大限に伸ばしていくためには、学習指導要領を基本として、学校が主体的に教育課程を編成し、学習方法に工夫改善を加え、柔軟に実施していくことが重要であると考えております。

県教育委員会としましては、こうした学校や市町村教育委員会の取り組みを支援していくため、先ほど申しました教員の負担軽減や指導体制の強化のほか、参考となる全国の情報を収集、提供していくとともに、学校等からの個別の相談にもしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、身体的距離を図るための学級人数の分散などの取り組みについてお尋ねがありました。

本年5月、児童生徒及び教職員の感染リスクを低減しつつ、また感染状況に応じて、学校の教育活動を行うための行動基準である「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」が国によって示されております。各学校においては、この基準に従って取り組んでいくことが原則だと考えております。

現在、本県は感染状況がレベル1の状況にあり、各学校においては国の行動基準を踏まえ、教室では机の間隔を1メートル以上離すなど身体的距離の確保が行われております。加えて、検温など事前の体調管理、マスクや消毒の徹底、頻繁な換気などを組み合わせて教育活動に取り組んでおり、このように総合的に安全性を高めしていくことが重要であるというふうに考えております。

なお、今後本県において感染が拡大した場合、

学級の規模に応じて学級を2つのグループに分けるなど、国の行動基準に従って、分散登校や時差登校を適宜組み合わせた教育活動を行うなどの対応が必要になってまいります。

県教育委員会としては、現在児童生徒の学びの充実のために、今議会で放課後等学習支援員を追加配置できるよう補正予算をお願いしており、また少人数分割指導のための人員確保についても、市町村教育委員会と連携して取り組みを進めているところです。さらに、分散登校や時差登校時において、学校の授業を補完する家庭学習の充実に向け、ICT機器の整備に関する国の予算の積極的な活用を市町村教育委員会に対して促すとともに、学習支援動画の充実にも取り組んでいるところでございます。

最後に、日本教育学会の提言を実現するよう国に働きかけるべきではないかとお尋ねがございました。

本県では、学力や生徒指導上の諸問題の解決を図るため、平成16年度から令和元年度までに県独自の取り組みとして、小学校は第4学年まで、中学校は第1学年において、少人数学級編制を行ってまいりました。さらに本年度からは、学力向上に加え、喫緊の課題である不登校や教員の長時間勤務等の課題の改善を図るため、小学校5年生にも拡充し、少人数学級編制の効果を調査研究しているところでございます。

今後は、本年度拡充した小学校5年生を含め、少人数学級編制の実施校における成果、効果がしっかりと確認できれば、小学校6年生や中学校2年生・3年生への拡充についても検討していきたいというふうに考えています。

このように、県として少人数学級編制の取り組みを進めてきたところであり、今後においても国に対し、加配定数の拡充について引き続き要望してまいります。また、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急的な加配措置や学習

支援員の配置は必要であると認識しておりますので、あわせて国へ要望していきたいと考えております。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、飼養衛生管理基準の策定のあり方に対する受けとめについてのお尋ねがございました。

今回、国が行った飼養衛生管理基準の策定に当たりましては、豚熱の国内発生やアフリカ豚熱の侵入脅威を踏まえ、我が国の養豚業全体を守るために、家畜疾病の専門家だけではなく、養豚農家や現場の地方公共団体の職員などの関係者からさまざまな意見を聴取したと聞いております。

しかしながら、最終案の取りまとめに向けて実施されたパブリックコメントでは、酪農家など放牧を行っているさまざまな畜種の農家や関係者の方々から、放牧の中止に対して多くの反対意見があったことを踏まえ、事前にさらに幅広く意見を聴取する機会を設けてもよかつたのではないかというふうに受けとめております。

次に、今回の飼養衛生管理基準の見直しに対する県の見解と今後の対応についてのお尋ねがございました。

今回の見直しの最終案では、お話にあったような放牧の多面的な機能を踏まえ、大臣指定地域——家畜伝染病発生リスクの高い地域でございますが、この地域においても、給餌場所における防鳥ネットの設置や避難用の簡易な設備を確保することにより、家畜を病原体から守りながら、今までどおり放牧を継続できる対策が盛り込まれたと認識しております。

今後は、見直された内容について、農家に対して丁寧に説明するとともに、飼養衛生管理基準の遵守について理解や協力を得ながら、引き続き豚熱や口蹄疫など家畜伝染病の予防対策を

進めてまいりたいと考えております。

なお、本県では、温暖な気候のもとで乳牛を放牧する山地酪農や土佐あかうしの放牧など、地域地域で特色ある放牧が実施されております。放牧は省力化や低コスト化に資するだけでなく、動物福祉の向上や耕作放棄地の解消の機能も有しますことから、今後も推進してまいりたいと考えております。

○34番(中根佐知君) それぞれに御答弁ありがとうございました。3点再質問をさせていただきます。

1つは、コロナウイルス対策。今、たくさん出ていないときこそ、第2波、第3波についてしっかりとした対応をしていかなければならないと思いますが、本当に県民の不安も含めて——全国民ですけれども、とにかく検査をしっかりと受ける体制をつくる。そして、全域について検査をすることによって、そこで感染者を隔離することができて、収束に導いていける、そういう体制を今やっぱりつくる必要があるというふうに思っています。

全自動PCR装置などというのがあって、日本で開発されて外国で利用されているけれども、日本では俎上に上っていない。1時間半で結果が出てくる、こういう話も聞こえてきていて、医療、介護、飲食など今発生をしているそれぞれのところで責任を持っている方たちが、例えばですが、月に1回はPCR検査を受けて、そして社会全体として安心をつくっていく。こういう思い切った体制を、経済活動のためにも今こそしなければならぬんじゃないか、そんなふうに思っているところです。

そう思いますと、知事が先ほど言われた、複数の民間機関にも今対応を接触しているというお話でしたが、一体どんなところに接触できているのか、それをお聞かせください。

それから、新生児の給付金についてです。高

知県は、よくネウボラというふうに言いますが、北欧などのネウボラは赤ちゃんが胎児の段階から、生まれたときにはお金も含め、本当に子供として、人間としてしっかりと育ていけるような体制を、予算を使ってつくりまします。そういった意味では、今こうした時期にしっかりと予算措置もすべきではないかということを考えていますが、あわせて知事にお答えいただきたい。

最後に、危機管理です。国の責任で米軍機などの飛行の状態をというふうにおっしゃいましたが、国待ちにならずに、本当に落ちたら最後ですから、こうした点では国待ちにならずに、動画作成などできるような形を考えていただきたい。

このことをもう一度危機管理部長にお答えいただいで、2問にいたします。

○知事（濱田省司君） まず1点目は、コロナウイルスの検査体制についてであります。

今、私自身は、民間検査機関の固有名詞まで報告を受けておりませんが、イメージとして申しますと、例えば、病院で日常的に行います血液を採取して、その検体を民間の検査機関の方が回収して、それを検査所へ持って行って、検査結果が出てくる、そんなところに関与されている民間の会社は、複数あるものと思っております。

そういったところの全国的な会社の高知の営業所の方とかと接触して、通常の血液検査なんかの検体と——もちろん感染防止対策はしっかりしなきゃいけませんけれども——同じようなルートで、民間の検査機関の方が、お医者さん、診療所、クリニックなどを訪ねて採取されたものを回収して、その会社の検査所へ搬送してもらって、そして検査結果を出してくる、こういったような通常の民間におけます検体検査のルートに、同じような形で検査にのせていくことはできないかという相談をさせていただいている

ということでございます。

この検査の手法自体も、かなり日進月歩という感じがございまして、例えば抗原検査などにつきましても、厚生労働省の見解も最初は、なかなか確定的な陰性の検査は難しいというお話でございましたけれども、発症から9日以内であれば、ある程度ウイルスが出ているということが考えられるので、そういった検査にも適するというふうに、最近また違った形で見解が示されているというようなこともございます。

こういったことと言えば、日進月歩の検査の技術ということにもしっかりと対応いたしまして、今お話がございましたように検査が必要な方に関して——特に公費で負担するというのを考えますと、やはり医師の判断というのを介していく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、いずれにしても必要な方に対して検査はしっかりできるという体制を、民間の力もかりながらつくっていきたくてということを考えている次第でございます。

2点目の、特に新たに生まれてきた新生児に対する特別給付金についての御提言でございます。

ただいま申し上げましたように、少子化対策、経済的な負担の軽減ということを考えましたときに、一つの手法であるという、そういう認識はございます。

ただ、ただいまお話ししましたように、仮に県内で1年間に生まれてくるお子さんに10万円ということで支給した場合、4億円という財源が必要になるということでございます。これは、今乳幼児の医療費の助成に対して県が支出しているのとはほぼ匹敵するような大きな予算の規模が必要になるということもございまして、その意味で私どもといたしましては、給付によって経済的負担を軽減するというよりは、限られた財源の中で安心して妊娠・出産・子育て、こう

いったものができていく環境づくりのほうを、より優先してさせていただきたいという考え方を持っているということでございます。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 繰り返しになりますけれども、低空飛行の実態把握に当たっては、動画の収集も有効な選択肢であります。提供された動画の真贋の見きわめですとか大容量のデータを送るための手段など、さまざまな課題も確かに現実としてございます。

全国知事会においては、国の責任で実態調査を行うということを提言していますし、高知県としても、まずは国において実態調査をしてくれという要望をしております。それを受けまして、防衛省では、現在現地における状況を詳細に把握するための方策を検討してくれているという状況でございます。改めまして今回もその検討状況をお聞きしましたが、現時点では、詳細にまだ言うことはできないということでございました。

我々も大きな期待をしておりますので、定期的に、または区切りごとに、検討状況について防衛省のほうにお聞きしていきたいというふうに思っております。

○34番（中根佐知君） どうもありがとうございました。

新しい様式のもとで、さらなるさまざまな施策が求められています。ぜひ取り残される人がないように、業種がないように、御奮闘をお願いしたいと思います。私たちも一緒にいろんな策を練りたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明7月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時53分散会

令和2年7月1日（水曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 井 上 浩 之 君
 推進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交通 部長
 商工労働部長 沖 本 健 二 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部 長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 西 山 彰 一 君
 職 務 代 理 者
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主幹 春井真美君
主査 久保淳一君



議事日程(第3号)

令和2年7月1日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第12号 安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第13号 土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第14号 須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第15号 宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第16号 土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第17号 四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第18号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第19号 東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第20号 奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第21号 田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

第 22 号	安田町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 35 号	津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 23 号	北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 36 号	四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 24 号	馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 37 号	大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 25 号	芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 38 号	三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 26 号	本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 39 号	黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 27 号	大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 40 号	高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 28 号	土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 41 号	香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 29 号	大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 42 号	香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 30 号	仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 43 号	高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 31 号	中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 44 号	香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 32 号	佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 45 号	幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 33 号	越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 46 号	高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事
第 34 号	禰原町と高知県との間の行政不服審		

<p>務の受託に関する議案</p> <p>第 47 号 幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 48 号 津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 49 号 高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 50 号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 51 号 津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 52 号 高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 53 号 幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 54 号 幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 55 号 嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 56 号 高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 57 号 安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 58 号 高幡広域市町村圏事務組合と高知県</p>	<p>との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 59 号 高知県市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 60 号 南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 61 号 中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p> <p>第 62 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 63 号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第 64 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p> <p>第2 一般質問 (3人)</p> <p>————— ∞∞∞ —————</p> <p>午前10時開議</p> <p>○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。</p> <p>————— ∞∞∞ —————</p> <p>諸般の報告</p> <p>○議長(三石文隆君) 御報告いたします。</p> <p>公安委員長小田切泰禎君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務</p>
--	---

代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第64号「町道佐渡鷹取線社会资本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上64件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

22番山崎正恭君。

（22番山崎正恭君登壇）

○22番（山崎正恭君） 公明党を代表し、知事並びに関係部長に質問いたします。

濱田知事が就任されまして、私も初の質問になりますので、まず初めに知事の政治姿勢について3点お伺いいたします。

1点目は、新型コロナウイルスへの今後の対応についてであります。知事を初め県庁、市町村自治体、そして何より最前線で県民の命を守ってくださっている医療従事者の方々、さらには多くの県民の皆様の協力によって、新型コロナウイルスという見えない敵に立ち向かい、高知県においてはウイルス感染による直接的なリスクは抑えられつつある状況だと思います。もちろん第2波への警戒を怠ってはなりません、手洗い、うがいの励行、ソーシャルディスタンスを保つといった新しい生活様式を実行するなどの対策により、県内では2カ月以上感染者ゼロの状況が続いています。

そこで、今後はコロナ禍の影響で起こる間接的なリスクに対する対応が、非常に重要になってくると考えます。具体的には、外出や人との

交流が減ったことで心身に不調を来したり、社会的孤立から自死に至る場合も想定されます。また、経済的リスクも、現在は飲食業や観光業等が大きな影響を受けていますが、今後は他の業種へ広がってくることが予想されます。ほかにも、高齢者の認知機能の低下や児童虐待、DV——家庭内暴力の増加などが挙げられます。

こういった現在の状況は、東日本大震災後の状況と似ていると言われています。福島県において、地震や津波で亡くなった方は1,605人であるのに対し、避難生活の中で心身の体調を崩して亡くなった震災関連死の数は2,308人に上ります。直接的リスクもさることながら、間接的リスクも私たちの社会に深刻な影響を与えます。社会全体がこうした細かなリスクを見落とし、しまえば、東日本大震災の後に震災関連死が話題になったように、コロナ関連死と呼ばれる問題が顕在化するのではないかと危惧しています。

現在は、その被害の大きさから感染リスクの抑制か経済危機からの復興かという二項対立の議論が中心ですが、今後コロナ禍と向き合う中で多くの人を抱える多様なリスク、小さなリスクにも目を配る多元的なリスク観が非常に重要になってくると考えます。

そこで、知事に今後のコロナ禍の対応における多元的なリスク観の重要性についての認識と、今後そういった視点を生かした対策を高知県においてどのように実施していくのか、お伺いします。

次に、ふるさと納税についてお聞きします。安芸郡奈半利町のふるさと納税をめぐる贈収贈事件で、奈半利町の地方創生課の元課長補佐とその親族が逮捕され、現在捜査が行われています。

御存じのとおり、ふるさと納税は、育ててくれたふるさとへの恩返しや都市と地方の税収格差の是正等の問題提起からスタートし、数多く

の議論を経て、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として2008年に創設されました。最初のころは、全国的になかなか浸透しませんでしたでしたが徐々に普及していき、高知県の市町村においても、2018年度には市町村分で総額113億8,000万円余りの寄附額となりました。ふるさと納税については、事実返礼品の過剰競争やネット販売と化している状況も見られ、本来のふるさとへの恩返しという趣旨から外れているという批判もあります。

他方、総務省もルールの改正を行い、それによって真面目に地元の業者が自治体と協力し、返礼品を開発し、地域産業を発展させていることも事実であり、産業振興、また中山間の振興に取り組む高知県においては、一つの重要なツールでもあります。

そこで、総務省出身の濱田知事は、ふるさと納税という制度について政治家となって改めてどのように捉えているのか、お伺いします。また、この制度を県内市町村において今後どのように生かしていけばよいと考えているのか、あわせてお伺いします。

次に、男性職員の育児休業取得についてお聞きします。男性職員の育児休業の取得については、国の第4次男女共同参画基本計画の中で、令和2年までに13%の達成が政府目標として設定されています。国の調査によると、男性の家事、育児等への参加状況は、6歳未満の子供を持つ共働き世帯の男性の8割は家事を行わず、約7割が育児を行っておらず、女性が働いているかどうかにかかわらず、依然として家庭での家事、育児の負担は大きく女性に偏っている現状があります。女性の社会進出、さらなる女性の活躍の促進という側面においても、男性職員が仕事と育児の両立に取り組むことは重要なことであります。

県としては、2019年度に9.3%だった男性職員の育児取得率を、2022年度末に30%、その2年後には50%とする非常に高い目標を設定し、現在取り組みを進めています。

濱田知事は、本年度のスタートである4月1日に県庁幹部を前に、部下の仕事と家庭の両立を後押しする上司を目指すイクボス宣言をされました。そのときの地元紙の取材の中で、知事はみずからの子育てを振り返り、反省の一字、激務に追われてとおっしゃっていたようですが、そこでぜひこれからの県庁の男性職員の一つのモデルとするためにも、知事が総務省時代の激務の中、なかなか思うように育児に参画できなかったであろう、そういった反省点等も踏まえながら、今からもう一度育児を行おうとするならば、どのように仕事と育児の両立を行っていくのかということについてお伺いします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策を取り入れた避難所設置についてお伺いします。国は、新型コロナウイルス感染症が拡大したことを踏まえ、5月29日に国や自治体の災害対策を示した防災基本計画を改定しました。災害時の避難所は3密になり感染リスクが高まるために、それらを抑える新型コロナウイルス感染症の観点を取り入れた対策の必要が明記され、高知県の市町村においてもその対策が急務となっています。

具体的には、備蓄するのが望ましい物資にマスクと消毒液が追加されましたが、特に重要なのは3密対策であり、政府も密集を避けるためには避難所の増設が有効で、既存の公共施設などが不足している場合は、ホテルや旅館の活用を視野に入れるべきだとしています。梅雨、台風など、災害が起きやすい本県にとっては、そ

ういったコロナ禍の新しい避難所の運営体制や増設を、今後市町村がスピード感を持って行っていくには、県の支援が重要であると考えます。

そこで、現在各市町村が取り組んでいる新型コロナウイルス感染症の観点を取り入れた避難所整備の中で、特に県の支援が必要であると考えられるホテルや旅館を活用した避難所の増設について、その対応と財政的支援をどのようにお考えか、危機管理部長にお伺いします。

次に、今回の新型コロナウイルス感染症の教育問題への対応についてお聞きします。まず初めに、高知県教育センターにおける家庭学習支援動画についてであります。

今回の新型コロナウイルスの拡大により、高知県内では、3月から5月までの間に、一番長かった市町村で最長46日間の休業となりました。休業が長引く中で、子供が一人で学習する時間が続き、先行きも見えず、子供や保護者の不安が膨らんでいく中で、少しでもそれを和らげたい、子供たちの自学自習の手助けになりたいとの思いで、県教委が行った初の試みでありました。

6月25日現在で、小・中・高校生向けに計124本の授業動画を作成し配信されましたが、子供たちからは、わかりやすくまとまっていた、自習ばかりだったので久々に教えてもらえる感じでよかった、もう少し長い時間があればよかった等の感想をお聞きしました。

こうした動画を配信するという学習スタイルは、今後コロナの第2波が発生した場合や、将来における新たなウイルスの発生等による緊急事態への備えとしてはもちろん、不登校の子供たちへの支援、さらには発達障害の中でも視覚的な情報からの学習が有効である子供たちへの学習にとっても大変有効なツールとなり得る、大きな可能性を秘めた取り組みであると思えます。

また、今回の自分の授業を動画に撮って多くの児童生徒に見てもらおうという取り組みを経験した県教委の指導主事等には、教員としての大きな学び、経験となったのではないのでしょうか。こういった取り組みがさらに各学校現場に広がり、教員が誰でもつくりことができるようになっていくことが、これからの時代の教育には求められると考えます。

そこで、今回の県教育センターの家庭学習支援動画の取り組みの成果と課題についてどのように捉えているのか、また今後の取り組みの方向性についてどのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業が明けてから、学校再開後の課題への対応についてお聞きします。5月25日の高知市の学校再開をもって、県内全ての学校の本年度が実質的にスタートしました。新型コロナウイルス感染症には、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンはまだ存在しませんので、国内外の感染状況を考えると、長期間この新たな感染症とともに生きていかなければなりません。このため、文部科学省も、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを発行し、学校においても3つの密を徹底的に避けるため、基本的な感染症対策を継続する新しい生活様式を導入していくことを訴えています。

高知県においても、学校再開に当たりさまざまな通知文を出して、その対応の強化を図っています。しかし、実際には文部科学省の衛生管理マニュアルにも、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が出た場合には迅速かつ的確に対応できるようにとありますように、それぞれの学校現場においては必死で工夫をしながらも、実際の対応に大変苦戦していると多

くの教員から聞いております。

そこで、学校における新型コロナウイルスを拡大させないための対応について2点お聞きします。1点目は、国の衛生管理マニュアルに、手洗いやせきエチケットと並んで基本的な感染症対策として挙がっている、教室の換気についてであります。

御存じのとおり、3密とは密閉、密集、密接であります。学校の教室という場所は通常の40人学級では密集状況は避けがたく、発達段階にもよりますが、マスクを着用させたとしても、なかなか近くで友達と話さないという密接を避けるのが難しい面もあります。そう考えたときに、非常に重要であり、かつほかの2項目より実施しやすいのが密閉を防ぐための換気であります。国のマニュアルによると、気候上可能な限り常時、困難な場合は小まめに、30分に1回以上数分程度、2方向の窓を全開にすると定められています。また、今の季節の対応として、エアコンを使用している室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れかえを行っていないことから、換気は必要と定めています。

本県の気候を考えたときには、熱中症対策とあわせてエアコンの使用は必須であります。しかし、今までと違い、30分に1度窓をあけてのエアコン使用となると電気料金の上昇が予想されます。ほかにも、山間部にも学校がある本県の県立学校では、窓をあけた際に虫が入ってくること等が予想され、網戸の設置などが新たに必要になってくることも考えられ、去年までになかった経費が各学校の負担になることが想定されます。

そこで、県立学校における今回の新型コロナウイルス感染症に対応した換気対策及びそれに関連する学校への支援をどのように行っていくのか、教育長にお伺いします。

次に、学校行事、その中でも特に修学旅行についてお聞きします。今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの学校行事が中止または延期になっています。学校行事は子供たちを大きく成長させてくれるものであり、このコロナ禍の状況でもできる限り形を変えてでもやってあげたいと現場の教員が頑張ってくれています。

その中でも、特に修学旅行は一生思い出に残ると言っても過言ではないほど子供たちが楽しみにしている行事であり、今回の休業により春に予定していた学校の多くが実施できずに、10月以降の秋に延期しています。何とか行かせてあげたいと、県内の小中学校では10月に実施する案、感染状況によりそれがだめな場合には12月に実施する案、さらにそれでもだめな場合は3月に実施する案と、3段階まで準備している学校もあり、修学旅行の実施に向けて必死で対応しています。このことは、高等学校においても同じで、実施に向けて検討している状況であると思います。

そういった取り組みを聞く中で私が懸念しているのが、1つは修学旅行の実施の判断の基準をどうするのかということであり、もう一点は修学旅行の行き先の選定についてであります。修学旅行の実施については、文部科学省は感染防止対策を最優先としていただき、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、学校や教育委員会等の学校設置者において適切に判断するよう考えを示しています。現在、日本全国の感染状況が全体的に落ちついてきているとはいえ、東京や大阪などでは感染者がゼロではない状態が続いています。

そこで、今現在県立学校の修学旅行の実施に当たり、行き先等も含めた判断基準について、教育委員会としての方針を教育長にお伺いしま

す。

次に、コロナ禍の中での高知県立大学及び高知工科大学の対応についてお聞きします。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、保護者の収入減や学生本人のアルバイトの打ち切り等により、大学での学びを続けることが厳しい学生が出てきています。その状況及び学生への支援状況につきましては、昨日中根議員の質問に対する答弁にあったように、国の学生支援緊急給付金や各大学における支援策等で大学生の学びを守っていく取り組みがなされています。

そこで、私からは高知県立大学及び高知工科大学の学生寮についてお聞きします。先日、高知大学の学生寮が今まで相部屋だったのを、コロナ対策で3密を回避するために1人1部屋に変更したという報道がありました。大学が、寮を改装して部屋数をふやしたり、職員宿舎の空き室を利用したりの対応を行った上で、それでも部屋が不足するため退寮者を募り、退寮者には大学が8万円を給付するという対策を行っています。

そこで、高知県立大学及び高知工科大学の学生寮における3密を避ける等の対策について文化生活スポーツ部長にお聞きします。

次に、高知県立大学及び高知工科大学における遠隔授業についてお聞きします。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、両大学ともに、今年度の授業は4月当初より対面での授業ではなく、デジタル技術を活用したオンラインによる遠隔授業を行ってきたと聞いています。幾ら大学とはいえ、ここまで長期間にわたる本格的な遠隔授業は初めてであり、教員も準備に相当な苦労があったと思います。

私も直接大学生に感想を聞いたところ、コロナでなかなか友達にも会えない中、遠隔授業であってもゼミの先生の講義を受けれてうれしかったや、授業では先生は一度しか説明しないので

思わず聞き逃してしまうこともあるが、遠隔授業は先生が録画した授業をアップしたものに学生がアクセスして学習する形態にもなっているため、わからないところを繰り返し何度も学習することができて、かえってこちらのほうがよかったと、多くの学生が肯定的な感想を述べていました。

逆に、残念だったところとして、これは県立大学の学生でしたが、一気に何十人もがオンラインでつないで遠隔授業を行うと通信状況が固まってしまうため、仕方なく映像を切って音声のみの送信になっているようで、教員との双方向のやりとりや、映像資料を使っの授業ではなかったという点を挙げていました。

私は学生の話聞き、今回行った遠隔授業のノウハウを蓄積し、さらにバージョンアップさせていくことで、対人関係が苦手な学生や、大学生であっても学校に来るのがやや苦手な学生にとって、非常に負担の少ない有効な学びになるのではないかと思います。さらに、今よりも高度なネット環境を整備し、映像も配信できる遠隔授業を行えば、例えば先ほどの県教育センターの動画配信でも述べたように、発達障害の中でも視覚的な情報が学習理解に有効な学生にとっては、学習効果が大きい期待できますし、不注意等がある発達障害の学生にも繰り返し学習ができるというメリットがあります。

そこで、両大学における今回のコロナ禍での本年度の遠隔授業の状況について文化生活スポーツ部長にお伺いします。あわせて、遠隔授業のバージョンアップのためにデジタル技術のさらなる環境整備が不可欠であると思いますが、その点についての認識を文化生活スポーツ部長にお聞きします。

次に、高知県の教育問題についてお聞きします。

まず初めに、不登校問題への取り組みについ

てであります。ことし3月に、第2期の教育大綱及び第3期高知県教育振興基本計画が策定されました。今までの取り組みにより、知の分野では全国学力・学習状況調査の結果において、小学校の学力は引き続き全国上位に位置し、中学校も全国平均との差を縮めるなどの成果があらわれています。

一方、本県の不登校の状況は、1,000人当たりの不登校児童生徒数は国公立を含む小中学校で20.9人と、全国平均を4.0人上回っています。同じく国公立を含む高等学校も17.1人と、全国平均を0.8人上回る状況であります。こうした状況を受け、県教育委員会では、本年度より各小中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者を位置づけるとともに、不登校の出現率が高い学校には不登校担当教員を配置し、担当者を中心とした早期発見、早期対応の取り組みの充実など、学校の体制強化を行っています。

そもそもこの不登校児童生徒数というのは、文部科学省が年1回実施している、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査における数値であり、その定義は1年間に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的理由以外で欠席した人数となっています。よって、国の最新の調査結果である平成30年度の高知県の国公立小中学校の不登校児童生徒数の1,059人の中には、年間31日学校を休んだ児童生徒もいれば、1年間一日も学校に来ていない児童生徒もいます。

調査である以上、どこかで基準を設けなければならないわけで、それが年間30日になっていますが、高知県において一日も学校に来ていない全日欠席の児童生徒数は44人であり、ほとんどは登校と欠席を繰り返す子供たちです。30日間の欠席は、連続であっても断続的であって

も同じようにカウントされますので、例えば月に3日だけの欠席でも10カ月以上続けば不登校としてカウントされますし、年間160日登校したとしても不登校にカウントされるシステムになっています。不登校問題は、尾崎県政からの高知県教育の重要課題であり、今力を入れて取り組むべき課題であることは言うまでもありませんが、重要なのはその取り組む方法であります。

先ほども述べたように、知の分野においては全国学力・学習状況調査において、小学校は全国上位に位置し、中学校も全国平均との差を縮めるなどの結果が出ています。尾崎県政下で行われてきたこの取り組みの本丸、肝は、子供たちが興味を持って楽しいと思える授業、わかる授業を行うといった教員の授業力の向上でありました。当然、取り組みの指標としての学力テストの結果は、県教委としては持っていたと思いますが、学校現場には徹底して授業改善、授業力の向上が要求されました。そのことは、私も実際に教育現場にいた者として強く感じました。

私は、高知県の学力向上の取り組みは、教員の授業力の向上という王道の取り組みを行ったからこそ、ぽっと湧いたような単年だけの好結果ではなく、継続的に学力の成果が向上している最大の要因であると考えます。それは、教員の育成という観点から見ても、子供たちが楽しいと思う、わかる授業をできる力をつけた教員は、その後の教員生活において確かな力、教員としての武器を持つことになり、その成功体験がさらなる自分の向上のモチベーションとなり、力を伸ばしていくという好循環を生んできました。

そこで、本題に戻り、では不登校問題の取り組みの本丸、王道はどこなのかということでもあります。不登校の要因については、全国的な傾向を見ても、本人に係る要因としては多い順に、

不安の傾向がある、無気力の傾向がある、学校における人間関係に課題があると続き、学校に係る状況としては、いじめを除く友人関係をめぐる問題が圧倒的に多く、学業の不振、さらに家庭に係る状況等と、その要因は多岐にわたっています。このことから不登校問題への取り組みとしては、不安や無気力といった個人の内面を支えていく力、人間関係に悩む子供たちを支援する力、そして学業のつまづきを支援する力、さらに家庭を支える力等を、学校が組織として継続的につけていかねばなりません。要は、学校の総合的な支援力の向上こそが、不登校問題の取り組みの本丸、肝であると考えます。

現在、県教委は第3期教育振興基本計画において、新規の不登校児童生徒数を減少させる、及び90日以上欠席している児童生徒を外部の専門機関につないでいくという2つの指標を設定して取り組みを進めています。全国的に見ても小学6年生から中学1年生にかけての不登校児童生徒数が倍増する状況があり、特に中学校においては新規の不登校児童生徒を出さないための取り組みは重要で、3日欠席したら学校としてすぐに対応する等の初期対応を強く現場に意識づけていく取り組みとして、非常に重要であると考えます。それとともに、欠席が長引く生徒を外部の専門機関につなぐ取り組みも重要であり、県教委が設定した2つの指標の向上は重要であることは間違いありません。

それを踏まえた上で、実はことしの1月末に私が訪問させていただいた学校で、こんなうれしい話を校長先生からお聞きしました。小学2年生から全く学校に来ることができなかった児童が小学5年生になり、この1月から学校に来れるようになったとのことでした。3年以上欠席し続けていた児童がどうして学校に来れるようになったのか。実はその陰には、担任の先生や学年の先生が本人に会えないことがあっても、

子供のために何度も何度も家庭訪問を繰り返し、学習プリントや手紙を渡し、そして子供の不登校に悩むお母さんを、担任や管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成された月1回の支援会で支え続ける取り組みを、本人に何の変化が見られないときであっても、粘り強く続けていったとのことでした。

私の経験上からも、不登校になる要因は非常に多岐にわたっており、一人一人全て違うと言っても過言ではありません。また、中には虐待を受けていたり、長い間の両親の不和に悩んでいたりと、もともと対人関係が苦手で、団結、協力が求められる傾向がある日本の学校という組織が本来苦手な子供もおり、それらのストレスのため込み、苦しくなり、それを吐き出すために、また無意識に自分を守るために学校を休むという行動をとっている面もあり、誤解を恐れずに言うと、ある意味、その子が生きていく上、成長していく上で必要な行為でもあり、不登校を完全にゼロにするというのは難しい側面があります。

しかし、高知県が本当の意味で不登校問題に取り組んでいく本丸、肝は、先ほどのような一人一人に寄り添った丁寧な支援ができる教員、学校をふやしていくことではないかと考えます。

そこで、1つ提案があります。先ほどの事例も、その児童はその後1月から3月まで一日も休まずに登校できるようになりましたが、12月まではずっと欠席していましたので、もちろん欠席日数は30日を超えており、さきに述べました国の調査では不登校児童生徒1のカウントとなります。あれほど学校が組織となって取り組み、その後ずっと学校に来れるようになったという、教員が本当にうれしくなる、自信が持てるような取り組みの成果が学校現場で起きているにもかかわらず、その子は調査上は前年までと何も変わらない不登校児童であり、そこから

はこの学校の努力の実践を見ることはできません。

今後、高知県が、多岐にわたる要因を抱えさまざまな支援力が必要であるという、そういった意味においては、学力の向上よりも何倍も難しいと言える不登校に対する支援力の向上に取り組んでいくためには、やはり現場の教員が頑張ったことが反映される指標が必要であると考えます。例えば国の調査の中に、指導の結果登校するまたはできるようになった児童生徒数という項目があります。その項目には、先ほどの学校の取り組みは1としてカウントされます。そういった現場の教員が取り組んだ成果が見える指標を用いることで、次へのモチベーションも上がります。

そこで、現在取り組んでいる2つの指標のほかに、取り組みを進めていく上で、先ほど述べた指導の結果登校するまたはできるようになった児童生徒数など、学校現場の取り組みがより可視化できるような指標を持って評価、指導していけば、学校における不登校の取り組みにプラスの影響を与えるという考えにつきまして教育長の所見をお伺いします。

次に、高知北高校についてお聞きします。高知北高校は、高知県の中心部にある、通信制とともに昼間部と夜間部の両方を備えた定時制・単位制・普通高校であり、今までもその特徴を生かし、特別な支援を必要とする生徒への教育を充実させてきました。その高知北高校において本年度より、通常の学級に在籍する障害のある生徒が必要に応じて別室などで授業を受ける通級による指導が開始されます。

通級による指導については、私は昨年の6月議会でも城山高校の実践を通して質問をしましたが、先ほども言いましたように、高知県の中央部に位置し、昼間部、夜間部、通信制を合わせ持つ高知北高校の通級による指導には、大変

大きな期待を寄せています。といいますのも、今までにも公立・私立高校を問わず、さまざまな事情で中退してきた生徒の学び直しとして数々の実績を積み重ねていますし、現在も日本一あったかな学校づくりを目指し、発達障害を初め、いわゆるグレーゾーンと呼ばれる発達に課題のある生徒への支援にも実績を積み重ねてきた学校であるからです。

2016年に障害者差別解消法がスタートし、発達障害の生徒たちへの合理的配慮が求められる中で始まる高知北高校の通級による指導は、今までのノウハウも生かしながら、ぜひ高知県内のモデルとなるような取り組みを行っていただきたいと思います。

そこで、今年度からスタートする高知北高校の通級による指導の現状と、今後の目指す方向性について教育長にお伺いします。

次に、夜間中学についてお聞きします。戦後の貧困と混乱等により教育を受けることができなかった方のために、また不登校等の事情から実質的に十分な教育が受けられなかった方のために、いよいよ本県においても来年4月に夜間中学がスタートします。平成29年度に行われた公立中学校夜間学級設置検討委員会のアンケート調査でも、回答した8割の県民が夜間中学があったほうがよいと回答しており、その早期の設置が期待されています。

そこで、ことしの2月議会では、現在の高知江の口特別支援学校の校舎を活用するとの報告がありましたが、この県民の皆さんの注目、また期待も非常に高い夜間中学設置に向けた現在の進捗状況について教育長にお伺いします。

次に、ひきこもりの方への支援についてお聞きします。

ひきこもりの方の支援につきましては、知事も就任直後の昨年12月議会において、ひきこもりの方々の社会参加や自立に向けた支援策の抜

本強化を図りますと表明され、現在、高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会において、その抜本的な強化策が検討されているところであります。

この問題については、昨年3月に公表された中高年のひきこもり調査で、約半数の方が5年以上、さらに全体の3割の方が10年以上ひきこもりの状態にあるなど、ひきこもり期間の長期化が浮き彫りになりました。また、ひきこもりは社会や家族を巻き込んだ複合的な現象でもあり、その対策としては、本人、家族に寄り添う伴走型支援と複合・複雑化した多様な支援ニーズに対応する断らない支援が重要であると言われています。

そこで、高知県としては、しっかりとした伴走型支援、また断らない支援を実行していくために、市町村におけるケース会議の実施拡大を目指しています。昨年、県内の市町村でひきこもり地域支援センターが支援し、ケース会議を実施したのは10市町村であり、県はこれを令和5年までに全市町村において実施という目標を設定しています。また、なかなか外出することができないひきこもりの方へのアプローチとして、自立相談支援機関のアウトリーチ支援員を今年度増員配置し、訪問による支援を行うことで、本人や家族への支援がしっかりと行き届くよう取り組んでいくこととしています。

本年2月議会で国に提出しました、中高年のひきこもり状態にある人に対する実効性ある支援と対策を求める意見書においても、より身近な場所での相談支援を行うために、アウトリーチ支援員の配置による支援の実施を要望したように、実態が見えづらいひきこもりの方への支援においては、より身近な自立相談支援機関のアウトリーチ支援員による訪問支援等が最も有効であると考えます。

また、先ほど述べた市町村におけるケース会

議においても、市町村が主体となって運営していくと考えた場合に、やはり日常の業務より、住民の情報を幅広く把握している自立相談支援機関のアウトリーチ支援員を中心に運営していくことが、より実効性の高い支援につながっていくと考えます。

しかし、そうなった場合には、これも意見書の中で、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設することが必要と要望したように、アウトリーチ支援員の配置強化に向けた市町村への財政支援が不可欠であります。

そこで、今後市町村におけるケース会議の実施拡大を図っていく中で、県としてどの機関が中心となって運営していくことが望ましいと考えているのか、地域福祉部長にお伺いします。

また、より充実した伴走型支援を実施していくために、自立相談支援機関のアウトリーチ支援員のさらなる増員が必要であると考えますが、県としての今後の方針について地域福祉部長にお伺いします。

最後に、相談員の配置の強化についてお聞きします。

本年4月1日より、犯罪被害に遭われた方が直接的な被害や2次被害に苦しめられるといった状況をなくしていこうと、高知県犯罪被害者等支援条例が制定されました。これは、全国の都道府県では20番目、四国では初めてのことであり、それに伴い本年4月から県民生活・男女共同参画課内に犯罪被害者等支援相談窓口が設置されました。

今まで本県においては、犯罪被害者の方の支援は警察を初め県、市町村や弁護士会、民間の専門支援団体が行ってきました。今回、県に設置された相談窓口では、犯罪被害に遭われた方に対して支援対策の適切な情報提供や必要な支

援を途切れることなく受けられるように、相談機関につなぐ役割を行うことになっています。今後、この県の相談窓口を広く県民に周知することで、犯罪被害に遭ったときのワンストップ窓口として、非常に重要な役割を果たしていただくことが期待できます。

しかし、ここで1点気になることがあります。犯罪被害に遭われた方がワンストップ窓口として、まず最初にこの県の相談窓口へ電話をします。当然、犯罪被害に遭われた中で、非常に厳しい精神状態で電話をかけてきたであろうということが想像できます。その被害者の心理状態等を電話という顔の見えない状況の中で、包み込むような雰囲気、相談者の状況を的確に捉え、そしてその方に合った支援方法を、県内のあらゆる相談機関の特徴を熟知した上で、的確に、しかも短時間の間に判断して助言していかねばならないという、大変高度な専門性が窓口における相談員には要求されます。

犯罪被害に遭われた御遺族への支援等は、特に高い専門性が要求されますが、どの分野でも相談業務というのは一定の経験、ノウハウの積み上げが不可欠な専門業務であります。今回の配置を見ると、この相談員は会計年度任用職員の方が行っております。本年4月に開所したばかりであり、県民から求められる高度な専門性をこれから組織として築き上げていくことが重要であります。その最前線に立つ最も高い専門性が求められる相談窓口というポジションに、単年契約である会計年度任用職員を充てるということで、経験やノウハウの積み重ねが進んでいかないのではないかと、非常に強く危惧しています。

そこで、犯罪被害者の方への支援をさらに充実させていくために、県の相談窓口業務を行う相談員に、日々の業務での経験、ノウハウを積み上げていくことができる正職員を充てていく

という点について文化スポーツ部長の所見をお伺いします。

実は、こういった状況は、DVなどから女性を守る女性相談支援センター等でも同様に見られます。専門員1名に対して会計年度任用職員は9名、内訳は女性相談員6名、休日夜間電話相談員が3名と、こちらもほぼ全ての相談業務は会計年度任用職員が行っており、経験やノウハウの蓄積が難しい状況にあります。ほかにも、ひきこもり地域支援センターや自殺対策推進センター等も、こちらは全体の配置人数が少ないこともあります。その対応に会計年度任用職員が当たっている状況です。

犯罪被害、DV等による女性への被害、さらにはひきこもり、そして自殺対策、これらの課題に対する対策の強化は、県民の命を守るために、今後ますますその重要性が増していく分野であります。

そこで、これら県民を守っていく最前線に立つ相談員について、その経験やノウハウの蓄積も含めてどう強化、育成していくつもりなのか、知事にお伺いしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 山崎議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルスに関しまして、多面的なリスク観の重要性の認識と対策についてお尋ねがございました。

本県におきましては、感染拡大を防止するため、県民の皆様に対し、4月上旬から2カ月以上にわたり、他県への移動や不要不急の外出自粛などを要請してまいりました。こうした要請に対し、県民の皆様が一丸となって協力いただいた結果、県内では4月29日を最後に、新たな感染者は確認をされておられません。

一方で、県民生活や県経済への影響は現在も

続いておりまして、感染症による直接的なリスクに加え、議員御指摘のように、間接的なリスクも懸念されるところであります。例えば、県民の皆様の精神面では、感染に対する不安や生活面の不安から鬱などの症状が長引き、最悪の場合、自死のリスクが高まるといったことが懸念をされます。このため、新聞広告やホームページなどさまざまな媒体を活用いたしまして、メンタルヘルスや心のケアにつきまして、県民の皆様に注意を促すとともに、相談窓口の周知を図ってまいります。

また、身体面におきまして、外出の自粛による運動不足により、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の発症あるいは重症化のリスクが高まるといったことが心配をされます。そのため、例えば健康パスポートアプリを活用して、人との距離をあげたウオーキングなどに楽しみながら取り組んでいただくなど、運動不足の解消に向けて啓発をしてまいりたいと考えます。

今後、こうした間接的なリスクについても見逃さないように目を配りまして、影響を最小限にとどめますよう、関係者との連携も図りながら、しっかりと対策を講じてまいります。

次に、ふるさと納税に対する認識と県内市町村での今後のあり方についてお尋ねがございました。

ふるさと納税制度につきましては、昨日もお答えいたしましたように、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないかという思いのもとで導入されたものであります。

この制度の意義としまして、次の3点が挙げられております。第1に、納税者が寄附先を選択する制度であり、税に対する意識を高めるきっかけとなること、第2に、生まれ故郷や応援したい地域の人材育成あるいは環境整備などの支援につながることで、第3に、自治体が切磋琢磨してふるさと納税を呼びかけることで、寄附先

として選んでもらうにふさわしい地域のあり方を考えるきっかけとなること、こういった3点でございます。

このふるさと納税制度は寄附税制の一環ということで設定をされておりますので、この寄附金の活用先、使途の問題というのが非常に大事になると考えております。これまでの代表例といたしましては、例えば子育て支援や防災対策、観光施設の整備というようなことでございますけれども、今後は最近の状況を考えますと、例えばデジタル技術を活用した産業振興、リモートワークの推進といった、社会構造の変化に対応した事業なども考えられるのではないかとというふうに思っております。

いずれにいたしましても、県内の各市町村は都市部の住民の方々に対しまして、我が町はこうした形で寄附を生かしていきたいといった形で、しっかりアピールができるような、そんな使途を編み出して、また発信をしていただきたいというふうに考えております。

一方で、新しいふるさと納税の制度のもとでは、返礼品という枠組みが、この返礼品の提供が制度上認知をされた形になっているということがございます。返礼品であります地元の農産品ですとか海産物の生産・加工に創意工夫を重ねまして、地域の幅広い世代の方々が携わるようになったというような事例も紹介をされているところでございます。県内の各市町村におきましてもこうした活動を通じまして、雇用の創出あるいは産業振興につなげていくということも有意義な取り組みではないかというふうに考えております。

ただ、ふるさと納税の寄附は、冒頭申し上げましたように、税制の枠組みの中で行われるということでございます。この制度へ参加をし、活用するに当たりましては、法律などに定められたルールに沿いまして、公平性、透明性が確

保されているということが、ぜひとも必要であるというふうに考えております。

次に、もう一度育児を行うとしたら、どのように仕事と育児の両立を図っていくのかという点についてお尋ねがございました。

お尋ねにもございましたとおり、私自身、若いころは総務省におきまして国会対応などもあり、深夜まで残業が続くという、いわゆる激務の状態にございました。そうしたこともございまして、子供の寝顔しか見られないといったような時期も少なからずあったわけでございます。子育てに携わりたいという気持ちは抱いておりましたものの、父親としての役割を十分に担うことができていなかったのではないかとという反省を持っているところでございます。

そうしたみずからの過去を省みますと、現在時代は大きく変化していると考えております。男性の育児休業の取得の促進が、社会全体から見ましても、少子化対策という意味に加えまして、働き方改革の観点からも、非常に重要な取り組みになっているというふうに考えております。

そうしたことを踏まえまして、もし私自身がかもう一度育児にかかわるとい立場になるといたしましたら、現在のこうした社会状況のもとで子育てにもしっかりとかわり、その大切さや家事の大変さをしっかりと経験したいというふうに思います。そうした経験を通じまして、夫婦間の理解を深め、妻の負担を軽減するといった形で家族の支えになりながら、ワーク・ライフ・バランスの両立を図ってまいりたいと思います。

そうして、その際には、やはり前提として職場の選択という時点におきましても、そういったワーク・ライフ・バランスの両立ということに関しまして、理解がある、そういう職場をみずから選ぶという、こういった点もやはり大事

ではないかというふうに考えます。であればこそ、我らが県庁といたしましても、まず隗より始めよ、そしてそういったワーク・ライフ・バランスの両立ということに理解がある職場であれという思いを込めまして、令和6年度末までに男性職員の育児休業取得率を50%とする、非常に意欲的な高い目標を掲げて、育児休業を取得しやすい職場づくりに取り組んでいるというところでございます。

具体的には、お話がいただけましたように、私自身のイクボス宣言のほか、直接部局長と面談をいたしまして、部局別の目標値がどうかということを確認いたしております。あわせまして、子供の生まれてくる職員にメッセージを送って、職員の育休取得を促していくといった形で仕事と育児が両立できるように、私自身が先頭に立って取り組んでまいります。

最後に、県の相談機関に関するお尋ねがございました。

お話のございました各相談機関とも、正職員と会計年度任用職員が組織的に相談の対応に当たっておりまして、会計年度任用職員には、資格をお持ちの方あるいは経験を積まれた方を任用しているところでございます。また、各機関では、相談事例の共有をしていくこと、対応方針を職員間で協議をしていくこと、また相談記録を作成し保存していくこと、こういった業務活動を通じまして、各職員はもちろんでありますけれども、組織として経験やノウハウを蓄積していくということに努力をしているところでございます。

こうした環境のもとで、各機関に新たに配置された職員につきましても、日々の業務を通じまして、支援に関する法律あるいは施策などの専門的な知識、そして傾聴の技術、そういったスキル面での素養、さらには関係機関との調整力、こういった能力が身についていくものとい

うふうに考えているところでございます。

これに加えて、職員の能力あるいは経験に応じた研修の機会を確保していくといったことにより、この体制の強化あるいは職員の育成を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) ホテルや旅館を活用した避難所の増設と財政的支援についてお尋ねがございました。

災害時の避難所においては、多くの方々が避難することで3密の環境となるおそれがあるため、国から可能な限り多くの避難所の開設を検討すること、それでも不足が予測される場合はホテルや旅館などの活用を検討することが通知されており、県でも市町村に対して同様の検討を依頼いたしました。

市町村において、過去の風水害の避難実績などをもとに、新型コロナウイルス感染症の流行下で必要とされる避難スペースを検討した結果、これまで南海トラフ地震による避難者数を目標にスペースを確保してきたことから、ホテルや旅館などを活用しなくても十分確保できるとお聞きしています。また、一部の市では、十分なスペースが確保されていても、発熱などの症状のある方が避難し、多くの専用スペースが必要となることを考慮して、ホテルや旅館などの活用も検討されています。

ホテルなどを避難所として活用した場合、大きな災害が発生し、災害救助法が適用されれば国の財政的支援が受けられます。しかしながら、それ以外の場合には、国の支援が受けられず市町村の負担が大きくなるため、今年度県の補助制度を拡充し、ホテルなどの活用に取り組む市町村を県において支援することとしています。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、家庭学習支援動画の取り組みの成果と課題、今後の方向性についてお尋ねがございました。

5月に各市町村教育委員会に依頼しました、臨時休業に伴う児童生徒の家庭生活・学習状況等の調査によりますと、休業期間に各学校が子供たちに課した家庭学習としては、学習プリントを使用したのが最も多く、その次にこの学習支援動画の視聴が挙げられており、小中学校の35%で家庭学習に活用したとなっております。実際、配信を始めてから約2カ月ですが、5万回を超える視聴がなされております。

また、この学習支援動画について、市町村教育委員会や学校からは、児童生徒の学習習慣を育む一助となっている、予習、復習に役立つものであるといった評価をいただいております、県としても子供たちの家庭学習を充実させるものであったと捉えております。

一方、同調査では、学習支援動画の少なさを指摘するものや、学習内容の解説にとどまらず、児童生徒の学習意欲を高める内容も望むといった意見も寄せられております。また、この学習支援動画の存在を知らなかった方もおり、視聴方法の周知が十分でなかったということも明らかになっております。

県教育委員会では、再び新型コロナウイルス感染症が広がる事態も想定し、引き続き学習支援動画を作成することとしております。その際には、先ほども述べました課題の解決を図り、児童生徒が家庭でも主体的に学び、教員が通常の授業でも活用できるものとなるよう、教材等の研究を進め、学習支援動画の作成に取り組んでまいります。あわせて、今後学校においては、タブレットを活用したオンライン学習等の実施が視野に入っております。市町村教育委員会や学校に対しましても学習支援動画の作成を奨励し、それらの事例も収集していきたいというふ

うに考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に対応した換気対策、またそれに関連する学校への支援についてお尋ねがございました。

学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一つといたしまして、密閉を回避するために教室の換気は重要なこととございます。換気方法等については、文部科学省が作成した衛生管理マニュアルなどに示されており、県教育委員会では、これらの内容を各県立学校に周知し、徹底を図ってまいりました。

また、夏季の県立学校でのエアコンの使用は、生徒の熱中症防止など生徒の健康を守るためには必要であり、感染防止対策としての換気も行いながら適切に活用していくべきものだと考えておりますし、それに伴う電気代等は当然必要経費であると考えております。

加えて、県教育委員会としましては、各校の教室や体育館の換気を効率的に行えるよう、サーキュレーターや扇風機を増設するための予算を、補正予算に計上させていただいております。また、定時制の教室など、必要に応じて網戸を増設するような準備を進めており、感染防止のための環境整備を順次行ってまいります。今後も、生徒の安全・安心を第一とし、感染拡大防止のための換気対策等が徹底できるよう、各校の状況を確認しながら支援をしてまいります。

次に、県立学校の修学旅行の実施に当たり、行き先なども含めた判断基準についてお尋ねがございました。

修学旅行は、特別活動の一つとして、各校がそれぞれに目的を明確に持って実施する教育活動であり、子供たちの成長にかかわる教育的意義の大きい学校行事となっております。

県立学校における修学旅行については、新型コロナウイルス感染症に関する文部科学省からの通知や、国の専門家会議による提言を踏まえ

た修学旅行に関するガイドライン等に基づき、各校長が関係機関と相談し、実施の判断を行っております。

今のところ、多くの県立学校が予定どおり実施する方向で検討を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況が流動的であるため、キャンセル料が発生する時期をめぐり、変更、延期等の判断を各校長が行うこととなります。最終的には、実施直前の目的地の感染状況などを確認し、生徒の安全・安心を第一として総合的に判断しなければならないと考えております。

県教育委員会としましては、県内外の感染状況等を把握し、各校長が修学旅行の実施について適切に判断できるよう、情報共有を図ってまいります。また、修学旅行の実施が危ぶまれる場合においては、生徒の心情等にも配慮し、延期を含めた検討を行うようお願いしたいと考えております。

なお、今後再び新型コロナウイルスの感染が拡大し、緊急事態宣言等が出されたり、県をまたぐ移動が制限された場合などには、各校に対して周知を徹底するとともに、適切に指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、不登校に対する学校の取り組みが可視化できるような指標による評価、指導についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、これまで魅力ある学校づくりや相談支援体制の充実を進めてきておりますが、不登校児童生徒の出現率は、ここ数年、全国平均と比較して3から4ポイント高い状態が続いております。そこで、第3期教育振興基本計画において、県教育委員会の横断的な取り組みの一つとして、不登校への総合的な対応を位置づけ、生徒指導上の諸課題の状況を全国平均まで改善するとの指標を掲げて、PDCAサイクルを回しながら取り組みを進めております。

一方で、各学校においては、不登校児童生徒

の心身の状態に応じて、個別指導や家庭訪問等を重ね、また心の教育センターや市町村の教育支援センターなどの関係機関と連携を深めるなど、課題の解決に向けた支援を行っております。

このような取り組みによりまして、登校できるようになった小中学校の児童生徒数としましては、平成28年度の約200人から平成30年度には約250人に増加するなど、取り組みの成果が見られております。

不登校の対応には、未然防止、初期対応、自立支援のそれぞれの段階での取り組みを充実させることが必要と考えられます。そのため、県全体の傾向を見ると同時に、個々の事例の原因や変化の状況をつかむことが必要であり、さまざまな指標を設定して、学校等の取り組みの成果を肯定的に評価していくことが重要だと考えております。

今後は、まず不登校担当教員を加配している学校において、登校できるようになった児童生徒数や、登校した日数が増加した不登校の子供の割合など、それぞれの学校の取り組みの成果があらわれている点を捉えて、取り組みの後押しとなるような評価方法について研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、高知北高等学校の通級による指導の現状と、今後の目指す方向性についてお尋ねがございました。

近年、高等学校において教科等を学ぶ力がありながら、文字の読み書きが苦手なために文章理解に極端に時間がかかる、コミュニケーションが苦手なために人間関係が築けないなどの発達障害のある生徒に適切に対応するため、障害に応じた特別な指導を行う通級による指導が重要となってきました。

高知北高等学校は、発達障害等の生徒に対する指導や支援について平成20年度より2年間、国の指定を受け、その後も継続してこの研究に

取り組んでまいりました。これまでの研究成果を生かし、県内の中心的な役割を担うセンター校として、10月から通級による指導をスタートすることとしており、現在大学教員等の専門家からの助言を受けながらその準備を進めております。

高知北高等学校では、センター校として、既に県内で通級による指導を実施している他の3校の課題も含め、高知大学教職大学院と連携して課題解消に取り組むこととなります。これらの成果を公開授業や3校との合同研修会などで共有し、各校の通級による指導力の向上を図ってまいります。

県教育委員会としましては、今後高知北高等学校を初めとする4校の通級による指導の取り組みを各高等学校に展開することで、発達障害等のある生徒への教育を充実してまいりたいというふうに考えております。

最後に、夜間中学設置に向けた現在の進捗状況についてお尋ねがございました。

本県の夜間中学の設置につきましては、本年2月議会において、現在の県立高知江の口特別支援学校の校舎を活用し、令和3年4月開校を目指すことを説明させていただき、設置形態等につきましては、この6月議会で御説明ができるように検討を進めてまいりました。

本県の夜間中学は、高知県立高知南中学校の分教室として開校したいと考えております。分教室とは、学級を本校舎とは別の場所に設置する形態であり、入学者数が不確実で、多様な生徒が入学するため、学級数の増減などに、より柔軟に対応できる方法であると判断したものでございます。

また、県立中学校の中で高知南中学校の分教室としましたのは、現在の高知江の口特別支援学校と高知南中学校との距離は4キロメートル程度と近く、教職員の移動が短時間でできるこ

と、施設や備品、教材等の共有が容易となり、双方の生徒の異年齢交流が可能となるなど、教育活動の充実を図ることが挙げられます。加えて、高知南中学校が統合により学級数が減少する中、夜間中学を設置することで学級数が全体として確保され、教員数を維持できることから、生徒によりよい教育環境を提供することができるなどの理由によるものです。

今後のスケジュールとしましては、こうした内容につきまして、今議会における御審議を踏まえ、今月7月中旬に県教育委員会として決定した後に、10月ごろから生徒募集を始めたいと考えております。また、年明けには、県教育委員会と関係の市町村教育委員会との協議の場を設け、入学生の情報も共有するとともに、市町村による主体的な夜間中学の整備を促してまいりたいというふうに考えております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、高知県立大学及び高知工科大学の学生寮における3密を避けるための対策についてお尋ねがございました。

現在、高知県立大学には2つの学生寮、高知工科大学には5つの学生寮がございます。これらの学生寮のうち、高知県立大学のあふち寮につきましては、唯一学生一人一人の個室ではなく、全室が4人部屋となっております。このため、あふち寮における3密の回避対策といたしまして、先月1日から大学の設置者であります高知県公立大学法人に対し、県が県職員住宅の空き室の使用を許可し、一部の寮生を入居させることで、1室2人以内とする対策を講じております。

また、このあふち寮は昭和45年に建築されたものであり、老朽化も進んでおりますことから、新築建てかえが予定されておまして、学生一人一人の個室を確保することも含め、現在設計

業務が行われているところであります。

次に、高知県立大学及び高知工科大学の遠隔授業の状況と今後のデジタル技術の環境整備についてお尋ねがございました。

高知県立大学では4月20日から先月21日まで、高知工科大学におきましても4月8日から来月5日までの間、実験や実習などの一部の科目を除き、遠隔授業が実施されております。先月、両大学が実施した学生アンケートによりますと、高知県立大学では93%、高知工科大学でも85%の学生が、ほぼ問題はなく順調に受講できていると回答するなど、両大学とも一部学生の通信環境などに課題はあるものの、おおむね円滑に実施されたのではないかと受けとめております。

今後におきましても、何らかの事情で学生が通学できなくなった際などに、この遠隔授業は有効だと考えております。また、今後の大学教育には、学生が主体的に学修するアクティブラーニングへの展開を図るなど、教育の質向上の観点とともに、グローバルに進展している教育研究のオープン化に対応し、大学の知を広く国内外に発信する観点からも、多様なメディアを活用した遠隔教育など、ICTの利活用を推進することが求められているものと認識しております。

両大学における今後のデジタル技術の環境整備につきましては、こうしたことを踏まえまして、法人及び大学と協議していきたいと考えております。

最後に、県の犯罪被害者等支援相談窓口についてお尋ねがございました。

本年度、県民生活・男女共同参画課内に設置いたしました犯罪被害者等支援相談窓口の業務につきましては、正職員であるチーフ、担当及び会計年度任用職員の3名のチームで組織的に行っております。このうち、会計年度任用職員

には、相談業務に関する豊富な経験を有する方を任用し、専任の相談員として配置しております。

また、日々の業務を進めるに当たりましては、個別の相談案件ごとに、このチーム内で情報の共有、また支援内容や関係機関との連携についての協議を行うとともに、相談記録の作成、保存を行うことなどによりまして、組織としての経験やノウハウの蓄積に努めているところでございます。

これまでのところ、メールによる御相談も含め、5人の方から御相談をいただいておりますが、いずれも特段の支障はなく、円滑に対応できている状況でございます。こうしたことから、現行の体制での組織的な対応を継続する中で、犯罪被害者等の方々からの今後の御相談の内容や件数及びそれらへの対応など、業務の状況を見ていきたいと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長（福留利也君）** まず、ひきこもり支援に関する市町村におけるケース会議についてお尋ねがございました。

ひきこもりの方が抱える課題は、本人の精神保健上の問題や家庭の問題などが複雑化、複合化していることから、その課題に対しては市町村が住民課題として捉え、包括的に支援する体制を整備することが重要だと考えています。また、個々の状況を把握した上で、適切な医療や福祉サービス、居場所へのつながりや就労に向けた支援などを、地域において継続的に行っていくことも重要です。

このため、市町村の保健福祉部門などが主体となり、ケース会議を運営することとなりますが、関係機関参加のもと、総合的なアセスメントを行い、それぞれのケースにふさわしい支援策を検討していくことが必要であると考えています。また、支援策を検討するに当たっては、

ひきこもり地域支援センターが専門的知見から助言を行い、支援力の強化につなげることであります。このケース会議においては、関係機関との連絡調整や、より身近なところで伴走型支援に直接携わる生活困窮者自立相談支援機関のアウトリーチ支援員等が、その中心的な役割を果たすことが望ましいと考えています。

県としましても、こうしたケース会議を通じたひきこもりの方への支援の実効性が高まるよう、身近な地域での居場所の確保や、中間的就労の促進による出口支援の強化などに取り組んでまいります。

次に、自立相談支援機関のアウトリーチ支援員のさらなる増員についてお尋ねがございました。

ひきこもりの方への支援の一つとして、さまざまな課題を抱えながらみずから支援を求められない方やその御家族を支えていくには、自立相談支援機関がそうした方の状況を把握し、適切な支援につなぐアウトリーチが大変有効です。また、支援につながった後も、信頼関係を築きながら、社会参加に向けた継続的かつ伴走型の支援を行う必要があることから、アウトリーチによる支援が効果的だと捉えています。

このため、県では、現在3町の自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員の配置に向けた準備を進めているところです。今後は、できるだけ多くの市町村に配置されるよう、7月から8月にかけて行う、ひきこもりに関する取り組みや体制等に関する各自立相談支援機関へのヒアリングの場などを通じて、積極的に働きかけてまいります。また、ひきこもりの方への支援については、そのノウハウの取得など人材の育成も大変重要となることから、アウトリーチ支援の実践をテーマとするなど、自立相談支援員に対する研修の充実を図ることとしています。

こうした取り組みとあわせて、現在県内のひきこもりに関する実態把握調査を進めているところですが、その結果も踏まえて、今後自立相談支援機関の支援力の強化を図ってまいります。

○22番（山崎正恭君） それぞれ御丁寧な答弁ありがとうございました。再質問を2問行います。

1点目は、夜間中学についてです。

先ほど、高知南中学校の分教室になるとの答弁がありましたが、なぜ2年後に統合される高知南中学校の分教室なのでしょう。来年7月に入学する方の修業年限は3年だと思いますが、それなのになぜ2年後に統合されて高知南中学校という校名がなくなるのが決まっている中学校の分教室なのか。この方たちは、3年後にどの中学校の卒業生になるのでしょうか。

今までその設置を待ち望んで、やっと来年4月に学び直しに来られる方々に大変失礼というか、配慮がないというか、戦後の混乱期や困窮のために、義務教育を受けられなかった方の学び直しの場をというこの事業の理念に、全く相反しているように思います。なぜ高知国際中学校の分教室ではだめなのか。これから本格的な統合に向けて、ますます高知国際中・高等学校の業務量はふえると思います。それに比べて、中高6学年がそろるのが今年度最後で、来年からは4学年になり、再来年には2学年のみとなっていく、高知南中・高等学校との業務負担のバランスから出てきた案なのでしょう。

本来、中学校なので市町村が設置という中、今までのさまざまな過程の中で、国の、少なくとも各都道府県に1校との方針で、県がやってくれているせつかくの取り組みなのに、この校名では違うふうに、まるで県が片手間でやっているような間違っただけの印象を県民に与えてしまうのではないのでしょうか。私たち公明党としては、この庶民感覚からかけ離れた校名案には大きな疑問を感じています。

どうしてこのような高知南中学校の分教室という案が出てきたのか、来年4月に入学する方はどこの中学校の卒業になるのか、またこのことについて再度検討するべきだと思いますが、教育長の所見をお伺いします。

次に、相談員の配置強化について再質問します。

先ほど、会計年度任用職員でもノウハウの蓄積はできるとの答弁がありましたが、そういうことではなく、その重要な仕事のポジションにきちんと正職員を配置しましょうという、相談員という仕事の地位の向上も重要ではないかというのが、今回の質問の趣旨の一つであります。そんなノウハウと経験を持ったすばらしい方なら、なぜ今までに高知県の財産として、正職員として採用しなかったということを強く感じます。

そして、もう一点は、そうやってベテランの相談員を一年一年つないでいくというだけでなく、県としてどのように相談員という専門職を育てていくのかということです。そういう意味では、県の組織で言えば児童相談所が非常によいモデルとなっていると思います。

私が教員時代に児童相談所と連携をとって子供たちの対応をする中、15年ぐらい前まではある職員、班長の方の専門性が突出しており、これはあくまで利用者側であるこちら側からの視点ではありますが、その班長となら子供の指導・支援に関して非常にスムーズな連携がとれ、適切な指導・支援が受けられます。他の職員さんは、それぞれ皆さん一生懸命頑張ってくれているのですが、専門性という点においては厳しく、どうしてもその班長を指名してしまうというパターンに、ほかの学校も陥っていたように思います。

しかし、10年ぐらい前から児童虐待への対応が大きく迫られる中、児童相談所は社会福祉士

や臨床心理士といった専門職を雇い始め、しかも比較的若い職員を雇って班で組織的に対応するようになってからは、どの班が担当になっても相手の職員の方の専門性、対応に変わりはなく指導・支援が受けられるようになるとともに、若い職員さんがどんどん力をつけているなどいうのを我々利用者が感じました。そういった形の育成を、ぜひきょう言いました犯罪支援、女性支援、ひきこもり支援、自殺対策等の相談員の育成モデルとして生かしていただきたいと思えます。

そういった意味で、先ほど言ったような機関に、こういった育成モデルを活用することのお考えはないのか、また一人の人がずっと長いところに所属するという弊害もありますので、さっき言った機関なんかで相談員さんを交流させながら、総合的に支援していくということが考えられないのかという、その辺の所見につきまして知事にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 夜間中学を、なぜ高知南の分教室にしたかという御質問をいただきました。

夜間学級の分教室につきましては、これは中学校に設置をするという必要がございます。県立中学校といたしましては、高知市内に現在高知南と高知国際の2校がありまして、このどちらかの学校の所属ということにする必要がございます。2校はこの後統合いたしまして、令和5年4月からは高知国際中学校ということになります。先ほど御答弁いたしました理由によりまして、高知南中学校に所属するほうが利便性が高いというふうに考えての提案ということになっております。

お話がありましたように、来年入学された方につきましては、南中学で入学をされて、卒業するときには統合されて国際中学校の卒業ということで、校名が変わることとなります。校名

につきまして、入学される方に対して配慮は必要じゃないかと、失礼ではないかという御意見をいただきましたので、この設立準備会のメンバーなどで、今後入学が見込まれている方々が所属するという可能性がある団体などに私どもの考えについても説明して、それぞれにこの校名が変わることなどについての御意見をお伺いしてみたいというふうに考えております。

○知事（濱田省司君） 山崎議員からの相談員の任用のあり方、形態のあり方についての御質問にお答えをいたします。

この相談員の任用の形態をどうしていくかということに関しまして、児童相談所の例も引いての御質問がございました。こういった相談員に常勤の職員を充てるのか、あるいは会計年度の任用職員を充てるのかといった判断を行うにつきましては、専門性、経験といった問題がございすけれども、やはり個々の業務の中身により、具体的な業務量ですとか担う業務の範囲、また責任の程度、そういったものを踏まえまして、総合的に判断する必要があるというふうに考えております。

現在の実態としての運用におきまして、お話がございましたような4つの機関の相談員については、定期的に人事異動が行われますいわゆる正職員よりはむしろ専門的な知識を有しまして、経験豊富な方に専任として相談業務に従事していただくということが、組織としてノウハウを蓄積していくという上で、より有効であるという考え方に立って、現在の運用をいたしているところでございます。

また、もう一方の事情として、やはり正職員ということで申しますと、昨日も御質問いただきましたが、全体として3,300人から3,400人、効率的で、また簡素な県の職員の体制を保持していくという中で、さまざまな分野におきます正職員の配置との兼ね合いの中で、優先順位を

判断していかなければいけないという問題も片方ございます。

そうした事情を踏まえまして、現状におきましては、この4つの相談機関の相談員については、会計年度任用職員を中心とした体制を組ませてもらっているということでございます。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございます。

夜間中学についてですが、先ほど教育長のほうから利便性が高いというふうなお話がありました。やはり、その辺の感覚が少し県民感覚と違うんじゃないかなというふうに思います。

今回のことがもし県民に知れた場合に、え、夜間中学校南にできるがと、けれど南ってなくなるがやなかったっけ、統合されるがやなかったっけと、やっぱり皆さん思うのではないかと思います。その優先順位といたしますか、やはりこういった方々の学び直しをするというときに、きちっと入学した段階で卒業する学校の名前がわかっているということは、申しわけないですが、ある意味当たり前のことではないかというふうに思いますので、強く再検討を望みます。

最後に、要望事項です。1点目、不登校の取り組みにつきまして、先ほど答弁の中で、新たな現場の教員の頑張りが可視化できる指標について研究していただくというお話がありました。ぜひ、そういった形の研究に取り組んでいただいて、本当に重要な問題でありますので、しっかりとみんなが一丸となって取り組んでいけるような手法を、今後開発していただきますよう、よろしくお願いします。

修学旅行につきましては、先ほど御答弁いただきました。しっかり県教委のほうで指導もしてくださるということですので、学校間において対応に大きなぶれが出ないように、またやはり子供の命を預かるということですので、学校長だけに過度な負担がかからないような御配慮をいただきながら、子供たちが無事に修学旅行

に行ってくれるようなことをよろしく申し上げます。

以上で全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩



午後1時再開

○副議長（西内健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

25番大石宗君。

（25番大石宗君登壇）

○25番（大石宗君） ただいま議長から発言のお許しをいただき、会派を代表して質問に入らせていただきます。一燈立志の会の大石宗でございます。

この春より世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、我が国日本、そして高知県、さらには個人個人の家庭や職場、生活全般に大きな影響を与えております。このコロナ感染症に向き合うに当たり、基本的な戦略と目的を定めるとすれば、その目的はただ一つ、命を守るということに尽きます。そして、命を守るという意味で戦略的に取り組むべきは、医療対策と経済対策、この2点であります。そのうち、医療対策については、現在のところ医療機関、そして医療従事者の皆様の大変な御努力もあり、感染症対策として166床の病床を確保、重症化した患者さんに対応するための高知医療センターの医療体制も着実に整備が進んでいるところであります。

一方、経済という意味では、緊急事態宣言下で人の動きが全くストップしたことから、本県

の基幹産業である観光・宿泊・飲食業の皆様を中心に厳しい環境が続いております。加えて、他業種にも着実に厳しい経営環境が広がりつつあり、まさに県経済は予断を許さない状況であります。

そのような中、我が高知県は4月末より感染者ゼロが続き、一定落ちついた状況にあるということ、そしてコロナウイルスが完全終息する見通しが全く立たないという中では、今後はいわゆるコロナ感染症と共存していきながら、経済活動の回復を段階的に図っていくことを模索していかなければなりません。

そのような中、先日は濱田知事と三石議長の大変な御尽力で、新しい生活様式での懇談会が開かれ、数カ月ぶりに我が高知県で100人規模の懇親会が開催をされました。この開催に当たっては、6月定例会前、どうしても前倒しでやらなければならない——森田県議を初めとする多くの県議の皆様のお力もあったところであります。

感染症対策を引き続き行っていかなければならないことは当然のことですが、一方で県内の感染状況を考えれば、リスクの低い時期に、リスクを低減しながら通常の活動を行っていくことは、非常に重要だと考えます。そのときに最も高いハードルとなるのが、自粛から萎縮へ、コロナ自粛により心が萎縮してしまい、いろいろな活動を行おうとしても、世間の目も気になるし、感染症のリスクもどれぐらいの状況か判断できない、さまざまなことが気になってなかなか一歩踏み出すことができないという問題であります。

中国の古典「春秋左氏伝」に、百年河清を俟つという言葉があります。悠久の大河である黄河は、その性質上黄色く濁っていますが、その黄河の水が澄むまで待つという例えで、つまり状況が変化をしない中で長く待っていてもいけ

ないという意味を持つ言葉です。まさに、今回そういった意味では、コロナ感染症の特効薬ができて完全終息する見通しが、短くても2年から3年以上はかかると言われている中で、高知県内の現在の状況であれば、対策を行った上で、通常の活動を行っていくことも重要だと、誰もが一歩踏み出せない中で、率先垂範して行動したことは、自粛から萎縮へと負の流れに一つのくさびを打つ、非常に勇気のある取り組みであったと思います。

何事も最初に一歩踏み出すものには賛否両論がつきまといます。それを超えての行動は、まさに県の将来を考え、私心を捨て去った上での思いから来たと確信するところであります。改めて、大変な勇気の中で行動を起こされた濱田知事と三石議長、そして参加いただいた県庁の皆様へ心からの感謝を申し上げるところであります。

簡単に終息することのないコロナ感染症は、これからも私たちの社会に大きな影響を与え続けます。正しく恐れ、対策を行い、うまく付き合いながら、私たちは次の時代を築いていかなければなりません。厳しい局面も予想されますが、人間万事塞翁が馬という言葉にあるように、さまざまな変化は我が高知県にとって悪いことばかりではありません。

今回、コロナで明らかになった東京一極集中のリスク顕在化や、コロナの影響で一気に進んでいるオンライン化などの変化は、都市から地方への人の流れを進める可能性と同時に、これまで課題解決先進県として政策を進めてきた本県にはさまざまな優位性も出てくるなど、高知県にとっては大きなチャンスが到来したとも言えます。こうした変化を好機と捉えつつ、高知県政を前進させていくという観点から、以下質問に入らせていただきます。

まずは、ウイズコロナ時代の高知県の可能性

についてであります。さきに述べたような社会の変化を踏まえ、コロナを高知県政の危機としてではなく、チャンスと捉えたとすれば、どのような分野に今後可能性が眠っていると考えるのか、そしてその可能性をどう伸ばしていくのか、濱田知事の御所見をお伺いいたします。

次に、本年度の政策実行の優先順位の変化についてであります。4月1日から令和2年度の事業が始まっています。コロナ感染症という大きな変化に対応するため、現在県は不要不急の予算の洗い出しなどを行っておりますが、各課への通達の中には、政策の優先順位などは記載されておられません。一方、予算の組み替えなどを行うに当たっては、コロナの影響を加味した上で、政策の優先順位をつけることが議論の前提になると考えます。

本年度の政策実行の優先順位が当初からどう変化しているのか、また次年度以降の考え方について知事にお伺いいたします。

次に、高知県の財政運営についてであります。濱田知事は、総務省から大阪府、島根県庁など、国、大都市、地方とこれまで多くの地方行政の現場で仕事をしてこられました。就任直後からコロナ対応で奮闘されてこられました。先月からは「濱田が参りました」などにより高知県下のさまざまな現場も回られるとのことで、ますます県内の状況を深く把握されることと思えます。その中で、今後の県政運営において最も厳しいのが財政の問題であります。令和2年度当初予算における我が高知県の自主財源比率は29.6%、全国と比べても実に厳しい数値だというのは以前から変わらない課題であります。

そうした中で、濱田知事はさまざまな御経験も踏まえられた上で、本県のような自主財源の乏しい県の財政運営についてどのような所見を持たれているのか、お伺いいたします。

また、明神議員、そして山崎議員から今定例

会でふるさと納税の質問がありましたが、もともとふるさと納税には、地方間の税収格差の是正という、地方にとって切実な意味合いも込められていたように思います。

私は、今回の奈半利町の事件の一連の報道の中で、身の丈に合っていなかったのではという報道機関の問いに対し、斎藤一孝前町長がおっしゃっておられた言葉が忘れられません。身の丈ち何ぞ。貧乏な町はずっと貧乏でおらんのか。衰退する町を指くわえて見るしかできんのかよ。あしはその丈を伸ばしたかったがよ。私は、ちょうど奈半利町がふるさと納税で沸いていた時期、高知県東部を朝から晩まで歩いておりました。そのときの奈半利町の皆さんの目の輝き、そして町に対する誇りが芽生えている様子をまじまじと覚えております。

地域の、市町村の特産品づくりは、それこそ何百年も前から地域の課題として、これまでに何度も何度も提唱されてきました。しかし、上治県議の馬路村のように抜本的にうまくいった事例はわずか、あわせて地域製品の出口をつくることは、特に流通や小売の形態も変わり、大資本、大企業が有利になっている現代において困難さを増していた中で、ふるさと納税制度は、地域製品の出口づくりの実態としては大きな大きな波及効果を生み、地域に活力を生んできたことも事実であります。

そういった意味では、高度成長時代より人材を都市部に供給し続けながらも、ふるさとの山河を守り続けてきた私たち高知県のような地方にとって、都市部との格差是正は切なる願いであり、その願いがふるさと納税によって一部かなったとも言えると感じております。

ふるさと納税を導入した立役者である菅義偉官房長官は、東北から集団就職で東京に出てきた苦労人との伝説もある方ですが、そうした地方の思いを背負ってこの制度をつくられたと承

知しております。菅官房長官は、月刊「事業構想」のインタビューに答えて、「私は秋田で生まれ、高校生まで秋田で育ったのですが、就職したときには地元を離れていましたから、秋田に住民税を納めていません。地方自治体は子供を高校まで卒業させるために1人当たり約1,600万円の公費をかけていますが、成長して納税する先は都会が大部分になります。何らかの形で、ふるさとやゆかりのある地域にかかわりを持ちたいと考える人はたくさんいるのではと問題意識を持っていました」と述べられております。

この制度導入については、そうした問題意識に基づいて、政治を通して光の当たらなかった地方に光を当ててくれた、私は率直に感謝したいと思っております。そのような中、税制という根本的な意味で考えておかなければならないのが、ふるさと納税の当初期待された効果の一つであったと言われる、地方間の税収格差の是正であります。

そこで、これまでのふるさと納税制度の総括として、地方間の税収格差の是正に意義があったと考えるか、県内市町村の状況も踏まえ、知事の御所見をお伺いいたします。

また、今回の緊急事態に当たり、財政調整基金の存在がクローズアップされました。この財政調整基金は都道府県によっても規模が全く異なりますが、本県は平成に入ってから平成元年の77億円が最も少なく、平成18年の369億円が最も多い年となっております。

本県の財政調整的基金は、今後もコロナ対策や災害対策など緊急性の高い問題が発生したときには最後の頼みの綱となる非常に重要な基金ですが、濱田県政下では最低でもどのぐらいの規模を確保すべきか、またどのぐらいの水準を目指すのか、知事にお伺いいたします。

この項最後に、同じく人を呼ぶという意味で、これまで高知県でも重要な役割を果たしてきた

イベントについてであります。我が高知県は、観光イベントから地域のお祭りなどの地域イベント、多様なイベントが一年中開催されるイベント大国であります。そのような中、コロナ感染症により、高知県最大のイベントであるよさこい祭りが中止となったほか、大規模なイベントはほぼ中止となるなど、3月以降、これまでとは状況が一変しています。

私たち県民は、このイベントを通し、経済効果はもちろん、生活を楽しむ、または地域になじむなど、さまざまなプラスの効果を受けてきたように思います。週末の予定に、イベントへ出かけていくという楽しみがなくなった今、初めてイベントが開催されることのありがたみを痛感しているところです。

そのような中、先日はこれまでイベント業に従事されてこられた事業者の皆さんが一堂に会し、現在の苦しい状況について情報交換を行うとともに、連絡協議会を設立し、再開までのガイドラインづくりなども行おうとの議論を始めたことが報道されたところであります。これまでイベント業を支えてくださっていた皆さんの声は、本当に切実なものばかり。経済的にも支えていかなければならないことはもちろん、今後の本県のイベント開催の動向が、こうした業界の皆さんのモチベーションにも直結すると感じたところでもあります。

そのような中、イベントの現状については、民間のイベントも、地域で行われる神社の夏祭りなどの行事も自粛の影響が続き、緊急事態宣言が解除された現在でも、中止が続々と決定されております。一方、足摺海洋館のイベントや観光コンベンション協会のイベントなどは開催されるなど、感染症の状況が安定化するにつれ、少しずつ変化も出てきたところでありますが、主催者の中には、開催していいのか悪いのか判断がつかないと開催を見送るケースが多いと感

じております。

そういった意味では、民間などのイベントの開催可否の参考となるのが、県主催のイベントをどのような条件下で実行していくのかということになります。今後のイベント開催に関する県の方針について濱田知事の御所見をお伺いいたします。

次に、高知県経済に関してであります。

まずは、県内の事業者の状況についてであります。東京商工リサーチの調査では、2020年の事業者の休廃業・解散の推計は全国で5万件、前年比15%増という厳しい数値となっており、もともと経営者の高齢化や人手不足も深刻化していた中で、今回のコロナが事業継続を諦める決定的な引き金になっているとも考えられます。

現在、県内事業者の状況をどのように把握されておられるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

また、県内でも休廃業・解散がふえていくとすれば、雇用、経済の持続性という観点からも、事業承継に関する政策をこれまで以上に強力に推進していくことがますます重要になってくると考えます。

本県の事業承継に関する現状と課題、今後の方針について商工労働部長にお伺いいたします。

次に、都市から地方への人の流れができるとしたときに、本県が全力で取り組むべき課題である移住促進と企業誘致についてであります。まずは、移住についてであります。県内の移住者数は昨年度1,000組を超え、順調にふえており、この傾向が続けば人口の社会増減プラス・マイナス・ゼロも視野に入ってきたところであります。

そのような中、ウイズコロナという新たな時代にこの高知県、地方移住は可能性が広がっていると思いますが、この機会をチャンスと捉え、さらなる移住の強化につなげていくために、ど

のような取り組みを今後進めていくべきと考えるか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

また、移住する際の引っ越しなどの経費、また引っ越し後の家具などの新規購入費用が、特に所得の少ない若者世代にはネックになるとの話も聞くところであります。そのような中、国の地方創生移住支援事業では世帯100万円、単身60万円の支援策がありますが、東京23区在住者または勤務実績がある方という限定がついており、東京23区以外の都道府県からの移住者には適用されないことから、ふるさと回帰支援センター来場者の移住希望地日本一である長野県では、対象地域を一部拡大。福井県、大分県、宮崎県ではさらに対象を広げ、他都道府県全てからの移住者への支援を、県独自で一般財源も投入しつつ行っているようです。

高知県の今後の移住促進を考えたとき、引っ越しなどの最低限の経費を支援する制度を設ける考えはないか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

次に、企業誘致についてであります。私も、コロナ禍の自宅待機中からオンライン飲み会なるものを始め、世界中のいろいろな人と瞬時につながることでできるオンラインの可能性に目覚めた一人ですが、そのオンライン飲み会で首都圏のいわゆるIT系スタートアップ企業の経営者たちと意見交換する機会に数多く恵まれたところでもあります。その際、異口同音にそうした経営者、特に若い経営者が言っていたのが、コロナで東京一極集中のリスクの高さを痛感した、またコロナによって進んだリモートワークなどのオンライン化によって、今一番に興味があるのは日本の地方で拠点づくりをすることだという話でありました。

ウイズコロナ時代、地方展開を図る企業の立地先としては、課題解決先進県をもとどうたっている上、自然環境も豊かな我が高知県には大

いなる可能性がある」と確信もするところでありますが、本当に真剣にそうした首都圏からの企業移転先として高知を選んでもらうためには、支援策の拡充や基本的な通信インフラ環境の整備、住宅や学校、医療機関などを総合的に考える中での豊かな生活環境づくりなど、総合的な県のバックアップが重要であります。

あわせて、私はもう一つ重要なことは、移住と同じで市町村のやる気と戦略構築だと考えております。企業誘致とまちづくりをどう連携させていくのか、実際に立地する場所である市町村の確固たる戦略と企業に対するフォローが何より重要であります。

一方、こうした企業誘致に関しては、市町村の取り組みははまだ模索中といった状況で、県のIT・コンテンツ企業誘致に関しても、ほとんどの企業が市町村を介さず高知市内に立地するという状況が続いております。こうした状況を変えていくためには、市町村がそうした企業誘致に取り組む際に一緒に動いてくれるネットワークを持った人材、もしくは企業を確保することが重要であります。実際に、宮崎県日南市では担当の専門官を民間から登用し、大きな実績を上げているところでもあります。

本県においても、今後さらに市町村がIT系企業などの誘致を進める場合、そうした人材や企業との連携を支援する制度なども検討してはどうかと考えますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

次に、本県経済の発展について重要な貿易振興並びに高知港についてであります。まず、高知港長期構想における潮江地区のにぎわい創出事業についてであります。ことし1月に、高知港のおおむね20年から30年後の将来像や、それを実現するための施策の方向性を示す高知港長期構想が策定されたところでもあります。

この構想が取りまとめ中であった昨年6月議

会において、私も代表質問の中で当時の尾崎知事に対し、古くは競馬場とフェリー乗り場というにぎわいの地域であった潮江地区を、南中・高校と西高校との統合による校舎の移転などの変化や、電車の軌道があること、高知市で最も子育て世代に人気のわんぱくこうちが隣接していることなどの地理的条件を生かし、県市連携の目玉事業として、この地区をにぎわいの場として再開発してはどうかと質問させていただいたところでもあります。

その後、ことしに入ってから策定された長期構想には、20年という期間の中で、潮江地区については、周辺施設等と連携するとともに、民間資金も活用し、「みなと」と「まち」が融合した魅力ある賑わい空間を形成し、地域のブランド価値の向上を図りますと明記され、にぎわいの場の創出を目指していくということになっております。

そこで、この潮江地区のにぎわい創出事業の今後の進め方について土木部長に御所見をお伺いいたします。

また、この事業を進めるに当たっては、高知市との連携が非常に重要であります。にぎわいの場の創出となれば、近隣にある市の施設との連携なども含めて、高知市のまちづくり、都市構想と一体で行わなければならないからであります。歴史をひもとけば、高知港の整備については、保守県政と革新市政の対立がある中で、当時の氏原一郎市長から溝淵増已知事に直談判があり、一体で進めてきたことが始まりと言われていますが、その後浦戸湾の埋め立てをめぐる対立姿勢になるなど、常に高知港、そして浦戸湾に関する問題は県市にとって重要課題とされてきたところでもあります。

時代はめぐって、県庁前のお堀は深いと評された時代は忘却のかなたへ、尾崎前知事の時代から急速に県市連携が進んでいる今だからこそ、

県市連携の象徴的な事業として、高知市と十分協議をしながらこの潮江地区の再開発に積極的に取り組んでどうかと考えますが、濱田知事の御所見をお伺いいたします。

次に、高知県が事務局を務める友好提携港国際ネットワーク、I N A Pについてであります。I N A Pは1998年に設立された港を通じた国際ネットワーク組織で、日本・高知港、スリランカ・コロombo港、中国・青島港、フィリピン・スービック湾港、セブ港、ダバオ港、インドネシア・タンジュンペラ港、韓国・木浦新港、唐津港、バングラデシュ・チッタゴン港の10港が現在までに参加しております。

I N A Pの理念をあらわしたI N A P憲章では、このネットワークの目的として、以下の3つの方針を掲げております。

- 1、それぞれの姉妹港の関係をより高度なものとし、会員港の間のネットワークを形成する。
- 2、会員港の港勢の拡大を図るとともに、港湾の開発、振興、管理に関する情報交換を図り、それぞれの姉妹港関係をより有効なものとする。
- 3、会員港が属する地域間の相互関係を確立し、経済、文化的つながりを強くすることを目的とする。

この目的に基づき、事務局を務める高知県は、毎年持ち回りで行う、事業計画などを定める総会やシンポジウムの開催をサポートすると同時に、この企画に合わせて経済ミッションも行い、商談会や視察なども組み合わせながら、取り組みを進めているところであります。このI N A P、ことしは韓国・唐津港で行われる予定でしたが、先日所管する港湾振興課より、ことしのI N A Pはコロナ感染症により中止にするとの連絡をいただいたところであります。

一方、多年にわたり県も専属の担当者を置くなど心血を注いできたI N A P自体は、今後の本県の海外展開に当たり非常に重要だというこ

とを考えれば、中止になったことし、改めてこれまでの取り組みを総括すると同時に、関係港の皆様の御意見やニーズなどもしっかり把握した上で、今後の中長期的な取り組みの方向性についても議論すべきではないかと考えます。

そこで、本県が22年にわたり取り組んできたI N A Pについてどのような評価をしているのか、今後の目指すべき方向性も含めて濱田知事に御所見をお伺いいたします。

次に、高知県のシンガポール事務所についてであります。高知県シンガポール事務所は、1996年6月に開設した県内企業の皆様の海外における経済活動を支援するための拠点で、生の経済情報の収集、提供、現地企業との取引あっせんなどを行っており、アジア・オセアニア地域などの地産外商の拠点としても大変重要な事務所であります。

また、高知県方式と言われた、事務所長を民間から招聘する方式は他県や県内民間企業の皆様からも評価が高く、これまでも数々の成果を残してきたところであります。昨年からは、四国銀行からの出向者も参加し、副所長も1名増強、さらなる貿易振興への期待と高知県の国際化支援の強化が期待されるところであります。

そのような中、急速に成長を続ける新興国を多くその活動範囲としているシンガポール事務所の重要性は、ますます高まってくると感じていますが、これまで事務所が行ってきた業務への評価と今後期待することについて知事にお考えをお伺いいたします。

また、ちょうどこの春から所長さんが交代されたとのことですが、本県の海外展開に意欲ある事業者の皆さんにとっては、ビジネス経験豊富な所長さんを初め、シンガポール事務所の持っているタイムリーな現場の情報は非常に有意義だと考えます。また、あわせて、海外ビジネスがいまだ未知のものであるという県民にとって

も、現地の経済状況や、文化、生活の様子を情報共有してもらうことは、海外に対する県民の意識を高める効果があるとも感じます。

一方、現地を訪問するとなると、現在の状況下ではもちろん、平時でもハードルが上がることを考えれば、オンラインセミナーやオンライン相談会、オンライン視察などの手法を活用し、県内事業者との情報共有をさらに強化するとともに、県民に対する広報機能も業務内容に追加すべきと考えますが、産業振興推進部長に御所見をお伺いいたします。

次に、教育について。

まず、本県の多くの子供たちが学ぶ私立の学校に対する支援についてであります。高知県内の子供たちの進学状況を見ると、中学校においては、令和元年度の全生徒数1万7,232名のうち、私立学校在籍者は3,118名、割合にすると18%で、東京に次ぐ全国2位、高校においては1万8,343名中5,509名、割合は30%で、これも全国平均を上回り、全国18位ということで、本県の教育、子供たちの学びについては私立も大きな役割を果たしているところであります。

そのような中、今回の国の2次補正予算には、私立の学校に通う生徒の家計がコロナにより急変し、経済的に困難になった場合、学校が授業料の減免措置を行い、都道府県がその減免額に対し助成を行う場合、国がその一部を補助する減免支援予算が含まれております。

県内経済が打撃を受ける中、こうした事業について早目早目に周知するとともに、学校とも連携して支援を行っていくべきと考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

また、私立の学校の授業料に関する支援策は、高等学校は非常に手厚い一方、生徒数が全国2位の割合である中学校については、国の支援制度も少なく、保護者の負担も大きくなっている

ことは、以前から指摘されてきたところです。

コロナの影響で今後また経済が悪化していく可能性も踏まえれば、状況を確認しながら支援の拡大なども引き続き模索していくべきではないかと考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

次に、私立の学校に通う生徒のタブレットの導入についてであります。GIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレットの配付については、コロナの影響もあり、公立学校については今年度中に対応を前倒しするという事になってはいますが、私立は公立と違い、定額補助ではなく2分の1補助ということで負担も生じることから、同じく負担のかかる通信インフラの整備との兼ね合いもあり、導入に時間がかかるのではとの懸念もされているところであります。

そうすると、同じ高知県内で学ぶ子供たちの学習環境に、公立と私立で差がついてしまうことにもなりますが、こうした課題をどのように捉えているのか、また公立学校が前倒し整備になったことで、国の支援策がいつまで続くのかという懸念もある中で、継続の要望も国に行うべきと考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

次に、タブレットを配付した後に本格的に始まるオンライン教育についてであります。今後、多くの子供たちがインターネットを利用する中で懸念されるのが、インターネットと正しくつき合う方法をどう教育していくかという問題であります。

悪質な書き込みや誹謗中傷の防止など、インターネットを利用する上で大切にしなければならない考え方、インターネットに関連する人権教育をどう進め、情報モラルの向上をどう図っていくのか、教育長にお考えをお伺いいたします。

また、今後教育現場に本格的にタブレットが導入された場合、子供たちの持つパソコンでつなぐことのできるサイトをどう制限していくかという課題も出てくると言われております。有害なサイトなどの閲覧制限はもちろんですが、例えばユーチューブなどは制限するののかしないのか、その方針は県の教育委員会の判断となります。

実際に運用が始まる前の今の段階で、この閲覧制限の線引きをどうするのかという議論も必要ですが、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、オンライン教育を進めていく上での教員・学校間の情報共有についてであります。いまだ誰も取り組んだことのない、新たな取り組みであるオンライン教育、あるいはタブレットを活用した授業を進めていくに当たっては、先進事例の共有や、学校間、教員間の情報共有などが重要であります。また、こうした問題に関する情報共有については、公立、私立の垣根なく、高知県の教育界全体で考えておかなければならない課題だと考えます。

オンライン教育に取り組む教員・学校間の情報共有を進めるため、私立も含めて意見交換ができる場をつくってはどうかと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

この項最後に、各学校がICT化やオンライン教育を進めていく上での相談体制についてであります。国のGIGAスクール関連予算には、学校のICT化を進めるため、技術者を学校に配置する場合に経費を支援するスクールサポーター配置支援事業も含まれていますが、この制度では、インフラ導入時のお手伝いはできても、実際に授業の運用が始まるときの教材の活用など、授業に関するアドバイスはできないこと、また人材の確保ができるのかなどの課題もあるように思います。

そういった意味では、こうした急激な変化の

時代において、インフラの整備から教材の活用策まで、オンライン教育にかかわる全ての分野について、知悉した専門人材に各学校が気軽に相談できる体制づくりをどう進めていくのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、文化政策についてお伺いをいたします。

まずは、さきの2月議会で取り上げ、知事から大変力強い御答弁をいただきました、半世紀に一度の大事業、県史編さんについてであります。今後の進め方などについては、基本方針策定準備検討委員会で本格的な議論が始まっている中ではありますが、時間のかかる事業だけに、緊急性を要するものと、一定後からでも行えるものとの整理が必要だと考えます。

特に、近現代資料などは、日に日に散逸しつつある現状を考えれば、できるだけ早期に資料保存などの取り組みも必要ですが、進め方における取り組み時期の優先順位についてどう考えるのか、現在の進捗状況とあわせて文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

次に、けさの高知新聞でもオーテピア高知図書館のオンライン活用が話題となっていました。県立文化施設のオンライン活用についてであります。コロナによる休館を余儀なくされた県立文化施設ですが、そうした時期だからこそ、オンラインでの発信を強化してほしいと新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会でも議論を行いました。5月6日付の高知新聞で、この休館中に学芸員さんたちが知恵を絞って発信してくれた動画が高い評価を得ているとの報道を目にしたところであります。これは、高知城歴史博物館がツイッターで投稿した刀剣の動画が再生回数、何と1万7,000回を超え、全国の歴史ファンから大きな反響があるというものであります。こうした施設のオンライン活用については、施設のPRはもちろん、教育への活用なども考えると、今後ますます強化していくべ

き取り組みであります。

県立の文化施設には、オーテピア、文学館、歴史民俗資料館、高知城歴史博物館、美術館、龍馬記念館、牧野植物園など、魅力的な施設が数多くあり、そこで働く学芸員さんたちの知見は、高知県にとって大変重要な財産であります。オンラインでの発信は、こうした知見を気軽に共有させてもらえると同時に、施設の魅力強化にもつながります。また、東西に広い高知県で、なかなか直接施設を訪れることのできない県民にとっても重要な取り組みであります。

現在、各施設の事業計画の中にもウェブサイトの充実を中心に取り組んでいく旨の記載はありますが、オンラインでの館内案内、オンラインセミナーなど、オンラインを活用した取り組みは今後さまざまな展開の可能性を秘めていることを考えれば、オンライン活用のさらなる充実に向け、強力に進めていく体制を整備することが必要ではないかと考えますが、今後の進め方について文化生活スポーツ部長のお考えをお伺いいたします。

この項最後に、文化芸術団体への支援についてであります。さきにイベント関連の質問でも取り上げましたが、コロナの影響でこの3月から文化芸術団体の主宰するあらゆる行事は自粛、中止に追い込まれ、関係者が大変な苦境に立たされております。そのような中、自粛解除もなされ、少しずつイベントなどの開催も検討され始めましたが、そこで課題となってくるのが、感染症の状況はその日になるまでわからない、つまり現在のようにゼロが続き、感染症対策を行った上で開催することを決めて準備をしても、直前に感染拡大などが急遽出れば、取りやめなければならないリスクが常につきまとうということであります。

そこで県は、4月に出した事務連絡に基づき、コロナ感染症の影響によるイベント中止の際の

県有施設のキャンセル料については時限を切って全額還付対応としています。この措置をコロナ感染症のリスクがほぼ収束するまで延長することにより、ただでさえ厳しい環境にある文化芸術団体によるイベント開催のハードルを下げる支援へとつなげていくべきだと考えますが、文化生活スポーツ部長のお考えをお伺いいたします。

次に、観光政策についてであります。

さきの5月臨時議会では、国の「Go To Travel キャンペーン」と、それに連動する県の政策について議論をさせていただいたところでありました。6月19日には全都道府県との往来自粛解除もなされ、今後本格的にキャンペーンが始まる場所でもあります。

その中で、特に5月臨時議会の質問戦では、高知県民が県内の観光地を訪れる観光の地産地消が重要だと取り上げたところですが、その中で県が独自に行う交通費助成については、臨時議会提出時には県外観光客のみであった助成対象を、このたび県内観光客にも拡大する措置を行っていただきました。

このことによって、高知県民が県内の観光地に出かけ宿泊した際の交通費が5,000円まで助成されることとなりました。つまり、高知市の人々が、JRで窪川経由で予土線に乗って西土佐に泊まりに行く、あるいは貸し切りバスで嶺北に泊まりに行く、あるいはごめん・なはり線に乗って東部観光に行く、またはふだんよりも大きな車をレンタカーで借りて家族で泊まりに行く、いろいろなパターンで交通費が助成されると同時に、宿泊補助などそのほかのキャンペーンとも組み合わせれば、観光の地産地消の推進にとって大きな魅力となり得ると感じております。

あわせて、県内観光客が利用する交通事業者やレンタカー業者は厳しい環境にある県内企業ということで、事業者支援にもつながる取り組

みですが、今後こうした制度をどう周知していくのか、また活用策をどうPRしていくのかということが課題ではないかと考えます。

県内観光客に対し、広報など周知やPRが必要だと考えますが、今後の取り組みについて観光振興部長のお考えをお伺いいたします。

次に、県内観光にとって重要な基幹宿泊施設の事業継続についてであります。コロナ感染症による観光需要減少の影響により、室戸市室戸岬町のホテルウトコ オーベルジュ&スパと、土佐清水市足摺岬の宿泊温泉施設足摺テルメをそれぞれ運営するアクトリゾートが会社を清算する方向を明らかにし、両施設ともに6月30日付で撤退となりました。この両施設は、高知県の両端の岬に位置する基幹宿泊施設として、これまで県内観光に大きな貢献をしてきた施設であると同時に、ウトコに至っては建設時より県も1億5,000万円という多額の建設費用を補助するなど、深くかかわってきた施設であり、テルメも土佐清水市が直接所有している、ともに重要な施設であります。

両施設とも、市長を初め市関係者の必死の努力で事業継続を模索している状況だと伺っていますが、この両施設が運営者不在のまま塩漬けになる、ましてや両施設の位置する室戸岬は国定公園、足摺岬は国立公園内ということで、国も推進し、県もこれから取り組むワーケーション事業に取り組む地域でもある中で、現在の状況が続くことは、県観光にとっても大きな損失であります。

そこで、両施設の持つ意義を考慮し、県として両市をバックアップしていくことも必要であると考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、市町村との連携についてお伺いいたします。

さきの5月臨時議会でも、市町村との連携に

については取り上げさせていただきましたが、その後濱田知事の市町村長さん訪問や「濱田が参りました」の開催、オンライン会議の検討など、さまざまな取り組みが進んでいる様子を拝見し、非常に力強く思っているところであります。

そのような中、県と市町村との連携という意味で直接地域で活動いただいているのが、いわゆる地域支援企画員であります。この地域支援企画員は、我が高知県独自の取り組みとして、橋本大二郎知事時代の平成15年に、当時の吉良史子副知事肝いりの事業としてスタートした制度です。当初は、元気のでる市町村総合補助金の採否についての実質的な権限を持たせるなど、予算に関する権限もあったようですが、その後尾崎県政では産業振興計画における地域アクションプランの推進役として、地域で活動を続けておられます。

平成15年のスタートのとき7名だった体制は現在64名、大幅に増加する中で、今は全ての市町村に担当を置くなど、まさに県と市町村のパイプ役でもあります。一方、この地域支援企画員の各地域での取り組みには温度差があったり、業務内容にも幅があり過ぎるのではないかなという意見も聞くところであります。

そのような中、コロナ感染症対策もあり、現在市町村が活用できる国や県の支援制度のメニューが大幅にふえています。そうした国や県の制度が十分に市町村に情報共有されていないという課題も聞くところであります。そういった意味では、今の国の積極的な支援制度の情報をいち早く察知し、適合する市町村に周知し、県とともに取り組むという役割をこの地域支援企画員の業務に追加することも検討してはどうかと考えます。

橋本県政、尾崎県政、それぞれのトップによりその役割が変わってきた地域支援企画員制度。濱田県政下で期待する役割について、またさき

に述べた国や県の支援制度のつなぎ役としての役割を追加することについて濱田知事のお考えをお伺いいたします。

最後に、エコサイクルセンターについてであります。

現在、佐川町において新たな県の管理型産業廃棄物最終処分場の建設計画が令和5年度の稼働開始を目指して進んでおります。伴って、現在の日高村にあるエコサイクルセンターは、早ければ令和5年3月に埋立終了となります。振り返れば、日高村に建設計画が持ち上がったころから地元でも大きな論議を呼び、住民や議会も巻き込み、最終的には住民投票まで行うというまさに大難産の上に生まれたのが、今のエコサイクルセンターであります。

事業が進んで行く中で、県と日高村は連携を深め、ともに地域振興策にも取り組んできました。今後、佐川町でも処分場建設に伴う地域振興策などが進められる予定ですが、改めて今同じように取り組んできた日高村の地域振興策の総括を行うことも必要ではないかと考えるところですが、村とともに取り組んできた諸事業について、これまでの実績と評価、今後の考え方について濱田知事にお伺いをいたします。

また、令和5年をもって日高村のエコサイクルセンターはその役割を終えますが、日高村、そして村民の皆様が大変な御苦勞もされながらも、多大な御協力もいただいていたことを私たち県政にかかわる者はもちろん、県民皆が心に刻んでおかなければなりません。

改めて、今佐川町での新施設の建設が前に進み出したからこそ、日高村の皆様にとどのような思いを抱いているのか、濱田知事に伺って、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 大石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ウイズコロナ時代におけます本県の今後の可能性についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症によりまして、個人の価値観や、社会や産業の構造が大きく変化するというふうに言われております。中でも、東京圏一極集中の構造への危機意識の広がりがございまして、地方暮らしへの関心が高まってきております。地方への新しい人の流れを生むチャンスだというふうに私としても考えております。

また、産業振興という側面から考えますと、現在海外に多くを依存しております日本の食料事情を改善すべきという議論も生じてきておりまして、改めまして本県の1次産業の重要性、こういったものが再評価をされるのではないかと期待も抱いているところでございます。こうしたチャンスを逃さないことが重要ではないかと考えております。

まず、1点目の地方暮らしへの関心の高まりを本県への新たな人の流れにつなげるためには、デジタル化への対応がポイントになると考えております。具体的には、IT・コンテンツ関連産業の集積に向けました取り組みをさらに加速させまして、若者に魅力ある仕事を地域地域につくってまいります。また、県内企業のデジタル化を進めることによりまして、付加価値や労働生産性を高めます。これによりまして、労働環境や働き方の改善につなげていきたいと考えておりますし、あわせましてテレワークあるいはリモートワークの拠点となりますシェアオフィスなどの整備も加速をしてまいります。

2点目の再評価の兆しがございます1次産業分野につきましても、担い手をふやしていくというためには、デジタル化への対応が不可欠であると考えます。第4期産業振興計画の強化のポイントとして掲げました、デジタル技術と地場産業の融合の取り組みをさらに加速いたしま

して、生産性の高い魅力的な仕事としていくということで、本県への担い手の呼び込みを図ってまいります。

こうした新しい流れに本県がしっかりと乗ることができるように、専門家の御意見もお聞きしながら、今後の具体的な施策を練り上げまして、産業振興計画をさらに進化させてまいりたいと考えております。

次に、本年度の政策実行の優先順位の変化あるいは次年度以降の考え方についてお尋ねがございました。

本県では、県民の健康と生活を守るために、短期的には感染症対策を最優先で進めるということといたしまして、執行スケジュールの変更あるいは事業内容の見直しなど、事業全般にわたって柔軟な対応をとってまいりました。今後は、県勢浮揚の実現に向けまして、5つの基本政策と3つの横断的な政策について、少しでもおくれを取り戻すことができるように鋭意取り組んでまいる考えであります。

ただ、その際には、政策ごとに今後の社会構造の変化も見据え、新しい生活様式への対応を進めるということとあわせまして、これまでの戦略や手法について検証し、施策を進化させていくということが必要だと考えております。

次年度以降につきましても、県勢浮揚に向けて取り組んできた5つの基本政策など大きな方向は維持すべきものと考えておりますけれども、社会構造の変化などに対応しながら、施策をさらに進めてまいりたいと考えております。あわせて、次なる感染拡大が今後生じたという場合などにおきましては、臨機応変に対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、本県のような自主財源の乏しい県の財政運営に対する所見はどうかというお尋ねがございました。

本県のように自主財源に乏しい自治体におき

ましては、施策の実現に当たりまして、国庫補助金あるいは地方交付税など国からの財源を確保するということは特に重要になってまいります。このため、国に対しまして、地方交付税などの安定的確保について、全国知事会あるいは財政力の弱い他の自治体とも連携をいたしまして、政策提言などの働きかけを行っていく必要がございます。

また、国の財政政策に過度に依存することなく、安定した財政運営を行っていくためには、主たる自主財源であります県税収入の確保に努めていく必要がございます。このため、本県におきます産業振興計画などの県勢浮揚に向けた取り組みをしっかりと進めることで経済基盤を強化いたしまして、それにより税収の確保につなげていくということも重要であると考えています。

加えて、自主財源が乏しいということは、財政運営面での自由度が高くないということの意味いたします。したがって、毎年度の予算編成におきましては、国の有利な財源を最大限に活用するといった取り組みに加え、事業の選択と集中を尽くすこと、またスクラップ・アンド・ビルドを徹底していくこと、こういった努力が必要不可欠だと考えております。こうした取り組みを通じまして、必要な行政サービスを提供しながら、安定的な財政運営を行ってまいる必要があると考えております。

次に、ふるさと納税制度の総括といたしまして、地方間の税収格差の是正の効果についてどうかというお尋ねがございました。

総務省で公表いたしております令和元年度分の市町村民税の寄附金控除が多い20団体というのを見ますと、東京23区のうち9区が入っているということになっており、この寄附金の控除での減収が多い団体といたしまして、都市部の自治体が上位を占めているという実態がござい

ます。これらの団体につきましては、寄附を受けた金額よりも寄附金控除額のほうが多いということでございますから、効果といたしましては、都市部から地方部へ税収を移転させるという効果があったことを示すものだというふうに考えております。

また、県内市町村におきましては、96億8,700万円の寄附があった一方で、寄附金控除、税収の減のほうになります。これは3億9,200万円という数字になっております。このことから、本県におきまして、税収の偏在の是正にプラスの効果があると考えております。こうしたプラスの効果の分は、各市町村におきまして、ネットベースで新たに活用ができる財源ということになっておりますので、子育て支援や災害対策などの施策に幅広く活用されまして、地域の活性化に役立っているというふうに受けとめているところでございます。

次に、本県の財政調整的基金についてお尋ねがございました。

財政調整的基金は、経済事情の著しい変動や災害によりまして財源不足が生じる場合などに充てるものとして、確保しているところでございます。このため、今回のような新型コロナウイルス感染症あるいは南海トラフ地震などの不測の事態に柔軟に対応していくためには、一定の基金残高を確保しておくことが重要であるとと考えております。

本県において確保すべき基金残高の定量的なイメージについてもお尋ねがございました。この場合、本県のいわゆる標準財政規模が約2,600億円余りということでございます。全国的に一つの目安として言われますのは、この5%相当の赤字を出しますと、財政再建団体に指定をされるということになってまいります。逆に言いますと、そのぐらいの蓄えを持っておけば、いざそれだけの赤字が出ても補填ができるという

こともございまして、標準財政規模の5%相当額あるいは近年の財政運営の中での財源不足額の実績、こういったものを照らしますと、安定的な財政運営に必要な当面の水準としては、あえて数字を申し上げますと、130億円程度といった水準が考えられるというふうに考えております。

今後も適切な基金残高の確保を図りまして、将来にわたって持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後のイベント開催の方針についてのお尋ねがございました。

5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきます緊急事態宣言が全面的に解除されまして、あわせて国から今後のイベント開催の目安が示されたところでございます。目安によりまして、感染状況を見つつ、5月25日からおおむね3週間ごとに参加人数の上限が段階的に緩和されるという枠組みとなっております。今月の10日からはこの上限が5,000人ということになりますし、来月に入りますと、この上限の数字自身がなくなるというような計画になっているところでございます。

県が主催するイベントなどにつきましても、この目安をもとにいたしまして、参加人数の上限を段階的に緩和していくという方針に立って対応をしております。既に、先月の27日からは、高知県高等学校体育大会を競技ごとに分散開催をいたしておりますし、また御指摘もございましたけれども、今月の18日、19日には、足摺海洋館SATOUMIの開館に合わせまして、オープニングイベントも予定をしているということでございます。県としても具体的なイベントの再開を進めているところでございます。

こうしたイベントの開催に当たりましては、業界団体ごとに作成されたガイドラインを参考にいたしまして、イベントの内容に応じた感染

防止策をしっかりと講じていただくということが前提となってまいります。イベントの開催は、本県経済の本格的な回復に向けまして、欠かせない重要な要素であると考えます。今後も、例えば龍馬マラソンのような大規模なイベントも含めまして、感染状況も見きわめながら、感染防止策に知恵を絞り、開催に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、高知市の潮江地区の再開発についてお尋ねがございました。

高知港の潮江地区は、高知市の中心市街地からも近く、路面電車などの公共交通機関の活用が期待できます上に、周辺には市の運営されておりますわんぱくこうちも立地をしているところでございます。それらをうまく組み合わせることでございまして、にぎわいの創出あるいは観光振興の拠点となる可能性を十分に持ち合わせた地区であるというふうに考えております。

このようなことから、ことし1月に策定をいたしました高知港長期構想の中で、潮江地区を「みなと」と「まち」が融合した魅力ある賑わい空間づくりを形成する地区という位置づけを行ったところでございます。この潮江地区のにぎわいの形成は、高知市のまちづくりに対する考え方あるいは周辺施設の意向に大きく左右されるということになりますので、今後高知市や関係機関と密に連携を図りまして、具体的な協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、いわゆるINAPの評価と今後の目指すべき方向性についてお尋ねがございました。

INAP——友好提携港国際ネットワークは、姉妹港との情報交換、交流を通じまして、地域間の経済、文化的なつながりを強くするということを目的といたしまして、平成10年に5カ国の5港で発足をいたしました。

まず、この加盟数につきましては、この20年

余りで7カ国、10港へとネットワークが拡大をしております。また、会議にあわせまして開催をする県内企業と現地企業との商談会などを通じて、例えば、韓国とは木材や農業用機械、インドネシアとは紙製品の輸出が拡大するといった形で、具体的な成果も出ているということでございます。こうした取り組みは、そういった意味で県内企業にとって輸出入の端緒をつかむよいチャンスとなっているというふうに考えております。加えまして、設立以来、事務局として高知港が携わってきましたことは、国際感覚が求められる職員の育成にも寄与いたしておりますし、また本県の貿易振興、国際観光の推進にとって大変意義があることだというふうに考えております。

本県が産業振興計画の柱の一つとして取り組んでおります輸出の加速化には、このINAPによります海外ネットワークの活用も大変有効であると考えております。このため、引き続き会員港とも協議をしながら、会員の増加あるいは経済交流の拡大を図ってまいります。あわせまして、県内企業と現地企業の商談の機会をより多く確保するために、オンライン商談会などの開催にも今後取り組んでまいりたいと考えております。

次に、これまでのシンガポール事務所への評価、そして今後への期待についてお尋ねがございました。

本県のシンガポール事務所は、平成8年に設置をされていますが、これ以来シンガポール国内にとどまりませず、東南アジア・オセアニア地域におきます県内企業の海外展開を支援してまいりました。具体的には、県内企業のニーズに応じました現地での営業同行支援でございませつか、食品見本市などへの出展支援、さらには商談後のフォローを通じまして販路の開拓を進めてまいりました。また、東京オリンピック

参加選手団の本県への事前合宿誘致など、シンガポールと本県との交流促進にも努めてまいったところでございます。

こうした結果、平成10年度から令和元年度までの輸出入の支援実績額の累計は約25億円に達しております。こういった成果につながっております。活動について高く評価をしているところでございます。

今後の展望といたしましては、シンガポールを初め東南アジアの諸国などでも、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして大きな経済的ダメージを受けているところでございます。このため、これまでの現地飲食店向けの食料品を中心とした輸出拡大については、今後一定の制約があるものと受けとめております。

こうしたことがございますので、まずは防災関連製品を初めといたしました工業系の製品につきまして、産業振興センターと連携をいたしました販路開拓をこれまで以上に強化してまいりたいというふうに考えております。この4月から就任をいたしましたシンガポール事務所長は、平成26年度から約3年間、産業振興センターで企業の海外展開の支援などを担った実績がございます。その意味で、所長の今後の活動にも大きく期待をいたしているところでございます。

また、食品につきましては、コロナ後の現地ニーズの変化を県内企業に情報提供しまして、新たな小売向けの商品開発などを支援するということを通じまして、販路拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、室戸市と土佐清水市の宿泊施設の運営に関します県のバックアップについてお尋ねがございました。

お尋ねがございました2つの宿泊施設は、県の東西の滞在拠点といたしまして、観光客の誘致あるいは周遊によります観光消費額の向上を初めといたしまして、地域経済の活性化にも貢

献をいただいてまいったというふうに考えております。県といたしましても、両施設のこうした拠点としての位置づけを考慮しながら、まずは両市や施設の所有者の御意向をしっかりと確認させていただきたい、そういったところから始めさせていただきたいと思っております。

その上で、県のバックアップ策としてとり得る手法といたしましては、1つには観光分野で取り組んでおります民間活力の導入事業のスキームの活用が考えられると思います。このスキームは、市町村の持ちます資産などを観光事業に有効活用できないかという観点から、参入に意欲を示す企業とのマッチングを図っていくというものであります。これまでに、全国的なブランド力を有する企業との連携によりまして、アウトドアレジャー施設の整備につながるなどの成果もあらわれ始めているところでございます。

また、これ以外にも本県では産業振興計画の取り組みなどを通じまして築いてまいりました、県内外の多くの企業あるいは経営者の方々とのネットワークがございます。こうしたネットワークの活用に加えまして、地域経済活性化支援機構、いわゆるREVICといった専門機関の活用といったことも可能性としては考えられると思っております。

いずれにいたしましても、施設の再開に向けた両市の御意向、施設所有者の計画、地元の期待などを十分に踏まえまして、県としてどのようなバックアップ支援ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

次に、地域支援企画員に期待する役割についてのお尋ねがございました。

地域支援企画員は、産業振興や地域づくりなど、地域の活性化に向けまして、地域の声を県政に反映させていくことあるいは県の施策を地域につないでいくことを主な役割といたしてお

ります。具体的な活動内容は、その時々県の重点施策に合わせまして変わることがありますが、私といたしましても、ただいま申し上げましたような役割を果たすことを期待いたしているところでございます。

お話のありました国の施策などにつきましては、内容が多岐にわたりまして、個々の地域支援企画員が全てを隅々まで熟知するということは、やはり難しい面もあるというふうに考えます。したがって、この地域支援企画員の皆さんが地域や市町村に寄り添って活動していただく中で、この企画員個々がというよりは、地域におきます産業振興推進地域本部がいわば組織として、個々の課題あるいはニーズに応じた国や県の施策を紹介していく、あるいは逆に現場のニーズを県庁の担当課につないでいくといったような対応をしているところでございます。今後もこうした役割をしっかりと果たすことができるように、産業振興推進本部の会議や、あるいは地域産業振興監の会議などの場で徹底をしてまいります。

次に、エコサイクルセンターの建設に伴い実施をいたしました日高村の振興策についてお尋ねがございました。

エコサイクルセンターの建設に伴います日高村への振興策につきましては、平成17年12月に日高村と県が締結をいたしました確認書に基づき実施をいたしました。このうち、村と県とが協議をいたしました上、事業計画を策定して実施した振興策といたしましては、能津小学校の耐震補強工事、村営住宅の建設、学童保育や保育料の助成事業などがございます。

また、県からの交付金を原資といたしまして、村が基金を造成して実施をした振興策といたしましては、JR小村神社前駅、国道33号沿いの村の駅ひだかや村立図書館の整備が挙げられます。このうち、平成26年度開業の村の駅におき

ましては、特産品のトマトなど地域の産品をそろえまして、令和元年度の販売額は約2.1億円、レジの通過者も約19.2万人という実績を上げております。このように、日高村とともに取り組んでまいりました振興策によりまして、生活環境の整備、観光の振興、交流人口の拡大など、村の活性化に寄与ができてきたものというふうに受けとめております。

なお、仁淀川への高架橋につきましては、村におきます検討の結果、整備が断念をされたものでございます。それにかわるものとして、能津地区振興計画に基づき、集落活動センターや子育て世帯等向け住宅の建設などの取り組みが現在進められているところでございます。県としましては、引き続きこうした日高村振興のための残された事業の具体化に向けまして、支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、日高村の皆様への思いについてお尋ねがございました。

平成5年に、日高村柱谷を建設予定地として御協力を要請した後、予定地を複数回変更したことなどによりまして、日高村の皆様にはさまざまな御心配や御迷惑をおかけいたしました。その後、平成15年10月に実施をされました住民投票の結果を受けまして、能津地区を建設予定地としてお引き受けをいただいたというところでございます。

この施設が、日高村の皆様の長期にわたります大変な御苦勞と御協力のうちに完成することができたということ、私自身もこのたび改めて学びまして、このことを胸に刻み、改めて日高村の皆様に感謝申し上げたいと存じます。

埋立終了後の跡地利用などにつきましても、エコサイクル高知とともに、地元や日高村の皆様と話し合いしながら、有効に利活用ができるように努めてまいります。こうしたことは、佐川町に計画をいたしております新しい施設につ

きまして、佐川町の住民の皆さんの安心にもつながるとのことだと考えておりますので、この日高村に関する対応に関しましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

私からは以上でございます。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) まず、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた県内事業者の休廃業や解散の状況についてお尋ねがございました。

宿泊業や飲食サービス業、運輸業などを初めとする多くの県内事業者は、国の緊急事態宣言などにより経済活動の自粛や移動制限があったことから、売り上げが大幅に減少し、大変厳しい経営状況に置かれています。

加えて、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの見通しが現時点で予想できないことや、新しい生活様式に対応するための設備投資などの経営課題が山積することから、ポストコロナ、ウイズコロナを迎えるに当たって、経営者の事業継続意欲にマイナスの影響を与えることが想定されます。そのため、先日商工会や商工会議所、商店街振興組合等への聞き取り調査を実施したところ、現時点では新型コロナウイルス感染症の影響による倒産はないものの、一部において休廃業や解散が見られるという状況でございました。

現時点では限定的でございますが、今後新型コロナウイルス感染症の影響が長期化してまいりますと、高齢の事業者や経営基盤の弱い事業者などを中心に、手元資金があるうちに、または借金を重ねる前にとの思いから、休廃業等を検討する事業者がふえてくる可能性もあるとの御意見をいただいております。

次に、本県の事業承継に関する現状と課題、今後の方針についてお尋ねがございました。

民間の信用調査会社の調査によると、本県の

経営者の平均年齢は、平成2年の54.1歳から令和元年の61.4歳と、7.3歳上昇しております。また、事業引継ぎ支援センターが平成29年に調査したところによると、後継者が決定していない事業者が3割を超える状況にあります。特に、高齢の経営者の中には、県内人口の減少に伴う市場規模の縮小により、自分の代での廃業を考える方や、第三者への事業承継を選択したいものの、後継者を見つけられない方もいらっしゃいます。そうしたことに加えて、今回の新型コロナウイルス感染症による将来への不安から、廃業や解散への時期を早める経営者も出てくるのが危惧されております。

そのため、これまで以上に事業承継の啓発を図るとともに、廃業や解散を考えている事業者を把握し、承継の可能性を探ることで、そこにある雇用や地場産業を守っていくことが重要です。そこで、商工会、商工会議所等と連携し、順次事業承継が必要となる事業者の把握に努めますとともに、その内容に応じて、事業引継ぎ支援センターや税理士、あるいは金融機関といった専門機関の支援による後継者とのマッチングにつなげてまいります。そうした取り組みを県内全域で実施していくことで、少しでも多くの事業承継の実現につなげ、雇用の確保と地場産業の保護、育成に努めてまいりたいと考えております。

最後に、IT系企業等の誘致を進める市町村への支援制度についてお尋ねがありました。

県では、IT・コンテンツ関連企業の誘致に積極的に取り組んできました結果、これまでに23社に立地いただき、合計で300人を超える新たな雇用が生まれております。

そのような中、新型コロナウイルス感染症への対策として、リモートワークが急速に進展したことや、都市の過密がもたらすリスクというものが認識されたことなどから、企業や人材が

地方に分散しようとする動きが高まっており、本県でもこの機を捉えて市町村と連携した誘致を進めていかなければならないと考えております。

これまでの誘致活動の実績から、IT系企業が地方進出するには、受け入れ側の自治体の熱意に加えて、企業が求める一定以上のスキルを有する人材が集積していること、また継続的に人材を輩出する仕組みがあることが重要なポイントとなると感じております。そのため県では、市町村を対象としたセミナーの開催による啓発や助成制度の整備に対する助言、さらには市町村と連携したIT人材の育成講座を実施するなどの取り組みを進めてまいりました。

今後も県としましては、セミナーや人材育成の取り組みに加えて、IT・コンテンツ産業振興アドバイザーを初め、県が保有する人的ネットワークや企業の情報の提供を行いながら、IT系企業の誘致に積極的な市町村と連携して、さらなる誘致に取り組んでまいります。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) まず、コロナ後の移住促進策の強化についてお尋ねがありました。

先日、内閣府が公表した3大都市圏にお住まいの方々を対象に行ったコロナ後の働き方や意識の変化に関する調査によりますと、年代では20代、地域では東京23区に住む方の地方移住への関心が高くなっているとの結果が出ております。さらに、就職情報会社の転職に関する意識調査によりますと、U・Iターンや地方での転職を希望する20代の方々の割合が、ことし2月に比べ、5月には約14ポイント上昇し、全体の3分の1を占めるほどになっておるといふことでもあります。

また、本県でも、5月中旬ごろから、移住促進・人材確保センターに対しまして、すぐにで

も移住したいという相談が多く寄せられるようになってきております。こうしたことから、地方への移住やUターンのニーズが確実に高まってきているものと感じているところであります。

こうした動きにいち早く対応するため、県ではこの3月にオンライン相談窓口を設置したところです。また、毎年6月に東京と大阪で開催をしております大規模な移住相談会や就職・転職フェアをオンラインに切りかえまして8月に開催するというところで、現在その準備を進めているところでございます。このオンラインでの相談は、全国の移住希望者と地方とが、時間や距離などの制約がなく、つながることができるということが利点でございますけれども、他県との差別化を図らなければ相談先に選ばれないという課題もございます。そのため、新しい生活様式への対応を踏まえた、移住のプロモーション戦略を現在検討しているところでございます。

また、ウェブでの情報発信の抜本強化や、オンラインでの相談者をオフラインで着実に移住にもつなげるための、東京や大阪の相談体制の強化なども検討をしておるところでございます。

また、コロナ後の移住促進策について助言をいただきますため、首都圏等の専門家7名の委員で構成する有識者会議を、遅くとも9月までには設置することとしております。先月、委員の皆様事前に個別に御意見をお聞きしましたところ、やはり志のある仕事の見える化をすること、あるいは本県出身者も含め本県とかわりのある方へのアプローチを強化すること、さらにはワーケーションの誘致をすることなどの御提案もいただいたところでありますので、こうした点も含めまして、今後具体的な施策として練り上げ、順次実行してまいりたいと考えております。

次に、移住者に対する引っ越しなどの経費への支援についてお尋ねがありました。

本県でも、一部の市町村が引っ越しにかかる経費を支援しておりますが、県としましては、移住を決める前に地域を訪れ、地域のことをよく知っていただく機会を設けるとともに、その際の経費を支援するということが有効だと考えております。このため、市町村と連携しまして、移住や就職の相談会などに参加した方が、希望する地域や企業などを訪問する際の交通費を助成するほか、移住体験ツアーを実施するなど、移住希望者に寄り添いながら、移住を後押しする取り組みを丁寧に進めているところであります。

今回のコロナ禍により、首都圏への一極集中の危機感が広がりまして、地方への新しい人の流れが生じることが予想されております。こうした中で他県との厳しい競争に打ち勝つためには、本県の強みである、移住を希望される方へのきめ細かな相談対応とフォローアップをこれまで以上に充実させていくということが重要だと考えております。加えて、魅力的な仕事と快適な居住環境が移住の決め手となりますことから、オール高知の体制である移住促進・人材確保センターを中心に、市町村などとの連携をさらに強化し、その掘り起こしと情報発信を一層進めていきたいと考えております。

こうした点に重点を置きつつ、先ほど申し上げました新しい生活様式への対応も含め、移住促進策をさらに強化し、本県への移住者の増加につなげてまいりたいと考えております。

最後に、シンガポール事務所と県内事業者との情報共有の強化、そして事務所活動の県民への広報についてお尋ねがありました。

シンガポール事務所では、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、本年4月7日から現在に至るまで、現地政府の指示により在宅勤務を余儀なくされております。

この間、同事務所ではリモート会議システム

を活用し、県内事業者やシンガポール周辺国にある商社との商談をオンラインで実施するほか、高知県酒造組合とも連携いたしまして、現地に居住する日本人を対象に、オンライン土佐酒セミナーを開催するなど、新しい試みもスタートさせたところであります。

今後、県では、国内外におけますオンライン商談の仕組みづくりを早急に進めるということにしておりまして、シンガポール事務所においてもこの仕組みを活用して、県内事業者との情報共有を一層強化してまいりたいと考えております。

また、事務所の活動内容を広く県内事業者や県民の方々に広報することは、輸出促進はもとより、シンガポールと高知県のさまざまな交流活動にもつながることが期待されます。そのため、高知県貿易協会のホームページにおいて、事務所の取り組みなどの情報発信を行うとともに、商工団体の広報紙への掲載であるとか、県内事業者や学校などのニーズに応じた講演会の開催などにつきましても、積極的に対応してまいりたいと考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 高知港長期構想における潮江地区のにぎわい創出事業の今後の進め方についてお尋ねがございました。

現在、ことし1月に策定いたしました高知港長期構想の実現に向けまして、潮江地区につきましては魅力あるにぎわい空間を形成する緑地を、今年度末を目標に高知港港湾計画に組み入れる作業を進めております。

先ほど知事からも申し上げましたとおり、にぎわいのあるまちづくりのためには、高知市や関係機関などの意見を踏まえ、進めていく必要がございます。このため、今後は高知市など関係者が集まった協議の場を設けるなどして、さらに議論を深めていきたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） まず、国の第2次補正予算に盛り込まれた私立学校の授業料減免支援の周知などについてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への授業料の減免支援につきましては、国の第2次補正予算案の閣議決定後速やかに各私立学校に対し、その内容を周知いたしました。今後、各学校では、保護者の皆様に対し今回の減免制度の周知を行い、対象となる世帯からの申請に対応することとなっております。

県といたしましては、今後とも各学校に対し必要な情報の迅速な提供に努めますとともに、申請手続などに関する学校からの相談に適切に対応することで、対象となる方々に確実に授業料の減免支援を受けていただけるよう、学校と連携して取り組んでまいります。

次に、私立中学校の授業料への支援の拡大についてお尋ねがございました。

本県では、平成12年度に私立小中学校に在籍する児童生徒に対する授業料減免支援制度を創設し、その後の拡充を経て、現在の制度では、家計急変世帯や生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に授業料減免を行う学校法人に対し、その3分の2を補助しております。この制度により、私立中学校に在籍する市町村民税非課税世帯の生徒の場合、授業料が全額免除され、私立高等学校の生徒への支援と同等の支援を受けていただくことができるものです。

他方、国の修学支援制度におきましても、私立中学校について平成29年度から令和3年度までの5年間、授業料の負担軽減の実証事業が実施されておりますものの、高等学校への支援と比較いたしますと、対象となる世帯の広がりや金額が十分でないと考えております。このため、

この制度の恒久化と支援の拡充につきまして、引き続き全国知事会を通じて国への要望を行ってまいります。

次に、私立学校におけるタブレットの導入についてお尋ねがございました。

タブレットの導入を初め、学校におけるICT環境を整備することは、公立、私立を問わず、新学習指導要領において学習の基礎となる資質、能力として位置づけられている情報活用能力などを養う上で、また災害や感染症などによる学校の臨時休業等の緊急時において、子供たちの学びを保障するという点からも重要であると認識しております。

県内には従前からタブレットを活用した学習に取り組んでいる私立学校もありますが、今回のGIGAスクール構想に基づく国の補助制度を活用し、同構想の計画期間である令和5年度までの間に、複数年にわたって計画的に整備することを検討している私立学校もあるとお聞きをしております。

このため、国に対しましては、私立学校については当初の計画どおり令和5年度までの支援を継続していただく必要があることをお伝えしております。現時点では来年度以降の予定については明らかになっておりませんが、今後の国の動向を注視するとともに、適宜の要望なども行っていきたいと考えております。

次に、県史編さん事業の進め方と進捗状況についてお尋ねがございました。

県史の編さんにつきましては、編さんの基本方針を本年度末までに策定することとしております。これに向けまして、これまでに2回の検討委員会を開催いたしましたほか、委員への個別のヒアリングや他県への聞き取りなども行っており、来月をめどに基本方針の素案を固めたいと考えております。来年度からは、この基本方針に基づき県史の編さんに着手してまいりま

す。

まずは、市町村や関係団体への聞き取りなどによりまして、全県的に歴史資料の所在を確認した上で、資料数が比較的多く、また散逸の懸念が大きいと思われる近世及び近現代の資料調査から取り組んでいきたいと考えております。あわせて、県史編さん事業や関連調査の実施につきまして、広く県民の皆様への周知も行い、貴重な歴史資料の散逸防止に努めてまいります。

次に、県立文化施設のさらなるオンライン活用についてお尋ねがございました。

これまで県立文化施設では、主に企画展の御案内として、展示の概要などをフェイスブックやツイッターなどで発信してきております。こうした取り組みは、来館者アンケートなどの結果からも、一定の誘客に結びついているものと考えております。また、議員のお話にもありましたように、新型コロナウイルス感染拡大に伴う休館時には、インターネット上で、企画展の一部を学芸員の解説つきで観覧していただける取り組みなども行い、高い評価を得たところでございます。

今後、こうした取り組みの効果を検証し、誘客につなげるためのより効果的な情報発信の手法などにつきまして、各文化施設や関係機関と協議を行いますとともに、必要に応じて専門家の御意見などもお伺いしながら、検討してまいります。

最後に、県有施設のキャンセル料の還付措置の延長についてお尋ねがございました。

県立文化施設の使用予約のキャンセルにつきましては、国や県が新型コロナウイルス感染症対策として、イベント等の自粛を要請した本年2月下旬から5月末までの間につきましては、通常であればお支払いをいただいておりますキャンセル料を、主催者に対し全額還付しているところでございます。6月以降におきましても、

国がイベント開催を段階的に緩和していくための移行期間として定めた7月末までのキャンセル料につきましては、全額還付とすることを予定しております。

その後の取り扱いにつきましては、国の動向なども注視しながら、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、適切に対応してまいりたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、インターネットに関連する人権教育や情報モラルの向上についてお尋ねがございました。

インターネットの利活用が一般化している情報化社会の中にあって、自分や他人の個人情報や人の悪口を書き込まないことなど、低年齢層から人権を尊重する態度や情報モラルの育成に努めることが重要となってきました。

県教育委員会では、ことし3月に高知県人権教育推進プランを改定いたしまして、今年度からインターネットによる人権侵害を含む11の人権課題の解決に向けて、幼・小・中・高と連携した人権教育を進めることとしております。

また、情報モラルに関する学習は、学習指導要領にもその重要性が位置づけられ、社会や技術、道徳科などで、小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じた授業実践が教科横断的に進められております。県教育委員会では、これらの授業実践を支援するため、情報モラル教育実践事例集を作成するとともに、県警察や大学等と連携した情報モラルに関する教材開発や、インターネットの正しい利用に関する出前講座、リーフレットを活用した啓発活動を実施しております。さらには、県内の全高校生を対象とするSNSを活用した相談活動にも取り組んでおります。

今後も、高知県人権教育推進プランの活用が徹底され、子供たちが安全にインターネットの

利活用ができるように、人権教育や情報モラル教育のさらなる充実に向けて、関係機関と連携しながら横断的な取り組みを進めてまいります。

次に、インターネットの閲覧制限についてのお尋ねがございました。

本県では、全ての県立及び市町村立の学校において、安全・安心にインターネットを利用することができるよう、県教育委員会の教育ネットにおいて、統一してセキュリティーの確保等の対策を講じているところです。

また、児童生徒の発達段階に応じて、有害なサイトの閲覧を制限するフィルタリングにつきましては、教育上の必要性を踏まえ弾力的に運用しており、従来閲覧制限をかけていましたユーチューブにつきましては、先般の臨時休業中に公開いたしました動画教材を視聴するため、この制限を解除したところでございます。ウイルス感染等の予防のために、一部のアプリケーションの利用についても制限をかけているところですが、タブレット端末等の整備に伴いまして、教育効果を上げる観点から必要なものについては、セキュリティーの確保に留意しながら、制限解除に向けた見直しを検討してまいります。

今後も、利用者であります各市町村教育委員会とも協議しながら、安全・安心なインターネットの利用と、タブレット端末等の有効活用のバランスを見きわめつつ、適切に運用してまいります。

次に、オンライン教育に関する私立学校との情報共有についてのお尋ねがございました。

県内の私立学校の中には、タブレット端末等を効果的に活用した教育が行われている学校もあると承知しております。こうした県内の私立学校も含めまして、効果的な取り組みを参考とし、本県の子供たちの学びの充実に生かしていくことは大変重要であると認識しております。

まず、本県の高等学校の校長協会の会議等に

おきましては、公立と私立のそれぞれの校長が参加をしておりますことから、このような機会を活用しまして情報共有を図ることなどについて、今後相談をしてまいりたいというふうに考えています。

また、県教育委員会としましても、今年度からICT教育の先進自治体に教員を1年間派遣することなどによりまして、さまざまな取り組みの研究を進めているところであり、この成果報告会などの場に、私立学校に対しても案内することなども検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、ICTの専門人材による相談体制の整備についてお尋ねがございました。

情報インフラの整備を効果的、効率的に実施するためには、高度な専門性が求められますことから、GIGAスクール構想の実現に向けたネットワーク環境の整備に際しては、教育政策課と、教育政策課に配置しております情報アドバイザーが各学校や市町村教育委員会等を訪問し、整備に係る助言を行ってまいりました。

また、タブレット端末の整備につきましても、県下統一の仕様書の作成や、県と市町村による合同入札の実施等を進めてきたところです。さらに、ICT機器に係る基本的な操作について、民間事業者に委託し、学校や市町村教育委員会が随時相談できるヘルプデスクを設置して対応を図っています。今後とも、こうした取り組みを通じ、適切に各学校や市町村教育委員会等の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、教員がICT教材を実際の授業で活用していく場面でのサポートにつきましては、ICTの理解に加えて高度な教育に関する専門性が欠かせません。現在、県教育委員会にプロジェクトチームを設置し、ICTの授業への活用方策について研究を実施することとしているとこ

ろでございます。こうした研究成果も踏まえながら、指導主事等が学校へ訪問する際などに指導・助言を行い、日々の教育活動へのICTの活用についても支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) リカバリーキャンペーンの県民の皆様向けのPRについてお尋ねがありました。

県民の皆様によくお伝えするための取り組みといたしましては、キャンペーンの特設ホームページやSNSによる情報発信のほか、県内の新聞やテレビなどのメディアを通じたPRを実施してまいります。また、多くの皆様が立ち寄る観光施設や観光案内所、道の駅、宿泊施設などに、周知のためのポスターやチラシを配布してまいります。さらに、今議会には担当部局から、県内に路線網を持つ地元の鉄道や路面電車、バスを初めとする公共交通機関の車両ラッピングなどを活用したPR予算を御提案させていただいております。

こうした広報を通じまして、県内で宿泊することを前提に交通費用を助成するキャンペーンを県民の皆様に関わりやすくお伝えし、十分に活用していただけるよう努めてまいります。

○25番(大石宗君) それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

第2問とあわせて、要請と質問をさせていただきたいと思っております。まず、お願いからですが、ふるさと納税で税収格差の是正といたしますか、偏在性についてもやっぱり一定役割があったという御答弁をいただきました。いろいろとふるさと納税ありましたけれども、やはり高知県としてはしっかりこれからもこの制度を守っていかなければならないという立場で、引き続き頑張っていたいただきたいというふうに思います。

それから、イベントの件でもこれからの経済回復にイベント開催は欠かせないという大変力強い御答弁をいただいたところであります。やはり県のやり方、動向というのを皆参考にしておりますので、県のさまざまな取り組み、そしてその基準については、できるだけわかりやすい形でまた周知もしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

それから、U・Iターンといえますか、移住のところで、支援金については考えない、手前のところで支援するというお話を産業振興部長からいただきました。確かに市町村も支援策はありますけれども、市町村の場合は、ほぼUターンあるいはIターンに限定されておまして、それ以外の皆さんには余り制度がないように思います。それから、国の制度が東京23区から来れば60万円あるのに、それ以外は全く0円ということで、非常に格差を感じる方も多いというふうに思います。

そういう意味では、また移住者住宅も、これから暑い時期ですけれども、クーラーがついていないとか、ただ住宅に入って何年も住むわけでないのに、じゃあクーラーを今から入れるのかとか、いろんな悩みがあるように思います。引き続き、いろんな現場の実態と移住者の声にまた耳を澄ませていただきたいということをお願ひしておきたいというふうに思います。

それから、県市連携の潮江工区のこと、土木部長から緑地化の計画の話や協議会をつくるというお話もいただきました。知事からも非常に前向きな御答弁をいただきました。高知市も一体となって活動するというところでありますし、久しぶりに非常に夢のある事業になろうかと思っておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

それから、タブレットの導入について。タブ

レットはこれから非常に教育の基本的な基盤になろうかと思えますけれども、公立学校はことしじゅうに全て整備をされるのに、私立の学校は2年、3年かかる可能性がある。しかも、インフラの整備も私立は自前である程度しないといけないということで、非常に負担が大きくなっております。国の制度を延長してもらうということも非常に重要なことですし、そういった御答弁をいただきましたけれども、引き続きぜひ目配りをしていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、もう一点お願いでありますけれども、ウトコと、それからテルメのことであります。ちょうどきのうで事業者撤退ということで、本当に質問の中でも言いましたけれども、あそこを塩漬けにずっとしておくというのは非常に問題がある、高知県はとてもしんじょうだというふうに思います。そういった中で幾つかの支援策についてきょうは具体的に御答弁もいただきましたので、非常に心強く思っておりますけれども、両市とも話を聞くと県までなかなか相談に行けていないという状況もあるようです。地域本部などがサポートをしっかりしているということもあわせて聞いておりますけれども、ぜひともこれまで高知県が培ってきた人脈、ネットワークが非常に大きいものがあるかと思えます。産業振興計画を含めて、そこはぜひお力を入れていただきたいというふうに思います。

そこで、3つほど質問をさせていただきたいと思えます。政策の優先順位のところ、これは非常に知事にとっては失礼な質問になるかもしれませんが、5つの基本政策と3つの横断的政策について、引き続きやっていくことでもあります。これ非常に練り上げられた尾崎県政からのすばらしい私は基本の柱だというふうに思えますけれども、一方で濱田知事もこれから県内随分回られると思えます。コロナと

いう前代未聞の出来事もあります。どこかの時期でこの5つの基本政策と3つの横断的政策という基本的な政策についてもやはり議論をしていく、見直しとは言いませんけれども、議論をしていくということも重要ではないかというふうに思います。そのあたり知事が現時点でお答えできる範囲で、これから先のお考えを伺いたいというふうに思います。

それから、財政調整的基金で130億円という具体的なお話をいただきました。ちょうどこの金額は、令和2年度の当初4月1日時点でたしか130億円ぐらいだったと思います。その後、コロナがあったり、あるいは県の制度融資でこれはすぐなくなるお金ではありませんけれども、120億円を超える負担というのもまだあるという中で、この財政調整的基金の現状と今後については今一体どういった感覚でおられるのかということ、これも知事にお伺いをしたいと思います。

そして、もう一点は、事業承継についてであります。沖本部長から、これからセンターなどもサポートして強力にやっていくという、こういう力強い御答弁をいただきましたけれども、この事業承継、これまで県が前に立ってやってきたようなことは、ちょっとなかったんじゃないかというふうな感触を受けております。事業承継は、時期を逸すると非常にもったいないといえますか、もう本当に時期を見て、しっかり前へ出るところは出ていかないといけないという状況だと思います。これまでとは違う一歩進んだ対応も必要ではないかというふうに思いますが、そのあたりの感覚について商工労働部長にお伺いをし、3問再質問とさせていただきます。

○知事（濱田省司君） 大石議員の再質問にお答えをいたします。

1点目が施策の優先順位の中で5つの基本政

策、3つの横断的な政策、これは位置づけ自身の見直しはあり得るのかということだと思えます。現時点におきましては、この大きな柱でございまして、柱立てを変えるべきだということなところをアフターコロナ、ウイズコロナを考えましても、明確なイメージを持っているわけではございません。むしろ、例えば同じ日本一の健康長寿県構想にしましても、その中で今回新しい構想に移行する中で、政策の柱立ては再編成をしたというようなことがあります。そうしたレベルでの見直しと申しますか、体系の組みかえと申しますか、そういったレベルの話はこれまでもやっておりますし、恐らく特にそれからさらに事業ですとか個別の施策レベルになりますと、アフターコロナの中で随分と比重の置き方が変わったり、新しいものが入ったり、こういったことはあるというふうに思います。

そこから先の時点につきまして、ただいま具体的なこうあるべきという方向を持っておるわけではありませんが、そうしたアフターコロナ、ウイズコロナの見直しも経ていく中で、さらに5本の柱立て自身について手直しと申しますか、そういったものも必要ではないかというような局面が生じましたら、それはそれで何ということですか、いわゆる不磨の大典ということまでは思っておりませんので、これがですね。それは必要な場合にはそういったものを検討し、また議論をさせていただくということではないかというふうに思っております。

2点目が財政調整基金についてでございますが、今130億円程度という数字を具体的に申し上げました。ちょうど現在の残高程度ということでございます。これは財政運営の安定性ということを考えれば、先ほど申しました5%の赤字相当の1年分ということではありますが、私自身も島根県で大変厳しい時期に財政運営に携わった経験から申しますと、大きな制度の見直しと

かになりますと、これは2年、3年かけてやることができるかというようなことも多いわけでございますので、そういったことを考えますと、でき得るならば、それはこれの2年、3年分ぐらいの残高があったほうが本当は望ましいということとは言えると思えます。

ただ、これはこの財調基金の残高をふやすこと自身が目的であってはならないと思っておりますので、あくまで県民のための施策をやっていく中で、あとは財政運営の状況とのバランスをとって考えていくというべきものだと思います。

また、逆に言いますと、過去の本県の財政運営あるいは基金の取り崩し状況を見ますと、実際130億円という数字そのものは絶対水準ということでは必ずしもないと。それは、必要な場合には必要な取り崩しも行って県民のために施策を打たないといけない、特にこのコロナ感染症ですとか災害、こういった非常事態によってはということをお思っております。

まとめませんけれども、そういったことで、これといった定量的な線引きは難しいかと思えますが、いずれにいたしましてもある程度の残高は持つておきまさんと、毎年の予算編成をする中に財源不足はどうするのかということのところのお答えをお示しできないということになりますと、これは毎年の財政運営の中でも非常に厳しい状況に入ってしまうということがございまして、そういった先々の持続可能性と申しますか、そういったものを県民の皆さんに感じていただけるようなボリュームを財政調整基金としては持つておきたいという思いを持っております。

以上でございます。

○商工労働部長（沖本健二君） 事業承継につきまして、少し県として前に出ていなかったんじゃないかという御指摘がありました。産業振興計

画の中でもこの事業承継というのは重点項目の一つとして、特に今年度の重点項目として常に協議するような項目として今挙げております。

そうした中、実務的に申しますと、事業承継ネットワークには県も入っておるんですけども、事業引継ぎ支援センターの経費に関しまして、やはり国が商工会議所に対して、商工会議所におりにいるということで、少し県と直接のお金のやりとりとかがないもんですから、そのところで少し、もっともっと連携を深くして、一緒になってやっぱりやっていく必要があるというふうに考えております。

ことしの事業承継に関しましては、課題をお互いに抽出をしながら、特にこのコロナで事業承継が求められることになろうかと思っておりますので、力を入れて早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○25番（大石宗君） どうもそれぞれありがとうございました。

最後になりますけれども、このコロナの期間中に、さまざま知事の記者会見というのがありました。私も、何人かの県議の皆さんと一緒に記者会見を見に行き、知事のお言葉を聞いていましたけれども、非常に御自身の言葉で丁寧に、そして自分自身の科学的ないろんな数値をもとにしながらお話しされる姿勢と、もう一つ温かさを感じたところでもあります。きょう、日高村の皆さんのお話をさせていただいたときに、本当に温かい御答弁をいただきました。そういった温かさのある知事とともにこれから仕事ができるということをうれしく思っていますし、基本政策のことも少しお話がありましたけれども、ぜひそういった知事のカラーを引き続き政策的にも大きく出していきながら、濱田県政がまた発展をしていただきたいというふうに思っております。

以上で私の一切の質問を終わらせていただき

たいと思います。きょうはどうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（西内健君） 暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩



午後3時10分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

5番金岡佳時君。

（5番金岡佳時君登壇）

○5番（金岡佳時君） 議長の指名をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。自由民主党の金岡佳時でございます。

昨日、そして本日の質問の中には私の質問と同じ質問が幾つかあり、重ねての質問となりますが、よろしくお願いを申し上げます。

昨年末から始まりました新型コロナウイルスの蔓延はとどまることを知らず、WHOの6月18日付の状況報告によりますと、その前日から新たにふえた感染者は約18万人に上り、1日当たりとしては過去最多のものとなっております。

日本では、理由がわからないと言われながらも、とにかく収束の兆しを見せ、緊急事態宣言は5月25日に解除をされ、6月19日には政府が自粛を求めていた都道府県をまたぐ移動も解禁をされたところでもあります。

高知県も2月28日に最初の感染者が確認されて以来、毎日の発表に一喜一憂するといった毎日が続いたわけでありましてけれども、4月29日以後、感染者は確認をされておられません。これはとりもなおさず、県当局、健康政策部の的確な対応と、医療センターを初めとする医療機関の医師、看護師そして多くの関係スタッフの頑

張り、さらに県民の皆様の協力のおかげであると思います。特に医療関係者の皆様におかれましては、毎日毎日がどうなるかわからないような混乱の中で心ない偏見や差別、感染への恐怖などいろいろな困難があったことと承知をしております。改めまして心から敬意を表すると同時に、感謝を申し上げます。

また、経済対策でも3月に追加提案補正で県独自の新型コロナウイルス感染症対策融資を創設、多くの事業者にご利用いただいております。ちょうど、資金繰りが厳しくなっている、すぐに利用できる融資があればよいのだがという話があったところでありました。実に的確で効果的な取り組みでありました。高く評価をしたいと思います。余り派手さはないですが、一番大事なところを見抜き、どういう手を打っていくか冷静に判断をする濱田知事ならではの手腕を見せていただいたような気がいたしました。ありがとうございました。

先日、厚労省によって3都府県で約8,000人を対象に抗体検査が行われました。その結果、抗体陽性率は東京都で0.1%、大阪府で0.17%、そして宮城県では0.03%でありました。高知県の抗体陽性率も宮城県程度ではないかと思われます。そういたしますと、高知県民のほとんどが罹患をしていないということになります。

先月18日、新型コロナウイルス禍への対策として都市封鎖を実施していないスウェーデンも、国民抗体保有率が約6.1%にとどまっているとの報道がありました。このように、感染をしての集団免疫の獲得は極めて困難であると思われます。そういたしますと、特効薬やワクチンの開発を待たなければならないということになります。高齢化率の高い高知県ではなおさらであります。

この新型コロナウイルス感染症の終息にはどれくらいの期間がかかり、どのように終息する

と考えておられるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

また、第2波、第3波が来たときの経済対策はどのようなものと考えておられるのか、そしてまたその際の財源をどのように考えておられるのか、あわせて知事にお伺いをいたします。

約100年前に、ちょうど現在と同じようにスペイン風邪と呼ばれるインフルエンザが世界中で大流行し、3年間3度にわたって猛威を振りました。全世界の死者は2,000万人から4,000万人、日本では約38万8,000の方が亡くなっております。本県でも流行の第1期、1918年8月から1919年7月には14万7,253人の患者が発生し、924の方が死亡しております。第2期、1919年9月から1920年7月には5,002人の患者が発生し、486の方が死亡しております。当時の人口は、日本全体では現在の約半分、高知県では現在とほぼ同じであります。当時、ウイルスというものはほぼ知られていなかったのもので、治療薬やワクチンはなく、対策はマスク、うがい、換気、クラスター対策、そして隔離というものであります。

今回の新型コロナウイルスについても、コロナウイルスということはわかっているのですが、どのような特徴があるウイルスかはわかっておりませんので、特効薬やワクチンはなく、開発が待たれるところでもあります。対策としては100年前と同じで、アルコールなどによる消毒、手洗い、3密の回避、ソーシャルディスタンスが新しく加えられたところでもあります。病院での治療は比べるべくもなく進歩しており、県民にとっては大きな安心感をもたらしております。

100年前も、感染対策をとりながら経済活動や文化活動を復興させております。しかし、100年前と決定的に違うのは人の動きであります。日本中のみならず世界中の人々の往来がある中で、どのように安全を確保し経済活動や文化活動、

日常生活が続けばいいのか。特に高知県はお酒を飲む機会が多く、献杯や返杯に見られるように人と人の距離が特に近く、皿鉢を囲んで和気あいあいと話をするというように、個人個人ではなく、できるだけ大勢が集まって楽しむといった文化を持つ県であります。

そのような状況の中で、いわゆる新しい生活様式とはどのようなものを考えているのでしょうか。一人一人の距離をとるとか、使う道具は全てそれぞれ個人専用にするとか言われてはおりますけれども、今までのように長い時間の中で形づくられたものではないわけであり、いわば全てが白紙であります。

事業所や学校、宴会や会議など全ての場面で土佐の新しい生活様式のガイドラインを、国のガイドラインを参考にしてつくらなければなりませんし、そしてそれを普及啓発していかねばならないと考えておりますが、県としてどのように取り組んでいかれるのか、また新しい生活様式に対する知事の御所見もあわせてお伺いをいたします。

コロナ禍の中においては、県の政策も今までと同様の手法では対応できないわけでありませぬ。知事も先日、産業振興推進本部会議の中で、オンライン商談に必要なシステムやツールをまとめた事業者マニュアルの作成、多言語の県産食材PRサイトの開設、移住促進では相談会のオンライン化などの話をされたそうではありますが、要は人と人が直接接しないこと、距離をとることが求められますので、でき得るものは全てオンライン化を進めるということになるのではないのでしょうか。

今回、新型コロナウイルスの流行は、第1次産業にも花卉農家を中心に大きな打撃をもたらしました。国、県ともにそれぞれ経済対策を講じてはおりますけれども、基本は以前と同じように、しっかりと消費をしていただくことであ

りますので、まずは地産地消の徹底を図ることであろうと思います。スーパーを営む事業者の皆様方に地元製品の販売の強化をお願いすることや、直販所のさらなる充実などが必要であると思われませぬ。そして、外商に向けたオンライン化でありますけれども、ネット通販の拡充が望まれるのではないのでしょうか。

しかしながら、それぞれの生産者全てがインターネットを使えるわけではありませぬ。むしろ、インターネットを使えない事業者が大半であろうと思われませぬ。自分たちだけでネット通販はできない、どこか近くでやってくれるところはないだろうかという声をよく耳にするところであります。それぞれの市町村と集落活動センターなどが一緒になってネット通販事業を立ち上げるなどが考えられませぬ。ふるさと納税の返礼品の取り扱いや、返礼品そのものの開発なども期待をされませぬ。

直販所の強化と外商に対応したインターネット販売について、どのように進めていかれるのか、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、観光についてお伺いをいたします。2017年440万人、2018年441万人、2019年438万人と、ほぼ440万人観光が定着したように思われる成果を上げた高知県観光に、新型コロナウイルスは暗い影を落としました。そして、観光にかかわる事業者の皆様方は大変な御苦勞をされております。何とかしなければならぬという思いは県民全員が共有しているものと思われませぬ。

今、コロナ禍の中で、人々の移動を制限すれば経済が死に、制限を緩めれば人の命が危うくなるといった二律背反の状況にあり、観光は特にその傾向が顕著にあらわれる産業であると思われませぬ。しかも高知県にとっては極めて重要な産業であります。どうやって観光を復活させるのが経済を復活させる鍵であるとの考え方から、国ではGo To キャンペーンが組まれ、

8月ごろから始まるのではないかとされており
ます。

高知県でも県内モニターツアー造成支援事業
を立ち上げ、取り組んでおりますけれども、お
隣の愛媛県では1人1泊5,000円の割引、香川県
では1人1泊当たり1万円を上限に半額の補助、
徳島県では1人当たり1泊上限5,000円の助成が
行われております。全てそれぞれの県民向けで
ありますけれども、特に愛媛県はきょうから県
外観光客も対象としております。また、日本全
国、各県で同じような取り組みがなされてお
ります。

その中で、四国では5月28日以降ほとんど感
染者が出ておりません。そこで、全国から四国
に大きな関心が寄せられているようでありま
す。この際、四国4県が連携・協調し、観光客
を受け入れる必要があるのではないでしょ
うか。人の制限を無制限に緩めてしまいま
すと、経済も人命も大きな痛手をこうむる
ことになります。安全を確保しながら、着
実に経済のエリアを広げていくことが肝要
であると思います。そのためには、しっか
りとした水際対策も考えなければなりません。

観光や、それぞれの県民の往来、水際対策
など四国4県が連携・協調していくことにつ
いて、知事の御所見をお伺いいたします。

また、感染を防ぐためには3密を回避しな
ければならないとずっとされておりま
す。この3密の回避が、日本における感
染者数の少なさにつながっているのでは
という説もあるほどです。その中の2密
は密集、密接であり、人の行動であり
ますが、密室は部屋の構造の問題であ
ります。すなわち、部屋を改修すれば
解消される問題であります。

南海トラフ大地震対策として、建物の耐震
化が進められておりますけれども、それ
と同様に新型コロナウイルスの感染対策
として、換気設

備の整備をすることが必要であると思
えてきたところです。現行でも、学校
での換気設備の整備を進めていること
や、換気設備の整備の補助制度があ
ることは承知しております。飲食店
やホテル、旅館、病院や介護施設な
ど多くの施設で必要とされており、
今回の6月補正で計上されている事
業は、まさに時宜を得たものである
と考えております。構造的に換気設
備の整備が困難な施設では、業務
用の空気清浄器も有効であると思
います。

人の集まる施設に換気設備の整備を
促していくことは、新型コロナウイルス
の感染防止の観点から極めて重要
であると考えますが、商工労働部
長の御所見をお伺いいたします。

また、客足の回復を図るためには、
飲食店やホテル、旅館などを安心
して利用していただけるよう、施設
の消毒の徹底や従業員のマスク着
用、客席間隔の確保、換気設備の
整備などの感染予防対策をさら
に進めていく必要があると思
えますが、健康政策部長の御所見
をお伺いいたします。

これから徐々にではありますが、
経済活動も文化活動も、学校も
日常生活も、新しい生活様式
の中で今までと変わらないよう
な営みが続けられるようにし
なければなりません。要するに、
人が動けるようにしなければ
なりません。そのベースになる
のが、私は医療だと思ってい
ます。しっかりとした医療体
制が整っていれば、安心して
経済活動もできますし、日
常生活も不安なく送れるわ
けであります。

一たび医療崩壊を起こします
と、経済活動や文化活動は
言うまでもなく、人の動き
全てがとまってしまいます。
感染爆発が起こったときは
医療現場が最前線であり、
最後のとりでとなります。
今後30年以内に80%の確
率で起こると言われる南海
トラフ大地震への備えは、
津波避難タワーや三重防
護の防波堤など着々と整備
がさ

れてきております。しかし、感染症対策はSARSやMERS、そして鳥インフルエンザと発生してきましたが、私たちには直接大きな被害も出なかったので、感染症の大流行はあり得るとわかっていながらも、余り強い危機感を持ちませんでした。

しかし、今回新型コロナウイルスの流行を目の当たりにし、新型コロナウイルスの恐ろしさを痛感したところでありますが、それにも増して、人の動きをとめてしまうこと、経済をとめてしまうことが、世界中の人々に想像以上に大きな影響をもたらすことを知らされたところがあります。したがって、南海トラフ大地震対策と同様に感染症対策をしなければならないのではないかと思うところがあります。第2波、第3波への準備を万全にしなければなりません。

流行の真ただ中では、N95マスクや防護服などの防護具が足りない、ベッドが足りない、何もかもが日本中で足りないという報道が毎日のようにされていました。この新型コロナウイルスと闘うための武器がなければ何ともなりません。まず、PCR検査体制についてですが、高知市保健所にPCR検査装置を新設し、1日約260人の検査体制になると聞いておりますし、受け入れ病床数も166床確保されたと聞いております。

着々と第2波、第3波への準備がされており、心強く感じているところではありますが、医療現場の感染を防ぐ防護具は必要数が確保できているのか、医療器材などはどうか、またいざというときのそれぞれの資器材の供給体制は整っているのか、そして何よりも求められる医療現場の人材確保など、第2波、第3波への対策の現状と、今回の経験を通じて得られた知見から見えてくる課題、そして対策を健康政策部長にあわせてお尋ねいたします。

また、民間医療機関の経営状況も外来患者の

減少によって厳しいものになっていると聞きます。その対策について健康政策部長の御所見をあわせてお伺いいたします。

一番感染リスクの高い医療現場のオンライン化は必須であると考えます。できるだけ感染者と接触しないで見守ることができ、医療従事者の感染防止につながります。それぞれの病院のオンライン診療も同様の効果があると思います。

感染者病棟のオンライン化と民間病院のオンライン診療の現状と課題、対策と今後の見通しなど、服薬指導もあわせて健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、この新型コロナウイルスは、風邪などのコロナウイルスと全く違うウイルスで、当初何もわからないという状況でありました。37.5度以上の熱が4日間続いたらPCR検査をするとか言っていたのが、無症状の感染者がたくさんいるとか、あるいは味覚、嗅覚が失われる症状が出るとか、消毒薬では次亜塩素酸水が効くとか効かないとか、薬ではアビガンが効くとか効かないとか、解熱剤ではイブプロフェンは使ってはいけないとか、抗マalaria薬のヒドロキシクロロキンは新型コロナには効果がないとか、そのほかシクレソニド、ナファモスタット、イベルメクチンなどいろいろな薬の名前や情報が錯綜しております。何が正しくて何が間違っているのかわかりません。

いろいろな論文や報告、いろいろな情報を精査、研究、状況の分析など、感染症についてより高度な対応ができる組織づくりが必要ではないでしょうか。そこで得られた情報を県民に知らせられれば、間違った情報に踊らされることもなくなりますし、医療現場での投薬についても確かな情報に基づいて使用ができるようになると思います。今、世界中で毎日のように新型コロナウイルスに関する論文や報告、新たな情報が発信をされております。さらに、また中国

で新型インフルエンザウイルスが発見されたというニュースも流れております。

最新かつ正しい情報を県民に発信するとともに、より高度な感染症対策を講じるためには、公衆衛生医師を確保するなど、県の組織づくりが重要と考えますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

また、この情報は確かなものかどうかはわかりませんが、新型コロナウイルスは、夏よりも冬が流行しやすいのではと言われております。さらに、新型コロナウイルス肺炎とインフルエンザの症状が非常によく似ているようでありますので、もしインフルエンザの流行と重なれば大変な混乱を起こすのではないかとと言われております。

確かな情報でないとしても、インフルエンザの対策をしておくにこしたことはないわけでありますから、ことしは早目に、より多くの県民の皆様インフルエンザの予防接種を受けていただくよう、啓発活動を進めていく必要があると思っておりますが、健康政策部長の御所見をお尋ねいたします。

今、県では高知あんしんネットの構築を急いでいるところであると思っておりますが、このコロナ禍の状況下においては、極めて有効に使えるのではないかと考えられます。特に、高齢者福祉施設と医療機関の連絡・連携がスムーズにいけば、新型コロナウイルス対策に威力を発揮するのではないかと期待をされるわけですが、現在の進捗状況について健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、高齢者福祉についてお伺いをいたします。

全国を見てみますと、高齢者福祉施設でクラスターが発生し、深刻な被害が出ております。高齢者福祉施設での対策は、マスクや消毒液などの物品購入や外部専門家等による研修実施な

どとなっておりますが、実際に感染者が出た場合、当該施設内で療養するのか、それとも病院へ搬送するのかで施設の対応は全く違ってまいります。施設内での療養をする場合には病院での対応と全く同様の対応となるわけです。

それぞれの高齢者施設に防護服などの防護資材は十分に備蓄をされているのか、施設そのものの簡易な改修の手順などの研修は行われているのか、さらに病院へ搬送する場合は、専用の搬送車両は用意されているのかなど、高齢者施設で想定される対応についてどのように考えているのか、あわせて地域福祉部長にお伺いをいたします。

また、高齢者施設での面会は、高齢者への感染リスクということで特に気をつけなければなりません。しかし、入所者や家族の気持ちを考えれば、訪問をしていただきたいところであります。

そこで、オンライン面会が効果的であるとのことではありますが、県下の高齢者施設における整備状況と課題、今後の対応について地域福祉部長に御所見をお伺いいたします。

中山間地域では、多くの高齢者が先祖代々受け継いできた山や畑のある山合いで生活しております。コロナ禍の中で、出かけることが極端に少なくなり、外部からの訪問者も必要最小限となっております。要するに、その地域以外の人との接触はほとんどなくなっています。隣の家が遠い御家庭は、なおさらであります。

そうした中での安否確認はどうするのかも大きな課題となっております。これもオンラインでできれば、感染防止の面から極めて有効であります。オンラインによる見守りは、このコロナ禍の状況でなくとも中山間地域の喫緊の課題となっております。中山間地域のお年寄りの御家庭をオンラインで結ぶことができれば、見守りはもとより、オンライン診療や買い物ができ、

危険な山道を車で走ることもなく、公共交通機関が運休したとしても必要最低限のものは確保でき、生活が守られることとなります。

オンラインによる見守りなど中山間地域高齢者世帯のIT整備について地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

次に、教育についてお伺いいたします。

このコロナ禍の中で、教育についても大きな影響を受けました。いまだかつて、突発的に学校が休校になり、ほとんどの行事が中止もしくは内容の変更、縮小と、あらゆるところに影響を及ぼした状況は見たことがありません。

この長期の休校は児童生徒に学習のおくれや生活リズムの乱れ、それらに伴う不安やストレスをもたらしています。現在の児童生徒の様子はどうか、教育長にお尋ねをいたします。

感染防止のためにも、インターネットの活用は早急に進めなければならないと思います。今、タブレットの配備が進められておりますが、第2波、第3波がいつやってくるかわかりません。できるだけ早い整備が望まれるところであります。

7月に共同入札が行われるということですが、タブレット端末が品薄であるとの情報もあります。配備の予定はどのようにになっているのか、教育長にお伺いをいたします。

タブレットの配備がされても、十分な容量のあるモバイルルーターが使えないなど、インターネット環境の整っていないところがありますが、どのような対処を考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

オンライン授業はコロナ禍での授業対応のみならず、不登校傾向にある児童生徒への対応策としても有効であると思います。教育委員会では、不登校傾向にある児童生徒への対応策として教育支援センターの設置を進めておりますけれども、本来、人となじみにくい、人と会うこ

とが苦手であるといった児童生徒が多い中で、オンラインで会うことによって先生との信頼関係をつくる、さらにネットで授業に参加することによって教室の雰囲気になれる、そして回数を重ねていけば、他の児童生徒との信頼関係を築くことにもつながるのではと思われます。

不登校傾向にある児童生徒への対応策としてオンライン授業を活用することについてどのような御所見をお持ちなのか、教育長にお伺いをいたします。

高等学校でもGIGAスクール構想の加速化ということで、県立高校に1校41台のタブレット端末が整備をされることになっておりますが、このコロナ禍の中では、早急に県下の全生徒にタブレット端末が行き渡るようにしなければなりません、県立高校の全生徒に行き渡ようになるのはいつごろになるのか、教育長にお尋ねをいたします。

以前からオンライン授業をやっている学校は学校が休校になったとしても全く影響を受けておりませんし、インターネット環境が整っているところはいち早くオンライン授業を行っております。オンライン授業のできている学校とできていない学校の学力差は極めて大きなものとなっております。

日本財団の18歳意識調査によれば、休校で最も困ったことのトップは学業が37.4%、続いて友達とのコミュニケーションが20.3%、受験や進学、就職が17.8%となっております。長引く休校に58.6%が教育格差を感じている、そして学習のおくれの打開策に52.5%がオンライン授業をふやすを上げており、再度休校が行われた場合の対策もオンライン授業の導入が50.8%となっております。

来年行われる大学入学共通テストは、予定どおりの日程で行われるようであります。休校による学習のおくれの格差を是正する取り組みは

どのように行うのか、間に合うようにできるのか、教育長にお伺いをいたします。

また、遠隔授業が県下全ての学校でできるようになれば、技術的にはどこの学校に通っていても、自分の受けたい授業を受けることが可能となります。もちろん制度的なこともあり、すぐには実現はできませんけれども、将来的には考えられるのではないのでしょうか、教育長の御所見をお伺いいたします。

オンライン授業を行うためには、先生方の機器の操作とそれに伴う授業方法の理解が必要となります。機器の操作に関しては生徒のほうが詳しいと言われる中で、先生方の理解が急務となっております。とにかく扱ってみること、日ごろの授業に取り入れるなど、扱う機会をふやすことが必要であると思いますが、どのようにして先生方が扱えるようにしていくのか、教育長にお伺いをいたします。

いつ来るかわからない南海トラフ大地震、そして間もなく迎える台風シーズン、梅雨の終わりごろに来る集中豪雨、これらに備えて、避難所の指定がされておりますが、新型コロナウイルスの感染を防ぐために3密の対策が必要です。県は、感染症対策に関する内閣府などの通知を受け、避難所の開設、運営などの感染症対策について市町村に依頼し、市町村はこれらを参考に、新型コロナウイルス感染対策用の運営マニュアルをつくられていると思います。

先日、長崎県内各地で大雨があり、避難指示、避難勧告が出されました。各自治体は感染対策をしながら避難者を受け入れましたが、検温など必要な対策に手が回らなかった避難所もあり、避難と感染防止の両立の難しさが浮き彫りになったとの報道がありました。

運営マニュアルを実効性のあるものにする対策はとられているのか、またそれぞれの市町村の資機材の備蓄に大きなばらつきがありました

が、避難所用の資機材についてはパーティションや非接触型体温計なども必要であると思われる、財政難の中それぞれの市町村で必要とされる予算が十分に確保されているのか、あわせて危機管理部長にお伺いをいたします。

国家戦略特別区域法改正案、いわゆるスーパーシティ法案が5月27日参議院本会議で可決、成立をいたしました。これは、最先端テクノロジーを駆使したまるごと未来都市をつくる構想を実現するものと言われております。スーパーシティ構想は、さまざまなデータの連携を可能にする基盤を通じ、必要なときに必要なデータを迅速に収集し、APIを介してテレワークや車の自動走行、キャッシュレス決済、ドローン配送、遠隔医療、遠隔教育などのいろいろな先端的サービスを連携させ、地域の課題を丸ごと解決しようとするものです。新型コロナウイルスの感染防止対策や中山間地域での生活全般をカバーできる施策として期待をされるところであります。

このようなスーパーシティ構想で国が想定しているそれぞれの施策を中山間地域において展開することは、中山間対策として有効ではないかと考えられますが、知事の御所見をお尋ねいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 金岡議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の終息の時期についてのお尋ねがございました。

多くの専門家の御意見によりますと、1つには感染症対策の柱の一つでありますワクチンの開発に現在めどが立っていないということ、また現在の国内外の流行状況——程度差はございますけれども、流行が続いているということでございます。こうしたことなどを見ますと、事態の収束には少なくとも月単位の時間では足り

ない、年単位の時間を要するというのがコンセンサスになっているのではないかというふうに受けとめております。

このため、県民生活への影響も長期化することを想定いたしまして、さまざまな分野の施策について中長期的な視点で取り組む必要があるというふうに考えておりますし、そうした中で、お話もございましたワクチンの開発、治療薬の開発、また普及、こういったことを待っていくと、そうした中で終息を期待していくというようなシナリオが現在一番蓋然性が高いのではないかというふうに私自身は受けとめているところでございます。

次に、いわゆる第2波、第3波に対応します経済対策とその財源の確保についてお尋ねがございました。

経済影響への対策につきましては、現在、1つには事業の継続と雇用の維持、2つには経済活動の回復、3つには社会・産業構造の変化への対応という3つの局面——フェーズに対応いたしました取り組みを同時並行的に強力に展開いたしているところでございます。

御質問がございましたように、仮に第2波、第3波という形で次の感染の波が到来をいたしました場合には、改めてまず先ほど申し上げました第1の局面——フェーズでございます事業の継続と雇用の維持に全力を挙げる必要が出てまいると考えております。他方で、現状はと申しますと感染が一定おさまりつつある、落ちつきつつある現在でございますので、新しい生活様式あるいは社会・産業構造の変化への対応をしっかりと進めていくということで、その際の県経済へのダメージを少しでも抑えていきたいと考えております。

財源の問題に関して申しますと、国におきましては、今回の第2次補正予算において、いわゆる第2波、第3波に備えまして10兆円の予備

費を計上されております。そのうち5兆円程度は、雇用の維持、生活支援、事業継続さらには地方向けの医療・介護などに活用するというような方針も示されておりますので、こうしたところで国のほうとしては一定の財源の確保はされているということではないかと思っております。

こうしたことを踏まえまして、県といたしましては、まずは国費を活用していくということを見ると同時に、財政調整基金の取り崩しあるいは既存の事務事業の見直しなど、あらゆる手段を使って必要な財源の確保を図ってまいります。あわせまして、全国知事会などとも連携しながら、地方に必要な財源の確保につきまして国に提言してまいる考えでございます。

次に、新しい生活様式の普及啓発につきましてお尋ねがございました。

感染状況が一定落ちつきを見せまして、社会経済活動の本格的な再開が求められる場面におきましても、しっかりと感染防止策を講じることが前提となってまいります。県民の皆様には、新しい生活様式を実践いただくとともに、事業者の皆様には、業界ごとに作成をされましたガイドラインに沿った感染防止策を実践いただきたいと考えております。

現在、140余りの業界ごとに全国的なガイドラインが作成されております。これを本県の実態に合わせてわかりやすくアレンジをして普及を図っていくということも必要だと考えております。このため、5月15日に開催いたしました本県の第9回目の対策本部会議において、高知県の特性に鑑みまして必要となるガイドラインの追加、手直しあるいは周知徹底、こういった取り組みを行うように各部長に指示をいたしたところでございます。

既に、旅館、ホテルや飲食業などにつきましては、県内の業界団体が高知県版のガイドラインも作成をされまして、各事業者において創意

工夫をした対策を講じられているというふうに承知をいたしております。県といたしましても、県版のガイドラインの作成あるいは事業者の皆様への周知について、しっかりと支援を行ってまいります。

新しい生活様式やガイドラインに基づきますと、大変に残念なことではございますが、例えば献杯、返杯などといいました、これまでと全く同じスタイルでの宴席などは、当面はなかなか難しいというふうに感じているところでございます。県民の皆様には、まずはこの新しい生活様式、ガイドラインに基づく感染防止対策に努めていただくということが第一であろうと思っております。そして、今後ワクチンや治療薬が開発された際には、これまでの高知、土佐独自の文化を取り戻すための条件がそのことによって整ってくるのではないかとこのように考えております。

次に、四国4県で連携・協調いたしました観光あるいは水際対策などについてお尋ねがございました。

今回、国のGo To キャンペーンが全国一斉に展開されますが、一方で国のほうではこの観光の回復につきましては、身近な地域から段階的に全国へ拡大をしていくという方針も示されております。したがって、県外から本県にお越しいただく観光客の誘致に当たりましては、もとより本県独自のPRも必要でございますが、御指摘ございましたように4県で連携をした四国の周遊観光の魅力をPRしていくと、こういうことも大切だというふうに考えております。

このために、5月に行われました四国知事会議、これはウェブ会議で行われましたけれども、私から全国に向けた4県共同の誘客のPRあるいは四国内での相互のPRといったような連携をしてはどうかという提案をいたしまして、この方向性については各県知事の御賛同を得たと

ころでございます。

これに基づく取り組みといたしましては、四国ツーリズム創造機構、これは4県や観光関連事業者などが参画しておりますので、この機構とも連携をいたしまして、四国内の観光施設を周遊する仕組みづくり、そのPRなどの準備を今進めているところでございます。

また、四国各県が予定をいたします、御指摘もございました県外観光客向けの宿泊割引などの施策を、4県のメディアでお互いに広報するといったような取り組みも予定をいたしております。

一方、4県で水際対策をというお話もございました。新型コロナウイルスの感染拡大防止につきましては、ただいま申し上げましたように国の方針により、業界団体による全国標準のガイドラインが140余り作成をされておまして、これによりますと、例えば旅行会社で言いますと、首都圏などの出発地側の旅行会社あるいはフェリーなどの旅客船におきましては、出発前に旅行者の検温や体調チェックを行う、そして発熱のある方などには、旅行や乗船を御遠慮いただくというようなガイドラインが示されているところでございます。また、航空業界でも、発熱などの症状がある場合には利用を慎んでいただくということを、ターミナルビルの館内アナウンス等を活用して周知をする、あるいは大都市部の空港では搭乗の時点での検温と、こういったことも示されているというふうに承知をしております。

緊急事態宣言が現在では解除されておりますので、ただいま申し上げましたような対応が、経済活動と感染防止の両立を念頭にした対策というふうに言えると思っておりますし、出発地側で講じる水際対策という意味を持っているというふうに考えておるところでございます。

最後に、スーパーシティ構想で国が想定をい

たしております施策の中山間地域における展開についてのお尋ねがございました。

スーパーシティ構想は、AI——人工知能ですとかビッグデータなどの技術を活用いたしまして、交通、医療、教育や行政手続など、国民の暮らしを支えるさまざまな分野におきまして、先端サービスを一体的に提供するものでございます。国では、この構想を通じました経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会、いわゆるSociety5.0の実現を目指しているという状況でございます。

本年9月に法が施行されました後には、国によります区域指定の公募が予定されております。県内の市町村におきましては、情報基盤が脆弱であること、あるいはただいま申し上げました分野のうち5分野以上における取り組みが必要であるという条件が示されているということがございまして、現時点では応募に向けた動きがないというのが実態でございます。

しかしながら、この構想の取り組み例に掲げられておりますような、例えば自動走行、自動配送でございますとか遠隔医療、遠隔介護などの施策につきましましては、担い手や生活基盤に課題を抱えます本県の中山間地域にとって大変有効なもの、大きな可能性を秘めたものであるというふうに考えているところでございます。

本県では、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中山間対策の柱といたしまして、未来技術を活用した中山間地域の暮らしの質の向上を掲げているところでございます。構想と親和性のある具体的な事業といたしまして、ICTを活用して医療・介護情報を関係機関で共有いたします高知あんしんネットですとか、小規模校へのデジタル技術を活用した授業の配信などに取り組んでいるところでございます。

今後も、このスーパーシティ構想の施策の進展状況も十分注視をいたしながら、交通や医療

の分野など、中山間地域の課題とデジタル技術をマッチングさせることで、高知版Society5.0の実現と中山間地域の振興に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) 直販所の強化と外商に対応したインターネット販売の進め方についてお尋ねがございました。

県ではこれまで、地産地消の場として定着しております直販所をさらに魅力あるものにしていくために、ワークショップ形式のセミナーを開催し、専門家の助言のもと、集荷体制の強化による品ぞろえの充実や、消費者に喜ばれる店舗づくりなどを支援しております。

また、直販所を活用した地産地消の強化として、先月にはJAの直販所、そして本日から県内各地の直販所においてプレゼントキャンペーンを実施しております。このキャンペーンを通じて、県産農畜産物や加工品の販売拡大とあわせて、地産地消のさらなる定着を図るとともに、引き続き直販所の充実強化に取り組んでまいります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、農畜産物の購入に当たっても、インターネットを利用される消費者がふえてきております。本県においても、例えばJA高知県のネット販売のサイトである龍馬マルシェでは、本年4月から5月までの売り上げが前年に比べ3倍を超えるなど、ネット販売のニーズは高くなっております。今後、新型コロナウイルス感染症の終息後においても、県産農畜産物の外商を拡大する上での販売ツールとして、ネット販売は必要不可欠であると考えております。

このため、県では、本年4月にJAグループ高知と設立をいたしました、実需者との直接取引などにより外商拡大を目指す高知県直販流通外商

拡大協議会において、新たなネット販売の構築について検討を進めております。このネット販売を運営するに当たっては、魅力ある商品の品ぞろえや集荷、発送などのさまざまな課題にきめ細かく対応していくことが必要ですので、既存のネット販売の課題なども参考にしながら、新たなネット販売の構築に向けて取り組んでまいります。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) 新型コロナウイルス感染防止対策として、換気設備の整備の重要性についてお尋ねがありました。

緊急事態宣言の解除に引き続き、全国的な移動自粛も解除されたことから、今後は新しい生活様式に対応した社会経済活動の再開をしっかりと後押しすることにより、本県産業のV字回復につなげていく必要があります。そのためにも、議員からお話のありました換気設備の整備を初め、消毒やマスク着用の徹底、さらにはいわゆるソーシャルディスタンスの確保など、感染防止対策を着実に実施していくことが極めて重要となります。

このため、個人事業者を含めたさまざまな業種の中小企業者が行います感染防止対策を支援する制度を今議会に提出させていただきました。この制度では、業種別の感染予防対策ガイドラインに基づいて実施する換気設備の整備といった施設改修や、空気清浄器といった備品の購入などについて支援することとしておりますし、実際に旅館、ホテル等からのお問い合わせもいただいております。

あわせて、医療機関や福祉施設において実施する感染防止対策の支援制度も提案されておりますし、国の補正予算においては、不特定多数の人が集まる飲食店等における高機能換気設備等の導入に対する支援制度が盛り込まれるなど、換気の重要性に着目したさまざまな支援策が設

けられております。

県民の安全・安心を確保するため、さまざまな業種の中小企業者に対してこうした制度の積極的な活用を促し、県内事業者が行います感染防止対策をしっかりと支援してまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、飲食店やホテル、旅館などにおける感染予防対策についてお尋ねがございました。

飲食店やホテル、旅館などでの感染予防対策としては、3密を避ける、清掃、消毒を励行する、一般的な衛生管理を徹底する、まずはこの3つを徹底することが基本となります。この基本を徹底するため、県では食品及びホテル旅館関連団体が、関係する事業者に向けて新型コロナウイルス感染予防対策を啓発するためのチラシや、施設に掲示するポスター、対策を取りまとめた高知県版ガイドラインを作成する際、助言や監修を行うとともに、各福祉保健所などを通じて事業者への周知・啓発に努めてまいりました。

今後、各福祉保健所で開催される食品関係者向けの講習会などの機会を捉え、ガイドラインに関する啓発を強化してまいります。また、そうしたソフト対策に加え、ハード対策として商工労働部と連携の上、各種設備の補助制度の広報に努めて、換気装置といった必要な設備の整備につなげるなど、事業者の自主的な取り組みを後押ししてまいります。

あわせて、今後もし新型コロナウイルスに関する新たな知見が出ましたら、その知見を踏まえたガイドラインやポスター等のバージョンアップなどにも、関連団体と一緒に取り組んでいきたいと考えています。

次に、医療現場への資器材の供給、人材確保などの現状と課題、そして対策についてお尋ねがございました。

医療用マスクやガウン等の感染防護具につきましては、これまで国からプッシュ型で送られてきたものを医療機関等に配布してきており、十分とまでは言えないものの、一定量が供給できている状況です。また、4月専決の補正予算を活用しながら、県独自でも医療用としての規格基準を満たした感染防護具の確保に努めています。そして、現在は国のウェブ調査によって、各医療機関の感染防護具の在庫量が把握できる仕組みができており、不足する医療機関については、国や県の備蓄分から緊急配布を行う体制が整っているところです。

次に、医療機器については、本年6月24日現在で、重症患者の治療に必要な人工呼吸器が38の病院に277台、人工肺装置、いわゆるECMOは4病院に10台、そのうち医療センターには3台が整備されています。ただ、国の新しい推計による県内の重症患者の1日当たり患者数は多くて30名程度とされているものの、コロナ以外の患者への利用も考えますと、主に重症患者の治療を担う医療センターでは、ECMOが不足する事態も考えておく必要があります。そのため、6月12日にはECMOを保有する他の医療機関から機器と臨床工学技士などの人材を医療センターに集約するための協定を締結し、体制の強化を図っているところです。

一方、医療人材の確保については、現時点で感染症指定医療機関等の12の医療機関に166床の病床を確保し、そのために必要な人員を充てていただくようお願いをしております。県としても、厚生労働省が6月19日から開始をした求職者に求人情報を広く案内するためのサイト「医療のお仕事 Key-Net」の利用を県内の医療機関に促すなど、各医療機関が行う医療人材の確保を支援してまいります。

次に、外来患者の減少により経営状況が厳しいものとなっている民間医療機関への対策につ

いてお尋ねがございました。

本年4月の県内の国民健康保険及び後期高齢者医療制度における医科、歯科合計の外来診療の状況は、昨年同時期と比較して請求件数で15.1%の減少、請求額でも11.9%の減少となっており、外来受診は落ち込んでいます。本来、体調不良の医療機関受診や持病の治療のための通院は不要不急の外出には該当しないにもかかわらず、新型コロナウイルスへの感染の不安と不要不急の外出の自粛要請が影響したと考えられます。

仮に、次の波がやってきて新型コロナウイルス感染症への対策が特に重要となった場合でも、過度の受診回避により、適切な時期に受診をせずに治療開始がおくれたり、慢性疾患の管理が不十分となり疾病の増悪につながることは避けなければなりません。

そのため、このたびの6月補正予算案では、定期的、頻回な清拭、消毒等を行う環境整備や、発熱患者と他の患者が混在することを避けるための動線の確保など、医療機関等の院内感染防止対策に要する費用を補助することとしています。こうした支援も活用し、患者の不安解消につなげる一方、適正受診がなされるように、その必要性や新型コロナウイルス感染症についての正確な情報の提供も行ってまいります。

次に、感染症病棟のオンライン化と民間病院のオンライン診療の現状と課題、今後の見通しについてお尋ねがございました。

まず、感染症病棟のオンライン化については、今回県内で対応した患者の多くが軽症者であったことから、感染防止対策としては、患者への直接対応の回数を減らすなどで対応しており、病棟内における医療従事者と入院患者のオンライン対応は行われませんでした。ただ、今後の準備として、病棟内でタブレット端末を用いて患者との通信を確保することなどを検討してい

る医療機関もあるとお聞きをしております。

次に、病院等のオンライン診療については、非対面での診療や服薬指導を実施している病院や診療所、薬局のほとんどが、現在は電話を通信機器として使用しており、オンライン化自体は進んでいないものと推察をしております。その要因としては、診療報酬の対象となったのが、オンライン診療は平成30年、オンライン服薬指導は令和2年とまだ日が浅く、患者側にとってなじみが薄いことに加え、医師の研修や設備整備など医療機関側に負担があることなどが考えられます。

県としましては、院内感染を防ぐことや、受診控えや重症化リスクの高い高齢者等への対応など、ウイズコロナの状況下での医療体制はもとより、アフターコロナの状況における在宅患者への対応や中山間地域などでの医療体制においても、オンライン化は大いに求められてくるものと考えています。そのため、今議会の補正予算案に計上している国の2次補正予算で新設された医療機関や薬局のオンライン化のための設備整備等を対象とした補助制度を、医療機関等にしっかりと周知し、積極的に活用されるよう取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスへの対策に当たる県の公衆衛生医師の確保や組織づくりについてお尋ねがございました。

疾病の治療にとどまらず、社会的防衛も求められる感染症対策を進めるためには、県や保健所を設置している高知市に勤務する公衆衛生医師の役割は非常に大きいと考えております。しかしながら、公衆衛生医師については全国的に人材が不足をし、本県においても大変厳しい状況にあるため、県のホームページでの募集を初め、高知大学の同窓会へのチラシの送付など、さまざまな手法を活用して確保に努めているところです。直ちに確保するというわけにはいき

ませんが、引き続き採用に向け努力をしております。

今回、新型コロナウイルスに関してさまざまに対応するに当たっては、部内に新型コロナウイルス感染症医療調整本部を設置し、そこで必要な対策の協議を行うとともに、県と高知市の公衆衛生医師同士で頻回に協議検討を行っています。また、節目節目で感染症対策協議会の先生方や厚生労働省のクラスター対策班の専門家の力もおかりしながら、最新の知見を踏まえて取り組んでまいりました。

未知のウイルスであるがゆえに、現在世界中でその正体をつかみ、効果的な対策を編み出そうと必死で研究が進んでいます。その過程において出てくるさまざまな情報の真偽を県の組織で判断することは難しいと考えますが、県の行う対策が間違っただけにならないよう、また適時に抜かりなく行えるよう、有効な組織のあり方については他県の事例なども参考に研究をしたいと考えています。

次に、インフルエンザの予防接種の啓発についてのお尋ねがございました。

インフルエンザの流行期間は、一般的に12月から翌年3月と言われております。もし新型コロナウイルス感染症の流行と重なってしまうと、インフルエンザなのか新型コロナウイルスなのか、判別のつかない発熱等の患者がふえてしまい、医療現場が混乱することが予想されます。そのため、ことしのインフルエンザの予防接種は例年以上に重要となります。予防接種は10月ごろから開始をされ、12月中旬ごろまでに接種することが奨励されており、特に高齢者や基礎疾患がある方などは、インフルエンザにかかるリスクが重症化しやすいため、その時期までに積極的に予防接種を受けていただくことが望まれます。

県では、例年新聞等を通じて、インフルエンザの流行や予防方法についてお知らせをしてま

いりましたが、ことしは早目にインフルエンザの予防接種を受けていただくよう、市町村広報紙も活用させていただくなどして、これまで以上に積極的に広報してまいります。

最後に、高知あんしんネットの現在の状況についてお尋ねがございました。

高知あんしんネットは、昨年10月に運用を開始して以降、現在6月19日時点までの加入施設は440施設、またデータを共有することに同意をいただいた県民の方は3,848人となっております。

この間、加入施設の増加に向け、施設への訪問や病院以外の事業所の利用料を半年間無料化するとともに、CMの放映等による県民の高知あんしんネットへの加入活動を行ってまいりました。ただ、新型コロナウイルス感染症が拡大するにつれ、医療機関に説明ブースを設置しての患者への対面での勧誘ができなくなるとともに、3月上旬からは県外の委託業者が加入促進や接続支援のために本県に出張することができなくなったことなどにより、事業所や県民に対する加入促進活動が大きく制限をされてきました。

医療機関と高齢者福祉施設の情報連携は、新型コロナウイルス感染症対策としても有用であるとともに、より多くの事業所及び県民の方々に加入していただくことで、システムの有用性はより高まります。新型コロナウイルスの感染状況も見ながら、参加同意に向けた活動や地域ごとの説明会を再開し、新たな施設や県民の加入に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策の状況などについてお尋ねがございました。

現在の県における福祉施設向けの防護資材の

備蓄状況は、これまでの他県でのクラスター発生事例を参考に、収束するまでの約1カ月間を目安に、防護ガウンやフェースシールドなどについて3施設分程度を備蓄しております。今後の備蓄の予定としましては、さらに25施設分程度まで対応が可能となるよう、防護資材を追加購入し、必要なときに速やかに提供できるようにしてまいります。あわせて、各施設における防護資材の備蓄を促進するため、感染症対策用物品の購入を支援することとしております。

また、施設の入所者が感染した場合には、基本的に感染症指定医療機関に入院していただくこととなっておりますが、大規模なクラスターの発生により病床が不足する場合など、施設での療養が必要となるケースも想定されます。そのため、国の第2次補正予算などを活用し、個室化のための改修や多機能型簡易居室の設置など、施設の感染防止のための環境整備を支援してまいります。あわせて、施設において感染防止対策の研修が実施できるよう、専門家の紹介や、その派遣に要する費用を助成するなど、必要な支援を行うこととしております。

施設から感染症指定医療機関への感染者の移送につきましては、原則として保健所が所有する移送車を用いることになっております。なお、保健所の移送車による移送が困難で、緊急を要する場合には、保健所の依頼に基づき、各消防本部の救急車による搬送ができるよう調整しているところです。今後とも、新型コロナウイルス感染症の発生に備え、高齢者福祉施設への支援を強化してまいります。

次に、高齢者福祉施設におけるオンライン面会の整備状況と課題、今後の対応についてお尋ねがございました。

高齢者福祉施設等での面会については、緊急やむを得ない場合を除き自粛をお願いしてきていたところですが、6月19日をもって都道府県をま

たぐ移動の自粛要請が全面的に解除されたことなどを踏まえ、感染対策を引き続き徹底した上で、各施設の判断により面会の制限を順次緩和していただくことといたしました。

こうした中、県内の特別養護老人ホーム67施設のうち22施設において、パソコンやタブレットなどのテレビ電話機能を活用したオンライン面会が可能となっています。このようなオンライン面会は、感染防止対策に加え、遠方にお住まいの御家族にとって、入所している親御さんなどとの交流の機会をふやすことができる効率的で有効な手段となっております。

施設において、オンライン面会の導入を進めていくためには、機器の導入費用への支援やオンライン面会のノウハウを職員に身につけてもらうことなどが必要となります。このため県では、これまでに高齢者施設等のICT機器導入を支援する補助金について、補助上限額を引き上げるとともに、新たに無線LAN機器なども補助対象としてきたところです。

また、国の第2次補正予算を活用して、施設における感染症対策に要する物品の購入等とあわせて、ICT機器の導入をさらに後押ししたいと考えております。加えて、施設の職員の皆様に、国が策定したオンライン面会を実施する際の留意点や、先進的な事例などを紹介し、施設でのオンライン面会の取り組みを促進してまいります。

最後に、オンラインによる見守りなど中山間地域の高齢者世帯のIT整備についてお尋ねがございました。

現在、県内の一部の市町村においては、高齢者の安否確認にテレビ電話装置や緊急通報装置などのIT機器が活用されています。議員からお話がありましたように、中山間地域における高齢者の見守りや安否確認などをオンラインを活用して行うことは、サービスの質の向上や効

率化に加え、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点からも有効であると考えています。

県内における先進的な取り組みとして、大豊町では高齢者の自宅への訪問が困難な場合などに、各世帯に配布しているタブレットを活用し、文字や画像により安否確認を行うなど、双方向による見守り支援システムを検討しているとお聞きしております。このような双方向のシステムが実現すれば、ITを活用した高齢者の生活全般を支える新たな仕組みづくりにつながっていくものと期待されるところです。

そのため、県内外のIT活用事例や、民間企業の最新機器の情報などを市町村に紹介しながら、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、見守り支援の取り組みを促進してまいります。あわせて、国に対しましてもITの活用への促進に向けた支援策の創設、拡充などについて提言してまいりたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、長期休業後の現在の児童生徒の様子についてお尋ねがございました。

市町村教育委員会と各学校においては、臨時休業による学習のおくれを取り戻すため、夏季休業期間の変更などさまざまな検討が進められており、現在のところ授業日数確保の見通しは一定立っているとお聞きしております。

また、5月の学校再開時に、全ての児童生徒を対象に実施したアンケートや面談等の結果では、勉強についていけるか心配であるとか、部活動の大会が中止となり目標がなくなりショックであるといった、不安や喪失感を抱いている児童生徒もいるとの報告がございました。

こうした状況を踏まえ、各学校において校内支援会を中心に、気になる児童生徒については全教職員で情報共有しながら、声かけや家庭訪問などの支援に加えて、スクールカウンセラー

や外部の専門機関と確実につなぐよう、市町村教育委員会や校長会に要請をしております。

県教育委員会としては、児童生徒の心のケアに向けて、スクールカウンセラーの重点配置や心の教育センター職員の派遣、また本年度から全ての小中学校に配置しました不登校担当教員のスキルアップのための研修の開催、さらには出欠状況の早期把握のための校務支援システムのさらなる活用促進などの支援を実施してまいります。

次に、タブレット端末の配備予定についてお尋ねがございました。

再度の感染拡大に備える観点からも、G I G Aスクール構想の実現に向けたタブレット端末の整備の加速化を図ることが重要であると考えております。本年度、国の補正予算の活用により、県立分、市町村立分合わせて3万5,000台余りの整備を県内で予定しておりますが、議員御指摘のとおり、全国的に需要が拡大していることから事業者の供給体制に課題が生じるおそれがございます。こうした課題につきまして、文部科学省においては全国的な需要の把握に基づく供給メーカー等の業界と連携した取り組みや、交付決定の手続を待たずに自治体の整備の着手を認めることなどの措置が講じられているところです。

県教育委員会として、これまで市町村教育委員会等における円滑な調達手続を支援するため、仕様の統一や合同での入札を計画してきたところであり、今月下旬にも合同入札を実施する予定となっております。納品の目安としては、一般的には契約から約4カ月程度を要するとの情報も得ておりますが、再度の感染拡大に備えるため、文部科学省において供給メーカーと調整を進めているともお聞きしております。いずれにしましても、県教育委員会としましては市町村教育委員会と連携し、必要な手続を可能な限

り速やかに講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、家庭のインターネット環境への対応についてお尋ねがございました。

感染拡大により休業等の措置をとらざるを得ない場合、オンライン教育等の実施は学校教育活動の継続のために極めて有効であり、さきの臨時休業に際しても、一部の学校でその成果が報告をされております。自宅等でオンライン教育を受けるための前提となる家庭の通信環境について、県立学校の生徒の約8割の家庭では光回線等が整備されており、これらについては、オンライン教育を実施する環境が整っているものと考えております。

一方、自宅の通信環境が十分でない児童生徒については、国の補正予算において貸し出し用モバイルルーターの購入に係る補助が盛り込まれており、県立中学校等での活用のために300台程度購入することとしております。

なお、家庭でオンライン教育を受ける際の通信費については、国において就学援助制度や高校生等奨学給付金制度における追加給付が行われることになっており、こうした仕組みを活用してまいりたいと考えております。

また、モバイルルーターの通信が困難な地域に居住する生徒や、貸与に係る補助の対象になっていない高校生等については、臨時休業の趣旨が学校における密集等を避けるために実施されるものであることを踏まえ、感染症対策に万全を期した上で、個別に学校で指導することなどについても想定しており、こうした対応について周知を図ってまいります。

再度の感染拡大に備え、I C Tの活用準備を進めるとともに、家庭の環境によって学習機会の格差が生じることのないよう、生徒の実態に応じたきめ細かな対応を図ってまいります。

次に、不登校へのオンライン授業の活用につ

いてお尋ねがございました。

不登校は、学校・家庭における人間関係、また学業不振など、さまざまな要因により生じているため、支援の方法も一人一人の実態に応じた対応が必要となってまいります。オンライン授業の活用は、集団生活になじみにくくなっている児童生徒に対して、人とのコミュニケーションによるストレスを軽減しながら支援を行うための有効な手段の一つであると考えられます。

福岡市や熊本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みの一つとしてICTを活用した双方向の授業を実施し、その中で不登校児童生徒を対象にしたオンライン授業も試験的に行われております。参加した生徒からは、登校はできないが、オンラインなら授業に参加できたといった感想が寄せられるなど、不登校児童生徒の支援において一定の成果が報告されております。

本県におきましても、現在県教育センターと市町村の教育支援センターが連携し、不登校傾向にある児童生徒を対象に、試験的にオンライン授業を実施するよう準備を進めているところです。これは、県教育センターが実施する授業を市町村の教育支援センターに配信し、そこに通所している児童生徒が授業に参加するもので、センター間の準備はもう既に完了しております。参加する児童生徒の調整を行っており、7月中旬からの実施を予定しております。

こうした取り組みの成果や課題を検証しながら、オンライン授業を活用した不登校児童生徒への多様な支援のあり方について、市町村教育委員会とも連携しながら、具体的に研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、タブレット端末が県立高校の全生徒に行き渡るのはいつごろになるのかのお尋ねがございました。

国のGIGAスクール構想が加速化されるこ

とになり、小中学校において1人1台のタブレット端末の整備が進められているところですが、高校生はこの支援の枠組みの対象となっております。このため、県教育委員会では再度の感染拡大に備えるため、県独自の整備計画を前倒しいたしまして、5月補正予算などによりタブレット端末の整備を進めているところでございます。この結果、今年度中には全県立高等学校35校において、各校に1クラス分以上のタブレット端末が整備されることとなります。

今後、再び臨時休業となった場合には、自宅のタブレット端末やパソコン等の活用、それから整備した学校のタブレット端末やノートパソコンを貸し出すことによって、自宅でもICTによる学習が継続できるものと考えております。これらの方法による学習が困難な生徒には、分散登校など感染防止対策を徹底した上で、学校において学習する環境を整えてまいります。

なお、GIGAスクール構想により、小中学校で1人1台のタブレット端末が今年度中に導入されることを踏まえると、高等学校においても1人1台環境を実現していくことが必要となります。高等学校における1人1台タブレット端末の整備のあり方については、既に私費で端末整備を先行させている学校の成果や課題を整理した上で検討会を設置し、今後PTAなどの関係者の御意見を聞きながら、県教育委員会として早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、休校による学習おくれの格差を是正する取り組み等についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休業期間中、各学校においては、生徒が計画的な家庭学習ができるよう課題を与えて指導を行うとともに、分散登校により個別面談等を実施し、進路についての不安を少しでも和らげるよう心のケアも図ってまいりました。学校再

開後は、各学校において学校行事の精選、夏季休業期間の短縮など、教育計画の見直しを行い、現時点で授業日の確保に見通しがつきましたので、おくれを取り戻しつつ、大学入学共通テストに間に合うように、子供たちの学びを保障してまいります。

今後、再び感染が拡大し臨時休業になった場合、オンラインの授業の実施や、各学校が生徒の学習状況に応じた動画等の学習教材を作成するなど、生徒の各家庭における学習が充実するよう準備を進めてまいります。なお、家庭でインターネットが活用できない場合は、十分な感染対策をとった上で登校させるなど、さまざまな方法を準備し、万全の備えを行ってまいります。

次に、遠隔授業を県下全ての学校で行うことについて、将来的に考えられるのではないかとのお尋ねがございました。

本県では、高等学校の立地条件等にかかわらず、在籍する生徒が進路希望に応じた教科、科目を学ぶ機会を保障するため、今年度より教育センター内に設置しました岡豊高等学校教育センター分室から、中山間地域の小規模校等に対して遠隔授業を実施しているところです。現在、嶺北高等学校を初め県立高等学校10校で実施しており、小規模校で選択者が少ないことから実施が難しい数学Ⅱや物理など9科目を配信し、延べ47名の生徒が受講しております。加えて、授業以外でも難関大学受験や公務員受験など、生徒の希望に応えられるよう受験対策の教科補習や面接、集団討論なども実施しているところです。

本県のこの遠隔授業の取り組みは、国の中央教育審議会においても先進事例として報告されており、今後さらに対象校の拡大も図り、遠隔授業の有効な活用方法について研究を深めてまいります。また、国においては小学校の専科指

導等の充実に向けて遠隔授業の活用等も検討されていることなどから、本県としましては小中学校における活用についても検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、オンライン授業を行うための教員の機器操作の向上についてお尋ねがございました。

議員の御指摘のとおり、整備されたタブレット端末等を教員が日々の教育活動に活用していくことが極めて重要です。今年度より、教員の研修を担う教育センターのICT環境の充実を図ったところであり、さまざまな研修についてICTを活用して実施していくことで、教員の活用能力の向上を図ってまいります。

また、教員が日常的に活用していくためには、授業で何ができるようになるのかといった具体的な事例を示していくことが重要であるというふうに考えております。このため、県教育委員会にプロジェクトチームを設置しまして、協働学習支援ツールなど授業で活用できるアプリケーションの利用方法等について研究を進めるとともに、高等学校の拠点校において具体的な指導方法等の研究を進めてまいります。

これらの研究成果や、今年度作成する授業動画等をもとに、授業の計画となります指導案のモデル等を作成しまして、各教員が実際にICTを活用して授業を実施する機会を設けてまいります。このような取り組みにより、各教員が実際に授業でICTを活用する機会をふやすとともに、県教育委員会の指導主事等が各学校に訪問する際などに具体的な指導・助言を行うことで、質的な向上も図ってまいりたいというふうに考えております。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 感染症対策用の運営マニュアルに基づく対応の実効性と、資機材購入の予算の確保についてお尋ねがございました。

コロナ禍における避難所の運営については、これまでとは違った対応が求められるため、感染症対応のマニュアルを作成するとともに、訓練などを通じて実効性を高めていくことが重要であると考えています。

市町村では、感染症対応のマニュアルを6月中に作成し、そのマニュアルに基づく訓練や説明会を通じて職員のスキルアップを図ることとしており、県としても防護服の着脱など感染症対応についての技術的助言を行うなど、実効性を高める取り組みを支援してまいります。

また、市町村では、マスクや消毒液、体温計のほか、熱、せき等の症状のある方などの専用スペースを確保するためのパーティションやテントなどの資機材を確保することとしています。このために必要な予算については、国の臨時交付金や県の補助金などを活用し、既に26の市町村で措置されております。残りの8市町村につきましても、今月中に臨時議会等で予算が措置される見込みとなっております。

○5番（金岡佳時君） それぞれ丁寧な答弁ありがとうございました。

1点だけ再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、3密の解消がこの新型コロナウイルス感染症予防に非常に効果的であるということはわかっているわけがあります。先ほども申しましたが、今南海トラフ地震対策として耐震化を進めておるわけですが、これは建物の倒壊を防ぐことによって命を守ろうということとでございます。それと同じく、3密を解消することによって命を守ろうということとありますから、このいわゆる密室の解消、換気設備の整備というものは、これは何があってもやらないけないことであるというふうに私は思っております。

これから観光についていろいろなキャンペー

ンが進められ、恐らくいろいろな町からも観光客が訪れるようになると思います。そうしたときにどうやってそれぞれの命を守るのか、どうやったら感染しないようにできるのかということと考えたとき、少しでもリスクを軽減するということが一番求められることではないかというふうに思います。そうすると、換気設備を整えれば、少なくとも整えていないときよりもリスクの軽減ができるわけです。換気設備を充実させればさせるほど、結局このコロナウイルス感染症へかかるリスクは下がってくるわけでございますから、どんなことがあってもこれはやるべきであろうというふうに思います。

そこで、そうしたらそれをどうやって進めていくのかということが1つ大きな課題になるかと思っております。私は、やはりそこできちんと感染症の予防のできたところ、予防対策のできたところ、特に換気設備を十二分に整えられたところは認証するというような、県が認証するというような認証制度を設けて、その換気設備の徹底を進めていくべきではないかというふうに考えます。ですから、具体的に言えば、単純に認証制度を設けて、そしてその整備の努力を認めることにより整備の重要性、必要性を再認識してもらい、さらにその他の地域との差別化、そして地域の方々から同意や応援も得られるというふうに思いますので、そうすれば換気設備の整備を強力に進めていくことができるのではないかというふうに思います。

こういう進め方について、もう一度健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） せんだって産業振興計画のフォローアップ委員会が行われまして、県外から委員の方が高知に久しぶりにお越しくださったことがございます。そのとき、その委員が——東京で生活をしておられる方なんですけれども——今回の緊急事態宣言下でのい

ろんな制約の中で生活が一変をしたと、あるいはその考え方が大きく転換せざるを得なくなったんだということをおっしゃっておられました。例えば高知県に観光で人を呼びたいときに、やっぱり感染対策がどれだけできているかということなんかは非常に大きな選択の項目に上がってくるんだということをおっしゃっておられました。したがって、それが全ての方の考えかどうかは別にしても、そうした考え方を持たれた方は少なからずいらっしゃるだろうというふうに想像しますと、議員の先ほどおっしゃられたことなんかも十分に理解はできるところでございます。

ただ、その換気のやり方につきましては、通常窓があけられる場所においては窓をあけながらのエアコンも考えられますし、そうでないところでは、定期的に、時間ごとに全開にしながら空気を入れかえるといったこともあるわけでございます。そうしたことはしっかりとお勧めをしていくんですけども、ウイズコロナの状況にあっては、そうしたことは必須の条件としてやっていかなければならないというベーシックなところに、機械を設けたところにだけ認証するというその上乘せにつきましては、いわゆるどちらかというとその認証を受けていないところは、その施設は衛生上問題があるかのような、かえって逆の効果ももたらされる懸念もございまして。そうした進めていくに当たってのやり方としましては、それをしていないと認証しないぞと、したところには認証するぞといったような、いわゆる北風の政策ではなくて、我々としてしっかりと——その業界にもそうした制度がありますので、それを大いに活用していただいて取り組んでいただきたいということは、業界ともお話をさせていただきたいと思っておりますので、できましたらそうした太陽政策における取り組みということで進めさせていただきたい

なというふうに考えているところでございます。

○5番（金岡佳時君） できるだけ進めていただきたいと。加えて申し上げますと、換気設備がなかなか難しいところは、先ほども申し上げましたように空気清浄器でも有効でございます。それもそれほど費用もかからないというようなことでございますし、導入はできるというふうに私は思いますので、認証にかかわらず、これは導入をぜひとも進めていただきたいと。それぞれの店をやっている方々、そこにいらっしゃる方々の命を守ることもつながりますので、外から来る方だけではございません。ですから、ぜひともまた進めていただきたいというふうに思います。

そして、少しでも県民が罹患をせずに健康に暮らせるようにということを念じて、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時44分散会

令和2年7月2日（木曜日） 開議第4日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 井 上 浩 之 君
 推進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交通 部長
 商工労働部長 沖 本 健 二 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部 長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 古 谷 純 代 君
 職 務 代 理 者
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主 幹 春井真美君
主 査 久保淳一君



議事日程(第4号)

令和2年7月2日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第12号 安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第13号 土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第14号 須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第15号 宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第16号 土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第17号 四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第18号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第19号 東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第20号 奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第21号 田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

第 22 号	安田町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 35 号	津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 23 号	北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 36 号	四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 24 号	馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 37 号	大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 25 号	芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 38 号	三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 26 号	本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 39 号	黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 27 号	大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 40 号	高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 28 号	土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 41 号	香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 29 号	大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 42 号	香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 30 号	仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 43 号	高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 31 号	中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 44 号	香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 32 号	佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 45 号	幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 33 号	越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 46 号	高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事
第 34 号	禰原町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		

務の受託に関する議案	との間の行政不服審査法第81条第1
第 47 号 幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	項の機関の事務の受託に関する議案
第 48 号 津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 59 号 高知縣市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 49 号 高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 60 号 南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 50 号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 61 号 中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第 51 号 津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 62 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 52 号 高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 63 号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 53 号 幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 64 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 54 号 幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第 2 一般質問 (2人)
第 55 号 嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	————— ∞∞∞ —————
第 56 号 高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	午前10時開議
第 57 号 安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	○議長(三石文隆君) これより本日の会議を開きます。
第 58 号 高幡広域市町村圏事務組合と高知県	————— ∞∞∞ —————
	諸般の報告
	○議長(三石文隆君) 御報告いたします。
	公安委員長小田切泰禎君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職

務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第64号「町道佐渡鷹取線社会资本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上64件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

9番野町雅樹君。

（9番野町雅樹君登壇）

○9番（野町雅樹君） 皆さん改めましておはようございます。自由民主党の野町です。議長から発言のお許しをいただきました。

質問に入る前に、まず今回の新型コロナウイルスのパンデミックによって犠牲になられた全ての皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、今もなお闘病生活を余儀なくされておられる皆様や経済的に大変厳しい状況に置かれておる皆様方に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。また、治療の最前線で御尽力をされている医療従事者を初め関係者の方々に、あわせて心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

今回、私は、当面する新型コロナウイルス感染症対策に関する問題を中心に質問をさせていただきます。これまでの質問と一部重なる点もあろうかというふうに思いますけれども、その点御容赦をいただき、知事初め執行部の皆さん、よろしく願いをいたします。

それでは、質問に入ります。まず、新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止対策につ

いてお伺いをします。

世界での感染者数は1,000万人に達し、死者数も50万人を超えております。また、アメリカやブラジルなどでは、いまだに1日当たりの新規感染者数が数万人単位で増加をしております。

6月22日のWHOの会見では、世界の1日当たりの新規感染者数が18万3,000人を超えて過去最多になったことが報告をされました。

そんな中、日本では、東京など一部の地域で新規感染者数が再び増加をする傾向にもありますけれども、緊急事態宣言が5月25日に解除されるなど、全国的な感染拡大は一定の落ちつきを見せております。本県でも、4月30日以降新たな感染者は確認されておらず、6月19日には県をまたぐ往来も原則自由となり、人の流れや経済活動が徐々に戻り始めているところであります。このことは、濱田知事を初め県職員の皆さん、また医療関係者の昼夜を問わない御尽力のおかげさまであるということと同時に、議会でも議論されましたとおり、何よりも、緊急事態宣言に伴う外出自粛や休業要請にしっかりと御対応いただきました県民の皆様のかち取った成果だというふうに思います。しかしながら、そこには本県におきましても3名のとうとい命や未曾有の経済損失など、県民の皆様の大きな痛みを伴っていることも決して忘れてはなりません。

そこで、本県におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症に対する感染予防、感染拡大防止の取り組みに対する総括について知事にお伺いをいたします。

次に、医療体制の充実強化についてお伺いをいたします。本県では、PCR検査を当初から医師や国のクラスター対策班の判断を基本として実施をしており、これまで二転三転してきた厚生労働省の検査基準を上回る、本県独自の検査体制をとってきたというふうにお聞きをして

おります。また、全国的には病院や福祉施設での大規模なクラスターの発生が問題となっておりますけれども、本県では病院や福祉施設などでの施設内感染による大きなクラスターは発生をしていないというふうにお聞きをしています。

そこでまず、本県におけるPCR検査のこれまでの実施状況と、感染リスクの高い医療機関や福祉施設の関係者などに対する検査の充実も含めまして、次なる流行の波に備えた検査体制の強化策について健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、高知医療センターでは4月12日に入院患者数が32人となったほか、県全体でもピーク時には受け入れ病床数をやや上回る状況であったというふうにお聞きをしており、医療従事者の数やその疲弊度も加わって、本県も医療崩壊の危機にあったとも報じられております。

そこで、今回の経験や世界でのさまざまな危機管理の事例を教訓に、次なる流行の波に備えた受け入れ体制や人員の確保、また感染症対策にかかわる人材の育成をどのように支援するのかについて健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、今回のコロナ禍における感染症対策では、台湾や韓国など過去にSARSやMERSウイルスでパンデミックを経験した教訓が今回の感染拡大防止対策に活かされ、功を奏していたというふうにも言われています。一方、国内ではこれまで、全国で唯一岩手県だけが一人の感染者も出しておりません。

その要因について、岩手県の達増知事は、人口密度が粗であることや町が分散していること、また早い段階での外出自粛の徹底などとともに、いわて感染制御支援チーム、ICATによる日ごろからの感染予防策が県民の予防意識を高めたのではないかとおっしゃっております。このチームは、東日本大震災の発災時に発足をし、県内に設置をされました多くの避難所において

インフルエンザなどの感染症の拡大を防止するため、毎日のモニタリング調査などによる早期発見や、ICTを活用した県内での情報共有、また感染予防対策の指導などを行い、大規模な集団感染を未然に防ぐことに成功するなど、大きな成果を上げたチームであり、同様の組織が全国にも拡大しているというふうにお聞きをしております。

そこで、院内感染の防止はもとより、コロナ禍における南海トラフ地震発生など最悪のシナリオも想定をした場合に、いわて感染制御支援チームのような取り組みについて健康政策部長に御所見をお伺いをいたします。

次に、治療の最前線で日々闘っている医師や看護師、またその家族に対するいわれの無い差別や誹謗中傷が全国的な問題となっております。県の精神保健福祉センターなどに寄せられました新型コロナウイルス感染症に関する相談件数のうち、医療従事者からの相談件数は6件程度というふうにお聞きをしておりますけれども、先日京都で院内感染が発生した医療機関が実施をしましたアンケートの結果では、実に約6割のスタッフが保育所に子供の預かりを拒否されたなど、深刻な差別や誹謗中傷を受けていたことがわかりました。

今でこそ、医療関係者をたたえる拍手や応援のメッセージ、また先日は東京において航空自衛隊のブルーインパルスも応援飛行をするなど、国民の理解も深まっているように思います。さらに、濱田知事も何度となく記者会見などで、こうした差別的な行為を防ぐための県民へのメッセージを出されております。

そこで、医療従事者や感染者、またその御家族などへのいわれの無い差別や誹謗中傷に関する県内での実態とその防止策について文化スポーツ部長にお伺いをいたします。

一方で、全国的に院内感染による病院のクラ

スター化が相次ぎ、問題となっております。本県では幸いにも、関係者の御努力によりまして、大きなクラスターの発生には至っていないということでもありますけれども、医療従事者の中には御家族などへの感染リスクを考慮して、自宅とは別にアパートを借りたり車中泊をしたりといった事例があったというふうにもお聞きをしております。

そこで、本県における院内感染対策の実態と次なる流行の波に備えて、例えば希望者が気兼ねなく宿泊所を利用できるように支援をするなど、医療従事者や家族への感染リスクの軽減策について健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、福祉施設などにおける感染症対策についてお伺いをいたします。今回のコロナ禍において、県内の福祉施設では幸いなことに、これまで大規模な施設内感染などの発生はないというふうにお聞きをしており、関係者の御努力に感謝をいたします。

しかしながら、全国的には、多くの高齢者施設や介護事業所などにおいて施設内感染によるクラスターが発生をし、多くの利用者などのとうとい命が失われております。人と人との濃厚接触が避けられない職種でもあり、各施設での感染予防・感染拡大防止対策が重要であることは言うまでもありません。特に、緊急事態における人員の確保や感染症対策に関する人材の育成が重要であるというふうを考えます。

そこで、福祉施設などで施設内感染が発生をした場合など、緊急事態時における人員の確保体制と感染症対策に関する人材育成について地域福祉部長にお伺いをいたします。

次の項目に移ります。コロナ禍における経済影響対策についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、先ほども申しましたけれども、世界中で50万人以上のとうとい命を奪い、今もその勢いはとど

まるところを知りません。一方で、世界中で緊急事態宣言が発令をされ、各国で都市封鎖や外出自粛、休業要請、さらには世界的な渡航制限が実施されたことによって、全世界で未曾有の経済的ダメージがもたらされております。

国際通貨基金、IMFは、6月24日に改定をした世界経済の見通しにおいて、2020年の世界全体の成長率をマイナス4.9%とし、4月時点から1.9ポイント引き下げており、世界経済の損失額は2021年までの2年間で1,280兆円とも言われております。また、日本ではさらに深刻で、実質成長率がマイナス5.8%に落ち込むとの予測であり、4月時点の見通しから0.6ポイント下方修正をしました。これは、リーマンショック後の2009年のマイナス5.4%を下回る水準に悪化したということであり、日本経済の損失ははかり知れません。

一方、知事の提案説明にもありましたように、本県経済への影響も深刻であります。県では、2月補正から始まり、今回の6月補正まで、実に512億円余りのコロナ対策関連予算を計上し、そのうち65%に当たる334億円を経済影響対策に充てております。

そこで、今回のコロナ禍が本県の経済に及ぼす影響と、これまでの経済対策によって期待される効果について知事に改めてお伺いをいたします。

次に、政府は、各都道府県からの強い要望を踏まえ、今回の2次補正予算において地方創生臨時交付金の大幅な増額に踏み切りました。このことで、6月24日の内閣府の発表によりますと、高知県への配分額は118億円で、1次配分の53億円を合わせますと171億円となり、本県における支援策の財源確保に一定のめどがついたところでもあります。

このことは県内の市町村においても同様でありますけれども、県よりも人員や財源が限られ

る市町村にとっては、通常業務に加えてコロナ感染防止対策や経済影響対策を立案しスピード感を持って実施していくというは大変大きな負担になることは否めません。今議会に提案をされましたように、国の第2次補正予算を踏まえた新たな支援策を展開するに当たって、これまでの休業等要請協力金などのような市町村との連携について、しっかりと協議をいただきたいというふうに考えます。

そこで、今後の新型コロナウイルス感染症対策が、県民にとりまして、より幅広で、より厚みのある効果的なものになるよう、これまで以上に市町村との連携が必要と考えますが、どのように取り組みをされるのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、県では、5月15日に産業振興推進本部に新たに設置をいたしました、特別経済対策プロジェクトチームの初会合を開き、部局横断的な施策の企画立案と予算化について協議をされたというふうにお聞きをしています。

そこで改めて、その設置目的と、県庁内の横の連携はもちろんでありますけれども、先ほど申しました市町村とのより一層の連携を踏まえた今後の具体的な取り組みについて産業振興推進部長にお伺いをいたします。

次に、県内の観光への影響についてお伺いをいたします。本県の観光は、産業振興計画の推進において最も光を放ち、本県経済を牽引してきた分野であります。これまで、食や人、歴史や自然などに着目をした観光キャンペーンを継続的に展開をし、本年2月からは「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」のセカンドシーズンがスタートしたところであります。

高知の魅力を最大限に生かし、埋もれた観光資源の発掘とその磨き上げによって、多くの新たな観光スポットが生まれ、地域観光も活気を帯びてまいりました。そのことは、440万人を超

えて年々増加してきた観光客入り込み数や1,100億円を超える観光総消費額などからも周知の事実であります。

また、今年度は大型クルーズ船の寄港による多くのインバウンドの誘致に加えて、7月に開催される予定でありました2020東京オリンピック・パラリンピックへのよさこい踊りを通じた積極的なアプローチなどによって、世界からの注目度を高める飛躍の年であるはずでした。しかし、まことに残念ながら、今回のコロナ禍によって、3月以降の観光客入り込み数は激減をし、宿泊業や飲食業など関連産業の売り上げは前年比80から90%減という甚大な影響が出ているところであります。

こうした状況を打開し、できるだけ早期に県内の観光需要の回復を図るため、県ではこの5月に観光リカバリー戦略を策定し、国の「Go To Travel キャンペーン」とも連動する観光リカバリーキャンペーンを展開されています。この取り組みには私も大いに期待するところではありますけれども、国のキャンペーンは予定よりスタートがおくれることが見込まれており、早期に観光需要を回復するには、昨日までの質問戦でも論議をされましたとおり、これに先駆けた取り組みが重要であるというふうに考えます。

そのヒントと考えますが、日本を代表するリゾート会社が提唱をする、いわゆるマイクロツーリズムへのいざないであります。この取り組みは、先月大手旅行会社が公表いたしました、居住している都道府県内での旅行を多くの方が希望するという調査結果にも一致をします。本県においてこうしたニーズも踏まえて取り組むことは、これまで行ってきた県内の観光地の磨き上げやその成果を県民みずからに実感してもらうという観点からも重要であり、身近な参加者にその魅力をSNSなどで積極的に発信してもらうことも今後のキャンペーンの展開にと

りまして効果的であるということから、まさに一石二鳥の取り組みではないでしょうか。

そこで、観光リカバリー戦略において、まず先陣を切って取り組んでいる県内モニターツアー造成支援事業の目的とその効果をどのように見込んでいるのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、県東部地域では、MUROTO base 55やむろと廃校水族館、室戸ジオパーク、モネの庭、そして安芸観光情報センターなどの観光拠点の新設や磨き上げ整備が完了し、また自然体験事業者らによるサーフィンやダイビング、さらには深海生物漁業体験ツアーなどのユニークな体験プログラムもメニュー化をされ、本年2月からスタートした自然&体験キャンペーンのセカンドシーズンの取り組みと相まって、地域観光の活性化に期待が高まっております。しかしながら、コロナ禍の影響で、ほとんどの施設が休業、また体験プログラムも中止となり、さらには各地の夏祭りや修学旅行の民泊の受け入れなども軒並み中止となってしまいました。

そこで、東部地域においてもこのチャンスロスを挽回するためには、まずは県内観光客を誘致するため、新たな生活様式に対応したイベントの開催やプロモーションなどが必要というふうに考えますが、観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」の開催時期は2019年2月1日から2021年3月31日までの約2年間となっておりますけれども、少なくとも本年3月以降の半年間はコロナ禍の影響で、当キャンペーンの効果が発揮できなくなることは否めません。8月以降には、国の「Go To Travel キャンペーン」などによる観光客の誘致も期待されるわけでありましてけれども、今議会の質問戦でも議論をされてきたように、全国の観光地との観光客の誘致合戦にな

ることは必至であります。

そこで、これまで磨き上げてきた高知の魅力を最大限生かすことができる当キャンペーンの期間を1年間程度延長することについて検討すべきではないかというふうに考えますけれども、今後の方針について知事にお伺いをいたします。

次に、今回のコロナ禍の影響が最も大きいと思われる宿泊業及び飲食業についてお伺いをいたします。県議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会における11団体からの意見聴取においても、両業界からは大変厳しい窮状や御要望をお聞きいたしました。特に、宿泊業で3割、飲食業で5割が集中をする高知市におきましては、緊急事態宣言による外出自粛要請や休業要請、さらには、よさこい祭りなどの大規模イベントの中止が決定をされ、その経営への影響はかつてない状況となっております。

政府は、企業の資金繰り対策として、さまざまな融資制度の創設や拡充、また持続化給付金や雇用調整助成金の拡充、さらには今回の第2次補正予算において、当初から要望が強かった固定費負担の軽減策として家賃補助制度を創設するなど、本県からの要望も踏まえられた施策が打ち出されているところであります。また、県でも全国に先駆けて、県独自の無利子、保証料不要の融資制度や、市町村と連携した休業等要請協力金、さらには今議会に提案をされております雇用維持特別支援給付金制度の創設など、さまざまな支援策を打ち出しております。

そこで、今回のコロナ禍における県内の宿泊業及び飲食業の危機的な現状をどのように捉え、国や県の支援策がしっかりと活用されるよう、その周知などにどのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、献杯、返杯そして皿鉢料理といった高知の酒文化や食文化は本県の観光や産業の振興にとって欠かすことのできないものであり、宿

泊業や飲食業がそうした本県独特の食文化や豪快な酒文化の継承、発展に大きく貢献をしていることも周知の事実であります。しかしながら、大勢での献杯や返杯、また皿鉢料理など大皿で酒宴を囲むといった我々にとっては当たり前の文化も、残念なことではありますけれども、当面の間は感染防止の観点から自粛しなければなりません。

一方で、こうした高知特有の文化を継承することは、高知県文化芸術振興ビジョンにも定める、高知の固有の文化の継承及び活用という観点からも非常に重要だというふうに考えますが、知事のお考えについてお伺いをいたします。

次に、商店街への支援策についてお伺いをいたします。新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の意見聴取では、高知市商店街振興組合連合会の役員の方々の御意見や御要望をお聞きいたしました。特に、4月以降の売り上げの落ち込みの厳しさや、のしかかる家賃や人件費などの固定費負担についての窮状が訴えられました。さらに追い打ちをかけたのが、よさこい祭りや土佐のおきゃく中止、また全国高等学校総合文化祭やまんが甲子園の開催規模の縮小などです。

また、大型クルーズ船の寄港もなくなり、帯屋町筋を闊歩するインバウンドも消えてしまいました。これまで県と高知市が官民を挙げて進めてきた商店街振興策のほとんどがとまってしまったことに対する関係者の落胆は、大変深刻なものとお察しをいたします。安芸市でも、安芸商工会議所の御尽力で、市内406事業所のうち329事業所に対しまして経済影響調査を実施しておりますけれども、4月下旬の段階で約6割の事業所において売り上げの減少など影響が出ており、先の見えない状況が心理的に追い打ちをかけていることが浮き彫りとなりました。

政府は、商店街への来訪や地域での購買行動

の動機づけとなる「Go To 商店街 キャンペーン」や、飲食店での需要喚起のための「Go To Eat キャンペーン」などの施策を打ち出しております。また、県でも、6月15日から県内での消費拡大や需要喚起を図るため、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」をスタートいたしました。

一方で、新しい生活様式を進める中で、ネットショッピングや宅配サービスなどによる買い物がさらにふえることによって、地域の商店街への客足がさらに遠のくことも考えられます。今後、商店街での売り上げを回復させるためには、各地で中止となっている夏祭りや既存のイベントにかわる商店街への誘客のきっかけづくり、さらにはプレミアム商品券や食事券などの発行など、地域の商店街にお金が還流する仕掛けづくりが必要だというふうに考えます。

そこで、国や県が打ち出している支援策を関係者にどのように周知し、あわせてその活用をどう後押しするのか、商工労働部長をお願いいたします。

次に、農業における影響と支援策についてお伺いをいたします。農業分野では、花やメロン、牛肉、お茶などへの影響が特に大きく、卒業式や入学式、また冠婚葬祭などを含むイベントの中止、さらに休業要請によって、ホテルや飲食店、まちの花屋さんなどの多くが休業するなど、ユリやグロリオサなど県産花卉の市場単価は4月末時点で軒並み前年比の3割から4割程度下落をいたしました。さらに、需要の低迷によって、一部の産地では出荷調整や廃棄処分などの対応をとらざるを得ない状況となりました。

一方で、経済影響対策の一環として、県とJAグループ高知が組織をする高知県園芸品販売拡大協議会が休館中の県立牧野植物園において実施をいたしました、県内産のユリなど1,000本を使った1日だけのユリのかげ橋の動画配信は、

高知県の花への支援の輪を広げるきっかけとなりました。そのほか、ふるさと納税の返礼品への採用や、高知の花応援の店などによるネット販売、宅配サービスの展開、さらには外出自粛に合わせました家庭に花を飾るキャンペーンなども展開をされたというふうにお聞きをしております。

そこで、高知の花に対するこれまでの消費拡大対策の総括と今後の取り組みについて農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、農林水産省におきましてもさまざまな経済支援策を打ち出しており、特に今回の第2次補正予算におきまして、農家の次作の作付に向けた経営の継続を支援するために、高収益作物次期作支援交付金の拡充や経営継続補助金が新たに創設をされております。これらの制度は、ダメージを受けた農家の関心も高く、中でも新設された経営継続補助金は全国で200億円という限られた予算でもあり、例えば県の推進するICTを活用した環境制御機器やシステムの導入などで、人と人との接触をできる限り少なくする農業への転換を図るなど、政策的かつより多くの農家が申請をしやすくなる環境づくりを県としても御支援いただきたいというふうに考えます。

そこで、これらの制度の農業者への周知と県の役割につきまして農業振興部長にお伺いをいたします。

また、高収益作物次期作支援交付金につきましては、今回のコロナ禍で大きな影響を受けた花卉類で10アール当たり80万円と破格の交付額でありますけれども、メロンなどその他の品目では5万円と大きな格差があり、このことに対して、一部には不公平感を持っている関係者もいることも事実であります。

そこで、県として、例えばメロンなど花卉類と同等のコストがかかり、大きな影響を受けた

特産品について、より手厚い支援などができるようにならないか、そういった工夫ができないか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、本県のユズへの影響と支援策についてお伺いをいたします。本県のユズは、言うまでもなく日本一の生産量と品質を誇る中山間地域の有望品目であり、全国の消費者や実需者から大変高い評価をいただいております。その特筆すべき点の一つとして、全国でも唯一と言ってもいいかと思いますが、周年出荷が可能な産地であるということでもあります。

ことしも4月からハウスの青玉ユズの出荷が始まっておりますけれども、コロナ禍による業務需要の激減で販売単価が下落をし、販売に大変苦慮しているというふうにお聞きをしております。また、本年産のユズは、JAなどにお聞きをしますと、2年連続での豊作であるという見込みとのことでもあります。このまま需要が低迷を続けますと、本県が誇る高品質な青果ユズの販売や、出荷量の大半を占める加工用ユズの取引にも影響が出かねない状況と考えます。

私が県の職員としてユズ振興に携わっていた2009年の全国的な大豊作では、その後の数年間ユズ果汁の大量在庫が発生をし、ユズ農家が大変厳しい状況に追い込まれたという苦い経験があります。一方で、そのことを契機に、そうした緊急事態時の販売促進などを目的とした、ゆず振興基金の創設やユズの輸出など、今の産業振興計画につながる取り組みが始まったとも記憶をしております。今回のコロナ禍では、輸出も含めた需要が大きく低迷をしており、転ばぬ先のつえではないですが、過去の教訓を生かし、先手先手の取り組みが必要だというふうに考えます。

そこで、本年産のユズの作柄と販売の見通し、また今後の対応策について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、ユズを初めとした県産品の輸出促進についてお伺いをいたします。これまで産業振興計画の外商拡大の大きな柱の一つとして推進をしてきました食品の輸出額は、平成30年には14億5,000万円にまで増加をしています。しかし、コロナ禍の影響で、本年計画をしていた国内外での商談会や賞味会などが軒並み中止あるいは延期となってしまいました。

そうした中、昨年度からアメリカやヨーロッパにも設置をしております食品海外ビジネスサポーターが、現地での商談のアフターフォローやさまざまな情報収集など、取引先とのつなぎ役として活躍しているともお聞きをしています。また、今議会には、オンライン商談会の仕組みの構築や、ユズなどの輸出基幹品目のブランド化を図るための多言語ウェブサイトの作成など、補正予算が計上されており、ウイズコロナ時代に対応した輸出促進への大変前向きな取り組みに期待をしているところであります。

そこで、ユズを初めとした県産品の輸出への影響と今後の新たな輸出戦略について産業振興推進部長にお伺いをいたします。

次の項目に移ります。国土強靱化の推進についてお伺いをいたします。

ことしも大雨や台風などによる災害リスクが高まるシーズンが到来をいたしました。また、先日千葉県で発生をいたしました震度5弱を記録した地震を初め、全国で地震が頻発していることに不安を感じているのは私だけではないというふうに思います。

また、昨年9月、10月には、台風15号、19号が猛威を振るい、関東地方を中心に、大規模な河川の氾濫などによって甚大な被害が発生をいたしました。さらに、一昨年の西日本豪雨による甚大な被害も記憶に新しいところであります。安芸市におきましても、西日本豪雨により、安芸川、伊尾木川の沿川でかつてない被害が発

生をし、その後安芸土木事務所や地元の建設事業者などにも懸命に取り組んでいただいておりますけれども、丸2年が経過をしましたが今でも復旧工事が完了しておりません。

そうした中、国の新たな治水事業である大規模特定河川事業に採択をされ計画設計が進められてきました安芸川沿いの栃ノ木地区で、先日住民説明会が開催され、私も参加をさせていただきました。説明会自体がコロナ禍の影響で数カ月おくれたということもあり、当日も復旧工事のおくれなどに対する厳しい意見も出されたところであります。

そこで、安芸市も含めた県内における西日本豪雨災害の復旧の進捗状況について、改めて土木部長にお伺いをいたします。

次に、災害リスクが高まる中、コロナ禍における災害時の避難所の設置、運営方法についてお伺いをいたします。先日公表された環境・防災研究所のアンケート調査結果によりますと、コロナ禍における災害時の避難行動について、車中泊を考えるとというのが42%、避難所の様子を見て避難先を変えるが39%など、こういった回答が上位となっております。避難所に行かないようにするとの回答も22%ありました。

今、コロナ禍における住民の避難行動に対する意識は大きく変化をしており、これまでの避難所の設置運営マニュアルでは対応し切れないと考えます。こうしたことから、昨日までの論戦の中でもありましたように、各市町村ではマニュアルの改訂や訓練を実施しているとのことであります。

そこで、こうしたアンケート結果から明らかとなった住民の皆様の避難意識の変化をどのように認識し、それを踏まえてどのように対応していこうとしているのか、危機管理部長に改めてお伺いをいたします。

最後に、「防災・減災、国土強靱化のための3

か年緊急対策」後の公共事業予算の確保についてお伺いをいたします。国の経済財政運営と改革の基本方針において、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、県及び市町村における国土強靱化地域計画に基づき、必要な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国づくりを進めるとしてあります。

一方で、今回のコロナ禍への一連の対策の財源も含めた今年度の国債発行額は90兆円以上となり、過去最高額を大幅に更新することとなりました。また、未曾有の経済的ダメージによって今後国の税収が大きく落ち込むことは必至であり、次年度以降の予算編成において、国土強靱化を含む公共事業の予算確保が極めて不透明な状況にあります。しかしながら、本県では、前述しましたように、災害復旧や南海トラフ地震・津波への備えとして、浦戸湾の三重防護対策、さらには命の道である高速道路の整備など、県民の命を守るためにどうしても取り組まなければならない多くの課題が山積をしております。

そこでまず、県及び市町村における国土強靱化地域計画の策定状況について危機管理部長にお伺いをいたします。

また、次年度の国土強靱化を含む公共事業の予算確保に向けた取り組みについて土木部長にお伺いをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 野町議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県におきますこれまでの新型コロナウイルス感染症対策の総括についてお尋ねがございました。

県といたしましては、県民の皆様に対しまして、早い段階から、手洗いやせきエチケットなど感染症対策の基本の徹底、さらには3密の回

避、体調に変調を来した際の外出の自粛や新型コロナウイルス健康相談センターへの御相談をお願いしてまいりました。また、その後感染者数が増加をしてきてからにつきましては、外出や県外への往来などの自粛、あるいは休業の要請といった協力のお願いもいたしてきたところでございます。

一方、PCRの検査に関しては、濃厚接触者につきましては当初から無症状の方であっても積極的に検査を行うということなど、感染者の早期の発見と感染の広がりを抑制するための取り組みを重ねてまいっております。また、医療面では、症状に応じた医療体制の確立に向けまして、感染症指定医療機関に加えて入院協力医療機関や宿泊療養施設を確保してまいりました。

3名の方がお亡くなりになりましたことはまことに残念でございますが、ただいま申し上げました取り組みによりまして、本県の新型コロナウイルス感染症は爆発的な感染者数の増加あるいは医療崩壊というような事態には至らなかったものというふうに認識をいたしております。

今後、人の往来が回復するにつれまして、県内でも一定規模の感染者が発生することは想定せざるを得ない状況だと考えております。小康状態にあります今こそ、それが大きな流行とならないように対策を、あるいは準備を進めていく必要があるというふうに考えております。

そのため、これまでの経験を踏まえまして、今回御提案をいたしております補正予算の中身も活用しながら、PCR検査能力の増強を含めて検査体制を充実することによりまして、感染の早期把握を図ってまいります。あわせて、県内の医療機関の役割分担の推進を含めまして、医療体制のさらなる充実を図るための支援策を強力的に進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症によります

本県経済への影響と期待をされる効果についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、本県経済は大きなダメージを受けております。具体的には、人の動きが大幅に減少したことによりまして、1つには、旅館、ホテルの宿泊者数が8割減の状況が長らく続いております。また、2つには、サービス業や小売業を中心に売上げが大幅に減少をしているところでございます。また、3つには、5月の有効求人倍率が0.95となり、4年8カ月ぶりに1を切る水準に落ち込んだということでございます。こういった形で、大変厳しい経済状況にあるというふうに認識をいたしております。

こうした状況を踏まえまして、本県におきましては、1つには、事業の継続と雇用の維持、2つには、経済活動の回復、3つには、社会・産業構造変化への対応という3つのフェーズ、局面に対応した取り組みを強力に展開いたしているところであります。

まず、事業の継続と雇用の維持につきましては、これまでに国に先駆けて県独自の融資制度を創設するなど、大きなダメージを受けている企業を幅広く支援いたしております。2つ目の経済活動の回復に向けては、人の移動などが活発化していく状況に対応いたしまして、まずは地産地消の徹底を、そして徐々に外商活動の展開へとつなげてまいります。また、第3の社会・産業構造変化への対応につきましては、県内事業者が新しい生活様式に対応するための施設整備を支援いたしますとともに、オンライン商談の仕組みの構築あるいは県内企業のデジタル化などを推進いたしているところでございます。

本県経済の回復には一定の時間を要することが見込まれますので、県内事業者の声もよくお聞きしながら、こうした施策の効果をしっかりと検証し、さらなる経済対策に取り組んでまい

ります。

次に、自然&体験キャンペーンの期間の延長につきましてお尋ねがございました。

このキャンペーンは、本年2月から「あなたの、新休日。」という新しいコンセプトのもとで、セカンドシーズンを迎えたところであります。しかしながら、本年2月以降、さあこれからとスタートした直後から新型コロナウイルスの影響を受けまして、本県観光は、御指摘もありましたように、大変厳しい状況となっているところでございます。

他方で、この間にも、モネの庭のリニューアルでございますとか四万十川のジップラインの完成、さらには新足摺海洋館が間もなくオープンをするといったようなことがございまして、県内におきます観光施設の整備は各地で着々と進んでおるところでございます。加えまして、一昨日の御答弁でも申し上げましたけれども、大手旅行社の最近の調査におきまして、多くの方が自然の多い地域への旅行を希望されているというような結果も出ているところでございます。

また、来年度はJRグループと私ども四国4県が連携をいたしまして、四国の周遊観光を全国に呼びかける、四国デスティネーションキャンペーンを予定いたしております。観光客をお迎えする本県の準備といたしましては、やはり多くの方に共感をいただけるテーマ性を持った取り組みが必要だろうというふうに考えているところでございます。

これらを総合して考えますと、来年度の本県観光の方向性といたしましては、厚みを増しております自然・体験型の観光基盤を大いに活用しながら誘客を図ってまいることが望ましいというふうに現時点で考えているところでございます。こうした方向性を基本にいたしまして、議員から御提案もございました本キャンペーン

の期間の延長などにつきましても、関係をする皆様の御意見をぜひ伺ってまいりたいと考えております。その上で、県としての考え方を整理いたしまして、今後の方針につきましては9月の県議会にはお示しをさせていただきたいと考えております。

最後に、大皿で酒宴を囲みます高知固有の文化の継承についてお尋ねがございました。

本県では、平成29年3月に策定をいたしました高知県文化芸術振興ビジョンにおきまして、皿鉢料理に代表されます食文化など、高知の固有の文化の継承及び活用を基本方針の一つとして掲げているところでございます。

皿鉢料理や献杯、返杯といった本県固有の食文化あるいは酒文化は、豊かな自然や歴史の中で育まれてきて、多くの県民の皆様の暮らしになじんでまいりました。私自身もお酒をたしなみますし、高知県人としてなれ親しんだこの文化に、強い愛着と誇りを持っているところでございます。しかしながら、現状では、御指摘もございましたように、感染拡大防止対策との関係上、これまでと全く同じような形で食文化、酒文化のスタイルを踏襲するという事は困難な状況にあるというふうに感じているところでございます。

県民の皆様には、まずは新しい生活様式やガイドラインに基づきまして感染防止策との折り合いをつけるということに努めていただき、今後ワクチンや治療薬が開発された段階では、これまでの土佐独自の文化を取り戻すための条件が整ってくるというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、本県におけるこれまでのPCR検査の実施状況と、次なる波に備えた検査体制の強化策についてお尋ね

がございました。

県衛生環境研究所では、6月29日までにPCR検査を1,971人分実施しています。これを人口10万人当たりの検査数に置きかえますと282.4となり、これは全国平均の305.7は下回りますが、全国16位という状況でございます。

ただ、現在はPCR検査のほとんどを県の衛生環境研究所で実施しておりますが、次の感染の波が訪れ、同時に多くの検査をしなければならなくなったときに備え、民間検査機関による検査ができる体制を整えておく必要があります。そのため、現在複数の民間検査機関の方と、医療機関からの検体搬送の方法も含めて協議中であり、体制が整いつつあるところでございます。また、患者が大幅に増加した場合に検体を採取できる場所を迅速に増設するための予算を、今議会に計上もしております。

一方、検査方法については、時々刻々と開発改良が進んでいることから、その情報を適時に検討する必要があります。検査を受ける方の状態やそれぞれの検査方法の利点などを踏まえて検討を行い、さらなる検査体制の充実に努めてまいります。

次に、次なる流行の波に備えた受け入れ体制や人員の確保、感染症対策に関する人材の育成への支援についてお尋ねがございました。

まず、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制につきましては、入院患者の急増により、一時病床が逼迫した状況になったものの、入院協力医療機関の協力や宿泊療養施設の活用などにより、本県では大きな問題にならずに済みました。一方、全国的には医療機関や高齢者施設で大きなクラスターが発生し、病床を圧迫したという事例もありました。

現在、本県では166床の病床を確保しているところですが、6月19日に国から新たな患者推計に基づく流行シナリオが示されました。今後、

7月中をめどに、クラスターの発生等による突発的な患者の増加への対応も含め、フェーズごとの必要な病床数と宿泊療養施設数を算出した上で、病床確保計画を策定し、必要な病床や人員の確保に取り組んでまいります。

次に、感染症対策に関する人材育成については、これまでも平成24年に設置をしました感染管理を専門とする医師や看護師で構成する、高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議と協働しまして、医療のみならず介護従事者も対象とした研修会を開催するなど、人材育成を進めてまいりました。今回、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、ネットワーク会議メンバーが医療機関等の感染対策に係る相談対応を行うほか、国の1次補正を活用し、実地指導を行う事業の回数をふやすといった拡充を行ったところでございます。

一方、これまでは密を避けるために、主に国などから発出され何度も更新をされる感染対策に係る情報をその都度医療機関に伝えることに注力してまいりましたが、感染状況が落ちついてきたことから、先月より高知市保健所や各福祉保健所単位で集合研修も開始をしたところでございます。こうした取り組みを通じて、次の感染拡大の波に備えてまいります。

次に、いわて感染制御支援チームの取り組みについてお尋ねがございました。

議員のお話にございました、いわて感染制御支援チームは、主に岩手県内における大規模災害や新型インフルエンザによる緊急事態等の健康危機管理事案発生時を想定し、東日本大震災のときに発足したとお聞きをしております。このチームは、感染制御対策に関する専門家により構成され、災害時だけでなく日ごろから、避難所等のリスクアセスメント、衛生資器材の確認や調達、具体的な感染制御方針の提示、避難者への衛生教育、臨時の予防接種に係る支援等

について、保健所等へのアドバイスを行っているとお聞きをしております。

日々の感染予防対策はもとより、大規模災害が発生した際の感染症対策は大変重要となります。先ほど申し上げましたとおり、本県には、高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議がありますので、その機能や活動とどこがどう違うのかなど、岩手県のチームを初め他県の取り組みも研究し、取り入れることができるものは積極的に取り入れていきたいと考えております。

最後に、本県における院内感染対策の実態及び医療従事者やその家族への感染リスクの軽減策についてお尋ねがございました。

最初に新型コロナウイルス感染症患者が発生した当初は、この感染症に関する知見やマスク等の感染防護具が足りないという状況でございました。以降、各医療機関では創意工夫と試行錯誤を繰り返しながら、段階的に感染対策の充実強化が図られてきております。具体的には、この間国などから示される感染防止対策を参考に、発熱症状などがある患者の動線分離や時間差診療の実施、また電話を活用した非対面型の診療の導入などが進み、現在では一定の高いレベルに達していると考えているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れた医療機関などから、医療従事者の方々が御家族への感染を心配され、近隣のホテルなどに宿泊された事例もあるとお聞きをしております。このため、4月専決補正予算で、入院協力医療機関等の患者対応を行う医療従事者がホテル等に宿泊する際の費用を支援しております。

今後も、医療機関に対して、院内感染防止対策やこの補助制度の周知を図るなどしながら、医療従事者やその御家族の感染リスクの軽減に

つながるよう支援をしてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 医療従事者や感染者及びその御家族などへの差別や誹謗中傷に関する県内での実態とその防止策についてお尋ねがございました。

文化生活スポーツ部が行いました市町村への聞き取りや関係機関の取りまとめなどによりますと、県内におきましても、医療従事者の子供さんに対し幼稚園への登園の自粛を求められた事例や、感染者の方が通院している病院を聞き出そうとされた事例、医療従事者の御家族が勤務先から休むよう求められた事例などが確認されております。こういった差別や誹謗中傷などは、感染された方や医療関係者の方々、またその御家族に対する人権侵害につながるものであり、決してあってはならないことでもあります。

県としましては、県民の皆様への知事からのメッセージの発信を初め、県の広報紙や新聞などを通じまして、広くこのことを呼びかけてまいりました。あわせまして、各市町村に対しましても、住民の皆様への周知をお願いしてきたところです。

今後とも、こうした差別や誹謗中傷を防止するため、引き続き県民の皆様に対し、感染症に対する正しい理解と認識を持っていただくとともに、人権意識の高揚を図るため、関係機関とも連携しながら、ホームページなどによる要請やさまざまな機会を活用した啓発や研修に取り組んでまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 福祉施設内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の人員の確保体制と、感染症対策に関する人材育成についてお尋ねがございました。

現在、各福祉施設においては、感染予防対策に懸命に取り組んでいただいているところです

が、施設内感染が発生した場合に備え、さらに対策を強化する必要があると考えています。

まず、施設内感染の発生など緊急事態時における人員の確保体制につきましては、これまでに施設関係団体から御意見をお聞きしているところですが、基本的には同一法人の施設間で応援の調整を行っていただくことになるものと考えています。しかしながら、小規模な法人ではそうした対応ができない場合も想定されるため、他の法人からの応援体制のあり方などについて、早急に施設関係団体と検討を進めてまいりたいと考えております。

また、感染症対策に関する人材育成につきましては、国の第2次補正予算を活用し、感染症発生時における施設内のゾーニングや運営体制、また防護服の着脱方法など、施設で実践的な研修を行うための外部専門家の紹介やその派遣に要する費用を助成することとしています。

福祉施設の利用者や職員の皆様の不安を軽減するため、各施設や関係団体と連携し、次の感染拡大の波に備えた取り組みを強化してまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 新型コロナウイルス感染症対策が幅広で厚みのあるものとなるための市町村との連携についてお尋ねがございました。

これまでの対策として、例えば持続化給付金については、市町村が、国の制度の対象とならない事業者に給付し、県が、今回の雇用維持特別支援給付金により国の制度を受けてもなお苦しい事業者に給付することで、幅広で厚みのある施策になったと認識しております。また、休業等要請協力金については、県が制度立案と執行を担った上で、市町村の協力を得ることで、1事業者当たり30万円の給付という厚みを持たせることができたことを認識しております。

対策の効果を上げるためには、こうした県と市町村の連携・協力や制度の補完という観点は非常に重要であると考えております。このため県において今後新型コロナウイルス感染症に係る各種の対策を検討するに当たりましては、担当部局間の日常のやりとりのほか、知事と市町村長との意見交換などの場を活用いたしまして、情報共有や現場のニーズの把握等を行ってまいります。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) まず、特別経済対策プロジェクトチームの設置目的と今後の具体的な取り組みについてお尋ねがありました。

このプロジェクトチームは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据え、経済対策を強力に進めるため、5月15日に設置したところであります。設置目的は、かつてない県経済の苦境の中、関係部が連携を密にし、迅速かつ効果的な経済対策を企画立案する、さらにPDCAサイクルを回し、その効果を検証しつつ次なる対策を打っていくということであり

ます。この1カ月半で4回のプロジェクトチーム会を開催しておりますが、チーム会では特に、実施する施策が量的に足りているのか、また施策を打つタイミングが適切か、さらに、支援が必要な産業分野に施策が広く行き渡っているかという3点に留意をしながら議論を重ね、予備費の活用などによる今回の地産地消プロジェクトや6月補正予算に向けた経済影響対策を取りまとめてきたところであります。

今後は、これまでの施策の効果を検証しつつ、特にコロナ後を見据え、新しい生活様式や社会・産業構造の変化に対応するための施策を強力に展開していく必要があると考えているところであります。具体的には、県や県内企業のデジタ

ル化の推進、リモートワークやテレワーク拠点の整備、農産物のオンライン販売の強化、マイクロツーリズムを意識した観光プロモーションの強化などにつきまして検討を始めております。

また、この7月に開催される知事と市長との意見交換会において、コロナ後の地域経済の再生について議論が交わされることになっておりますので、そうした場での御意見、御提案も踏まえ、市町村との連携も大いに意識しながら、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、県産品の輸出への影響と今後の輸出戦略についてお尋ねがありました。

まず、県産品の輸出への影響につきましては、この5月中旬に改めて食品を輸出しております県内企業49社に聞き取り調査を行った結果、26社から輸出に影響が出ているとの回答がっております。特に、本県のターゲット市場でありますアメリカやヨーロッパなどで飲食店の休業が相次いだということから、日本酒や水産物、ユズ果汁など、業務用商品の輸出に大きな影響が出ております。

一方で、小売向けの商品への影響は比較的小さいというふうに伺っております。また、徐々にではありますが、中国向けにつきましては、日本酒、水産物の輸出が再開しつつあるという状況でございます。

こうした中、海外への食料品の輸出を継続、拡大していくためには、現地のパートナー商社との関係を継続、発展させるための施策の強化と、そしてコロナ後を見据えた新しい戦略が必要だと考えております。まず、強化する施策としましては、昨年度からニューヨークとパリに配置をした食品海外ビジネスサポーター、こちらは現地でパートナー商社との商談を進めるなど、職員が渡航できない現在、現地において重要な役割を果たしております。このため、本年

度から中国・上海にもサポーターを配置しまして、中国での活動を一層強化してまいりたいと考えております。

また、今後の新たな戦略としましては、まず外商面では、新たな生活様式への対応を踏まえ、議員のお話にもありましたオンラインを活用したリモート商談の仕組みの構築や、ウェブによる県産品の情報発信などの強化に取り組んでいきたいと考えております。あわせて、地産の強化も重要となりますので、国際的なHACCP対応の施設や冷凍保管施設の整備への支援、さらには企業のウイズコロナ時代に向けた輸出戦略づくり、こちらのほうもサポートするなど、県内企業の輸出対応力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。こうした地産外商の両面から施策を強化し、反転攻勢につなげてまいりたいと考えております。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、県内モニターツアー造成支援事業の目的と効果についてお尋ねがありました。

この事業は、県民の皆様を対象に、県内観光ツアーを企画する旅行会社への支援を通じて県内観光の需要をつくり出すことと、旅行会社の事業活動に役立てていただくことを目的としています。

効果の1つには、ツアー参加者の率直な御意見を観光施設などにフィードバックをいたします。これを踏まえた磨き上げにつなげていただくことを期待しています。2つ目には、参加者が体験した観光資源の魅力をSNSなどを通じてみずから発信してくださることにより、さらなる誘客につながることを期待しています。そして3つ目には、自然&体験キャンペーンの観光施設などへの送客を通じて、中山間地域を初めとする観光地ににぎわいが戻ることを期待しています。

この事業では、現在既に35件を超えるモニターツアーの申請をいただいております。例えば東部地域では、自然体験や食などをテーマに、伊尾木洞やモネの庭、地元のグルメなどをめぐる魅力的なツアーが複数企画されています。今後もこういったモニターツアーが数多く企画される予定ですので、ぜひ多くの県民の皆様に御参加いただきたいと思います。

次に、東部地域に県内観光客を呼び込むための、新しい生活様式に対応したイベントの開催などについてお尋ねがありました。

東部地域では、これまで磨き上げてきた観光資源を生かして、観光需要の回復に向けた取り組みが進められています。

まず、新しい生活様式への対応として、例えばむろと廃校水族館では、チケット売り場の屋外への移動や順路の一方通行への変更などがなされています。また、モネの庭では、売り場のレジにおいて飛沫感染を防止するための仕切りの設置やレストランの利用人数の制限といった対策を実施されています。

次に、誘客のためのイベントとして、東部観光協議会では、新しい生活様式を意識した施設や飲食店をめぐるスタンプラリーを企画し、今月10日から2カ月余り開催することとしています。県においても、東部地域の盛り上がりを創出するため、自然&体験キャンペーンの一環として、東部地域の日本遺産や海岸線の絶景など東部地域全体の魅力を体感していただけるイベントを企画し、PRもしていきたいと考えています。

最後に、プロモーションとして、東部観光協議会では、県外観光客をターゲットに関西で実施していた観光フェアを、今年度は高知市などで開催し、県内観光客を呼び込むこととしています。県でも、県内での宿泊を前提に、県民の皆様に交通費用を助成するリカバリーキャン

ペーンをしっかりとプロモーションすることで、県内各地から東部地域に誘客したいという協議会の取り組みを後押しできるものと考えています。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) まず、コロナ禍における宿泊業及び飲食業の現状認識と、支援策の周知などの取り組みについてお尋ねがありました。

宿泊業においては、県境をまたいだ移動の自粛による宿泊客の激減に加え、宴席の予約もほとんどなくなったことから、4月、5月の売り上げが対前年比90%以上減少した事業者の方もおられます。また、飲食業においても、休業等の要請や外出自粛により、総じて大幅な減収となっており、いずれもかつて経験されたことがない大変厳しい経営状況にあると認識しております。

そのため、3月からは、県単独融資による支援を行いますとともに、6月には、商店街や商業者グループが行います感染症防止対策や、デリバリー、テークアウト、さらにはキャッシュレス対応などに対する補助制度を創設いたしました。今議会においても、社会保険料に着目した雇用維持特別支援給付金や、各事業者の感染症防止対策を積極的に支援するための補助制度などを提案させていただいております。

これらの支援策とともに、国のさまざまな支援制度が事業者の皆様にとしっかりと活用されますよう、県ホームページへの掲載やマスコミを活用した広報はもちろんのこと、市町村や商店街振興組合、商工会、商工会議所等の商工団体を通じた周知に一層努めてまいります。また、御要望のあった業界団体には個別にお伺いして、活用方法の具体的な助言や提案もさせていただきたいと考えております。

事業者の皆様におかれましては、こうした支

援策を積極的に活用することで、個々の資金繰りや店舗の感染症対策はもちろん、地域ごとに安全性の向上を図り、着実な回復につなげていただきたいと考えております。

次に、商店街への支援策に関し、関係者への周知と活用の後押しについてお尋ねがございました。

国や県の支援策については、事業者を初め商工団体、観光関連の団体といった関係者の皆様に、それぞれの立場から余すことなく活用していただき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街の再起に役立てていただきたいと考えております。このため、支援策の利用促進に向けて、県ホームページへの掲載やマスコミを活用した広報に加えて、関係者への直接的な情報提供を行うなど、積極的な周知に努めているところです。

議員のお話にもありました、Go To 商店街やGo To Eatといった国の需要喚起キャンペーン事業は、現時点で詳細は判明しておりませんが、商店街のにぎわいを取り戻すために大変有効な取り組みであります。そのため、商店街の皆様に対し、随時入手した情報を提供しますことで、商店街への誘客イベントの実施に向けた検討や準備を進めていただいております。

引き続き、各地域の商店街に対して支援策の周知に努め、あわせて地元市町村や地域本部とともに商店街の活性化に向けた具体的な助言や提案を行いますことで、積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、高知の花におけるこれまでの消費拡大対策の総括と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、イベントやブライダルなどの中止が相次いだことから、花卉の価格は著しく下落し、花卉農家の皆

様にとりましては大変厳しい状況となっております。このため、県とJAグループ高知で構成する高知県園芸品販売拡大協議会において、緊急事態宣言や外出自粛要請が出される中、県内における花卉の個人消費を促進させようと、あらゆる機会を捉えて取り組んでまいりました。

具体的には、まず、花卉の価格への影響が始めた3月には、マスメディアへ花を提供し、花の紹介とあわせて、産地の現状や生産者の声を広く県民の皆様にお伝えをしていただきました。さらに、高知の花応援の店として、新たに約30の生花店に登録をしていただきました。この高知の花応援の店では、母の日や父の日に、高知の花を贈ろうをキャッチフレーズにプロモーションを展開しており、高知の花と指定した注文が200件以上に上ったとお聞きをしております。

このように、高知の花を応援してくださる生花店と県民の皆様が一つになって産地を応援していくというすばらしい流れが生まれてきたのではないかと考えております。引き続き、この機運を一層盛り上げていけるよう取り組んでまいります。

今後につきましては、花のある生活を楽しんでいただける県民の方々をふやすことによりまして地産地消を強化しますとともに、外商においては、県外の市場や消費動向を調査し、市場関係者などの御意見もお伺いしながら、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えた対応を検討してまいります。

次に、高収益作物次期作支援交付金及び経営継続補助金の農業者への周知と県の役割についてお尋ねがございました。

この2つの国の補正事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている農業者の経営継続を支援するもので、本県農業を維持・発展していくためにも大変有効な事業であり、積

極的な活用をしなければならないと考えております。これらの事業を円滑に推進していくためには、特に3つの視点、推進体制の構築、周知の徹底、申請手続の簡素化が重要でありますことから、これらが速やかに、かつ抜かりがないように、県といたしましても主体的にかかわっております。

具体的には、推進体制の構築では、県が市町村やJAなどの関係機関との協議の場を設け、それぞれの機関における申請手続の支援などの役割分担を明確にし、農業者に寄り添った推進体制の構築に取り組んでまいりました。また、周知の徹底として、公募開始前の段階から、個別訪問による事業説明、リーフレットの配布、JAの広報紙や市町村のホームページへの掲載、6月27日には高知新聞朝刊への広告記事の掲載といったさまざまな方法で、本事業を必要とする農業者が知らなかったということがないように、関係機関が一丸となって対応をしております。次に、申請手続の簡素化としては、申請書の記載例などを示し、農業者や事業実施主体の負担を軽減し、申請手続が円滑に進められるよう支援を行っております。

県としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者が安心して農業経営の継続や農業生産を強化できますよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

次に、高収益作物次期作支援交付金におけるメロンなど大きな影響を受けた特産品目への手厚い支援についてお尋ねがございました。

この交付金は、新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売り上げが減少するなどの影響を受けた野菜、果樹、花卉、茶などの高収益作物について、10アール当たり5万円を基本として交付をするものです。そして、このたびの国の2次補正予算において、露地栽培に比べて生産コストの高い施設園芸については、

地域からの声もあり、花卉、オオバ、ワサビは10アール当たり80万円、マンゴー、サクランボ、ブドウは25万円の新たな交付単価が設定されるなど、運用の改善が図られたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本県の特産品目であるメロンやシシトウなどについては、生産コストが比較的高い品目であるにもかかわらず、この新たな交付単価の対象品目に定められていない状況です。

一方、今回の運用改善では、都道府県から国への協議により、都道府県単位で新たな交付単価の対象品目への追加が可能となっておりますので、県としましては、国との協議を早急に進めていきたいと考えております。既に、JAグループと協議を重ね、メロンやシシトウ、ハウスユズなど、売り上げの減少した品目を選定し、減少額の調査や生産コストの算出など、国との協議に向けた準備を進めております。

今後、農家の皆様が実情に応じた支援を受けられるよう、対象品目の追加に係る国との協議をしっかりと進めるとともに、営農の継続と生産基盤の強化に取り組んでまいります。

最後に、本年産ユズの作柄、販売の見通し及び今後の対応策についてお尋ねがございました。

まず、本年産のユズの作柄については、生産量は前年と比べて15%増と、2年連続の豊作が見込まれております。一方、青果ユズの販売状況については、飲食店の休業などによる業務需要の減少に伴い、6月の販売単価は前年と比べて約4割減と、大変厳しい状況となっております。

今後の販売の見通しとしましては、青果、加工用ともに全体の生産量がふえてくることや、業務需要の回復のおくれも相まって、例年になく販売先の確保に苦慮することが想定されます。このため県とJA高知県などで構成するゆず振興対策協議会では、販売先の確保と需要喚起に

早急に取り組むとともに、ユズの供給過剰に対応するためのセーフティーネットなどを目的としたゆず振興基金については、新型コロナウイルス感染症対策として活用ができるよう規約の改正を行ったところです。

今後の取り組みとしましては、青果のユズについては少量での販売形態にすることにより、量販店等における消費拡大を図ってまいります。また、加工用のユズについては、食品流通会社や加工業者へサンプルを提供することなどにより、新たな販路を開拓していきたいと考えております。

今後とも、早目早目の取り組みによりまして、ユズ農家の皆様が安心して生産に励めますよう、県としましてもしっかりと対策を進めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、安芸市も含めた県内における西日本豪雨災害からの復旧の進捗状況についてお尋ねがございました。

西日本豪雨災害では、県と市町村を合わせて、例年の3倍を超える1,179カ所もの公共土木施設が被災いたしました。これらの被災箇所は早期復旧に努め、本年5月末時点で約7割に当たる811カ所が完成し、247カ所が施工中となっております。残る121カ所につきましても、順次発注をしているところです。

安芸市につきましては、県と市を合わせて、県内で最も多い234カ所の公共土木施設が被災いたしました。このうち、約4割に当たる88カ所が完成し、97カ所が施工中となっております。残る49カ所につきましても同様に、順次発注しているところです。

未発注となっております121カ所につきましては、現場の施工条件が厳しいことや工事の発注件数の増加などが課題となり、昨年度までに入札の不調、不落となった箇所が多く見受けら

れます。このため県といたしましては、これまでに入札制度の見直しなどの対策を行ってきたところです。

地域の安全・安心を一日でも早く確保できますよう、引き続き入札状況や事業の執行状況を注視しながら、早期発注に努めてまいります。

次に、次年度の国土強靱化を含む公共事業の予算確保に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

本県のインフラは、現在「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などを追い風にして、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護、中小河川の治水対策など、その整備は着実に進んでおります。しかしながら、3年間の取り組みでは県内のインフラは十分に形成されるとは言えず、継続的な整備を要するものがまだ数多く残っております。さらには、発生頻度が高まる南海トラフ地震や相次ぐ豪雨災害など、本県を取り巻く状況は厳しさを増していることから、3か年緊急対策後もスピードを緩めることなく、インフラ整備を推進していかねばならないと考えているところです。

現在、国の経済財政諮問会議において、来年度に向けた経済財政運営の基本方針について議論がなされております。その中では、国土交通省から、コロナ禍の状況も踏まえ、今後とも必要かつ十分な公共投資を機動的に実施し、国土強靱化や経済の活性化などに直結する社会資本を戦略的に整備することが重要との考えが示されております。

引き続き、国の動向も注視しつつ、3か年緊急対策後も公共事業予算が安定的に確保されますように、国などに対して政策提言を行ってまいります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) まず、コロナ禍における避難意識の変化に対する認識とそれを

踏まえた対応についてお尋ねがございました。

御指摘のアンケート調査によると、コロナ禍においては、通常時と比べて、避難所に避難すると答えた人が減少する一方、車中泊やホテル、旅館に避難すると答えた人が増加しており、3密状態になることを懸念して、避難所に避難することに慎重になっていることがうかがえます。

国におきましては、避難所の3密を緩和するために、危険な場所にいる人は避難することを原則とした上で、事前のハザードマップなどによる確認により、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はないこと、安全な親戚・知人宅への避難を検討すること、やむを得ず車中泊をする場合には周囲の安全確認を行うことといった分散避難の考え方を示しており、県や市町村でもこの考え方を広報紙やホームページなどを通じて住民の皆様へ周知しております。

一方で、そうした分散避難ができない方のために、避難所の感染症対策を徹底することが大変重要です。このため県では、コロナ禍においても住民の皆様が安心して避難できるよう、多くの避難所の開設や、消毒液などの資機材の整備、発熱などの症状がある方の専用スペースの確保、住民の皆様へマスクや体温計などを持参していただくことの周知などに、市町村と連携して取り組んでおります。

次に、県及び市町村における国土強靱化地域計画の策定状況についてお尋ねがございました。

県計画につきましては、平成27年8月に策定しておりましたが、平成30年12月の国の国土強靱化基本計画の見直しを受けて、本年6月に改定を行ってございます。また、市町村計画につきましては、現在2市1町で策定を完了しており、残る31市町村につきましても今年度中に策定する予定となっております。

県としましては、引き続き市町村の策定を支援してまいります。

○9番（野町雅樹君） それぞれ御丁寧な、また大変前向きな御答弁もいただきまして、ありがとうございました。

2問目はいたしませんけれども、今後の県内経済の回復に向けた県への要請を少しさせていただきたいというふうに思います。昨日、大石議員から、県民が今回のコロナ禍における外出の自粛などによって自粛から萎縮に陥っているのではないかとというようなお話がございました。私も同感であります。

高知県では、4月30日以降新たな感染者が出ていないという状態が続いております。また、既に全国的な外出自粛や、あるいは休業の要請は解除されているわけでありましてけれども、私の周りでも、それぞれの市町村や団体あるいは企業なども、もし何かあったらどうするといった心理的な縛りによって県民全体が三すくみ状態になっているように感じております。

先日、濱田知事あるいは三石議長の勇氣ある御英断によって、6月23日に県幹部の皆さんと県議会との新しい生活様式に対応した懇談会の開催をされまして、私も参加をさせていただきました。数カ月ぶりに100人規模での懇親会では、県産品尽くしのおいしい料理あるいはお酒、そして何よりも従業員の皆さん方のほっとしたような心からのおもてなしの笑顔に感銘を受け、大変うれしく思った次第であります。

私の周囲からは、ようやくくれた、そろそろわしらも始めんといかんのうというような肯定的な御意見が多いわけでありましてけれども、一方で、全国的な状況も踏まえまして、まだまだ慎重論があることも事実であります。しかしながら、議論がありましたとおり、県でも地産地消の推進をするために「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」も展開をしておりますし、また飲食業における高知版のガイドラインにつきましても業界団体とともに

策定をし、その普及に努めておるところであります。

これからは、萎縮あるいは三すくみということではなくて、新型コロナウイルスを正しく恐れながら、安心して食べて飲んで町をにぎやかにできるようにしていかなければならないというふうに強く感じております。県もぜひこういった取り組みにこれまで以上に取り組んでいただき、県民を後押ししていただきますようお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩



午後1時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

19番桑名龍吾君。

（19番桑名龍吾君登壇）

○19番（桑名龍吾君） 三石議長のお許しをいただき、質問をさせていただきます。

本県においては、2月13日に高知県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、2月29日には県内での初の患者が確認をされました。その後、県としましても事態を見きわめつつ、感染拡大防止、家庭支援、事業者支援、景気回復に向けた経済対策など、迅速に対応されたと考えます。現段階では、4月30日以降感染者は確認されておらず、また的確な対応で医療崩壊を引き起こす事態には至らず、ひとまず収束をしております。経済的には、長引く景気悪化が懸念されますが、緊急事態宣言も解かれ、徐々に普通の生活状況に戻りつつあります。

しかし、新型コロナウイルスはこの世の中からなくなったわけではありません。県としても、第2波、第3波に備える体制を整えることが重要と考えます。大阪府では既に、今回のコロナ対策についての検証が始まりました。専門家会議では、緊急事態宣言による休業要請などの効果について、休業要請が感染収束に効果があった、接待を伴う飲食店でクラスターが発生しており休業は有効であるといった意見がある一方で、感染の収束は自粛によるものではなく自然減である、大阪、兵庫の往来自粛の効果は極めて限定的など、それぞれの意見が出されています。大阪府は、専門家会議の意見を踏まえた、第2波に備える新しい対応策をとる方針です。

本県でも、医療や経済、教育などのコロナ対応について専門家により議論する県の会議において、これまでの対応を客観的に検証し、今後の対応策をつくり上げていかなければならないと提案をいたしますが、知事の御所見をお聞きいたします。

県はコロナ対策として、ことしの2月議会で40億円を追加提案、4月22日には40億円の補正予算の専決処分を、4月30日は101億円の補正予算の専決処分を、5月臨時議会で131億円の補正予算、そして6月議会で200億円の補正予算と、対策規模は512億円となっております。そのうち予備費については、これまでに対応したものが約3億7,000万円であり、さらに今議会では2億5,000万円の積み増しも行ったところです。

今回のコロナ対策では迅速な対応が求められ、専決処分や予備費の活用がありましたが、これら一連の財政出動の考え方を知事にお聞きいたします。

4月7日、政府は7都府県に対して緊急事態宣言を、さらに16日には対象を全国に拡大いたしました。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づいての宣言であります。

さて、先日朝日新聞は、全国の知事に、政府が緊急事態宣言を出す際の根拠になった特措法についてのアンケートを行いました。アンケート項目は、特措法改正の必要性や、緊急事態宣言の解除の基準、タイミング、全国拡大の必要性などありましたが、知事はこれらのアンケートにどのような観点からお答えをしたのか、お聞きをいたします。

特措法により、指定区域に属する都道府県の知事が私的権利の制限を含む感染拡大の抑制措置をとることが可能となりました。しかし、これらはあくまでも要請であり、諸外国の禁止命令のような罰則が科せられるものではありません。

今回のコロナへの対応も、日本人の持つ、強制力がなくても要請に応じるという国民性で、感染拡大を一定乗り切ったことは事実であると、大いに評価できるものです。しかし、今後も同じように日本人の国民性だけで、国難と言える危機に対応していけるか、疑問を持つところです。

緊急事態宣言の根拠となった新型インフルエンザ等対策特別措置法は、2012年に成立した同措置法をコロナ対策にも適用するという改正をした措置法です。この改正にも国会審議で時間を要し、また移動の自由や集会の自由を制限し憲法違反であるといった意見もあります。一刻を争った緊急事態宣言が発令まで時間を要したのも、このような事情があったからと理解をしております。

さて、このコロナ禍の5月3日の憲法記念日に合わせ、報道各紙が、憲法改正、特に緊急事態条項についても調査をしております。高知新聞、これは共同通信調べでございますが、緊急事態条項の設置に賛成が51%、反対が47%、毎日新聞は賛成45%、反対14%、フジサンケイグループは賛成65%、反対25%、朝日新聞、賛成

31%、反対65%、読売新聞、賛成31%、反対65%との調査結果となりました。この調査結果は、新型コロナウイルス問題に対し現憲法では対応できていないという疑問を持った人がふえてきているとの指摘もあるところです。

現憲法には、国難に直面した際の国民の命と財産を守るための国家のあり方の規定がなく、さらに緊急事態時における国会議員の任期のあり方も規定をされておられません。国家の危機は、1つの緊急事態だけではなく、同時に起こる緊急事態も想定しなければなりません。コロナ事態の中で巨大地震や風水害も重なって起こることを想定することが危機管理の要諦と感じております。二重三重の国家的危機に対応するためにも、緊急時における国家のあり方を憲法面から考えなければなりません。

憲法改正には賛否それぞれの考え方があることは承知をしており、また憲法議論の前にこのコロナ事態の収束を何においてもなし遂げなければならないと心得ております。しかし、コロナ事態の収束が見えてきたときには、今回の対応を振り返りながら、緊急時における国家のあり方を議論することは必要と考えます。

知事は、緊急事態時における国や県のあり方について憲法上どのように考えるのか、御所見をお聞きいたします。

次に、マイナンバーカードについてお聞きいたします。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続の簡素化などを目的に、2016年1月に利用が開始され、2018年1月からは、預金者の同意に基づき、銀行が預金口座にマイナンバーをひもづけることが可能となりました。さらに、今後マイナンバーと1人1口座のひもづけを義務化する法案を来年の通常国会へ提出することや、マイナンバーカードと運転免許証を一体化することなどが検討をされております。

今回のコロナ対策のように全国民を対象とす

る給付事業は、莫大な事務作業となります。迅速な対応が求められながらも、マンパワーの不足から、かえって混乱を来すことも考えられます。そういった事務作業の煩雑さを補うために、マイナンバーカードを利用したオンライン申請を政府は勧めましたが、実際は、暗証番号の忘れ、入力ミス、システムに負荷がかかっている処理の遅延が全国で発生し、高知市においてはオンライン申請を中止したところです。

知事は以前、総務省でマイナンバーカード事業に携わってこられましたが、今回の特別定額給付金の申請におけるオンライン手続の混乱の原因をどのように捉えるのか、御所見をお聞きいたします。

しかし、これらはシステム上の問題であり、マイナンバーカードのあり方を否定するものではないと考えます。さて、マイナンバーカードの全国の取得率は、16.8%と低迷をしております。普及が進まない理由は、メリットを感じるものがなく、また利用する場面が余りないことで、身近なカードになっていないことが要因と言われます。さらに、個人情報漏えい、盗難、紛失など国民の不安を払拭されていないことも挙げられております。

普及に向けては、ことしの9月より期間限定事業で消費の活性化やキャッシュレス決済の普及などを目的にマイナポイント事業が始まります。さらに来年3月からは、健康保険証の機能も備えることとなります。情報の連携が広がれば、所得に応じた年金制度、きめ細やかな社会保障や税額控除、確定申告や年末調整、さらに遺産相続などの手続を簡素化でき、国民生活の下支えになるであろうと言われております。

マイナンバーカードは、本県にとっても、南海トラフ地震の対応にもその利便性が期待されるものです。特に、行政機能が失われたときでも、オンラインによって国の支援事業を受け

ることができるとも考えられます。

知事は、マイナンバーカードの必要性や今後の展開についてどのように考えるのか、御所見をお聞きいたします。

世界では、新型コロナウイルス感染に対する新薬の開発に取り組んでおります。そして、人類は、この新型コロナウイルスを必ずや克服することでしょう。しかし、1947年に刊行されたカミュの小説「ペスト」の最後には、ペスト感染は克服することはできたが、ペスト菌は決して死ぬことも消滅することもない、人間に教訓をもたらすために再びあらわれるだろうと結び、現代の社会にも警鐘を鳴らしております。

新型コロナウイルスも、新薬が開発されても、ウイルスはなくなるわけではありません。これから人類はこのウイルスとどう向き合っていくのかを考えなければなりません。

南海トラフ地震の本県の被害想定が公表されたとき、驚きと失望の声が県内を覆いましたが、県民はその現実と立ち向かい、防災産業を立ち上げました。今回のコロナ禍も、嘆きではなく前向きに捉え、感染防止のモデルとなる土佐人らしい取り組みやコロナ対策の産業が立ち上がることも期待するところです。

知事は、長期にわたってコロナと向き合った行政を進めていかなければなりません、その覚悟をお聞きいたします。

今回のコロナ対応における経済対策の一つである県独自の融資制度は、県民から高い評価をいただいております。これは、国は日本政策金融公庫を通じた融資制度を講じましたが、本県には公庫の支店が1店舗しかなく、広く県民に行き渡らないことや、申し込みが殺到しての混乱を避けるため、国に先行する形で独自の保証料ゼロ、金利負担4年間ゼロの融資制度を創設したところです。制度開始から約1カ月で想定2.5倍の申し込みがあり、最終的には835億円

の融資枠を確保し、その結果、保証料や利子補給に120億円の県負担が生じることになりました。

この県独自の融資制度は、6月11日の参議院予算委員会でも自民党片山さつき議員から紹介をされ、評価をいただいたところです。私も、この融資制度は迅速に大きく、財政的調整基金を取り崩してでも行うべきと後押しをしましたが、一方では110億円の後年度負担が生じました。県として、また自民党高知県連も、国や政府・与党に対し、都道府県が先行して実施した融資制度については、国と同等の部分は国の制度を活用しているものとみなして国の補助対象にしていただくことや、交付金を基金の造成に活用できるように要望してまいりました。その結果、6月24日には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約118億円の交付限度額が示され、また要望していた基金への造成も認められたところでございます。

さて、そういった中事業者への支援を手厚くするとともに県の財政負担を軽減する目的で、これまでの県独自の融資制度から国が構えた同様の制度へ借りかえた場合などに支援金を給付する新たな制度を創設いたしました。これにより、県の後年度負担も26億円ほど圧縮できると見込んでおります。この制度は、事業者や県にとってもお互いにメリットがあるものですが、2,000社を超える多くの対象者に制度を認知してもらうことはもちろんのこと、金融機関等にも趣旨を理解の上、制度の推進に協力をいただくことが肝要だと考えます。

この制度を実効あるものにするためにどのように推進をしていくのか、商工労働部長にお聞きいたします。

コロナ禍で国民が苦慮したことは、マスクの確保でした。店頭からはすぐに消え、また医療関係用品を扱う専門業者も品薄となり、価格も高騰しました。現在では需要も落ちつき、店頭

でも売られ始めました。

今回のマスク対応で県が扱ったマスクは何枚であったのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

コロナ感染の第2波、第3波に向け、十分なマスクを確保する必要があります。また、南海トラフ地震などの災害対策にも、マスクは必需品となりました。

県として常にどれくらいのマスクの備蓄量が適正であるのか、また購入ルートの確保や家庭での備蓄も必要と考えますが、今後のマスクの対応について危機管理部長にあわせてお聞きをいたします。

次に、テレワークについてお聞きをいたします。コロナ禍において、テレワーク、いわゆる在宅勤務が急速に広がっております。緊急事態宣言が解除となってもテレワークを継続する企業が多く、働く環境の変化は一気に進むものと考えられます。

そういった社会に県として対応するため、県職員のテレワークの環境整備に対する予算が計上されました。これにより、テレワーク対応端末が計1,000台配備されたこととなります。これを機に、庁内のAI化やデジタル化が一気に進むことを期待するところです。

しかし一方で、テレワークの課題も明らかになっております。業務がテレワークに向かない、職員の一体感が低下する、仕事の進捗把握が難しいなどです。特に、書類の持ち出しによるセキュリティの問題や労働時間の管理などは、テレワークを推進する上でルール化を図らなければならないと考えます。また、テレワークは個人の力量の差が生まれやすく、全体として仕事の質にばらつきが出てくるおそれがあります。

テレワークを推進するに当たり、テレワークにおける働き方のガイドラインや労務管理の整備、職員の研修などを行う必要があると考えま

すが、総務部長に今後の進め方をお聞きいたします。

次に、警察における新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きをいたします。3月31日に、宿毛署員の感染が確認をされました。県警は、直ちに宿毛署や管内駐在所への立ち入りを禁止し、幹部署員のほかは自宅待機としたところですが、感染による警察署への立入禁止措置は全国では初めてと報道にありました。素早い対応であり、混乱もなく警察業務を遂行できたことは評価できるものです。さて、警察官は日ごろより不特定多数の人と接することが多く、いつ感染してもおかしくはありません。また、お互いが連携をして取り組む任務も多く、クラスター化するおそれもあります。

感染防止には細心の注意を払っていると思いますが、もし万一署内でクラスターが発生した場合どのように対応するのか、警察本部長にお聞きをいたします。

新型コロナウイルスは、社会に大きな影響を与えています。コロナ禍に便乗した特殊詐欺や悪質商法が全国で多発をしております。特に、特別定額給付金の申請が始まっており、詐欺被害の増加が懸念されます。高知県警においても特殊詐欺被害の増加を警戒しているとの報道もあつたところですが、社会の不安につけ込んだ犯罪は許されるものではなく、断固取り締まりを強化するとともに、未然に防止をしなければなりません。

本県では、まだコロナ禍に便乗した犯罪は起こっていないとお聞きしておりますが、全国的にはどのような犯罪が発生をしているのか、また高知県警においてこれらの犯罪防止にどのように対応しているのか、警察本部長にお聞きをいたします。

次に、留置施設におけるコロナ感染対策についてお聞きをいたします。警視庁渋谷署の留置

施設において複数の収容者が感染をし、留置施設が一時閉鎖となりました。留置施設は、逃亡防止のため扉をあけ放すことが困難であり、数人の収容者が同居するなど、密になりやすい状況です。警察庁は各県警本部に、防止策として1人1部屋を求める通達を出しております。

さらに、日本弁護士連合会は、可能な限り逮捕を回避して、拘留中の被疑者も釈放し、在宅で捜査することとの声明を出しているところですが、コロナ禍における留置施設の対応について警察本部長にお聞きいたします。

警察学校では、警察官として必要な知識及び技術習得をするための短期、長期の初任科教養が行われております。カリキュラムの中には、剣道、柔道、逮捕術、拳銃の術科教養があります。警察官の職務には、犯人の逮捕、人命救助など、強固な体力と精神力を持って当たらなければならないものが多いため、これらの訓練を通して能力を高めていかなければなりません。

しかし、コロナ禍において、剣道、柔道、逮捕術の訓練は相手との距離が近く、感染リスクが高まるために、対人訓練が十分にできていないとお聞きをしております。警察官として現場に出るためには必須であるこれらの訓練ができていないことは、不安が残るところです。

訓練の本格的な再開のめどが立たない中でどのように対処をしていくのか、警察本部長にお聞きをいたします。

次に、人口問題についてお聞きをいたします。

本県は将来展望として、2060年に人口55万7,000人を維持すると目標を立てています。その目標達成のために、産業振興計画、日本一の健康長寿県構想、教育振興基本計画の取り組みに加え、中山間地域対策や少子化対策を総合的に組み合わせ、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施をしております。その成果もあり、コロナ禍までは有効求人倍率は過去最高の

水準を維持し続け、県内総生産も名目実質ともに上昇、さらに1人当たりの県民所得も全国水準を上回る伸びを続けています。経済的な上昇だけではなく、健康・福祉面や教育面においても、まだまだ課題は残りますが、向上傾向にあります。まさに人口減少の負のスパイラルを食い止める体制に入ってきていると感じております。

しかし、社会減は、以前よりは改善しているものの、2019年度の転出超過は2,130人となっています。2060年の人口55万7,000人を目指すために、2019年度は社会増減をゼロにすることが総合戦略の目標となっていましたが、実現することはできませんでした。

本県は雇用の確保と経済発展をしているにもかかわらず人口の流出が一向にとまらない事実をどのように捉えたらいいのか、人口動態と経済成長の関係から、知事に御所見をお聞きいたします。

さて、昨年の全国都道府県議会議長会で、人口問題について、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議の増田寛也座長の研修会がありました。そのときの説明では、「東京圏への転入超過数の上位63自治体の男女別の内訳は、ほとんどの自治体で女性が男性を上回っている。あわせて、女性は男性に比べ、地元に戻らないという傾向もある。女性の転出の流れをとめないとな出生率は上がり、人口減少もとまらない。また、内閣官房の意識調査で、地元を離れる理由では、1都3県、いわゆる東京圏で暮らしたかった、地元や親元から離れたかったが女性の割合が高い項目である。第1期では、地方で仕事をつくり働く環境をつくってきたが、それでも若い女性の転出はふえ続けている。これらを見ると、若い女性は地元で息苦しさを感じて転出をしていると指摘をし、第2期目では、若い女性に焦点を当てた政策を

立てるべきだ」と述べられました。この傾向は本県でも同様であり、2019年は転出超過、男性1,123人に対して女性は1,460人、2018年は男性998人、女性は1,330人となっています。

また一方では、コロナ禍で大都市への人口集中の危険性が露呈をされました。地元に戻りたくても帰れない、授業を受けることがままならないなど、大学生たちは不安な毎日を過ごしたことでしょう。仕事も、会社出勤からテレワークに。コロナは、価値観や活動様式を変容させました。まさに地元や親元のありがたみも感じたところと考えます。ただ単に働く場をつくるだけではなく、若者が望む仕事や、大学などで学んだことを生かせる職場、家庭も仕事も両立できる環境をつくり出すことが必要です。

コロナ禍を逆手にとり、また女性に焦点を当て、本県の若者定着政策を図らなければならぬと考えますが、今後の高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略でどのように取り組んでいくのか、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、農業問題についてお聞きをいたします。

新型コロナウイルスの影響で、世界の食料供給リスクが高まってきています。WTOなどは、農産物輸出国の輸出規制の波が押し寄せ、世界市場で食料不足が生じる可能性があるとして警告をしております。今回のコロナ禍で、日本は感染対策や経済問題で国民のストレスが高まっておりますが、食料においては、農家の皆さんのおかげで、現時点では食料危機も起こらずに、その不安は感じられません。食料の安定があるからこそ、次への希望が持てるものです。今後は、農業の国内回帰の流れも強まるものと期待をしております。

そういった中、日本の農業を強化するために、さきの国会に、種苗法の一部を改正する法律案が提出されました。しかし、コロナ対策で審議時間がとれず、また法案改正の理解へ周知が必

要ということで、国会での審議は見送りとなりました。仕切り直しとなる次期国会では、徹底した議論を期待するところです。

さて、この種苗法の改正案は、近年我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され、第三国に輸出されるなど、我が国の農業の発展に支障が生じる事態となっていることが改正の背景であります。そういった中、種苗法の改正には、自家増殖は一律禁止になるのではないかと、また種苗法を改正しても海外流出はとめられないのではないかと、さらに自家増殖が許諾制になると生産コストや事務負担の増加につながるのではないかと懸念の声も聞こえ、全国の幾つかの県市町議会において種苗法改正の取り下げや慎重審議を求める意見書が採択をされております。特に、事務手続や費用負担の増加は農業経営に影響を与えるもので、農家の関心事にもなっております。

種苗法の改正は本県農業にどのような影響をもたらすのか、また農家への負担はどのように考えているのか、あわせて農業振興部長にお聞きをいたします。

2年前の4月には、主要農作物種子法が廃止となりました。このときも、種子法廃止によって外国資本が種子を独占するのではないかと、種子が高騰するのではないかと、地方への財政支援が打ち切りになるのではないかと廃止の反対運動もありました。

種子法が廃止となって2年がたち、この懸念されていたことは現在本県への影響が出ているのか、また今後影響は出てきそうなのか、農業振興部長にあわせてお聞きをいたします。

今国会において、議員立法である、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が全会一致で可決され、成立をいたしました。この法律は、農業用ため池の防災工事を促すことが目的であり、事業実施費用も国

が支援するものです。

私は、2018年9月定例会で、ため池の耐震化の加速化を求める質問をさせていただきました。当時、県内には391カ所のため池があり、そのうち防災重点ため池は121カ所、その中で21カ所について耐震化が必要、2017年度には3カ所の耐震工事が完了し、2018年度は8カ所で工事を実施していると報告があり、今後は残る18カ所の耐震化の早期完了に向け取り組んでいくとの答弁があったところです。また、先日の高知新聞には、「県 ため池耐震化加速」との見出しで報道もありました。

このたびのため池特措法の成立は、本県ため池耐震化を加速させるものであり、農業者はもちろんのこと、近辺の住民の皆さんにも期待をされるものでありますが、現在のため池の耐震化工事の進捗状況と、特措法成立を受けての今後の見通しについて農業振興部長にお聞きをいたします。

最後に、公共事業についてお聞きをいたします。

新型コロナウイルスの経済的影響は長期にわたるものと予測をされております。そういった中、経済の下支えと雇用の受け皿として、公共事業の早期発注に期待がかかっております。政府は、4月7日に緊急経済対策を閣議決定いたしました。その中で、公共事業については、2019年度補正予算と今年度当初予算の早期執行によって、減速する景気を下支えする方針を示したところです。

また、今後発生が懸念される危機的事態は、感染症と南海トラフ地震や風水害との複合災害です。避難におけるソフト対策はもちろんのこと、公共事業による国土強靱化も一層進めていかなければなりません。県において、感染防止を図りながらの発注作業と現場での感染防止の対策など、緊張感を持って取り組まれているこ

とと思います。

そこで、コロナ禍における公共事業の早期発注について土木部長にお聞きをいたします。

国土交通省は、2018年度の地域平準化率を公表いたしました。平準化率とは、年間平均の月別の工事件数を1とした場合の4月から6月の稼働工事件数の割合です。

高知県は、全国平均0.65を下回り0.60であるとの報道もありましたが、今後工事の平準化にどう取り組むのか、土木部長にお聞きをいたします。

地域平準化率は、改正公共工事の品質確保の促進に関する法律の新全国統一指標の一つであり、今後は週休2日対象工事の実施状況や、低入札価格調査基準または最低制限価格の設定状況などの指標も設定し、改善に取り組んでいかなければなりません。

今後、この指標の目標値を、県だけではなく国、市町村ともに地域として設定していかなければなりません。その方針を土木部長にお聞きをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 桑名議員の御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関しますこれまでの県の対応の検証についてお尋ねがございました。

本県におきましては、2月13日に県の対策本部を設置して以降、1つには、ドライブスルー方式の導入などのPCR検査体制の強化、2つには、軽症者向けの宿泊施設の確保など医療提供体制の強化、3つには、外出自粛や他県への移動制限、学校の休校などといったさまざまな感染症対策を実施してまいりました。さらに、大きな打撃を受けました県経済の回復に向けては、2月補正予算を初め今回の補正予算案まで計5回、総額で500億円を超える規模の緊急対策

を実施いたしております。

議員御指摘のとおり、これまでの間県が実施してきたこうしたさまざまな対策の効果などについて、専門家による客観的な検証を行う必要があると考えております。このうち、感染症対策の医学的側面からの検証につきましては、本県の感染症対策協議会において、専門家の皆様の御意見を伺ってまいります。また、経済面では、産業振興計画フォローアップ委員会や各産業分野の専門部会などの場におきまして、県内事業者の方々あるいは有識者の御意見を伺ってまいります。

今後、こうした医学面、経済面それぞれの専門家の皆様から頂戴した意見を参考といたしまして、必要となる対策を速やかに講じ、次の感染の波にしっかりと備えてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症におきます専決処分あるいは予備費の活用のお考えについてお尋ねがございました。

本県では、この感染症から県民の健康と生活を守るとともに、県経済へのダメージを最小限に食いとめるための必要な対策に全力で取り組んでまいりました。

このうち、国の補正予算あるいは県議会特別委員会の御要請等に対応をする新たな事業で、特に急を要する取り組みにつきましては、これを可及的速やかに実施するために、補正予算について専決処分を行わせていただきました。例えば、病床の確保や休業等要請協力金、県独自の融資制度の融資枠の拡充など、比較的多額の財政支出を伴う対策につきましては、専決処分により、迅速に取り組んできたところでございます。

また、予備費につきましては、2月の定例会で新型コロナウイルス感染症対策としてあらかじめ計上について議決をいただきました5億円の範囲内におきまして、機動的な対応が求めら

れる取り組みで比較きめ細かな事業に対して活用してきたところでございます。具体的には、これまで軽症者などの宿泊療養施設の確保、避難所の感染防止対策、地産地消キャンペーンの展開などに活用をしております。

今後とも、県議会の御意見を伺いながら、必要な対策について柔軟に実施を図ってまいります。

次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる特措法に関します新聞社からのアンケートへの回答につきましてお尋ねがございました。

このアンケートにつきましては、外出自粛や休業要請、緊急事態宣言の長期化や全国拡大に伴う課題などを検証するという目的で実施をされたところでございます。設問といたしましては、全国一律の緊急事態宣言の必要性、宣言解除のタイミングと基準、特措法の改正の必要性に関する問いなどございました。

このうち、例えば全国一律の緊急事態宣言の必要性の有無という問いに関しましては、大型連休中におけます全国的な人の移動による感染拡大を抑えるという趣旨を踏まえまして、私としては、必要であったという回答を選択いたしました。また、宣言解除のタイミングにつきましては、本県においては2週間以上新たな感染者が確認されていない時点でございましたし、また医療提供体制も強化をされていたことから、適切だったというふうに回答いたしております。

また、特措法の改正につきましては必要であると回答いたしまして、さらにどの部分を改正すべきかという問いに関しては、1点目としまして、感染状況が厳しかった他県の知事の御意見なども踏まえ、休業要請や指示に応じない場合の罰則規定を設けるべきといたしました。また、2点目といたしまして、私権の制限を伴います休業の指示などの措置につきましては、対

象となった事業者への補償があわせて必要だというふうに考えておりましたので、休業要請・指示に対する補償規定を設けるべきということについて賛同をいたしております。

このように、それぞれの設問に対しまして、当時の県内の感染状況あるいは医療の提供体制のほか、緊急事態措置に対します全国の状況などを踏まえまして、本県としての回答とさせていただきます。

次に、緊急事態時におきます国あるいは県のあり方について、憲法上の考え方についてお尋ねがございました。

お尋ねがございました憲法上のいわゆる緊急事態条項についてでございますが、これは諸外国では設けられている例が多いというふうに承知いたしておりますけれど、我が国の現行憲法におきましてはそうした類いのものはございません。あえて申し上げますと、憲法の第54条に参議院の緊急集会の規定があると、これにとどまっているということであろうと思っております。

今般、国内におけます新型コロナウイルスへの感染拡大を受けまして、特措法に基づきます我が国初の緊急事態宣言が発出をされました。こうした緊急事態宣言下におきます私権の制限でございますとか、これに対する補償のあり方などが、大きな議論的となりました。こうした中で、緊急事態に対処するための憲法上の規定が必要ではないかといった点につきまして、御指摘がございましたように、国民の関心が高まっているという状況にあるというふうに考えます。

私といたしましては、今後の南海トラフ地震など極めて重大な緊急事態の発生を想定した場合には、国民の私権の制限あるいはそれに伴います補償などの規定をあらかじめ法律において定めておきまして、必要な場合には直ちにその法律に基づいて迅速に対応ができるようにして

おく必要があるというふうに考えております。そして、そのためには、いわば国民の意思として、こうした種類の立法が必要であるという旨を憲法上明らかにしておく、言いかえますと、こうした緊急事態に対する法制の根拠となりますような規定を憲法上も明確に設けておく。そのことによりまして、立法府であります国会に対してもそうした法制の整備を促しておくということが望ましいのではないかと考えている次第でございます。

今後、こうした緊急事態におけます国や県の行政のあり方につきましては、憲法改正の必要性も含め、国政の場におきまして幅広く、また活発な議論が行われることが求められているというふうに考えているところでございます。

次に、今回の特別定額給付金におきますオンライン手続の混乱の原因についてお尋ねがございました。

今回混乱を生じました原因は、国のほうで準備をされた申請システムに不備がございまして、現場の事務にふぐあいが生じたためというふうに考えております。例えば、申請人と口座の名義人が一致しないような場合あるいは二重の申請があったような場合、こうした場合、システム上その申請を拒絶するような仕掛けにしておいていただければよかったですけれども、これもそのまま受け付けてしまうというようなシステムでもともとあったために、市町村が手作業での確認作業に追われたというような面があると考えております。

国のほうでも大変時間がない、限られた時間の中での準備だったという点で、無理からぬ面はあるということは理解をいたしますけれども、それにいたしましても、もう少しこの申請のときに起こり得るエラーを事前にチェックして、あらかじめ対策を講じておいていただけたら、こうした事態には至らなかったのではないかと

いう思いがございます。

したがって、今後今回のような給付を行うような場合に備え、国が主導をして、さまざまな給付に活用できるような全国統一のシステム、そのひな形的なものをあらかじめ構築しておくということが望ましいのではないかとこのように私としては考えております。その際には、今回のトラブルを踏まえ、システム自体の整備はもちろんでありますけれども、住民基本台帳システムとの連携ができるようにしておくというような点も含めて、法的な整備も必要になってくるのではないかとこのように考えております。

先月の4日に開催されました全国知事会でも、こうした法整備も含めたシステム整備の必要性について、私自身、発言をさせていただきました。国におきましても、例えばマイナンバーと預貯金口座とのひもづけなどの義務化、こういった点が検討されるということは御指摘があったとおりでございます。今後、迅速な給付が可能となるような仕組みがあらかじめ構築されるということを私としても強く期待をいたしているところでございます。

次に、マイナンバーカードの必要性や今後の展開についてお尋ねがございました。

今後、官民を問わずあらゆる分野でのサービスのデジタル化が加速をしてまいります。特に、人的資源の限られる中山間地域の多い本県におきましては、デジタル化による課題解決あるいは業務の効率化を図ることは大変重要と考えております。

その中で、マイナンバーカードは、オンラインで本人確認などを行うための有力なツールとしてその必要性がさらに増していくと、こうしたデジタル化のための一種の基盤整備であるというふうに考えております。また、南海トラフ地震のような非常時におきまして、先ほど申し

上げた住民基本台帳と連携した全国統一のシステム活用によりまして迅速な被災者支援を行う際にも不可欠なものになるのではないかとこのように考えております。

こうした背景のもとで、国はマイナンバーカードをデジタル社会の基盤と位置づけておられまして、令和3年3月からは、これも御指摘ございましたように、健康保険証としての利用も開始をされるという予定になっております。そして、令和4年度にはほとんどの住民が保有をしていることを想定いたしまして、カードの普及を推進するというような立場に立っておられます。また、報道がございました運転免許証との一体化も含めまして、マイナンバーカードの利便性の抜本的な向上に向け、工程表もつくって検討を進めていくというふうに報じられているところでございます。

県といたしましては、こうした国の議論も注視をしながら、県内の市町村と連携をいたしまして広報啓発に取り組み、マイナンバーカードの普及に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスと向き合った行政を進めていく上での覚悟についてお尋ねがございました。

議員から御指摘がございましたとおり、このウイルスを完全に消滅させるということは難しいと考えます。このため、今後もウイルスが存在することを前提に、県の施策全般において感染防止対策を講じていかなければなりません。一方で、県経済を再び成長軌道に乗せていくためには、経済対策をしっかりと講じることもまた重要であります。

こうした感染予防と社会経済活動を両立させるという意味で、今までにない新しいさまざまな取り組みに挑戦をしていかなければいけない、県行政もこういった局面にあると思っております。したがって、私といたしましては、こうした

新しい取り組みでございますので、いろんな御議論、賛否両論あろうかと思えますけれども、こうした賛否両論があろうとも、また試行錯誤しながらでも、必要だと判断をすれば覚悟を持って県政を前へ進めていくと、こういった思いで県政に取り組んでまいりたいと思えます。

また、これも御指摘もございましたように、現在本県あるいは全国的に、経済活動、社会活動は非常に大きな打撃を受けておるわけでございますが、今回生じましたピンチの状況を逆にチャンスに転じまして、全国に先んじてこの社会経済構造の改革といったような施策を進化させていきたいと、そうした思いで県政に取り組んでまいりたいと考えております。例えて申しますと、今回の感染拡大によりまして、大都市部に人口が集中することのリスクが顕在化したわけでございます。この機に人々の意識や社会構造の変化が進むということと考えられますので、こうした地方回帰の機運を捉えまして、本県におきましても移住促進あるいは企業誘致の取り組みを強化いたしますほか、感染症対策、新しい生活様式に対応いたしましたビジネスの創出等にも取り組みたいと考えております。

そうした際に、ICTなどのデジタル技術は、感染防止だけではなく、本県におきます担い手の不足あるいは地理的なハンディを克服するためにも有力なツールになるというふうに考えております。行政サービスを含めさまざまな分野におきまして、積極的にその活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、人口問題につきまして、経済は発展をしておりますが人口流出がとまらないという本県の状況をどう捉えているかというお尋ねがございました。

まず、本県の状況を経済成長という面から見ますと、産業振興計画を通じまして、各産業分野において高付加価値化や省力化、効率化を図

り、地産外商を進めてまいりました。こうした努力の結果、人口減少下におきましても経済規模は拡大をしていくと、そういった形で経済の構造転換を果たしつつあるというふうに捉えております。また、これにより多くの雇用が生み出されておきまして、本県の有効求人倍率はここ数年は1倍を超えるような水準まで引き上がってきたというところでございます。

次に、人口動態の面から見ますと、県外への転出超過の多くが15歳から24歳までの若年層が占めております。高等学校や大学等を卒業して、進学、就職をきっかけに県外に転出しているというふうに見ていいかと思えます。

この要因といたしましては、正社員の有効求人倍率が全体の倍率に比べますと低水準にあるということ、あるいは事務系の仕事が少ないなど、都市圏に比べて仕事の種類が限られるということが挙げられると考えます。また、昨年度県が実施をいたしました就職、進学の希望地等の意識調査では、県外での就職を希望する理由の上位3つが、1つには、都会で働きたい、2つには、希望する就職先がある、3つには、給料や待遇などの労働条件がよい、こういったこととなっております。加えまして、近年では全国的に人手不足が深刻化する中で、大都市が地方に人材を求める圧力が一層強まってきたと、非常に大都市部の雇用吸収力が強いということも大きな要因であるというふうに感じているところでございます。

本県は、こうした形で、県内に働く場がございまして、若者の都会志向や、あるいは希望の就職先の有無、労働条件、こういった要因も影響して、人口の社会減が継続しているというふうに推測をされるところであります。人口の社会増減の均衡に向けましては、まだ道半ばではございますが、これまでの取り組みによりまして、人口の社会減の規模は、かつての全国的

な景気回復局面に比べますと2分の1程度までに改善をするなど、一定の成果も出ているというふうに評価をしております。

コロナ後の地方への新しい人の流れを逃すことなく、若者に本県で働きたいと思っていただける魅力ある県を目指しまして、取り組みをさらに充実強化をしてみたいと考えております。

最後に、今後の総合戦略におけます女性に焦点を当てた若者の定着への取り組みについてお尋ねがございました。

今回のコロナ禍によりまして、東京一極集中の構造への危機意識の広がりがあり、地方暮らしへの関心が高まってきております。こうした状況は、地方への新しい人の流れを生むチャンスでもあり、第2期の総合戦略の推進に当たりましては、こうした流れにしっかりと対応していくということがポイントになると考えております。

そのためには、若者が魅力を感じる仕事を数多くつくっていくことが特に重要であります。これによりまして、新規学卒者の県内就職の促進に加え、県外で働きます本県出身者を本県に呼び戻すことあるいは、より多くの移住者を本県に呼び込むことができるというふうに考えております。

本県の人口動態の特徴としては、御指摘もございましたように、若い女性の転出超過が多いということがございます。この若い女性の流出は将来の子供の減少にもつながりますことから、お尋ねがございました女性に焦点を当てて移住、定住を進めるというのは重要な視点だというふうに考えております。その際、ポイントとなりますのは、若年層の女性の職業上の志向というものを踏まえながら、まずは多様な仕事を創出していくということだと考えております。

本年4月の就職情報会社の意識調査によりま

すと、多くの女子大学生は、営業部門や総務、経理などの管理部門、さらには研究開発部門の職種を志望される傾向にあるということでございます。このため、県内にできるだけ多くの事務系職場を誘致していくということ、またIT・コンテンツ関連産業の集積を加速していくということを重点的に取り組む必要があると考えております。

また、県内企業が女性にとって、より魅力を感じる職場となることも大事な点でございます。このため、キャリアを生かせる環境づくりあるいはワーク・ライフ・バランスの向上などによります男女ともに働きやすい職場づくりもさらに進めてまいります。あわせまして、多様な働き方を実現していくために、コロナ後も見据えまして、県内企業のデジタル化やテレワークをさらに進めていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) 新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金制度の実効ある推進についてお尋ねがありました。

この制度の推進に当たっては、事業者みずから制度の趣旨やメリットを十分に御理解いただくことが何より重要となります。このため、対象事業者に対してダイレクトメールを送り、本制度の告知を徹底してまいります。

次に、日ごろ事業者とおつき合いのある商工会、商工会議所の経営指導員の方々にも御協力をいただき、制度活用の働きかけをお願いしたいと考えております。さらに、議員のお話にもございましたが、金融機関の皆様にも制度の趣旨を御理解いただき、協力を仰ぐ必要があることから、金融機関向けの説明会を早急に開催いたします。

このように、対象事業者のみならず関係者の

皆様にも御理解と御協力をいただき、できるだけ多くの活用を促すことで、実効ある制度としたいというふうに考えております。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) まず、県が取り扱ったマスクの枚数についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、医療機関や社会福祉施設などが市場からマスクを入手することが困難な状況となったため、県ではマスクを調達し、必要な施設に配付をしてまいりました。調達したマスクの数は、寄附をいただいたもの、国からの提供によるもの、購入したもの、合わせて約460万枚となっております。このうち約24万枚につきましては、国内外の26の個人、団体の皆様から寄附をいただいたものです。この場をおかりいたしまして、改めてお礼を申し上げます。

マスクの現時点での主な配付先としましては、医療関連施設に約150万枚、社会福祉施設に約160万枚、教育関連施設に約10万枚となっております。

次に、県としての適正なマスクの備蓄量、購入ルートの確保、家庭での備蓄についてお尋ねがございました。

マスクについては、各家庭や事業者の皆様が、必要な量をそれぞれに確保しておくことが原則となります。各家庭においては、家族で必要な量を適切に備蓄していただきたいと思っております。県におきましても、学校や病院などの県立の施設で必要となるマスク約23万枚について備蓄を進めているところでございます。

一方、コロナ禍において必要不可欠な役割を担う医療機関や、感染したときの影響が大きい社会福祉施設などについては、事業者の備蓄を補完するために、県が一定量の備蓄を行うこととしております。具体的には、医療機関について

は、感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来などの協力医療機関で6カ月間に必要と想定される160万枚程度を、社会福祉施設については、4カ月間に入所者や職員用に必要と想定される360万枚程度を調達の目安にしています。こうした県立の施設分や民間施設の補完分に県の職員分などを加え、現時点では県として合計550万枚程度の備蓄が必要ではないかと考えており、現在確保を進めているところです。

次に、購入ルートの確保につきましては、メーカーや卸売業者の皆様と協定を締結する方法も検討しておりますが、マスクの生産をほとんど海外に依存している我が国の状況を考えますと、事業者の皆様との協定だけでは、需給が逼迫した際に確実に確保できない可能性もあります。そのため、現在も実施されています国からの調達スキームによって、必要な量が確保できるよう、引き続き全国知事会などを通じて国に対し要請をしてまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 県庁におけるテレワークの今後の進め方についてお尋ねがございました。

県庁においては、新しい生活様式に対応するとともに多様な働き方にも資するテレワークの実践に力を入れており、御紹介いただきましたとおり、テレワーク対応端末を1,000台まで増設することとしております。一方で、テレワーク自体が新しい取り組みでありまして、議員御指摘のような課題もあることから、次のような取り組みを進めてまいります。

まず、今月中旬から9月にかけてテレワーク推進期間を設け、原則として全ての職員に複数回テレワークを経験してもらうこととしております。この推進期間の開始に向けまして、業務やサービスの管理については、各所属において適切に業務を割り振ることや、テレワーク開始時と

終了時に報告を行うことなど、必要な規定を整備してまいります。

また、情報セキュリティ対策については、書類を持ち帰らずに作業ができるようにしておりますが、さらに安全にテレワークを実施するためのガイドラインの策定や、オンラインによる職員研修などを実施してまいります。加えてこの秋には、スケジュールの共有や多人数で同時にメッセージのやりとりができるグループウェアを導入する予定でありまして、これによって情報共有の円滑化や職員間のコミュニケーションの確保にも努めてまいります。

今後、テレワークを実施した職員の声も聞きながら、テレワークの定着に向けて、ハード面、運用面での改善を図ってまいりたいと考えております。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) まず、新型コロナウイルス感染症に関し、警察署内でクラスターが発生した場合の対応についてお尋ねがございました。

県警察においては、マスクの着用、遮蔽板の設置などの各種感染防止対策を行い、警察署における新型コロナウイルス感染の発生を抑えるべく対応をしているところでございます。一方で、第2波の危険性も十分認識しており、感染者やクラスターが発生した場合でも警察署の職員全員が感染者やその濃厚接触者とならないように細心の注意を払い、業務継続に支障のないように努めております。

万が一、警察署を初めとした警察施設において新型コロナウイルスの感染が発生した場合には、所要の措置をとりつつ、本部等から職員を派遣して事案対応に当たらせるなど、必要な体制を確保し、治安維持に支障が生じることのないよう対応してまいります。

次に、コロナ禍に便乗した犯罪について、全

国的な発生状況と、県警察における犯罪防止対応についてお尋ねがございました。

議員の御指摘にありましたように、全国的には、3月上旬から5月末までに、給付金支給や検査費名目で現金やキャッシュカードを詐取した事案等、コロナ禍に便乗した詐欺被害が未遂を含めて45件、約4,028万円発生しており、そのうち特殊詐欺被害が20件、約3,453万円となっております。その他、衛生マスクの送りつけ、新型コロナウイルスに効能があるとする薬の販売等、悪質商法事案も発生しているところであります。

本県におきましては、同種事案の被害は認知しておりませんが、6月末現在、給付金支給、PCR検査等を名目とした特殊詐欺のおそれがある事案12件、衛生マスクの送りつけ等といった悪質商法と見られる事案も11件を認知しているところであり、本県においても被害の発生が懸念されております。

このため、県警察では、被害防止に向け、テレビ、新聞、ツイッター等の各種媒体を活用した広報啓発活動や、関係機関・団体と連携した情報収集、県民の不安をあおり混乱を助長する悪質事犯の徹底した取り締まりなどに努めているところであり、今後も引き続き県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、留置施設における新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねがございました。

留置中の被留置者については、被留置者を相互に接触させることのないように施設内での行動も可能な限り単独で行わせるなど、感染予防及び感染拡大防止を図っております。あわせて、被留置者の適宜検温を実施しているほか、健康状態について特異な状況があった場合には嘱託医等への受診を通じて健康状態を把握するなど、被留置者の健康管理に配慮しております。

さらに、新規被留置者を含め被留置者の感染

の疑いが濃厚な場合には、留置施設を通常使用していない警察署に留置することとしており、さらに感染が明らかとなった場合には、関係機関と協議の上、医療機関に収容するなどの対応をとっていくこととしております。また、これらの者と同じ留置施設に収容している被留置者については健康状態等を確認し、保健所等関係機関と連携を図り、感染拡大防止に向けた取り組みを図ることを考えております。

最後に、警察学校での術科教養について、剣道、柔道、逮捕術の本格的な訓練の再開のめどが立たない中での対応についてお尋ねがございました。

現在、柔道、剣道については、感染防止の観点から、密とならないように受け身や素振り等の単独動作訓練に限って行っているところでございますが、それを補うために、基礎体力の充実等に例年以上に力を入れているところでございます。逮捕術については、これまで単独動作訓練のみでありましたが、6月19日から相対動作訓練が再開されましたので、これまでの不足分を補って実技訓練を実施し、卒業前には例年どおりの逮捕術訓練を実施するなど、一定の技能を身につけさせることができる見込みでございます。

今後も、卒業までに、必要な体力、技術を身につけさせるように努めてまいります。新型コロナウイルスの感染状況等により、卒業までに訓練が不足した場合には、卒業後も警察学校等において訓練を実施させるなど、必要な教育体制を検討していく所存でございます。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、種苗法の改正による本県農業への影響と農家の負担についてお尋ねがございました。

さきの国会に提出された種苗法の改正案は、近年開発され種苗法で登録された品種、いわゆ

る登録品種を育成者権者の意思に応じて海外への流出防止等の措置ができるようにすることや、育成者権を活用しやすくすることで新品種を保護し、日本の農業の強化を図るものでございます。その改正の中において、農家みずから登録品種を利用して種や苗木をふやす自家増殖については、これまで原則自由であったものから、育成者権者の許諾が必要とされることとなるため、農家の事務手続や費用負担の増加につながるのではないかとといった不安の声があることは認識しているところでございます。

しかしながら、本県の農産物においては、登録品種か否かにかかわらず、作付するたびに種や苗木を購入する品目が多いこと、登録品種の中で自家増殖を行っている品目がイチゴ、水稲などに限られていることから、本県農業への影響は非常に小さいものと考えております。

また、農家への負担につきましては、イチゴでは、農家は従来から育成者の許諾を受けて栽培を行っており、法改正に伴う新たな負担はほとんどないものと考えております。一方、水稲では、これまで許諾を受けることなく自家増殖して栽培を行ってきたことから、改正内容によっては、農家に新たな事務手続や費用負担が生じることが懸念されます。

このため、今後の国会での継続審議の動きを注視するとともに、本県が育成したよさ恋美人や吟の夢などの登録品種につきましては、個人ではなく団体での許諾申請ができるようにするなど、農家の皆様にできるだけ負担が生じることのないよう検討をまいります。

次に、種子法の廃止に伴う影響についてお尋ねがございました。

平成30年4月の主要農作物種子法、いわゆる種子法の廃止に伴い、外国資本の種子の独占による種子価格の高騰、地方への財政支援の打ち切りに伴う都道府県の種子の供給体制の後退な

どが懸念されましたことから、廃止法案の成立にあわせて、それらの防止を求める附帯決議が採択をされております。県としましては、稲などの主要農作物の優良な種子を安定的に供給することは、生産者の経営安定を図る上で極めて重要であることから、種子法の廃止にあわせて高知県主要農作物種子生産要綱を制定して、種子の安定生産、供給体制を堅持してまいりました。

現在、県内では、外国資本からの種子の供給実績はなく、種子価格につきましては、近年の玄米価格と生産コストの上昇に伴い、わずかに値上がりをしていますが、農業経営への影響は出ておりません。また、地方への財政支援につきましては、種子法廃止前と同様に地方交付税の対象となっており、供給体制への影響はございません。

今後につきましても、影響はないものと考えておりますが、生産者がこれからも安心して営農を継続していけますよう、種子生産者や農業団体など種子生産にかかわる皆様と協力しながら、優良な種子の安定生産と供給に努めてまいります。

最後に、現在のため池の耐震化工事の進捗状況と、ため池特措法成立を受けての今後の見通しについてお尋ねがございました。

まず、平成30年度当時に耐震化が必要と判明していた21カ所の耐震化工事の進捗状況につきましては、昨年度までに6カ所が完了し、今年度9カ所完了予定、残る6カ所については令和3年度に完了予定です。

その一方で、平成30年7月豪雨を踏まえた新たな防災重点ため池の選定基準が国から示されました。この新たな選定基準では、決壊した場合の氾濫解析をもとに浸水想定区域図を作成し、貯水量と下流の家屋や公共施設等の位置関係により判定することとされております。

このため、県は、県内391カ所全てのため池について、氾濫解析専用ソフトにより、詳細な浸水想定区域図を策定し、家屋や公共施設等が1つでも存在すれば防災重点ため池に該当することとして、市町村と協議の上、再選定をいたしました。その結果、新たに128カ所が選定され、21カ所が除外となり、平成30年時点の121カ所から、現在228カ所になっております。

県では、再選定された防災重点ため池について耐震調査を現在実施しており、今後新たに耐震化が必要となるため池が一定数ふえる見込みですが、下流域への影響度等を踏まえた優先順位づけを行い、耐震化に取り組んでまいります。

次に、ため池特措法成立を受けての今後の見通しですが、この特措法では、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、まず国が基本指針を策定し、この指針に基づき県が推進計画を策定することとされています。また、推進計画に基づく防災工事等に要する経費については、国の必要な財政措置や地方債についての特別な配慮がされることとなっているため、耐震化工事の実施が加速されるものと考えております。

県としましては、今後策定される国の基本方針や耐震調査の結果などを踏まえ、市町村と協議の上、推進計画を早期に策定し、新たな国の施策を積極的に活用しながら、集中的かつ計画的な耐震化に取り組んでまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、コロナ禍における公共事業の早期発注についてお尋ねがございました。

公共事業への依存度が高い本県におきまして、コロナ禍の影響により、県内の多くの産業が厳しい状況にある中、公共事業の早期発注により県経済を下支えしていくことは大変重要であると考えております。このことは、県議会の新型

コロナウイルス感染症対策調査特別委員会からも要請いただいております、重く受けとめております。

このため、県では、4月に取りまとめた新型コロナウイルス感染症緊急対策において早期発注を位置づけ、全庁的に取り組んでいるところです。土木部といたしましても、本年度上半期におきまして、過去10年間の中で最大規模となる公共事業予算の発注を目指すこととしております。

現在、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などで、県内の建設産業を中心に例年を超える公共投資がなされ、この結果、コロナ禍の状況において、公共事業が県経済の牽引役として、より大きな役割を果たしているものと認識しております。引き続き、地域の雇用を守り、県経済の下支えとなるよう、土木部の総力を挙げて公共事業の早期発注に取り組んでまいります。

次に、今後の工事の平準化への取り組みについてお尋ねがございました。

平成30年度の本県の平準化率につきましては、お話のありましたように0.6という値でございますが、これは、7月豪雨による災害が発生し、本県ではその復旧工事の発注を迅速に行った結果、例年よりも年度後半の発注件数が増加したことによるものでございます。このように、平準化率は、緊急的に発注する工事件数の多寡により、大きく左右されてしまうことがあり、災害復旧工事が少なかった前年の平成29年度の値は0.73となっております。

建設事業者の安定的な経営や、従業員の継続雇用など労働条件の改善につながるよう、今後も引き続き繰越明許予算の活用などにより、施工時期の平準化に取り組んでまいります。

最後に、改正品確法における新たな全国統一指標の目標値の設定方針についてお尋ねがござ

いました。

将来にわたる公共工事の品質の確保と、その担い手の育成・確保などをより一層推進するため、昨年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が改正されたところです。この品確法の理念を実現するための取り組みの一つとして、お話にもありましたように、新たに全国統一の指標を定め、地域ごとに平準化率や週休2日対象工事の実施状況などの目標値を設定することとしております。

今後、県内の市町村や国の出先機関で組織する協議会において、内容について協議することとしており、この冬には具体的な目標値を設定する予定です。目標設定に当たっては、地域の実情を踏まえた値とすることはもちろん、目標達成に向けた取り組み手法も重要になってまいります。このため、協議会において、市町村の課題も十分にお聞きした上で、繰越明許の制度や週休2日制モデル工事の活用など県の取り組みも紹介しながら、具体的な取り組み手法についてもともに検討を進めてまいります。

○19番（桑名龍吾君） それぞれ御丁寧な答弁ありがとうございました。

2問目でございますけれども、まず商工労働部長でございます。この融資の借りかえ制度、これは本当に事業者にとってもメリットがあり、そして県にとっても財政負担が軽くなるということで、よくぞこの案ができたなと感心をしているところでございますし、またやはりこの制度は成就させなければいけません。ただ、御承知のとおり、借りている事業者と県にはメリットがあるんですけれども、一番協力をしていただかなければならない金融機関にさほどメリットがないというところでございます。要は、事業者にとってこの制度——借りかえたらメリットがあるということ、どのようにその借りている2,000社を超える皆さん方に伝えていくか、

序がテレワークのモデルにならないかならないと思います。いろんな研修をしていただくということと、もう一つ、労務管理の点でどういうふうにしていくのか。例えば、今回もテレワークを全国でやられていましたけれども、要は何時から何時まで働いているのかとか残業分をどうするのかという労務管理の点も整理をしなければならぬと思っておりますし、これはもう、一つの社会問題になってきようかと思っております。そこをどう整理をするのかも総務部長にお聞きをしたいと思います。

以上3点、2問目とさせていただきます。

○商工労働部長（沖本健二君） 議員御指摘のとおり、この制度は、金融機関は借りかえすることの事務が少しふえるということで、直接のメリットという点に関しましては余りありません。ただ、この制度が事業者の経営健全化の一助となりまして、事業の継続でありますとか、あるいは雇用の維持、そういった点で、ひいては地域経済の回復につながるとすれば、本来金融機関がお持ちの地域経済の発展を担うという役割の一つになるのではないかと考えております。また、県の財政負担が軽減をされれば、その分、県民の福祉の向上に財源を回すことができますので、そうしたことも御理解の上、御協力がいただけるように、知事も含めまして金融機関の幹部の方にお話、要請に伺いたいというふうに実は打ち合わせをしておるところでございます。

そして、今、後半ございました告知とかがもっと必要じゃないかということでございます。

1つは、県内メディアとタイアップしてさまざまな告知も行いたいと思っておりますけれども、やはり直接お話をさせていただきたいということで、近々例えば工業会との意見交換会、あるいは土佐経済同友会との意見交換会等々ございますので、そういった場で事あるごとに、

少し時間をもしいただけるのであれば直接説明をさせていただきたいというふうに考えております。そういったことで、この制度を皆さんに告知をすることで活用を図っていただきたいというふうに考えております。

○知事（濱田省司君） 桑名議員からの再質問で、いわゆる人口問題に関連いたしまして、地方創生におきます面的な取り組みという点についてでございます。

これは御指摘のとおりだと思います。もちろん、地方創生を担っていく基本的な単位は市町村ということでございまして、総合的な行政主体として、みずから総合戦略をつくっていただいて主体的に取り組んでいただかなければいけないということでございますが、いろんな局面を考えましたときに、近隣の市町村が連携をして面的に取り組んでいくと、それによって効果を上げていくということも非常に大事な視点であるというふうに思います。

現実に、多くの市町村で、各市町村の総合戦略の中でも近隣の市町村と連携して取り組みをしていくということを掲げて成果を上げておられるということもあろうと思います。また、県といたしましてこの総合戦略を推し進めていくという過程におきましては、例えば1つは観光の振興などに関して、これは個々の市町村が頑張るといっただけでは、いわゆる周遊型の旅行者をうまく誘致していくという点では限界があるということだと思います。

現実にそういう流れが県内多くの圏域でできておりますが、広域での市町村が連携をして面的に観光振興を図っていくと、こういったような局面が1つ例として挙げられると思います。もう一つ、先ほど議員から御紹介もございました連携中枢都市圏の取り組みの一つの例でございますが、移住の政策におきましても、いわゆる2段階移住ということで、一旦県外から高知

市に移住いただいて、その後中山間地域にということ県内の市町村が連携をして行っていると、こういったことによって、より複合的な大きな効果が期待できるといった局面があるというふうに理解しております。

これも御指摘がありましたとおり、個々の市町村のプラス・マイナスもさることながら、県全体として、しっかりとこの人口問題について成果を上げていくということが究極的に目指す姿でございますので、私どもも、複数の市町村の連携によりました面的な広がりという点に十分意を払いながら、今後もこの戦略の実行に当たってまいりたいと考えております。

○総務部長（君塚明宏君） テレワークの際の労務管理でございます。

まず、テレワークを始めるに当たって、事前に各所属において、テレワークで何をするかという業務の割り振りをしていただくと、その上で、各テレワークを行う職員は、テレワークの開始時と終了時にメール等によりまして、これから業務に入るという報告をしていただくということを考えております。そうした点で、各所属長については、原則としてテレワークのときには時間外勤務を命じないような取り扱いとしたいと考えております。また、必要に応じまして所属長がテレワークの実施状況を職員に確認をするということで労務管理の部分を管理していきたいと、こういった点を今後規定に明記いたしまして、職員に徹底してまいりたいと考えています。

以上です。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

コロナ事態になりまして、3月の頭はまだ高知県も危機感というものはないかと思いましたが、3月の中旬、そしてまた4月、5月の連休というのは、皆さん方が、感染のこともそうすし、経済的にも本当にびりびりしてござい

た。ただ、私を感じるのには、国、県、市町村のそれぞれの支援が大分行き渡ってきて、皆さん方も大分心の余裕とか落ちつきというものは取り戻してきたのではないかなというふうに思っております。ただ、やはりその中でもまだ苦しんでいる人もいますし、また支援の手を伸ばしている人たちもいるのは事実であろうと思います。

きょう私、今定例会の8人目の最後の質問者になりました。これまで7人の質問者がいたんですけれども、きょうの私も含め皆さんが質問しているのは、要はその支援をまだ受けていない、県の支援の足らざる部分のところを皆さん方が指摘したものと思っております。全てができるかできないかというのはわかりません。ただ、これから皆さん方がやる仕事というのは、事業の進捗もそうなんですけれども、今ひとまず落ちついているときには、何が足りないのか、そして足りないところに何が県としてできるのかという、その足らざる点に目を凝らしていただいて、そして支援を求めている人たちにしっかりと応えていただきたいというふうに思うところでございます。

コロナ対策というものは、第2波、第3波に向けての対策と、そしてまた、まだまだ続くわけでございますので、そういったことを念頭に置いてこれから県政運営に取り組んでいただきますことをお願いいたしまして、私の全ての質問とさせていただきます。

以上でございます。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（三石文隆君） これより議案の付託をい

たします。

(議案付託表及び請願文書表配付)

○議長(三石文隆君) ただいま議題となっている第1号から第64号まで、以上64件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末239ページに掲載〕

————— ❁❁❁ —————

請 願 の 付 託

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

請第1号「高知県立の中学校夜間学級(夜間中学)に関する請願について」の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

本請願は、請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末246ページに掲載〕

————— ❁❁❁ —————

○議長(三石文隆君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明3日から8日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、7月9日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

7月9日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時34分散会

令和2年7月9日（木曜日） 開議第5日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 22番 山 崎 正 恭 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 29番 大 野 辰 哉 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 岩 城 孝 章 君
 総 務 部 長 君 塚 明 宏 君
 危機管理部長 堀 田 幸 雄 君
 健康政策部長 鎌 倉 昭 浩 君
 地域福祉部長 福 留 利 也 君
 文化 生活 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長
 産業 振興 井 上 浩 之 君
 推 進 部長
 中山間振興・ 尾 下 一 次 君
 交 通 部長
 商工労働部長 沖 本 健 二 君
 観光振興部長 吉 村 大 君
 農業振興部長 西 岡 幸 生 君
 林業 振興・ 川 村 竜 哉 君
 環 境 部長
 水産振興部長 田 中 宏 治 君
 土 木 部長 村 田 重 雄 君
 会 計 管 理 者 井 上 達 男 君
 公 営 企 業 局 長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
 人 事 委 員 会 長 原 哲 君
 人 事 務 局 長
 公 安 委 員 長 小 田 切 泰 禎 君
 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
 代 表 監 査 委 員 植 田 茂 君
 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君
 事 務 局

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 織田勝博君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 馬殿昌彦君
主 幹 春井真美君



議事日程(第5号)

令和2年7月9日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第3号 高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を

改正する条例議案

- 第10号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第12号 安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第13号 土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第14号 須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第15号 宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第16号 土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第17号 四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第18号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第19号 東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第20号 奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第21号 田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第22号 安田町と高知県との間の行政不服審

	査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案		託に関する議案
第23号	北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第35号	津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第24号	馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第36号	四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第25号	芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第37号	大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第26号	本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第38号	三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第27号	大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第39号	黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第28号	土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第40号	高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第29号	大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第41号	香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第30号	仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第42号	香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第31号	中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第43号	高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第32号	佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第44号	香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第33号	越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第45号	幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
第34号	檜原町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案	第46号	高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

<p>第 47 号 幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>項の機関の事務の受託に関する議案</p>
<p>第 48 号 津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>第 59 号 高知縣市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>
<p>第 49 号 高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>第 60 号 南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>
<p>第 50 号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>第 61 号 中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>
<p>第 51 号 津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>第 62 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p>
<p>第 52 号 高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>第 63 号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p>
<p>第 53 号 幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>第 64 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案</p>
<p>第 54 号 幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>請第1号 高知県立の中学校夜間学級(夜間中学)に関する請願について</p> <p>追加</p> <p>議発第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案</p>
<p>第 55 号 嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>追加</p> <p>議発第2号 国際保健衛生分野及び我が国との経済・文化的交流における台湾の重要性に関する意見書議案</p>
<p>第 56 号 高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>追加</p> <p>議発第3号 林業分野における人材確保を求める意見書議案</p>
<p>第 57 号 安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案</p>	<p>追加</p> <p>議発第4号 河井両国会議員の議員辞職と真相究明、安倍首相・自民党総裁の政治責任を求める意見書議案</p>
<p>第 58 号 高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1</p>	

追加

議発第5号 新型コロナウイルス感染症対策に
「災害対応」を求める意見書議案
追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、このたびの記録的な大雨により、熊本県や福岡県を初めとする各地においてとうとい生命を犠牲にされました方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げます。



諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末265ページ〕
に掲載



委 員 長 報 告

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第64号まで及び請第1号、以上65件の議案並びに請願を一括議題いたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長浜田豪太君。

（危機管理文化厚生委員長浜田豪太君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（浜田豪太君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第7号議案、第8号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労交付金について、執行部から、医療サービスを提供するために感染リスクを抱えながらも継続して業務に従事する医療従事者や職員に対して慰労金を給付するものであるとの説明がありました。

委員から、慰労金については遡及して交付するものか。また、今後新たに感染が発生した場合には再度交付されるのかとの質疑がありました。執行部からは、県内で最初に新型コロナウイルスが発生した2月28日以降6月30日までに勤務した職員を対象としている。今後、仮に第2波、第3波と大きな感染が起きた場合については、国に検討していただきたいとの答弁がありました。

別の委員から、対象となる医療従事者には、医療事務や清掃業務など医療機関の委託先も含まれるのかとの質疑がありました。執行部からは、当該医療機関の中での委託業務について、患者と接する業務は対象となる。各医療機関において、おのおのの業務を確認し判断した上で申請していただく形になるとの答弁がありました。

委員から、慰労金の対象となる範囲について

は、医療機関のほか委託先にも周知が必要であるが、どのような形で広報するのかとの質疑がありました。執行部からは、医療機関に対して申請手続の通知をする際に対象範囲を明記するほか、県民の方に対しては県の広報手段を活用して周知徹底を図るとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス検査機器整備事業費補助金について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化するため、保健所を設置している高知市に対しPCR検査機器の購入経費を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、県と高知市において、PCR検査の役割分担について基準は定めているのかとの質疑がありました。執行部からは、高知市での事案は高知市保健所において、その他の市町村については県衛生環境研究所で検査を行うことが考えられるが、仮に第2波、第3波と発生した際、高知市は人口が多いため、今回導入する検査機器1台だけでは対応し切れないことも想定される。その際は、県においても検査を行うなど、状況を見ながら対応していく。また、PCR検査では、ウイルスが誤って混入するコンタミネーションが発生した場合、機器が一定期間使用できなくなるリスクがある。こうした観点からも、PCR機器を県と高知市の2カ所に設置することは危機管理の面でも有用であり、高知市と連携しながら検査体制を整えていくとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労交付金について、執行部から、介護・障害福祉施設等で新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながらサービスを提供する職員に対して慰労金を支給するものであるとの説明がありました。

委員から、申請の際の対象者の確認や、現在離職している方についてはどのような形で行うのかとの質疑がありました。執行部からは、事業所において名簿等を作成した上で申請をしていただき、離職している方など事業所において取りまとめが難しい場合は個人で申請していただくこととなるとの答弁がありました。

委員から、申請手続や支給対象について、多くの相談が寄せられるのではないかとと思われる。事業所や県民の方に対して慰労金のわかりやすい案内ができるよう、対応窓口を設置することも検討が必要ではないかとの意見がありました。執行部からは、慰労金交付事務の委託先と検討した上で周知を図るとともに、きめ細かな相談対応をしていきたいとの答弁がありました。

次に、障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、執行部から、障害福祉施設等に対して、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に必要な各種物品の購入などの費用を助成するものであるとの説明がありました。

委員から、これまでの各施設における新型コロナウイルス感染症の対応状況から、今後どのような対策を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、障害者の施設においては利用者との濃厚接触は避けられないので、いかに予防していくか徹底する必要がある。また、新型コロナウイルス以外の感染症についての対策も、同様に徹底していく必要がある。職員の対応方法やマスク、消毒液などの備蓄についても施設と協議しながら、マニュアル、ガイドラインにより徹底していくとの答弁がありました。

委員から、障害者施設においては、特に明確なルールをつくり、利用者にはわかりやすく伝えることが大切である。マニュアルやガイドラインでしっかりと示すとともに、これまでの対応を検証した上で今後の体制を強化していくこと

が大事であるとの意見がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、スポーツツーリズム推進事業委託料について、執行部から、本県で開催されるサッカー・高知ユナイテッドスポーツクラブや、野球・高知ファイティングドッグスのホーム戦に県外からの観戦者を多く呼び込み、県内の観光関連の消費拡大やPRを図るため、対戦チームの地元試合会場においてPRチラシを配布するほか、県内の宿泊施設を利用した県外観戦者へ特産品を贈呈するための経費であるとの説明がありました。

委員から、本県開催の試合について、県外からの観戦者はどのくらいを見込んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、1試合につき、サッカーは50人、野球は40人を想定して計画を立てているとの答弁がありました。

委員から、県外観戦者に贈呈する特産品について、金額も含めどのような内容なのかとの質疑がありました。執行部からは、委託先において特産品を選定してもらうこととしており、2,000円から5,000円相当のものを準備する考えであるとの答弁がありました。

別の委員から、特産品については委託先に任せるのではなく、県において一定判断した上で選定したほうがよいのではないかと。また、特産品のPRも大事であるが、県外からの観戦者をさらに呼び込むためには、県外で宿泊の割引クーポンを渡す方法が効果があるのではないかと。質疑がありました。執行部からは、県外からの観戦者に特産品を提供することで地産外商にもつなげていきたいとの思いで計画したが、特産品の選定も含め、改めて検討させていただきたいとの答弁がありました。

委員から、他県でも国のGo To キャンペーン

に上乘せする形でいろいろな取り組みにより観光客を呼び込もうとする中、少しインパクトが弱いのではないかと。再度検討するとともに、事業の成果、効果については開催期間終了後に報告いただきたいとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 商工農林水産委員長黒岩正好君。

（商工農林水産委員長黒岩正好君登壇）

○商工農林水産委員長（黒岩正好君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第9号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、執行部から、中小企業者が感染拡大防止に向けて行う施設改修や設備導入などの取り組みを支援するものである。さまざまな業種からの申請に適切かつスピード感を持って対応するため、実績やノウハウを持つ高知県中小企業団体中央会を通じた間接補助とするよう考えているとの説明がありました。

委員から、事業者が実施した感染の予防・拡大防止対策が広く伝わっていないため、例えば飲食業界などでは、客が戻らないという声をよく聞く。感染予防対策ガイドラインに沿った対策をとっているということを広く知ってもらうための方策も検討しているかとの質疑がありました。執行部からは、県や中小企業団体中央会のホームページで、こうした事業を活用して対

策を図っている事業者の一覧を掲載し、PRしていききたいとの答弁がありました。

別の委員から、補助制度の周知や、これを活用した対策の呼びかけをきめ細かに行ってもらいたい、中小企業団体中央会にはそういう役割も担ってもらえるのかとの質疑がありました。執行部からは、中小企業団体中央会は約300の組合が会員となっており、これらの組合を通じて各企業に対象事例を具体的に示すなど、周知と活用促進を図るよう考えている。個々の企業に届くよう、なお協議を進めたいとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金について、執行部から、感染症対策の県単独融資制度を利用した事業者に、全国統一の融資制度への借りかえ等を促すための支援金である。資金繰りの見直しなどにより経営の健全化を図るとともに、目標どおりに借りかえ等が進めば、県の負担額も約26億円圧縮できる見込みとなっているとの説明がありました。

委員から、対象の事業者とあわせて関係金融機関にも理解、協力を得て、ぜひとも成果が上がるよう取り組んでほしいとの意見がありました。執行部からは、対象の事業者には直接ダイレクトメールを送り、この制度を活用した借りかえ等のメリットをしっかりと伝えるが、十分な成果を上げるには関係金融機関の協力が必要となる。借りかえ等に際して、金融機関には手数料等の収入につながることはないが、協力いただけるようしっかりと取り組みたいとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金について、執行部から、国の持続化給付金を受けてもなお経営状況が厳しい状態が続いている事業者の事業の継続と雇用の維持を図るため、社会保険料の事業主負担分に着目した県独自の給付を行おうとするものであ

るとの説明がありました。

委員から、今回県がこういう制度を考えていることについて、経営者から期待の声が上がっている。一方で、いつになったら消費が回復するのか、いまだに見通せない状況であり、次の展開を見据えた準備もしておいてもらいたいとの意見がありました。執行部からは、この給付金制度は3カ月間の社会保険料に着目した制度設計としているが、厳しい経営環境が長引いた場合にどうするのかという議論はあると思う。国における今後の補正予算なども見ながら、この状況をできるだけ支援する施策を考えていききたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県単独での支援には財源上の制限もあり、国の支援を要する部分も出てくると思われる。状況を見ながら、必要な支援は早目に国に働きかけて行ってほしいとの意見がありました。

次に、就業支援事業費について、執行部から、就職氷河期世代の活躍に向けた支援策のための増額補正である。官民連携により構築したプラットフォームのもとで、就職支援等に向けた取り組みを推進していくとの説明がありました。

委員から、オンライン調査により行う就職氷河期世代実態調査について、どういったことを調査し、また調査対象者をどういうイメージで捉えているのかとの質疑がありました。執行部からは、就職氷河期世代の御本人に回答いただく調査を予定しており、現在の雇用形態の状況や、それが望みどおりのものか、また何らかの支援を望んでいるかどうかなどを把握し、支援策の検討につなげたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、特産農畜産物販売拡大事業費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症による経済影響対策として、学校給食を通じた地産地

消の取り組みや、県外における県産農産物の消費拡大に取り組むための経費であるとの説明がありました。

委員から、学校給食の食材提供は、生産者が助かるよい施策だと思う。給食を食べながら、食材の産地やどのようにつくられているか、また流通、消費などについて学べる仕組みがあればよいと思うが、そういったことも考えられているかとの質疑がありました。執行部からは、食育教材用のパンフレットも作成し、県の職員や食材の生産者が給食の場に出向き、児童生徒に県産農畜産物のよさを知ってもらうよう取り組むこととしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、このことをきっかけに家庭においても消費が広がるような仕組みも考えてほしいとの意見がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、水産物都市圏外商ネットワーク強化事業委託料について、執行部から、高知家の魚応援の店と連携し、全国300店舗において、県産の食材を使った高知フェアを開催するための経費であるとの説明がありました。

委員から、高知フェアを開催する300店舗について、影響力のある店舗に参画してもらうと波及効果も大きいと思うが、店舗への呼びかけにはどういった工夫を考えているかとの質疑がありました。執行部からは、グルメサイトを運営するなど広く飲食店とのネットワークを有し、情報発信力もある事業者に委託して実施することとしており、波及効果の大きい店舗の掘り起こしなどもお願いしていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、農業振興部についてであります。

執行部から、国の第2次補正予算で運用の改善などが行われた、高収益作物次期作支援交付

金及び経営継続補助金への対応について報告がありました。これらはいずれも県を通さない事業であるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に広く活用いただけるものであり、迅速な情報入手や関係機関との情報共有、推進体制の構築など、事前の準備や周知に積極的に取り組んでいるとの説明がありました。

委員から、交付金、補助金ともに公募期間が短く、対象となる農業者の中には、制度を知らなかったという方もまだいる。周知を徹底するための具体的な取り組みが必要だと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、引き続きJAと連携をして、説明会の開催や戸別訪問により、できる限り幅広く周知するなど、漏れのないよう取り組むとの答弁がありました。

別の委員から、こういった支援策の拡充が、生産者にとって、意欲的に次期作に向かうエネルギーになる。個人出荷の農業者に対しても抜け落ちることなく周知してほしいし、今後も、対象品目の追加、予算枠の増など、新たな情報があれば迅速に周知するようにしてほしいとの要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

県立牧野植物園の次期指定管理者について、執行部から、現在の指定管理者である高知県牧野記念財団は指定管理者の選定条件を満たしており、令和3年度からの次期指定管理者として引き続き直指定したいと考えている。今後、指定管理者審査委員会での審査等を経て、12月議会で、指定と第4期代行料予算に係る議案を提出する予定であるとの説明がありました。

委員から、以前から牧野記念財団では、高い技術や知見を持った職員がよりよい処遇対応を求めて転職する事例があり、過去の本会議では、指定管理の切りかえのときに合わせて議論していくとの答弁があった。その後、どのような議論がされているかとの質問がありました。執行

部からは、現在牧野記念財団との第4期の指定管理の協議の中で、正職員の増員、期末手当の増額など、次期指定管理に向けての処遇改善について検討しているとの答弁がありました。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた取り組みについて、執行部から、現在進めている施設整備に向けた調査、周辺安全対策の取り組みと、新たな施設の整備・運営主体、概算総事業費などについて報告がありました。

委員から、これから始まる用地の交渉では苦労するようなことも想定されるが、職員の人員配置も含めどのように考えているかとの質問がありました。執行部からは、用地交渉は整備・運営主体において取り組む予定であるが、経験のある人員を配置するなど体制を充実するよう検討し、丁寧に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県と佐川町役場の連携が非常に大事になってくると思うが、現状はどうかとの質問がありました。執行部からは、県から職員3名を派遣するなどして、密に連携をとりながら業務を進めているとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 産業振興土木委員長田中徹君。

（産業振興土木委員長田中徹君登壇）

○産業振興土木委員長（田中徹君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第10号議案、第62号議案、第63号議案、第64号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、地産外商推進事業費について、執行部から、高知家の魚応援の店を活用した県産食材の流通・販売の回復や、新しい生活様式に適應した外商活動の推進に向けた取り組みを行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、オンライン商談促進事業の委託内容は、仕入れ先と販売元が会うプラットフォームを構築するのかとの質疑がありました。執行部からは、県外と多くのネットワークを持つ地産外商公社等の強みを生かしてオンライン商談の仕組みを構築することで、県内事業者の販路拡大につなげたいとの答弁がありました。

別の委員から、高知家の魚応援の店と連携して県産品をPRする都市圏外商ネットワーク強化事業について、委託事業として全てを一括で委託することになるのか。県産食材のよさを効果的に紹介できるような取り組みを検討してはどうかとの質疑がありました。執行部からは、食材等の仕入れから店舗への配送等を委託することとしている。土佐酒については、酒造組合等と連携して商品を直接PRする機会も持ちながら、継続的な取引につなげるよう取り組みたいとの答弁がありました。

委員から、蔵元の杜氏の方に実際に会場に行ってもらって魅力を伝えてもらうなど、商品にストーリー性を持たせることにより付加価値を高めるなどの戦略を講じてもらいたいとの要請がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、中山間地域対策費の特定地域づくり事業推進アドバイザー派遣事業及び集落活動セン

ターの新しい生活様式対応への支援について、執行部から、各事業でアドバイザーを地域に派遣してそれぞれの現場に沿った助言等を行ってもらうことで、中山間地域における課題解決につなげていく取り組みであるとの説明がありました。

委員から、集落活動センターの新しい生活様式対応への支援について、アドバイザーで対応しなければ実施できないのかとの質疑がありました。執行部からは、コロナ禍により、新しい生活様式に対応するためのガイドラインが示されているが、実践に当たっては専門性が必要であると考えており、個々の状況を確認した上で、それぞれに応じたアドバイスをを行い、一つ一つの課題解決を行う丁寧な手法が望ましい。また、集落活動センターの取り組みはそれぞれの地域で異なり、その活動も、宿泊、集いやレストランなど多岐にわたることから、事前に福祉保健所などにも確認したが、県職員だけでの対応は困難と思われる。このため、その分野の知見を有する専門家に出向いてもらうことが適当であると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、感染症対策もしながら避難所運営にかかわれる人材をつくり、福祉保健所や市町村の職員の人材育成につなげて、地域で育てるという考えはないのかとの質疑がありました。執行部から、せっかく専門家のアドバイザーが入るので、集落活動センターのサポーターとして、関係する県職員も入ってスキルアップや情報共有を図れるようやっていくとの答弁がありました。

次に、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、交通運輸政策推進費の貸切バス利用促進事業費補助金の創設案について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が大きく減っている貸し切りバスの利用回復につなげるため、県内の貸し切りバス事

業者に支払った借り上げ料の2分の1を利用者に対して補助するものであるとの説明がありました。

委員から、このような支援は必要であり、実施すべきだと考える。今回の補助金では少ないのではないかと。上積みしていくことを考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、この事業の実施により、要望が多く、補助金が不足してきた際には、補正予算の計上も検討したいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、現在の貸し切りバスの稼働状況はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、6月においても非常に厳しい状況であり、事業者の中には前年同月比9割弱の減となっている事業者もいるとの答弁がありました。

さらに、委員から、県内のバス運行事業者が、赤字となっている路線バスの維持のため、貸し切りバスの収益で補填をしている窮状があることなどを考えても、県民の足である公共交通を担う会社自体の運営ができなくなることはないよう、支援をぜひお願いしたいとの要請がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、観光振興推進事業費について、執行部から、ことし5月に策定した高知県観光リカバリー戦略に基づき、感染症の収束状況に応じて、国の施策と連動した観光消費の拡大につながる取り組みを段階的に展開することで、甚大な影響を受けている本県の観光需要の早期回復を図るとの説明がありました。

委員から、高知でお泊まりキャンペーンではオンライン旅行会社への登録が必要であり、県内のホテル、旅館の3割程度が対象となる。県内全ての宿泊事業者にメリットのある対策等を考えていく必要があるのではないかと質疑が

ありました。執行部からは、今回のキャンペーンは、速やかに、かつ余りコストをかけずに展開することを考えて実施することとした。なお、国の「Go To Travel キャンペーン」の宿泊割引は、全ての旅館、ホテルが対象となる見込みであるとの答弁がありました。

別の委員から、国のキャンペーンの実実施時期がまだ明確でない中、6月に開始された県内向けの高知でお泊まりキャンペーンについては終了したが、今後も切れ目なく取り組んでいく必要がある。全国向けの高知でお泊まりキャンペーンが見込み以上に早く終わった場合、支援策は何か考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、本県の全国向けの高知でお泊まりキャンペーンは7月10日から開始するので、利用状況を見ながら、不足が生じる場合には、予備費の活用なども含め、利用対象枠をふやすことなどを検討したいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」等について、執行部から、繰越明許費の金額等や工事請負契約の一部を変更する契約内容について説明がありました。

委員から、全体的なことであるが、今回のコロナ禍におけるテレワークの推進整備が進められている。公共工事の現場での打ち合わせが滞ることにより工事全体に影響を及ぼすことがないよう配慮をするようにとの要請がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（三石文隆君） 総務委員長横山文人君。

（総務委員長横山文人君登壇）

○総務委員長（横山文人君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第

5号議案、第11号議案から第61号議案、以上56件については全会一致をもって、第6号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1号「高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）に関する請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第2号議案「職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、国家公務員の特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたことを考慮し、患者から直接検体を採取する作業などに従事した場合の特殊勤務手当の特例を定めるものであり、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として指定されている令和2年2月1日から来年1月31日までの間、適用するとの説明がありました。

委員から、特例の対象となる作業に従事する職員はどの程度いるのかとの質疑がありました。執行部からは、検体採取については、通常は医療機関で行うが、施設にいる方や移動手段がない方については福祉保健所の医師が対応する場合があります。これまでに4件の事例がある。また、検体を直接取り扱う作業については、2月17日から5月31日の間では1日平均3人程度が対象となるとの答弁がありました。

別の委員から、患者等が滞在する宿泊施設において、患者のごみ等を処理する作業に従事した場合と防護服を処理する作業に従事した場合で手当額に差がある理由について質疑がありました。執行部からは、患者のごみ等を処理する作業については、感染者がいる施設における作

業であり、通常勤務では想定されない作業に従事するところを評価している。一方、防護服の処理については、患者との接触がなく、ウイルスの飛散するおそれも少ないことから、患者のごみ等の処理とは危険性が異なると考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、校務支援員の追加配置事業について、執行部から、新型コロナウイルス感染症対策により増加する教員の業務をサポートし、教員が子供の学びの保障に注力できるよう環境を整えるため、市町村が実施する校務支援員の追加配置を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、校務支援員にはどのような資格が必要なのか、また確保はできているのかとの質疑がありました。執行部からは、教員免許などの資格は不要で、市町村が公募等の方法により採用を行っており、確保はできていると聞いているとの答弁がありました。

別の委員から、人の確保ができたとしても、各学校で校務分掌を整理し、校務支援員の業務内容を明確化しなければ、学級運営に支障を来すおそれがあるので、各市町村の教育委員会に対して助言をしてもらいたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

ふるさと納税について、執行部から、県内市町村の返礼割合等の状況及び奈半利町のふるさと納税に関する第三者委員会が、次回7月21日の委員会において報告書を取りまとめ予定との説明がありました。

委員から、本来税金は住民サービスのために使用されるべきであり、現在の制度は見直しが必要だと思うが、どのように考えているのかとの質問がありました。執行部からは、自治体の

取り組みを支援する寄附に対し税額を控除する仕組みに返礼品が組み合わさったことで、問題や議論が生じている。最高裁の判決も出ており、今後の制度の運用については総務省の対応などを注視していきたい。また、ふるさと納税制度による寄附は、本来別の自治体へ納められる税であることを忘れることなく、制度の趣旨を踏まえ、ルールを逸脱することのないよう、市町村に対して助言していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、今回の奈半利町のような、ふるさと納税制度を舞台とした不正事案が起こることのないよう、県内の市町村長に助言し、徹底するべきではないかとの質問がありました。執行部からは、ふるさと納税制度においても職員の不正が起こり得ることが明らかになった。市町村に対し、監査や情報公開などの仕組みを通じ、常に公平性、透明性を保ちながら取り組むよう助言していきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の対応について、執行部から、感染防止対策に取り組みながら、学習のおくれや子供たちの心のケアに対応する学校の教育活動を支援するための取り組みを講じていくとの説明がありました。

委員から、新型コロナウイルスの対応については、現場の教員、児童生徒や保護者の実態を各市町村及び県教育委員会が共有し、連携することが肝要だが、これまでどのように実践してきたのかとの質問がありました。執行部からは、学校現場が通常の学習活動を取り戻すことを第一に考え、現在は学校訪問を控えているが、各市町村教育委員会への聞き取りなどにより、子供や教員の状況を確認している。県教育委員会と市町村教育委員会、学校現場が協力し、学校活動の再開に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、教育現場においても新型コロナウイルス感染症対策は多岐にわたるが、これらに対する検証の場を設けることも今後の対策を講ずる上で重要ではないかとの意見がありました。

次に、現在開設準備を進めている公立中学校夜間学級、いわゆる夜間中学に関し、執行部から、高知県立高知南中学校の分教室として設置することや夜間学級の概要について説明がありました。

委員から、分教室での設置とのことだが、なぜ独立した中学校ではないのかとの質問がありました。執行部からは、入学する生徒の数が不確定であるため、生徒数の増減に柔軟に対応できる分教室での設置としたとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知南中学校のほうが高知国際中学校と比べて利便性がよいとの話だが、教職員の都合を優先させていると感ぜられる。高知南中学校は、2年後にはなくなってしまう。分教室でやるということであれば、最初から高知国際中学校でしっかりやるのが大切と思うがどうか。また、今回の案には、何が最も学習者のためになるのかという大切な視点が抜けているのではないかと質問がありました。執行部からは、学び直しの機会を早く整備すべきとの考えのもと検討を重ねてきた案であるが、いろいろと御意見をいただき、なお考えていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知南中学校・高等学校と高知西高校の統合に関して、高知南中学校は募集を停止するまでの経緯もあるので、しっかりと説明しなければならない。すばらしい夜間中学をつくるためにも再度検討すべきであるとの強い意見がありました。

別の委員から、夜間中学の設置自体は教育の機会の提供であり異議はないが、関係者の意見

をいま一度調整し、高知南中学校及び高知国際中学校のどちらの分教室として設置することがよいのかを決定してもらいたいとどうかとの質問がありました。執行部からは、いずれの中学校に設置するかということについては、県民の皆様にご迷惑を生じることのないよう検討していきたいとの答弁がありました。

複数の委員から、県による夜間中学校の設置は意義深いことであり、基本的な考え方は一定理解できるので、今回の議論を踏まえて、よりよい方向性を見つけていただきたいとの意見がありました。

次に、知的障害特別支援学校の狭隘化等への対応について、執行部から、県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数増加による施設狭隘化等の課題にスピード感を持って対応するため、高知市もしくは南国市、香南市、香美市において40人から50人規模の新たな学校の設置を検討した結果、最も適した施設は現県立高知江の口特別支援学校と考えているとの説明がありました。

委員から、高知江の口特別支援学校には寄宿舎がある。登校が困難な生徒のことを考えれば、寄宿舎をそのまま転用すればよいと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、寄宿舎は通学困難な児童生徒のために設置するものであるが、高知江の口特別支援学校は高知市中心部で比較的利便性のよい地域にあることから、寄宿舎の設置までは考えていない。また、校舎のある地域が長期浸水区域であることから、南海トラフ地震等に備えて、今ある寄宿舎を避難場所として使用したいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、ハード整備とともにソフト対策もしっかりやっていただきたいとの要請がありました。

次に、非強制徴収債権の放棄について、執行

部から、令和元年度に高知県債権管理条例に基づき非強制徴収債権の放棄を行ったこと及び債権整理に向けた取り組みに関して説明がありました。

委員から、高等学校の損害金に関する債権回収については、研修によって債権管理に関する知識を習得したとしても、現場だけでは対応が難しい状況も起こる。危機管理の問題もあることから、教育委員会も一緒になって対応することが必要だと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、研修だけでは十分でない部分もある。関係機関と連携しながら取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第5号議案まで及び第7号議案から第64号議案まで、以上62件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委

員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上62件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願の採決に入ります。

請第1号「高知県立の中学校夜間学級（夜間中学）に関する請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の上程、採決（議発第1号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末248ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「地

方財政の充実・強化を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第2号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末251ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「国際保健衛生分野及び我が国との経済・文化的交流における台湾の重要性に関する意見書議案」

を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「国際保健衛生分野及び我が国との経済・文化的交流における台湾の重要性に関する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第3号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号 巻末254ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「林業分野における人材確保を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「林業分野における人材確保を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第4号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第4号 巻末257ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「河井両国会議員の議員辞職と真相究明、安倍首相・自民党総裁の政治責任を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番(吉良富彦君) 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第4号「河井両国会議員の議員辞職と真相究明、安倍首相・自民党総裁の政治責任を求める意見書議案」の賛成討論を行います。

7月8日、東京地方検察庁特別捜査部は、去年の参議院選挙で河井克行前法務大臣と妻の河井案里参議院議員が地元議員らに票の取りまとめを依頼し現金を配ったとして、公職選挙法違反の買収の罪で起訴しました。河井前大臣は、去年7月の参議院選挙をめぐり、妻の案里議員が立候補を表明した3月下旬から8月上旬にかけて、広島県の県議会議員や首長、地方議員、後援会関係者など合わせて100人に2,900万円余りの現金を手渡し、票の取りまとめを依頼したというものです。また、案里議員も河井前大臣と共謀し、地元議員5人に170万円を配った罪に問われています。買収事件は、既に現金の受け取りを認めた広島県内3名の現職首長を初め議員の辞職へと波及しています。

公職選挙法は第221条で、当選を得、もしくは得しめ、または得しめない目的をもって、選挙人または選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益を供与する行為について、3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金に処すると、厳しく禁じています。選挙に当たったの買収は、文字どおり票を金で買うもので、民主主義を破壊する言語道断な犯罪であり、厳しく罰せられるべきです。

今回の事件での特徴は、安倍首相や自由民主党本部の関与を証明する告白ラッシュがとまらないことから、安倍総裁の意向を受けた大がかりな買収選挙だったのではないかという疑惑が強まっています。辞職した府中町議は、克行被告人から、安倍さんからと言われ、現金の入った白い封筒を渡されたと言っています。北広島町議会議長は、克行被告人が同氏の自宅を訪問、安倍首相と案里被告人、菅義偉官房長官と案里被告人と一緒に写真に写っている新聞記事のコピーを複数示し、党本部が応援していると語り、現金20万円が入った白い封筒が渡されたと言っています。それらの資金は、自民党本部から河井夫妻の自民党支部に振り込まれた1億5,000万円である可能性が指摘されています。

安倍首相は、河井克行被告人と、2019年1月以降法相辞任の10月までに官邸で12回も面会し、9回は異例の単独での面会という特別扱いでした。その中でも、1,500万円の資金提供を受けた4月15日の後の4月17日の面会、そして3,000万円が提供された5月20日の3日後23日の面会、さらに7,500万円提供された6月10日の後の6月20日の面会、これらはいずれも資金提供直後の面会であり、資金提供との関連がうかがわれるものとされています。

当該選挙は、党本部から1候補当たり1,500万円の資金が提供されたと言っていますが、その10倍もの破格の1億5,000万円が出されたの

は、自民党総裁である安倍首相の指示なくしてはあり得ないと言われています。下村博文自民党選挙対策委員長も、想像を超えている、あり得ない話と述べ、党本部ということであれば幹事長、あるいは総裁の判断ということと発言をしています。

公選法は、買収をさせる目的で金銭などを交付した場合は買収目的交付罪に当たり、交付した側も罰せられると定めています。1億5,000万円の使途について、当初二階自民党幹事長は、支部の立ち上げに伴う党勢拡大のための広報紙を複数回全県配布した費用に充てられたと述べ、安倍首相も、政党助成金の使い道は自民党は相当厳しくやっている、事後的にもちゃんとチェックしていると述べ、二階幹事長の説明を繰り返していました。

ところが、ことし5月までに広島県選挙管理委員会に提出した政党交付金使途等報告書と政治資金収支報告書に使途を記載していなかったことが判明すると、二階幹事長は、党として支出した先がどうなったか細かく追及しておらず承知していないと言い出しました。6月29日には、中国新聞の質問に対する幹事長室の回答文書で、広報紙に使ったとの報告が実は参院選の前だったこと、夫妻の党支部からは政党交付金の使途等報告書が詳細を不明としたまま党本部へ提出されていたこともわかりました。当初から使途が不明であることはわかっていながら国民を欺こうとしたのなら、到底許されるものではありません。

案里氏の参院選出馬は、安倍首相や菅義偉官房長官らの強い後押しを受けたものです。現地で選挙の主体となる自民党広島県支部連合会は現職の出馬を決めており、案里被告人の出馬に強く反対していたものを、安倍首相らが押し切ったと報道されています。選挙戦では、破格の資金提供だけでなく、安倍首相や菅官房長官も応

援に入っています。私の秘書が私の指示で広島に入ったと安倍首相が国会で認めたように、首相の地元山口県から4名もの秘書らも応援に入っています。

買収に使われた資金の約7割が自民党系の地方政治家に配られたのは、もう一人の自民党候補だったベテラン政治家の票を崩すためだったとも言われています。落選したベテラン政治家は、安倍首相に批判的な人物でした。首相の政敵潰しのために、金も人も安倍首相主導の選挙だったのではとの疑惑とともに、安倍首相自身に買収目的交付罪の疑いがかかるとも指摘されています。

逮捕される前日に夫妻は自民党を離党しましたが、克行被告人に首相補佐官を務めさせ、その後法務大臣に抜てきしたのも安倍首相です。わずか2カ月足らずで辞任しましたが、地元紙も、安倍首相に任命責任があるのは当然だとしています。また、説明責任を果たさない夫婦を放置し、国会議員に居座り続けさせ、政治不信を増大させてきた責任も重大です。

自民党本部から振り込まれた資金のうち1億2,000万円は、税金で賄う政党助成金です。それが買収資金に使われていたとすれば、税金を使って民主主義の破壊が行われたこととなります。自民党本部から河井夫妻に送金された1億5,000万円もの巨額資金提供の経緯を初め、安倍晋三首相ら政権中枢の関与を解明することは、民主主義を守るため、そして政治への信頼を取り戻すために必要不可欠です。

安倍首相は、閉会中でも求められれば政府として説明責任を果たすと述べていましたが、河井夫妻問題の国会閉会中審査の開催及び出席も拒否している態度は許しがたいものです。地元紙も社説で、その責任を今度こそきっちり果たすべきだと厳しく指弾しています。捜査による全容解明を待つのではなく、国会、政党、政治

家みずからが疑惑究明の先頭に立つべきです。

以上、河井両議員においては即刻議員を辞職すること、そして大臣任命権者であり自民党総裁である安倍首相においては1億5,000万円の資金提供を含めた真相を究明し、国民に対する説明と政治責任を果たすことを求める本議案への賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第4号「河井両国会議員の議員辞職と真相究明、安倍首相・自民党総裁の政治責任を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第5号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第5号 巻末260ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第5号「新型コロナウイルス感染症対策に「災害対応」を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めま

す。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

32番坂本茂雄君。

(32番坂本茂雄君登壇)

○32番(坂本茂雄君) 私は、ただいま議題となりました議案第5号「新型コロナウイルス感染症対策に「災害対応」を求める意見書議案」に対する賛成討論を行いたいと思います。

この機会に、九州地方を初めとして5日から続く記録的豪雨によって、各地で犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げさせていただきます。これ以上被害が拡大しないことを願うものであります。

さて、コロナ禍のもとでの豪雨災害という複合災害のもと、国民が力を合わせて立ち向かう新型コロナウイルス感染症に対して、阪神・淡路大震災や東日本大震災を初めさまざまな激甚災害を経験し、それを乗り越えようとしてきた教訓の蓄積を災害対応として生かすことが、コロナ禍に対する有効な対策となるものであると考えるところです。

災害対策基本法第2条第1号が定める災害には、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原

因により生ずる被害をいうとあり、新型コロナウイルス感染症の拡大を異常な自然現象と解することは十分可能であると思われます。また、災害対策基本法施行令では、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、その他の大規模な事故が第1条に追加して明記されており、地震や天候による自然災害だけが災害ではなく、新型コロナウイルス被害に伴う直接被害や間接的な経済被害等を災害と捉える余地は十分あり得ると思われます。

さらに、現在最も使われている語句の解釈を収録した三省堂大辞林第3版以降では、災害とは、地震、台風、洪水、津波、噴火、干ばつ、大火災、感染症の流行などによって引き起こされる不時の災い、またそれによる被害とあり、感染症も主要な災害の一つとして位置づけられています。このことから、この感染症の拡大という事象を災害と捉えて、現在の改正新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる新型コロナ特措法に基づく対策のほか、災害対策基本法や災害救助法などその他の災害対策関連法制を活用することで、さらなる感染症の拡大防止、コロナ禍に対する生活等の支援が可能になると考えます。

法制度の生かし方としては、直接適用だけではなく、法改正や準用、政令等による拡張、現場の弾力的運用、同種の仕組みを要綱化した地方自治体への交付税など、とり得る方法は多様に存在しており、これまでの災害の経験に学び、先例に基づく知恵を凝らし、有効な新型コロナウイルス感染症対策を講じることが求められているのです。

例えば、激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に倣って、第2次補正予算に、みなし失業給付にかわる新制度として、新型コロナウイルス感染症の影響で休業させられ、勤務先から休業手当を受け取れないと

いった労働者が直接現金を申請できるようにする新たな個人給付制度、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金が、雇用保険法の臨時特例法として制度化され、あすから受け付けが始まります。

また、内閣府地方創生推進室の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集には、次のような事例が紹介されています。社会生活を維持するために必要な事業に従事する者で、同居する家族にウイルスを感染させるおそれがある人などについて、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的な隔離施設として宿泊施設等を借り上げて提供し、または宿泊費を助成するのに必要な経費に充当する自主的な隔離措置応援事業。ほかの支援施策の対象とならないまたは超える部分について、妊婦や子供、社会福祉施設や食品販売店、運送業者などの社会生活維持のために欠かせない活動主体に対して、地方公共団体がマスク、消毒液などを確保した際に配付する経費に充当する必需物品供給事業など、災害対応とも言える事業が紹介されています。

今回、政府も必要に迫られてこのような対応がされていますが、先ほども述べた激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例であるみなし失業給付などは、早くから災害対応を求めて提起されていたことを受け入れたものにすぎません。

ほかにも、災害救助法を参考に、コロナ禍での生活困窮者に対して在宅避難者とみなし、食料、飲料品、生活必需品を給与したり、コロナ禍での住宅確保困難者に避難所として宿泊施設を給与したり、生業に必要な金銭や用具の給与、貸与を行ったり、学用品給与として生活困窮世帯にネット環境を整備してオンライン授業をあまねく届けることなども可能となります。また、災害対策基本法による自宅待機の指示、警戒区

域設定による立ち入り制限や、被災者生活再建支援法による生活再建支援金の支給や、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付けなども可能となり、いわゆる新型コロナ特措法だけの取り組みよりも素早くきめ細かな対策や支援も行えたのではないかと思います。

なお、被災者生活再建支援金と災害弔慰金は、根拠法の改正により、既に差し押さえ禁止の措置がとられていますが、今回の新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金や10万円の特別定額給付金について、それぞれ差し押さえ禁止等に関する法律を新たにつくらなければなりません。そして、義援金については、過去の大規模災害については都度特例により差し押さえ禁止の臨時措置がとられてくるなど、これらの災害支援に倣えば、コロナ感染症関連の各種給付金や自治体独自の協力金などに対しても差し押さえ禁止の特別措置を急げたのではないのでしょうか。

また、東日本大震災では、個人のローンについては、ペナルティーのない個人債務者の私的整理に関するガイドライン、いわゆる被災ローン減免制度という制度が、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインとして恒久化されるなど、たとえ同じ制度を使うことができないとしても、災害対応として取り組めば、これまで大災害の経済復興のために行われてきた支援策は、新型コロナウイルス感染症における経済支援のヒントになったはずです。

高知県は、高知医療センターの隣接地にある宿泊施設やまももでの感染者受け入れをした際に、自衛隊に対し自衛隊法に基づく災害派遣を要請し、医官2人と隊員2人が、やまもも内のエリア分けや動線確保の助言などを行い、配膳やごみ処理をする県職員を指導されています。これは、災害派遣要請とした以上、コロナ感染

症の対応を災害対応として捉えたものであったのではないのでしょうか。

今回、災害対策基本法等で住民の生命と生活を守る緊急提言をされた、災害と向き合ってきた有志弁護士らは、この提言の真意について、新型コロナウイルス感染拡大を災害の定義に書き加えるということではなく、新型コロナウイルス感染拡大という未知の危機に対し、災害列島である日本において積み重ねてきた災害対応の経験や知恵の蓄積、原発事故等の事故で得られた反省や教訓の数々を、所管を問わず最大限に生かし、現行の災害関連法や制度を総動員し、コロナ禍で困っている人を救ってほしいということだと述べられています。

新型コロナウイルス感染症と向き合い、感染リスクを抑えるための新しい生活様式での暮らしと働き方、厳しい中での社会経済活動の再開、回復に向けて懸命に取り組まれている県民の思いを受けとめて、高知県議会においてこの意見書を可決するということが、県民のために一層の要望に応え、感染症の拡大防止の対策とコロナ禍における生活生業再建支援に全力を尽くすことにもつながるものと思います。議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長（三石文隆君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第5号「新型コロナウイルス感染症対策に「災害対応」を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（三石文隆君） 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末263ページに掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長（三石文隆君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（三石文隆君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、新型コロナウイルス感染症への対応を柱とする令和2年度高知県一般会計補正予算など、当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれては、次なる流行の波に備えた感染症への対策、そして経済の回復に向けての取り組みが盛り込まれた補正予算などについて、終始熱心に御審議をいただきました。おかげさまをもちまして、全議案を滞りなく議了し、閉会の運びとなりました。改めまして、議員各位の御協力に対し、心から感謝を申し上げます。

また、この間、知事を初め執行部の皆さん、そして報道関係者各位には、何かと御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染者は、本県では一定の落ちつきを見せてはおりますものの、県内の経済活動におきましては、観光業や宿泊業を初め飲食業など多くの事業者の皆様が甚大な影響を受け、今苦境に立たされています。どうか執行部の皆さんにおかれましては、英知を絞り、感染症の拡大防止を図りながら、県経済の早期回復に向けた取り組みを進めていただくようお願い申し上げます。議会といたしましても、事業者の皆様の立ち直りをしっかりと後押しするよう、執行部の皆さんとともに精いっぱい取り組んでまいります。

冒頭に申し上げましたとおり、豪雨により、九州では大きな被害が発生をしております。この時期、毎年のように、観測史上例を見ない大雨によるこのような被害が発生をしております。県内においても、激しい雨が長く降り続き、土砂災害などにも十分に警戒する必要があります。

どうか皆様方におかれましては、災害にも十分に備えられ、健康に御留意の上、今後とも県勢の発展と県民福祉の向上に向け、ますます御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和2年6月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、このたびの熊本県や福岡県を初めとする九州を襲った大雨によりお亡くなりになられた方々に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様に対しましてお悔やみを申し上げます。また、いまだ複数の方の安否が不明となっており、一刻も早くその方々の生存が確認されますことを願っております。加えて、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。本県といたしましても、できる限りの支援をしまいたいと考えているところであります。

今議会には、令和2年度一般会計補正予算や職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や、経済活動の本格的回復に向けた方策並びに地産地消プロジェクト、日本一の健康長寿県構想を初め、人口減少対策、さらには教育政策などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

提案説明でも申し上げましたように、現在県内の新型コロナウイルスの感染状況につきましては落ちつきを見せております。引き続き、感染防止対策に努めながら、5つの基本政策と3

つの横断的な政策に係る取り組みを前に進めていきたいと考えております。

とりわけ、経済の活性化について申し上げますと、感染拡大防止策を徹底しつつ、経済活動を本格的に再開させていくために、事業の継続と雇用の維持の対策を引き続き実施してまいります。そして、今後は経済活動の回復を図り、さらには社会の構造変化への対応も見据えた各政策のさらなる充実強化を図ってまいります。

これからコロナ後の経済社会において、人々の価値観やライフスタイルなどが大きく変化していくと考えられます。そうした変化を先取りした施策を展開できるよう、職員とともに、官民協働、市町村政との連携・協調によりながら、創意工夫を発揮して、先進的な取り組みにも積極的に挑戦をしていく、そうした気概を持って県政運営に果敢に取り組んでまいり所存であります。議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。皆様方におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（三石文隆君） これをもちまして、令和2年6月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時25分閉会